

<学位申請論文>

近代日本の国民道徳の展開と神道の接近
—公教育と「宗教」の関係史—

2023年10月

高瀬 幸恵

近代日本の国民道徳の展開と神道の接近

—公教育と「宗教」の関係史—

序章

1. 主題と視点 1
2. 先行研究と未解決の課題 5
3. 本研究の仮説と課題 10
4. 方法 11
5. 構成と概要 13

第1章 国民道徳への序奏—修身教授不振論と教育勅語の時代不適合論— 19

はじめに 19

1. 教育勅語の発布と修身教授不振論 19
 - (1) 教育勅語の発布
 - (2) 明治後期の修身教授不振論
2. 教育勅語の時代不適合性についての指摘 27
 - (1) 教育勅語撤回風説と中島徳蔵の道徳論
 - (2) 帝国主義教育論と第二次教育勅語案
3. 社会における道徳の振興と宗教 35
 - (1) 教育勅語の国民への普及の要望
 - (2) 道徳の振興と宗教

小括 40

第2章 地方改良運動期における学校教育と神社の接近 43

はじめに 43

1. 第1期国定修身教科書発行前後の道徳論議 43

- (1) 国民道徳に求められた「敬神」・「崇祖」と文部省の方針
- (2) 教育ジャーナリズムによる修身教科書批判
- (3) 国民道徳と宗教の関係—加藤弘之と浮田和民の議論—
- (4) 教育勅語の権威の脆弱性—法学者たちの論争—

2. 社会教化政策における神社・神職の動員 56

- (1) 日露戦中・戦後の宗教界の動向
- (2) 地方改良運動における神社政策
- (3) 文部省の社会教化政策

3. 地方改良運動期の神道界 62

- (1) 神道界の課題
- (2) 地域の神職会と学校教育の接近—県行政や小学校の動向—
- (3) 神職会側からの積極的アプローチ

小括 70

第3章 国民道徳への「敬神」・「崇祖」の導入と 民力涵養運動における神職会の動員 73

はじめに 73

1. 修身教授不振論の継続と臨時教育会議における宗教導入の要望 73

- (1) 教育界における修身教授の不振についての議論
- (2) 修身教授不振論と宗教導入の要望—臨時教育会議を中心に—

2. 修身教科書への「敬神」・「崇祖」の導入 80

- (1) 第2期国定修身教科書の編纂
- (2) 第2期・第3期国定修身教科書の「敬神」
- (3) 第2期・第3期国定修身教科書の「崇祖」

3. 国民道徳論における「敬神」・「崇祖」とそのジレンマ 88

- (1) 祖先崇拜を中心に据えた家族国家観
- (2) 井上哲次郎の「敬神」・「崇祖」論
- (3) 国民道徳論批判と「敬神」・「崇祖」の課題

4. 臨時教育会議における社会教化政策の審議と答申 96

- (1) 求められた宗教団体との連携
- (2) 「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」案の審議

(3) 建議案の議決と「敬神崇祖」の明記

5. 民力涵養運動における宗教動員と神職会 105

(1) 民力涵養運動の展開

(2) 地域行政による神社・神職の動員

小括 112

第4章 小学校訓育と神道儀礼（1）—鳥取県— 115

はじめに 115

1. 教育会の社会教化政策への対応と小学校訓育 115

(1) 社会教化政策への協力と「宗教的信念」啓発への着目

(2) 教化総動員運動の実施

(3) 教化総動員運動後の小学校訓育—「施設」としての神社参拝—

2. 神職会の小学校訓育への参入 122

(1) 神職会の教育界との繋がりと学校との連携

(2) 教育勅語発布記念事業への参画

3. 教化総動員運動後の教育会と神職会の連携 126

(1) 神職会における学校教育との連携の要望

(2) 教育会・神職会の合同会合の実現

4. 1933年以降の教育会での神社参拝に関する議論 129

(1) 教育会における名和神社の再認識と「日本精神」の重視

(2) 神社の宗教性に対する教育会会員の期待

小括 131

第5章 小学校訓育と神道儀礼（2）—岐阜県— 133

はじめに 133

1. 教育会の教育勅語不徹底論と訓育としての神社参拝の実施 133

(1) 明治末期から大正期の教育勅語不徹底論

(2) 昭和初期の教育勅語不徹底論

(3) 訓育の方法としての神社参拝

2. 神職会の小学校訓育への参入 137

- (1) 教化総動員運動への神職会の取り組み
- (2) 小学校訓育への参入

3. 神社参拝拒否「事件」 141

- (1) 県の神社参拝奨励策と「参宮旅行」調査
- (2) 常葉神社参拝拒否と学校側の見解
- (3) 参宮旅行拒否の事件化と顛末

小括 148

第6章 小学校訓育と神道儀礼（3）—神奈川県— 151

はじめに 151

1. 教育会における修身教授不振論と教育勅語の時代不適合論 151

- (1) 修身教授不振論と改善策の検討
- (2) 教育勅語の時代不適合性についての指摘

2. 教化総動員運動の実施と教育界の反応 157

- (1) 教化総動員運動の実施と教化団体・宗教団体への協力要請
- (2) 教育界の反応

3. 神職会の学校教育に対する要望と連携への消極性 162

- (1) 神職会の組織と学校教育に対する要望
- (2) 学校との連携に対する消極性

4. 1935年以降の教育界の動向 165

- (1) 教育会による懸賞論文「宗教的情操涵養の具体方策」の募集
- (2) 小学校訓育の事例
- (3) 1937年以降の教育会と神職会との連携の実態

小括 169

第7章 神道界の国民教化への参画と

文部行政における教育と宗教の関係の転回

—宗教性の排除から国体の宗教化へ— 171

はじめに	171
1. 教化総動員運動の実施と神道界の積極的参画	171
(1) 教化総動員運動の実施	
(2) 神職界の動向—教育勅語発布40周年記念事業への参画—	
(3) 神道界における「敬神」と「崇祖」のジレンマの検討—	
2. 宗教的情操教育の推進と文部省の方針	178
(1) 宗教教育協議会の設置	
(2) 教育勅語を補う「拝む心」—教育勅語の宗教化の提案—	
(3) 神社・神道の宗教性と学校への導入をめぐる意見の対立	
(4) 宗教教育協議会答申と通牒の歴史的意義	
3. 教育と宗教をめぐる政策の転回—教学刷新評議会の議論と答申—	192
(1) 天皇機関説に対する神道界の反応と「児童教化」への強い関心	
(2) 教学刷新評議会の設置と趣旨	
(3) 天皇・天祖を神とする国体論のリード	
(4) 答申案の検討—大学における「敬神崇祖」精神の涵養—	
(5) 第二の答申案の検討と決議—神勅を「真先」に／国体の宗教化へ—	
4. 第4期国定修身教科書に見られる神道優先への転換	213
(1) 「ソセンヲタツトベ」	
(2) 「ウヂガミサマ」	
(3) 「皇大神宮」・「皇室」	
(4) 「靖国神社」	
(5) 神話を用いた天皇の神格化と「神国」の登場	
小括	219
結章—要約と考察—	221
1. 研究成果の要約	221
2. 国民道徳をめぐるジレンマ—「敬神」「崇祖」「神社非宗教論」 そして「国体」—	223
3. 今後の研究課題と展望	225

序章

1. 主題と視点

近代の公教育は、教育と宗教の分離を原則として形成されてきた。この原則は、ヨーロッパにおいては、キリスト教教会による支配から学校を独立させ教育の自立性の確保を目指そうとする過程で実現されたが、日本においては神道の非宗教化による「国教化」ともいえる特殊な制度設計のもと、他の宗教を公教育から排除する原理として運用された。すなわち、キリスト教や仏教などの諸宗教は1899年の文部省訓令第12号に基づいて私立学校を含むいわゆる正規の初等・中等教育から排除されたが、宗教学上は宗教の一つとされながら政府によって宗教でないとされた神道は学校教育と結びつくことが可能であった。戦時下にはすべての学校で奉安殿の建造や神棚の設置が進み、戦勝祈願や戦没者の慰霊のための神社参拝が学校行事として行われたことはよく知られている。

戦後はこうした神道と学校教育の結びつきに対する占領軍当局の禁止措置、さらに日本側の教育関係者の反省のうえに宗教的中立性に基づく教育制度が整備された。学界においても反省的立場から宗教史研究、特に神道史研究が進められてきた。しかし教育史分野では修身教育を含む道德教育史の研究は詳細に行われてきたものの、神道と学校教育の結びつきがいかに進められてきたかというプロセスの検証は、なお十分に行われていない。

本研究は、近代日本の学校教育がいかに神道と結び付くに至ったのか、その神道理解の変遷はどのようなものであったのか、そしてそれにより道德教育の原理や内容はいかに変化したのかを明らかにしようとするものである。そのプロセスを検証するにあたって特に留意したのは、修身科教授内容の変化とその基本原理であった国民道德の展開である。この両者は順調に推移してきたのではなく、時代の要請を背景として、批判に晒され、問い直しが行われ、再構築が図られてきた。こうした変遷や展開の過程に即していかに神道が導入されて行ったのか。また、神道の導入に際して信教の自由という憲政原理および教育と宗教の分離原則との整合性はいかに図られようとしたのか。こうした問いに取り組むこととする。

神道は、日本固有の自然発生的信仰とされるが、近代国家成立以降は、神社行政の下に置かれて非宗教とされた神社神道と、宗教行政の下に置かれた宗教としての教派神道（神道本局、黒住教、天理教などに代表される）とに区別され、さらに皇室祭祀も神社神道との一体性を計りつつ体系化されたとされる¹。このように神道は外延の広い概念であるが、学校教育に直接の影響を持ったのは神社神道および皇室祭祀であることから、本研究では神社神道および皇室祭祀を研究対象として扱い、教派

¹ 小野泰博ほか編『〔縮刷版〕日本宗教事典』弘文堂、1994年。島藺進『国家神道と日本人』岩波書店、2010年、101-102頁。

神道を含めないこととした。また、叙述において神道という用語を用いる際には、便宜上、神社神道および皇室祭祀の範囲に限定する。具体的には神社神道が実施する祭祀や、『古事記』および『日本書紀』を神典とし、そこに示された天壤無窮の神勅に対する信奉を指すこととする。これらはいわゆる「国家神道」概念と重なり合う部分があると思われるが、その概念を用いない理由は後述する。「神道界」という語も用いるが、これは神社行政のもとにある神社や神職の集団・組織を主に指すこととする。

また、本研究では「神社神道は宗教に非ず」とした当時の政府見解を取らず、宗教学に即して神道を宗教として捉える²。宗教であるにもかかわらず、宗教でないとするロジックを基礎としつつ、神道はいかに国民道徳と結び付くに至ったのか。その過程を明らかにすることが本研究の主題である。従って、国民道徳と宗教の関係史を検証するにあたり、排除・対立の側面よりも利用・協力の側面にフォーカスし、なぜ国民道徳に神道が必要とされたのか、神道にどのような期待がかけられたのか、またその導入にはどのような課題——とりわけ信教の自由との関わりにおいて——があり、いかに課題が克服されようとしたのかという問いに取り組み、近代日本の公教育と宗教との複雑な関係を解き明かすことを目指す。

遡ってみれば、明治政府にとって学校における道徳教育は、国民統合を目的とした国家意識・国民意識の形成の場として重視されるものであり、従って道徳教育の基礎となる国民道徳の内容を確定することは重要な課題であった³。1888年6月、憲法草案の討議が枢密院で行われた際、伊藤博文は人民統治にあたって「我国ノ機軸ハ何ナリヤト云フコトヲ確定セサルヘカラス」と述べ、課題意識を明らかにしている。伊藤は、欧州では「宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ為シ深ク人心ニ浸潤シテ人心此ニ帰一」しているが、我が国では仏教も神道も「其力微弱」で「国家ノ機軸」となり得ないとし、「我国ニ在テ機軸トスヘキハ独り皇室アルノミ」と主張した⁴。明治初年には神道を国教化し国民の教化を目指す方針が取られたが、すでにこの政策は失敗に終わり、建前として神道を儀礼や習俗に位置づける「日本型政教分離」の方針が決定的となっていた時期である⁵。宗教を「機軸」とする欧州とは異なり「皇室」を「機軸」として人心の「帰一」、つまり国民統合を目指すというのが、伊藤が示した方

² 小野泰博他編『〔縮刷版〕日本宗教事典』（弘文堂、1994年、55頁）によれば、「神道がはたして宗教であるのかないのか、依然として明確でないところがある」としつつも、「客観的事実として古代に『神道』と称してその宗教的伝統を表現したことがあり、それ以来さまざまな形で儀礼や思想の体系化が試みられた歴史をもっている」こと、そして『神道』の名の下に現に神社や教会などの宗教団体が営まれている事実を無視するわけにはいかないことをもって、宗教としての性格を指摘している。また神道の祭祀については大嘗祭といった皇室祭祀も取り上げられている。

³ 「国民道徳論」は1910年代に公式に議論されることとなるが、ここでいう「国民道徳」は近代国家の創出以降に課題とされてきた国民の道徳を指す。関口すみ子は、『国民道徳』という思想自体は、national morality の訳語である「国民ノ道徳」を出発点とするとみてよいとし、ハーバート・スペンサーの『社会静学』が出典であったことを指摘している（関口すみ子『国民道徳とジェンダー—福沢諭吉・井上哲次郎・和辻哲郎』東京大学出版会、2007年、ii頁）。

⁴ 『枢密院会議筆記一、憲法草案 明治二十一年自六月十八日至七月十三日』国立公文書館デジタルアーカイブ。

⁵ 安丸良夫『神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈—』岩波新書、1979年。安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、2007年。

針であった。周知のように上記の討議を経て確定した憲法には、制限付きの信教の自由が規定された。

伊藤の示した方針は、1890年に発布された「教育ニ関スル勅語」（以下教育勅語と表記する）によって実現した。教育勅語は、万世一系の天皇による統治を日本独自のものとする国体思想を前提とし、この国体に「教育ノ淵源」があるとする道德理念を示すものであった。すでに幕末には万世一系の天皇を中心とした祭政教一致体制を「国体」の核心と捉え、宗教的儀礼を通じて人々に自発的な服従を生み出そうとする国体論を確認することができるが、「国体」という語が上記のような確固とした意義を持つのは教育勅語以後のこととされる⁶。教育勅語は、学校教育における修身科での教授のほか、神聖化された学校儀式などを通して、国体思想を前提とした規範意識の形成を目指すものであった。また、後には学校教育のみならず、一般社会での普及・徹底が叫ばれるようになった。

教育勅語によって基準が定められた国民道德は、その後、宗教と複雑な関係を持ちながら歴史的に展開した。教育勅語が求める疑似宗教的な「奉戴」の方式が、既成宗教の教理や信仰が求める行動様式と矛盾し、対立を生んだことは周知のとおりである。代表的な事例として、キリスト教信仰により御親書の教育勅語謄本への敬礼を躊躇したことが事件化した内村鑑三不敬事件を挙げることができる。また、政府は1899年の文部省訓令第12号によって宗教上の教育や儀式を正規の学校教育から排除し、代わりに教育勅語を主軸とする公教育の体制を整えようとした。多くのキリスト教主義学校は、自校の教育理念と教育勅語とをどのように関係付ければよいのかという問題に悩まされ続けた。

しかし、国民道德と宗教は絶えず矛盾と対立の歴史を歩んできたわけではない。明治末期以降、社会教化の分野では道德振興を目的とした宗教動員が内務省を中心に推進され、神道、仏教、キリスト教などの宗教団体に協力を求める施策が取られた。道德振興策が政府において議論される際には、宗教利用論がしばしば登場し、先に触れた伊藤の発言と同様の言説、すなわち欧州では宗教が人心の「帰一」に有効な役割を果たしているという言説が語られた。為政者の宗教に対する期待は明治から昭和戦中期まで断続的に見られる。

このように、国民道德と宗教の関係史は、排除・対立および利用・協力という、一見すると矛盾するような複雑性を持っている。しかし、そのなかで特殊な位置づけにあったのが神道であった。神道は宗教的儀式を持ち、宗教としての性格がありながら、「国家の宗祀」として位置づけられ、建前上は非宗教と位置づけられていたという事情が、この宗教利用の歴史に複雑に絡んでいる⁷。

1882年の神官教導職分離、1900年の神社局の設置という二つの行政措置により、神社行政を宗教行政と区分するいわゆる「神社非宗教」の原則が確立し、この神社行政の対象である神社の管理およ

⁶ 米原謙『国体論はなぜ生まれたか—明治国家の知の地形図—』ミネルヴァ書房、2015年、29-62頁。尾藤正英『日本の国家主義—「国体」思想の形成』岩波書店、オンデマンド版2020年、261-264頁。

⁷ 1913年の内務省訓令第9号「官国幣社以下神社神職奉務規則」において「神職ハ国家ノ礼典ニ則リ国家ノ宗祀ニ従フヘキ職司」と明文化されたことにより、官国幣社のみならず、府県社以下の神社を含むすべての神社が「国家の宗祀」としての事実上の認定を得たとされる。

び神社祭祀は国務事務となった。このことにより、神社神道は宗教とは異なる位置づけを与えられ、「国家的神道」と認識されるようになった⁸。他方で、神道本局、黒住教、天理教などの教派神道は、仏教、キリスト教とならんで、宗教として宗教行政の対象となり、神社神道とは行政上明確に区分された。宗教行政のもとに置かれた諸宗教は社会教化に動員されたが、行政と密接な関わりをもって社会教化に参画し、さらに「神社非宗教」の建前のもとに学校教育への直接的なアプローチが可能であったのは、神社行政の管轄下にあった県社、村社などの諸社を含む神社であった。また、明治維新以降に整備された皇室祭祀も、実際には宗教性を有しているにもかかわらず宗教として位置づけられることはなく、皇室祭祀に係る祝祭日に実施された学校儀式を通して、あるいは教科書の内容を通して学校教育に取り入れられた。

本研究の主題を歴史的に検証するにあたって、具体的には次のような視点を設定した。

(1) 国民道德の動揺および再編成と宗教の関係

先述のように、教育勅語は戦後に至るまで道德教育の基盤としての位置に置かれていた。しかし、実際には早くも明治30年代前後には教育勅語の時代不適合が認識されるに至り、第二次教育勅語の作成の動きが政府内の一部で見られた。加えて、修身教授の現場における教育勅語の趣旨の不徹底についても継続的に問題視されていた。このように国民道德は断続的に動揺しており、その再編成が図られる際に必要とされた要素の一つが宗教であった。本研究では、国民道德の再編成に資するものとして宗教を捉える見方に注目し、宗教にかけられた期待はいかなるものであったのかを解明することを目指した。

(2) 小学校修身教科書の内容と訓育の実態

国民道德は、学校教育における修身教授や訓育のあり方に影響を及ぼした。本研究では、(1)の国民道德の再編成との関連に注意しつつ、国定修身教科書の内容の変化と小学校訓育への神道儀礼の導入に着目することとした。これにより、可能な限り学校教育における神道の導入の全体像および具体像に迫ることを目指す。また、(1)、(2)ともに、文部省が配慮せざるを得なかった信教の自由という憲政原理と「神社非宗教」という政府によって立てられた原則の狭間で、いかなる模索や葛藤があったのかに注目した。

(3) 社会教化政策の実施過程における学校と神道の接近・連携

社会教化政策の過程で、宗教動員が図られたことはよく知られている。地域の神職会や神社が社

⁸ 「国家神道」國學院大學日本文化研究所編『〔縮刷版〕神道事典』弘文堂、1999年、129頁。同書によれば、1871年に神官の世襲廃止と統一的な社格制度が制定され、神社は「国家の宗祀」であることが示された。その後、官国弊社には国庫から経費が支出されることで「国家の宗祀」としての体面や経済の維持が可能となったが、他方で1872年に設置された教部省は、神官を教導職として仏教教導職とともに国民教化運動に従事させた。しかし、このことが政教分離の原則から見て不適切という意見が島地黙雷らの仏教勢力から台頭してきたという。神社は宗教的活動を行うべきではないという島地らの「神社非宗教論」の立場に政府は近づくようになったとされる(19-20頁)。その後政府は、神社神道は宗教ではないという原則に基づき神社制度を設計した。本研究ではこうした政府の立場を「神社非宗教」の原則と呼ぶこととした。

会教化事業に参画した際、学校教育と連携を図り、児童生徒の教化に関与したことが予想される。ここに、教科書や訓育における神道の導入とは異なる、地域社会の実態としての学校と神道の連携、あるいは地域の教育会と神職会の連携を見ることができると思われる。こうした連携の実態に着目すると同時に、こうした連携を通じて、学校や地域の教育会は神道にどのような認識、あるいは期待を持つに至ったのかという点にも注目し、三つの県の実態を検証してみたい。

2. 先行研究と未解決の課題

上記の視点に基づきながら、先行研究を概観し本研究の課題を確かめておこう。

(1) 国民道德の動揺および再編成と宗教の関係

近代日本の道德教育は、教育勅語を基盤とした盤石の体制で展開してきた訳ではない。教育勅語は戦後、国会によって失効確認がなされるまで、一定不変の権威を保った訳ではなく、戦前からその趣旨の徹底不足が議論され、その改訂が取り沙汰されたこともあった。教育勅語の趣旨を補完・補強するために「戊申詔書」（1908年）、「国民精神作興ニ関スル詔書」（1923年）、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」（1939年）といった詔勅類が出されたという歴史解釈が一般的である。

これまで教育勅語研究は成立過程や内容分析については優れた成果を収めているものの、「その後史」についての研究は充分ではないとする指摘⁹もあったが、その後次第に教育勅語の権威の動揺と補強に関する研究は進められつつある。

教育勅語発布後の政府内外における教育勅語の改定・追加・撤回論に着目し、教育勅語の権威の動揺を指摘している研究としては、久木幸男、佐藤秀夫、小股憲明によるものがある。

久木は、勅語発布直後は「知識層・一般民衆を問わず、教育勅語が重要な文書だという認識は余りなかった」¹⁰が、1892～1893年の教育と宗教衝突論争を通して教育勅語は国民の間で一定の権威を持つようになったと指摘した。しかし、1898年の西園寺公望文相による勅語改訂計画を筆頭に勅語撤回・修正論があらわれたとし、その言説の一部を明らかにしている¹¹。小股も、日清・日露戦間期には教育勅語の時代不適合性を認識した新教育勅語案などが構想されたことを解明した上で、政府内において教育勅語が安定的な地位を獲得したのは「戊申詔書」以後のことであったと分析した¹²。佐藤は、日露戦後の「戊申詔書」、関東大震災後の「国民精神作興ニ関スル詔書」、日中戦争開始後の「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」などの詔勅類は、教育勅語を「補強」・「補完」する役割を果たしたとの見解を示した¹³。

⁹ 佐藤秀夫「教育史研究の検証—教育史像の改築をめざして—」『教育史像の再構築』（教育学年報6）世織書房、1997年。

¹⁰ 久木幸男「明治期天皇制教育研究補遺」佛教大学『教育学部論集』第6号、1995年。

¹¹ 久木幸男「江原素六教育勅語変更演説事件」佛教大学『教育学部論集』第4号1992年。

¹² 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』思文閣出版、2010年。

¹³ 佐藤秀夫「解説」『教育 御真影と教育勅語 I』（続・現代史資料8）みすず書房、1994年。

他方、森川輝紀は、明治30年以降の国民道徳論の形成について検証した。森川によれば、教育勅語の作成の中心人物の一人である元田永孚が主張した仁義忠孝＝国教論の確定は教育勅語本文によって具体化した。忠孝主義の拡張方途の形成については残された課題となり、この課題に取り組んだのが哲学者・井上哲次郎であったという。第一次世界大戦後の民主主義的諸潮流の高まりと拡がりを背景に、「伝統的国体論の再構成」が求められ、新たな国民道徳論の編成に井上は苦心したと森川は分析する¹⁴。教育勅語の趣旨を社会に普及・徹底することを目的とする国民道徳のあり方も明治末期から大正期にかけて再編成を迫られていた。

上記のような詔勅類、国民道徳論による教育勅語体制の補強・再編成に視点を置いた研究のほか、学校における教育勅語の取り扱いや、解説書である衍義書における教育勅語の解釈の変遷から、教育勅語をめぐる状況やその理解が一定のものではなかったことを明らかにした籠谷次郎による研究¹⁵もある。

このように明治後期から戦時下にかけて国民道徳の補強と補完が複数のアプローチで断続的に行われてきたことについては、日本教育史研究上で概ね共通の理解が形成されていると言えよう。しかし、この補強と補完の歴史のなかで、宗教、あるいは神道がどのような位置づけを持っていたのかについては、まだ研究の途上にある。

鈴木美南子は、国民道徳の動揺と宗教の問題を扱った研究者の一人である¹⁶。鈴木によれば、国民精神作興運動を契機として教育界と宗教界の提携による教化運動が進められ、大正末期から昭和初期にかけて学校における宗教教育の必要性が教育界で論じられるようになったという。しかし、推進された宗教教育は、既成宗教の直接的な利用を想定したものではなかった。1935年の文部次官通牒「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」は、特定の宗派によらない宗教的情操の涵養を学校に推奨するものであり、また、「学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノ」であることも明示していた。

鈴木は、同通牒について教育勅語の絶対的優位性を前提とし、その趣旨に合致した宗教的情操教育を認めるものであったとし、「国体の宗教的絶対性を、他宗教を包含し超越することによって強化する役割を果たすものであった」と考察した¹⁷。さらに、通牒を教学刷新評議会の答申と結び付け、「国体の宗教的絶対性」の強化という役割を果たしたものとして評価した。

こうした鈴木の評価に否定的な立場を取るのが高橋陽一である。高橋は、同通牒の検討がなされた宗教教育協議会の議論や通牒の内容分析を通して、「一宗一派の教育が一般の学校では行われたい

¹⁴ 森川輝紀『国民道徳論の道—伝統と近代の相克—』三元社、2003年。

¹⁵ 籠谷次郎「教育勅語観の諸相と変遷」1982年（『近代日本における教育と国家の思想』1994年、所収）。

¹⁶ 鈴木美南子「天皇制下の国民教育と宗教—大正～昭和期を中心として—」伊藤彌彦編『日本近代教育史再考』昭和堂、1986年。

¹⁷ 鈴木美南子、前掲論文。

うことを強調すると同時に教育勅語の徹底を盛り込むことにより、『宗教的情操』そのものが、この通牒の内部で無内容化されている」と分析した。すなわち、高橋は、鈴木が主張するような「他宗教を包含」する機能を通牒は持たなかったと考察し、さらに、宗教的情操教育の推進派は政治家や官僚の一部に過ぎず、政策全体のなかで「宗教的情操」は「きわめて否定的に評価」されていたことを指摘した。結論として、通牒は「推進派に一時期の幻想を与える効果しかもたなかった」として、その効果を限定的に捉えるのが高橋の見解である¹⁸。

上記のように1930年代以降の宗教教育利用政策の歴史的意義については研究上の見解が分かれており、その解明が求められている。そもそも、国民道徳の補強と補完の歴史における宗教の位置づけについての通史的研究は、まだない状況である¹⁹。

(2) 小学校修身教科書の内容と訓育の実際、および(3) 社会教化政策の実施過程における学校と神道の接近・連携に関する研究

小学校修身教科書については、海後宗臣と中村紀久二の体系的な研究があり、当然のことながら神道に関する内容についての言及はある。しかし、概要の記述に止まり、詳細な分析にまで至っていない²⁰。

一方で、学校教育における神社参拝の導入の歴史的展開については、山本信良と今野敏彦の研究がある。これによれば、明治期には地域の神社参拝のほか、修学旅行に際しての神社参拝は一般的に行われていたものの、後者は校外学習としての性格が強く、「まだ直接に皇国民教育に利用される行事としての性格を具有していたとは断じがたい」とされる²¹。学校教育における神社参拝は、明治期から大正期にかけて定着し、昭和初期に至ると「学校経営上の重点事項となった」という²²。

さらに社会教育史関連の先行研究に視野を広げると、社会教化政策と連動して学校教育と神社との結びつきが展開して行ったことが理解される。

複数の先行研究を概観すると、1) 地方改良運動期、2) 民力涵養運動期、3) 教化総動員運動以降という時期区分ができる。

1) 地方改良運動期(1906年～)

地方改良運動は町村財政の確立・強化、国富増強および風俗改良を目的とする内務省主導の官制運

¹⁸ 高橋陽一「宗教的情操論の矛盾」『共通教化と教育勅語』東京大学出版会、2019年、209-217頁。

¹⁹ 宗教学の分野では、関連する研究として前川理子の研究を挙げることができる。前川は、近代日本の宗教論の史的展開を明らかにする過程で、大正期から昭和10年代前半ごろまでの宗教教育論を取り上げ、政府内部の詳細な議論の展開を追い、その複雑性を解明している(前川理子『近代日本の宗教論と国家—宗教学の思想と国民教育の交錯』東京大学出版会、2015年)。その研究成果と本研究の関係については、本論のなかで触れることとする。

²⁰ 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身(3)、講談社、1962年。中村紀久二編『復刻版国定教科書編纂趣意書 解説・文献目録』国書刊行会、2008年。

²¹ 山本信良、今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー—明治期学校行事の考察』新泉社、1973年27-51頁。

²² 山本信良、今野敏彦『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー(1)』新泉社、1976年、284-285頁。

動であった。特に風俗改良のための施策として町村と神社との関係を密接にする政策が取られたことが宮地正人によって明らかにされている²³。また、坂本紀子は、当該時期における行政村の創出と民衆統合における学校の社会的機能を解明した。坂本は、新潟県中頸城郡津有村を対象とした事例研究のなかで、1907年頃より小学校の行事として実施されるようになった児童の神社参拝は、「氏神、鎮守を利用し行政区への心情的一体感を醸成しつつそこへの意識統合を実現せんとする機能」を担っていたことを指摘した²⁴。一つの地域を対象とした事例研究ではあるものの、当該時期における社会教化政策と学校による神社参拝との有機的な結びつきを指摘した重要な先行研究である。

2) 民力涵養運動期 (1919年～)

行政村の創出および民衆統合の手段として用いられた神社参拝行事は、その後の民力涵養運動に際して、国体観念注入の手段として重視された。赤澤史朗は、第一次大戦後の戦後経営の一環として開始された内務省発信の民力涵養運動において、「地方改良運動の時と比べて、国体観念の注入の手段として神社の役割がはるかに重視されていた」ことを指摘した。さらにこの時期、小学校の入学・卒業時の奉告祭施行が奨励され、また神職と小学校訓導の兼務を希望する意見が唱えられたという²⁵。民力涵養運動によって神道儀式の機会が増大したことにより、神棚や門松、初詣、神前結婚式といった「国民儀礼」が創出され、人々の生活様式に大きな影響を与えたという民俗学分野からの指摘もある²⁶。

さらに赤澤は、当該時期の神道界において重視されたのが、神職の新しい社会問題への対応であったという。神職の社会的地位の低下が自覚されたことにより社会問題の解決に取り組む新しい神職像が求められ、社会教化政策への積極的な参加がみられるようになった²⁷。この頃の神職界内部の詳細な動向を解明したのが畔上直樹である。畔上は、1920年代の村々の在地神職層の動きに着目し、その中の社会的活動派と言うべきグループが、官社層への対抗意識をあらわにしつつ、村に密着した「諸社」のほうを「官社」よりも「国家の宗祀」としての重要性を持つとする論理に基づいて活性化し、国民教化を積極的に担おうとしたことを明らかにした²⁸。地域の国民教化における在地神職層の役割の重要性を示唆する研究成果である。

3) 教化総動員運動以降 (1928年頃～)

先に触れたように、山本らによれば、昭和初期に至ると学校における神社参拝は「学校経営上の重点事項となった」とされる。例えば栃木県では、多くの学校が学校経営や訓育の目標として敬神崇祖

²³ 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年。

²⁴ 坂本紀子「行政区統合化における学校の社会的機能—新潟県中頸城郡津有村の事例—」『日本教育史研究』第7号、1988年。

²⁵ 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、1985年、56-57頁。

²⁶ 岩本通弥「可視化される習俗—民力涵養運動期における「国民儀礼」の創出」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集、2008年3月。

²⁷ 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、1985年、56-57頁。

²⁸ 畔上直樹『「村の鎮守」と戦前日本—『国家神道』の地域社会史』有志舎、2009年、118-133頁。

の観念の涵養を掲げ、神社参拝を実施したという²⁹。この時期には、神社参拝、宮城遥拝といった神道儀礼が訓育の一部として位置づけられた。教育勅語を修身教授の基盤とすることは、建前上変わらないが、それを補完するものとして訓育の再編成が図られて行ったと見ることができよう。

また、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』（第5巻）によれば、文部省による教化総動員運動と1937年の国民精神総動員の開始により、「国民精神」、「日本精神」作興を目指す政策が展開し、小学校でも「日本精神」教育なるものが中心的課題となったという。例えば、1937年頃の新潟県の小学校では、「日本精神」教育を担う教育の機会として、四大節儀式、教育勅語奉安殿奉拝のほか、皇大神宮・宮城遥拝、神社参拝などの神道儀礼が位置づけられていた。こうした1935年前後の学校報告書の訓育実践から、「『皇室尊崇』『敬神崇祖』にかかわる一種の宗教的儀式が日本固有の行事とともに重要視されている」という新たな動向が認められるという³⁰。

さらに近年では、橋本萌が、1930年代に小学校児童の伊勢参宮旅行が爆発的に増加したことを明らかにしている。東京府を対象とした検証によれば、参宮旅行が拡大した背景には、区による参宮旅行費の補助や地域の教育会による組織的な支援があったという³¹。

上記の先行研究から、1) 地方改良運動期には、小学校行事の神社参拝は行政村への村民の統合の機能を持ち、2) 民力涵養運動期には、国体観念の注入をねらいとした神社参拝が学校で導入されるようになり、3) 昭和戦前期には、国民道徳を補強するため、神社参拝が訓育の手段として学校教育に位置づけられるようになった。そして4) 3) の延長線上に、国民精神総動員における「日本精神」教育を担う装置としての神社参拝などの神道儀礼がある、と整理することができよう。

これら先行研究を概観したとき、以下のような課題を挙げることができる。

第一に、学校教育における神道儀礼の導入に関する事例研究の積み重ねはあるものの、歴史的な全体像を描くに至っていないことである。例えば、内務省主導の教化政策と文部省主導の教化政策とが、どのような相違点を持ちながら学校教育への神道儀礼の導入に影響を及ぼしたのかは明かになっていない。さらに言えば、導入されようとした神道儀礼と教育勅語を基盤とする国民道徳の展開との関わりも不明である。

第二に、神道史研究において地域の神職会に関する研究は進められつつあるが、学校教育との関わりという視点からの研究はほとんど見られない³²。上記2) で言及したように、赤澤や畔上の指摘に

²⁹ 山本信良、今野敏彦『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー（I）』284-285頁。

³⁰ 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第5巻、学校教育3、1974年3月、981-982頁。国立教育研究所編『日本近代教育百年史』（第1巻、教育政策1、1973年12月、320-323頁）では、教化総動員運動について、第一に国体明徴・国民精神作興、第二に経済生活の改善・国力培養を二大綱領として掲げたものの、前者のみが「次第に運動の特色と化して行った」としている。その後、文部省は教育関係者、教化団体、宗教団体等を動員し、各市町村に教化機関を設置することで「教化網」の完成を目指し、この「教化網」を通じて1937年の国民精神総動員が展開したとしている。

³¹ 橋本萌『「伊勢参宮旅行」と「帝都」の子どもたち』六花出版、2020年。

³² 植民地朝鮮における天皇制教育の構造を、学校と神社の関わりから分析した樋浦郷子の研究は、神職の動向に着目し

よれば、神職の社会的地位の向上を目指して、神職界は社会教化政策への協力を図っていた。在地神職層による学校教育への働きかけについて明らかにする必要がある。

第三に、先行研究では、地域の教育会の動向について、ほとんど触れられていない点を指摘することができる。しかし、橋本の研究成果に倣えば、学校教育への神道儀礼の導入を明らかにする上で、地域の行政や教育会の存在を見逃すことはできない。

3. 本研究の仮説と課題

以上、本研究の主題と視点に沿って先行研究の成果を整理し、未解決の課題を明らかにしてきた。

本研究では、次のような仮説を立て、上記の教育史研究上の課題に迫ることとしたい。

①国民道徳と宗教の関係史における矛盾やジレンマ

国民道徳が宗教と結びつきを強めて行く過程において、文部省は信教の自由や「神社非宗教」といった原則に配慮せざるを得ず、そこには常に矛盾やジレンマがあり、これをいかに克服するのかを課題としていたと推測される。この矛盾やジレンマ、そしてこれに対する葛藤の過程を明らかにすることにより、教育政策における宗教利用の歴史的意義の解明が可能となるのではないかと推測される。

②学校教育における神道導入

学校教育における神道導入の全国的な動向を把握するためには、まず修身教科書の内容分析が有効である。またその内容分析にあたっては、国民道徳の展開と関連を視野に入れる必要があるだろう。

①で言及した国民道徳をめぐる矛盾やジレンマ、あるいは葛藤が、教科書の内容にいかんにか反映されたのかを分析しなくてはならない。また、学校教育における神道導入を修身教科書だけでなく、小学校訓育の側面にも着目することで、神道導入の具体的な実態に迫ることができよう。

③導入の主体としての地域の教育会・神職会

小学校訓育における神社参拝などの神道儀礼の導入過程において、地域の教員で構成される教育会は重要な役割を果たしたのではないかと推測される。また、在地神職層や彼らを構成メンバーとする地域の神職会も社会教化政策への取り組みの一環として、学校教育への参入を果たすなかで、積極的な役割を担ったことが予想される。

④神社の非宗教性という建前と実際の乖離

学校教育における神道儀礼の導入にあたって、神社の宗教性はどのように捉えられていたのか。教育と宗教の分離原則、さらに「神社非宗教」の原則への配慮が必要であったはずである。しかし地域の神職会にとっては神社の社会的地位を高めるため、その宗教性は重要な意味をもって捉えられてい

た先進的なものである（樋浦郷子『神社・学校・植民地—逆機能する朝鮮支配』京都大学学術出版会、2013年）。樋浦は、「ほぼ『御真影』不在の朝鮮の初等学校では、天皇崇敬教育のための手段として、神社参拝が中心に据えられた」とし、日本内地とは状況が異なることを指摘した。しかし、神職と校長との密接な協力のもと、学校教育に神道儀礼が持ち込まれようとしたことが明らかにされており、本研究の視点と重なり合うものである。

たとされる³³。

教育会や学校においても同様に国民道徳の補強のために神道儀礼の宗教性に対する期待があったのではないかと³⁴。教育と宗教の分離および「神社非宗教」という文部行政の原則を逸脱するような見解や事例を地域の教育界に見ることができるのではないかと。

上記の仮説を検証するにあたって、本研究では次の様な具体的な課題を設定することとする。

第一に、国民道徳の史的展開を明らかにする。その際、信教の自由という憲政原理と「神社非宗教」という原則の狭間にありながら、宗教利用がどのように企図されたのかに注目する。また、国民道徳と宗教の関係構築において、文部省はどのような矛盾やジレンマに直面したのか、またそれをどのように克服しようとしたのかを明らかにする。

第二に、上記のような国民道徳の展開との関連に注意しつつ、学校教育における神道導入の過程を、修身教科書の内容と小学校訓育のあり方に着目して明らかにする。皇室祭祀と関わる祝祭日に実施された学校儀式も神道と関わりを持つが、本研究では研究対象から外した。

第三に、学校教育における神道導入において、地域の神職会や教育会はどのような役割を果たしたのか。社会教化政策への取り組みに着目しつつ、これを明らかにする。

第四に、地域の神職会や教育会にとって、学校における神道導入はどのような意味を持っていたのか。教育と宗教の分離原則および「神社非宗教」の原則は、いかに理解されていたのかについて、地域の事例から明らかにする。

4. 方法

本研究では、次のような方法を一貫させることに努めた。

(1) 学校教育への宗教の導入の歴史的展開の全体像を明らかにするために、国民道徳の補強・補完に関する議論および施策の経過とともに、内務省や文部省主導の社会教化政策の経過を追うことに留

³³ 神道史研究の阪本是丸によれば、政府が主張する「神社非宗教」論は、あくまでも国制上の建前であり、建前としての国家神道体制成立後においても、「末端神社の本音・宗教性は圧縮された形で露呈せざるをえなかった」という（阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、2008年、311頁）。すなわち、神社の制度上の非宗教性が定められたことにより、地域の末端の神社（すなわち「諸社」）では宗教性を抑制しつつ地域住民の信仰や崇敬を集めることが求められたが、これは非常に困難を極めた。そこで「神社が国家と共同して、国民を否応なしに神社信仰・崇敬へと駆り立てる体制・社会状況」を作り出すことが目指されたのであって、全国神職会やその協力的立場にある政府関係者らによるこうした動きは昭和10年代まで継続されたという（前掲書、310-311頁）。

赤澤史朗と畔上直樹による先行研究によれば、1920年代半ばに従来の神社政策とは異なる方向性、すなわち神社の宗教性を認めこれを重視する方向が強まって行ったとされる。それは、神社局長佐上信一に代表される保守派の神社政策や、神社界における神社宗教論の台頭に見られる（赤澤、前掲書、87-91頁。畔上、前掲書、293-298頁）。

³⁴ この課題に示唆を与えてくれるのが、樋浦郷子の研究である。樋浦は、植民地朝鮮において、学校儀式の道具立てには、教育勅語の理念の不適合や御真影の非公布による欠如のために、神道儀礼に朝鮮人児童や巻き込まれ、特に苛烈に行われたことを実証している。日本内地においても、教育勅語の趣旨の不徹底や、道徳性の涵養に対する効果の低さが認識されるなか、神道儀礼の宗教性への期待が高まったのではないかと仮説を立てることができよう（樋浦郷子、前掲書）。

意した。その際、中央の行政や教育界・教化団体の動向だけでなく、地方の教育会の動向にも着目することにより、地域における道徳や宗教についての認識の解明を目指すとともに、学校教育における神道導入の経過を明らかにする。

そのため、文部省・内務省の行政文書はもちろん、帝国教育会の機関誌、『教育時論』、『教育報知』などの代表的な中央の教育雑誌や教化団体の機関誌のほか、地域の行政の広報誌や教育会などの機関紙を用いて、学校教育や社会教育における道徳に関する議論や施策を整理して行く。とりわけ修身科の教授方法、訓育の方法、その効果をめぐる問題および教育勅語の趣旨の徹底に関する問題を中心に分析することとした。また、国民道徳への宗教導入の要望についても注目する。宗教的信仰や宗教性に対する期待の有無について留意した。

(2) 上記のような教育界の動向と並んで一貫して着目したのは、社会教化政策に参画して行く神道界の動向である。神道儀礼が小学校訓育の一環として位置づけられて行く過程において、地域の神職会が重要な役割を果たしたのではないかという仮説に発する検討作業を行う。全国神職会の動向にも目を配りつつ、地域の神職会の会報や行政文書を主な資料として、地域の神職会は学校や教育会にどのように協力したのか、また、教育会からの神職会への協力要請はあったのかに注目する。

(3) 使用する用語について断っておきたい。先述のように本研究では神社神道と皇室祭祀の範囲までを神道と呼び、これは「国家神道」概念と重なり合う部分がある。しかし、以下のような研究状況や本研究の視点を踏まえ、本研究では「国家神道」概念を用いない。

戦後の村上重良の研究では、「国家神道」という概念に「天皇制イデオロギー」や宮中祭祀である「皇室神道」、さらには教育勅語、神社参拝強制、宗教弾圧などの諸要素が包含され、拡大解釈されてきた。しかし、神道史研究者のなかにはこうした拡大解釈を問題視する者もあり、「国家神道」を神社神道との関係を軸として実証的に検証しようとする取り組みがなされてきた³⁵。他方、島藺進は、神社神道だけでなく皇室祭祀も「国家神道」の重要な構成要素であることを強調している。島藺は、皇室祭祀に加えて国体論や尊皇思想も部分的に「国家神道」の構成要素であると捉え、「国家神道」の「内実を集約的に表現するもの」として教育勅語を重視する³⁶。島藺の研究は、大枠として村上説を引き継ぎつつも、村上のように「国家神道」が堅固な一体性を持っていたとは想定せず、「国家神道」の形成・浸透には時間がかかったとの立場を取るものである。しかし、島藺の示す外延の広い「国家神道」論に対しては、いまだ神社制度や皇室祭祀などをめぐる実態の基礎的知識において不明瞭な部分も多々残されており、その解明が先であるとする否定的な見解もある³⁷。「国家神道」の概念は神道史

³⁵ 藤田大誠『『国家神道』概念の近現代史』山口輝臣編『戦後史のなかの「国家神道」』山川出版社、2018年)、藤田大誠「国家神道と国体論に関する学際的研究序説」藤田大誠編『国家神道と国体論—宗教とナショナリズムの学際的研究』弘文堂、2019年。

³⁶ 島藺進『国家神道と日本人』岩波書店、2010年、39頁。

³⁷ 藤田大誠「国家神道と国体論に関する学際的研究序説」5頁。

研究上において確定していないというのが現状ではないかと推察される。

本研究との関連で言えば、「国家神道」概念を、皇室祭祀を含んで理解しようとする島藪の方針に同意するが、教育勅語をその発布時から国家神道を体現するものとして位置づけている点は同意できない。確かに教育勅語の内容は「皇祖皇宗」に始まる継続的統治を中心に据えた国体思想に基づいており、この点において神道は教育勅語の基礎を形成する一つの要素であることには間違いないが、教育勅語の内容すべてが「国家神道」に関わるものではない。小学校における修身の授業では、「父母ニ孝ニ」、「博愛衆ニ及ボシ」、「国憲ヲ重シ」などといった徳目が個別に指導されていた。より重要なのは、教育勅語に示された国体を理解するにあたって「皇祖皇宗」を具体的にどう捉えるかは核心に関わる問題であるにもかかわらず、誰を「皇祖」とするのか、誰からを「皇祖」とするのかについて確定的な答えを当時の人々は持っていなかったということである³⁸。さらに、教育勅語に示された国体思想の実現が文部省の教育政策方針そのものであった訳ではない。本研究で言及するように、文部省は「皇祖皇宗」を信仰するような内容を学校教育に導入することについて慎重な姿勢を継続していた期間がある。

本研究はそうした文部省の方針に注意を払いつつ、信教の自由と「神社非宗教」の原則の狭間における葛藤のなかで、いかに国民道徳や学校教育に神道が導入されたかを、行政や神社神道の働きかけに着目して明らかにすることを目指す。そのため、神道と教育勅語、あるいは神道と修身教授を同一視するような「国家神道」概念を採用しない。本研究では、「国家神道」という用語の使用は避け、先述のように神道という語を神社神道と皇室祭祀に限定して用いることとした。

5. 構成と概要

本研究は、7章および結章で構成される。

第1章「国民道徳への序奏—修身教授不振論と教育勅語の時代不適合論—」では、教育勅語発布後の教育界における修身教授不振論と教育勅語の時代不適合性への指摘について分析を行う。

明治後期の修身教授や国民道徳をめぐる議論の展開については、海後宗臣、久木幸男、森川輝紀、小股憲明らによる優れた先行研究の積み重ねがある³⁹。海後は教育勅語発布後の教育勅語解釈や修身教科書の内容とその批評の実態について明らかにした⁴⁰。久木、小股、森川の国民道徳の動揺と再編成に関する研究については先に触れた通りである。本章では、上記の先行研究を踏まえつつ、当時の

³⁸ 山住正己『教育勅語』朝日選書、1980年、138-142頁。

³⁹ 近年、道徳教育に関する論説を集めた資料集成が刊行されている（貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第Ⅰ期～第Ⅲ期、日本図書センター、2012～2015年）。

⁴⁰ 海後宗臣「教育勅語煥発以後に於ける小学校修身教授の変遷」海後宗臣編『海後宗臣著作集』第6巻、東京書籍、1981年。

国民道徳の動揺について考察する。また、明治後期には教育勅語を国民一般に普及すべきとの見解を帝国議会や教育ジャーナリズムに見ることができるが、その諸見解を検討して社会教化における教育勅語の導入の端緒を見ることしたい。

さらに、当該時期は1899年に文部省訓令第12号が公布され、その反響があった時期でもある。正規の学校教育から宗教教育が排除されるなか、逆説的ではあるが道徳教育における宗教の有効性についての議論が盛り上がりを見せた。その検討を通じて道徳振興における宗教利用論の内容を明らかにする。

第2章「地方改良運動期における学校教育と神社の接近」では、教化政策における宗教動員の端緒として、地方改良運動を取り上げる。地方改良運動は内務省主導のもと地域社会の風俗改良を目指した官制運動で、内務官僚によって強調されたのは「敬神崇祖」の念の涵養であった。同運動には神社および神職の動員が図られ、さらに小学校教員にも地域住民を教化する役割が期待された。

他方で当該時期、すなわち日露戦後から同運動が継続された大正初期までの時期は、第1期国定修身教科書に対する批判のなかで「敬神」と「崇祖」がトピックの一つとして挙げられつつ、国民道徳のあり方が問われた時期でもあった。こうした教育界の動向のなかに、学校教育における神道の導入の端緒を見ることができよう。

当該時期の神道をめぐる動向で注意しなければならないのは、教派神道と区別される神社神道が、「皇祖」・「天祖」あるいは地域住民の祖先を祀る実質上の宗教でありながら、「宗教に非ず」という制度的な位置付けを得た時期であったということである。ただし、「神社非宗教」という建前が明確になったとしても、近代的な知識の提供の場であり、近代的な国民あるいは人材の育成の場としての学校に実質上の宗教が導入されるには様々な葛藤があったと想像される。

こうした「敬神」と「崇祖」をめぐる議論は、果たして当該時期にどのように展開して行くのか。また同時期の社会教育政策の状況とこれを受けての神道界の動向はいかなるものであったのか。そして、そのような状況における学校教育と神道界との接近について明らかにする。

第1章および第2章で扱う内容は、学校教育における神道の導入および学校と神道界との連携に向けた助走の時代ともいうべきもので、実質的な史的展開を迎えるのが第3章で扱う1910年頃である。第3章「国民道徳への『敬神』・『崇祖』の導入と民力涵養運動における神職会の動員」では、第2期国定教科書における神道の導入の内実を明らかにするとともに、当時の国民道徳論において基盤とされた「敬神」と「崇祖」はどのように想定されていたのか、またそれはどのような課題を抱えていたのかを考察する。加えて、臨時教育会議で提言された社会教化政策における宗教の導入や、内務省主導の民力涵養運動における宗教動員について検証する。

本章で扱う第2期国定修身教科書が、家族国家倫理を基調とする性格を持つものであったことはよく知られている⁴¹。久木幸男によれば、これは文部省の教科用図書調査委員であった穂積八束の持論を中軸にし、井上哲次郎の総合家族主義を加味した理論に基づくものであった。穂積は、明治20年代から祖先崇拜が国体の基礎であると説明しており、「祖先崇拜の習俗をもって家—国の接続を説明」しようとしたという⁴²。しかしながら、当時の国民道徳論においてその中核とされ、かつ日本の国民道徳の固有性の根拠とされた「敬神」と「崇祖」がどのような具体的な内容で教科書に導入されたのかについて、十分な検証がされているとは言えない。

また、当該時期は、社会教育行政と宗教行政が整備された時期でもある。思想対策を主眼とした臨時教育会議の答申を受けて、1919年に文部省普通学務局に社会教育を主務とする独立の課が第四課として設置され⁴³、翌年には、府県の学務課内に社会教育主事を置くことができるようになった⁴⁴。このように社会教化政策が地域で展開される基盤が整備され、後の教化総動員運動における「教化網」の形成が準備された時期であった。

宗教行政においても見逃せない変化があった。それまで、宗教行政は内務省の所管であったが、1900年の神社局と宗教局との分離を経て、1913年には宗教局は文部省へ移管された⁴⁵。これにより、教派神道、仏教、キリスト教などの諸宗教は文部省の所管となった。また、神社に関する制度も確立され、神社や神職の行政上の位置づけや社会的地位の向上が図られた。

このような時期にあって、社会教化政策における宗教の動員はいかに図られようとしたのか。内務行政と文部行政の両面に着目する。

第4章から第6章では、主に1930年代前半までの時期を対象として3つの地域の検証を行う。「小学校訓育と神道儀礼」と題し、鳥取県、岐阜県、神奈川県の一つの地域を取り上げた。それぞれの章において、1)各地域の教育会における修身教授不振論や教育勅語不徹底論に注目し、2)教育会における宗教的信仰ないし宗教教育への期待がどのようなものであったか、3)学校教育に対する神職会の働きかけ、あるいは神社や神職会に対する教育会の働きかけはどのようなものであったか、4)小学校訓育における神道儀礼の位置付けはどのようなものであったか、の四点に留意した。

⁴¹ 「修身教科書総解説」『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身(3)、632-633頁。

⁴² 久木幸男「国民道徳論争 解説編」257頁。

⁴³ 1919年6月11日「文部省分課規程中改正」米田俊彦編著『近代日本教育関係法令大系』港の人、2009年。

⁴⁴ 宮坂広作、前掲書、153頁。

⁴⁵ 副田義也『内務省の社会史』増補版、東京大学出版会、2018年、28-29頁の「内務省の機構の変遷」の図および291頁を参照した。宗教局の文部省への移管は、山本内閣による行財政整理の一環として行われたものであり、「政治上、行政機構上の問題として処理された形跡が顕著であった」と指摘されている(国立教育研究所『日本近代教育百年史』第1巻、教育政策1、919-920頁。宗教局の所管事項は、「神仏各派、寺院、宗教ノ用ニ供スル堂宇其ノ他宗教ニ関スル事項」、「古社寺保存ニ関スル事項」、「僧侶及教師ニ関スル事項」とされた(1919年4月24日勅令146「文部省官制中改正」『近代日本教育関係法令体系』68頁を参照)。

なお、地域の事例として上記3県を取り上げた根拠は、社会教化政策との関連からである。赤澤史朗は、1929年の教化総動員運動によって設立された道府県の教化団体連合会を、その連合会を構成している加盟団体の種類によって次のように類型分けしている。

第Ⅰ類型は、加盟団体のほとんどが宗教団体や民間教化団体で占められていた連合会で、青森、秋田、宮城、福島、栃木、山梨、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫の13府県がそれにあたる。

第Ⅱ類型は、多くが教育会・青年団といった行政補助機関で構成されていた連合会で、山形、茨城、長野、福井、石川、滋賀、鳥取、沖縄の8府県である。第Ⅰ類型と比して加盟団体数が二倍以上であり、かつ民間団体への依存率の低い類型である。

第Ⅲ類型は、郡市町村教化団体連合会をその加盟単位としたものであり、北海道、新潟、岐阜である。赤澤はこれを、内実は第Ⅱ類型に近い、としている。

赤澤は、以上の三つの類型を基本とし、これらの混合した亜種型を含めて整理をしているが、ここでは亜種型については触れない。社会教化運動に宗教団体や民間団体が多く参画した地域（第Ⅰ類型）と、行政補助機関が中心となった地域（第Ⅱ類型および第Ⅲ類型）を取り上げたい。後述の資料の残存状況と照らし合わせて、第Ⅰ類型から神奈川、第Ⅱ類型から鳥取、第Ⅲ類型から岐阜を事例としてピックアップすることとした。

いま一つの根拠は消極的なものであるが、それは資料の残存状況である。検証にあたって、資料として地域の神職会の機関誌が不可欠であり、当該時期に発行されたものが断続的に保管されている必要があった。当該時期には、多くの道府県の神職会が会報等の機関誌を発行していたが、現在、これが継続的ないし断続的に残されているケースは少ない。神奈川県、鳥取県は神職会の会報が充分に残されている地域である。岐阜県については、神職会の会報が一冊のみ確認できる状況であるが、「美濃ミッション事件」と呼ばれるキリスト教を信仰する児童による神社参拝拒否が起こった地域であり、市議会の議事録や地域の新聞、さらに美濃ミッションが所蔵する資料が比較的多く存在することから取り上げた。

学校教育と神道の関係が、国策上の方針および地域の実態において、ある一定の到達点に達するのが1930年代であったと考えられる。第7章「神道界の国民教化への参画と文部行政における教育と宗教の関係の転回—宗教性の排除から国体の宗教化へ—」では、文部省が主導した教化総動員運動に神道界がいかに関与したのかを明らかにするとともに、1935年の宗教教育協議会の議論を中心に当時の文部省の宗教教育政策の方針について検証を行う。またほぼ同時期に設置されながらも、教育政策上の理念において飛躍的な展開を遂げた教学刷新評議会の議論の展開を明らかにする。

当該時期は戦前期とは言え、国政全般に軍部の影響力が強まり、日中戦争や第二次世界大戦に向け

た戦時社会体制を準備した時期と捉えることができる。教育政策への軍部の強い影響は教学刷新評議会に見られ、文部省は大きな方針転換を迫られることになった。

また、こうした方向転換が修身教科書の内容にどのような変化を与えたのかについて、第5期修身教科書の内容の検証を行う。

結章では、本研究全体の要約と考察を行い、併せて今後の研究課題を整理する。

第1章 国民道徳への序奏—修身教授不振論と教育勅語の時代不適合論—

はじめに

本章では、まず教育勅語の発布から説き起こし、特に本研究のテーマの主軸である教育と宗教の分離原則が、いかに教育勅語に託されたかについて整理する。その上で、教育勅語発布後の教育ジャーナリズムで展開された知識人や学校の教員らによる修身教授に関する議論、そして日清・日露戦間期における教育勅語の時代不適合性についての議論を明らかにし、教育勅語発布後の国民道徳をめぐる社会的認識を検討する。

さらにもう一つの展開として、明治後期における教育勅語普及論を取り上げる。明治30年代に入った1900年頃、教育勅語の趣旨が社会に伝えられていないとして学校教育の枠を越えた社会への普及を求める声が上がってくる。他方、同時期には、1899年文部省訓令第12号の公布を受けて教育と宗教の問題が議論されるなかで、道徳振興における宗教の有用性が説かれるようになった。修身教授不振論、教育勅語の時代不適合論、道徳振興における宗教利用論を、1910年以降に展開される国民道徳論の前奏として捉え、各々の具体的内容を見ることとする。

1. 教育勅語の発布と修身教授不振論

(1) 教育勅語の発布

1880年以降の道徳教育政策は、元田永孚の『幼学綱領』(1882年)に代表されるように儒教主義の方針で進められつつあった。しかし、森有礼は文部大臣に就任するとその軌道修正を図り、1886年5月の「小学校ノ学科及其程度」において、修身科では「内外古今人士ノ善良ノ言行」について「談話」するように定め、修身の授業時数を削減するとともに¹、翌年5月には視学官を通じて地方長官に対して修身科の教科書を採定しないよう通牒した²。これに加えて、非儒教主義に基づく道徳教科書の編纂を進めていた。こうした情勢のなか、明治20年代には、権力内部にとどまらず、有識者や現場の教員などによって道徳規範の有り方や修身教授の方法について様々な批判や意見が教育ジャーナリズム上で展開されていた。よく知られているのは徳育論争と呼ばれる、加藤弘之が提案した小学校の修身科に宗教を用いるという方法案をきっかけとした論争である。この論争に加わったのは、西村茂樹

¹ 「文部省令第8号」『官報』第867号、1886年5月25日。

² 文部省編『明治以降教育制度発達史』第3巻、龍吟社、1938年、720頁。

や能勢栄といった知識人のほか、教育雑誌のジャーナリストや読者であり、修身教授の現状を問題視しつつ様々な論者が望ましい修身教授方法を提案した³。

1890年に教育勅語が發布され、国家規準としての道徳規範が形式上において確定された。その作成過程では、儒教主義的な道徳方針を目指す元田と近代的立憲体制を基礎とする君主の徳育方針を目指す井上毅との対立や妥協があったことはよく知られている。その詳細については、海後宗臣や稲田正次による優れた先行研究⁴があるのでここでは省くが、後の検証と関わる三点について言及しておきたい。

第一に教育勅語が「皇祖」に始まる万世一系の天皇による道徳的統治を絶対的なものとする国体思想に貫かれており、そこには神道の要素が含まれていたことである。教育勅語の中盤では「父母ニ孝ニ」、「兄弟ニ友ニ」といった儒教主義的な徳目に加え、「国憲ヲ重シ」、「国法ニ遵ヒ」といった立憲主義に立つ徳目も並んでいるが、すべての徳目は「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」することに向けて実施されるという論理構造になっている。ただし、「皇祖」と「皇宗」が誰に当たるのかについては、国家の中枢に近い知識人たちの間においてさえも確定的な答えは共有されていなかった⁵。

第二に、教育勅語作成の中心人物である井上と元田は、「皇祖皇宗」をどのように想定していたのかについて整理しておく。憲法作成にも携わった井上は、「言霊」と題した論稿で自身の統治観・憲法観を明らかにする際、「天日嗣の一筋なることは事前に定り居て二千五百年前より此の大義をあやまりしことなし」⁶と記して、皇位継承の始まりを神武天皇から説いた。井上は、道徳的統治の構想において万世一系の始まりを天照大神ではなく、人皇の始祖としての神武天皇に設定していたと推察される。このことは森川輝紀による、井上は「天皇の絶対性を裏づけるイデオロギーとしての神道の宗教化に一貫して反対」しており、「天皇を宗教外に超越する絶対的存在」に位置づけようとしたとする考察と一致する⁷。

元田についてはどうか。再び森川によれば、元田は教育勅語に示された忠孝主義の拡張の方途として、祖先崇拜の祭祀を忠孝主義の社会的基盤として組み込むことを志向していたが、他方で民族的宗教観念による天皇受容には反対していたという。すなわち、森川の言葉を借りれば、「その〔筆者注：元田の〕徳育論は天祖の訓の継承という歴史的『事実』に即して形成されるという合理的認識に足場

³ 久木幸男他編『日本教育論争史録』第1巻 近代編（上）（第一法規出版株式会社、1980年）に知識人とジャーナリストの論説が掲載されている。その他、教育雑誌に投稿された読者の意見については、拙著『『徳育論争』の再検討—教育勅語發布直前の道徳教育をめぐる議論の検証から—』（桜美林論考『心理・教育学研究』第9号、2018年3月）で取り上げた。

⁴ 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』厚徳社、1965年。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、1971年。

⁵ 山住正己『教育勅語』朝日選書、1980年、138-142頁。

⁶ 「言霊」小中村義象編『梧陰存稿』巻1、六合館書店、1895年、11頁。海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、1968年、936-937頁を参照した。

⁷ 森川輝紀『教育勅語への道—教育の政治史』三元社、2011年、321-322頁。

をおいていた」という⁸。つまり、元田も、天皇の祖先である天祖を宗教的な権威として位置づけることに否定的であった。

上記と関連して、第三に、井上が国民の内心の自由保障の原則を固持していた点を見逃すことはできない。井上は「教育勅語意見」において「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」とし、従って勅諭を發して教育の方向を示すにあたっては「政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告」とするべきだと主張した。さらに、井上は「世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ」とも記している⁹。

こうした諸宗教に対する井上の配慮も含め、「国憲」や「国法」の重視などを特に挙げていることも重視しながら、小股憲明は、教育勅語の内実に「西洋的、近代的契機を貫徹せしめよう」とする意図を読み取っている¹⁰。小股は教育勅語の發布それ自体は「結果的に元田の主導性が貫徹された」と言えるが、教育勅語の具体的内容に関しては「井上の主導権が貫徹」されたという¹¹。とりわけ、教育勅語を「君主ノ著作」と性格付けた点に、井上の開明的な法制観を見て取ることができよう。しかし、海後宗臣が指摘しているように、井上が教育勅語を「君主の著作」とすることで「自らの法制観を納得」させたにも関わらず、「君主が国民の良心の自由に干渉しないということは法制の形式であって、実質においてはこの方法が教育勅語の絶対性をはるかに強いものとした」という点は注目されてよい¹²。さらに後の章で見るように、「世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ」という井上の配慮に反して、戦時体制下には教育勅語に示された国体観の神道的解釈が強められて行く。このように教育勅語は作成時点ですでに矛盾を抱え、歴史的展開のなかで皮肉にもそれが露わになって行った。

1890年10月30日、教育勅語が發布された。翌日、文部省は各府県対して「管内公私立学校」に謄本を交付し「聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ」との訓令を發するとともに¹³、直轄学校に対しては、次のような訓示を發した。

勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ 凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉体シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会衆シテ勅語ヲ奉読シ且意ヲ加ヘテ諄々誠告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ¹⁴

⁸ 森川輝紀『国民道徳論の道—伝統と近代の相克—』三元社、2003年120-124頁。

⁹ 『井上毅傳』史料篇第2、國學院大學図書館、1968年、231-232頁。

¹⁰ 小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』大阪公立大学共同出版会、2005年、19頁。

¹¹ 小股憲明、前掲書、42-43頁。

¹² 海後宗臣、前掲書、346頁。

¹³ 文部省訓令第8号（1890年10月31日、北海道庁・府県宛）『法令全書』1890年、内閣官報局。

¹⁴ 文部省訓令（1890年、10月31日、直轄学校宛）『法令全書』1890年。

訓示は、教師が勅語に示された「聖意」を「奉体」して生徒を「薫陶」すること、また、学校で生徒を集め勅語を奉読し、その意味を理解させることを求めるものであった。

また、教育勅語は修身の授業および教科書の内容を規定した。1891年11月「小学校教則大綱」では、第二条で「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」¹⁵とし、さらに同年12月には「小学校修身教科用図書検定標準」によって、検定標準を「小学校教則大綱第二條ノ要旨及程度ニ適合セルモノタルヘシ」¹⁶と定めた。このように教育勅語は学校教育での使用が想定されていた。

(2) 明治後期の修身教授不振論

明治20年代以降の近代産業の発展のなかで、初等教育の整備は進められ、1900年小学校令改正により4年間の義務教育の基本構造が確立した。こうした教育制度の確立の過程において教育勅語は教育の基礎原理として示されたはずであった。しかし、道德教育をめぐる諸問題は解決した訳ではなかった。教育勅語発布からわずか数年後にはその趣旨不徹底が問題視されていた。

1893年6月、当時文部省官僚であった澤柳政太郎は、「勅語と道德教育の関係」について論じた。そのなかで、教育勅語は「道德教育の方針を示され、道德教育の従って遵奉して往かなければならぬ所を示された」とした上で、「然しながら勅語は道德教育の全体を蔽ふ所のものでない」とした。「徳育の問題は、勅語の下ったのを以て、一定に帰したと云へない、勅語に挙げられたる、徳義を実行せしむるには如何にすべきかと云ふ、極めて困難なる問題が残って居る」というのである¹⁷。こうした教育勅語に示された「徳義」をいかに実行させるのかという実践的・方法的課題は、澤柳だけでなく当時の教育に係る知識人たちに共有されていた。

例えば、1893年に帝国大学総長を辞任した加藤弘之は、翌年4月に『小学教育改良論』という著作を発表した¹⁸。加藤は明治初期の開明的な思想家として知られた政治法律学者であったが、1887年の演説が徳育論争を呼び起こしたように、教育関連の論説を多く発表した人物であった¹⁹。『小学教育改良論』は東京府教育会、横浜市教育会等の依頼で行った演説の概要をまとめたものである。このなかで、「徳育の土台の確定せざるより生ずる所の困難及び之を排除すへき方案」を論じた。加藤は、教育勅語が発布されて3年以上経過した時期にもかかわらず、「今日にありて確定の徳育主義は殆ど絶無と云ふも可なる有様なり」、また「吾か邦の今日は宛かも徳育裸体の時と云ふも可なる有様なり」と徳育の現状を嘆いた。日本のように徳教の土台がなく、「凡庸輩」が編述した修身教科書によって徳育を

¹⁵ 文部省令第11号(1891年11月17日)『法令全書』1891年。

¹⁶ 文部省編『明治以降教育制度発達史』第3巻、龍吟社、1938年、732頁。

¹⁷ 澤柳政太郎「勅語と道德教育との関係」『大日本教育会雑誌』129号、1893年6月。澤柳の経歴については、『教育人名事典I』下、日本図書センター、1989年を参照した。

¹⁸ 加藤弘之『小学教育改良論』哲学書院、1894年4月。

¹⁹ 田畑忍『加藤弘之』吉川弘文館、1959年。

施すことは「実に小学校教育の一大欠典」であると述べ、文部大臣や学者がその国の徳育主義を新たに定めることも出来ない、とした²⁰。このような指摘の上で、教育勅語について以下のように論じている。

但し猶茲に一の望みなきにあらず 蓋数年前教育に就て下賜せられたる詔勅は世界各国易世革命の帝王杯とは年を同くして論すへからさる吾か万世一系なる聖天子の御教旨即ち御命令なれば吾輩日本臣民か此詔勅に対せる感情は非常に大なるものにして他邦臣民か其君主の命令に対せる感情とは実に天地宵壤の差ひあることなれば是れそ吾か邦徳教の大主義として体認し此御教旨によりて徳育を施すこそ至当のことなるへしと考ふるのみならず其効力も亦決して之れに及ふものあるへからさるなり²¹

つまり、教育勅語を徳育の「大主義」としてこれに基づいた徳育を施すことは当然であり、その効力も他に及ぶものはないと述べた。その上で加藤は、澤柳と同じく、それをどのような方法で徹底するかが問題であると指摘し、「今日の徳育の方法にては到底御教旨を貫徹せしむること能はざる」というのが実情であるとし、方法の改善を求めたのであった。

最終的に加藤が提案したのは、修身教授の担当を小学校長などの「威厳と徳望」とを兼ね備えた教員とすることと、「修身読本」の廃止とであった²²。後者については、「文章さへ覚ふれば安心する様なる次第となりて肝心なる修身の事柄は却て粗漏となるの恐れ」がある、と説明している。従って、修身教授においては教科書を用いず、教師自身が教育勅語の趣旨を実践してみせることを通じての指導を求めた。

こうした加藤の提案を受けて、東京師範学校長や音楽取調掛などの教育行政官としての経歴を持つ伊澤修二は、小学校長が修身の授業を担当することはすでに広く行われていることを指摘し、そのように学級を受け持つ教員以外の別の人物に修身を担当させるとは「実に無考なるに驚かざるを得ぬ」と批判した²³。伊澤は、そのようなことをしては学校の管理が行き届かないし、算術や地理の教授にしても修身と関係のないものはないと述べた。当時、文部省行政官を辞して民間にあり、教員団体である国家教育社を結成していた伊澤らしく、教育の現場の視点に基づく批評であった。

伊澤のような視点に立ち、修身科教授の具体的方法について論じようとする言説は、教育ジャーナリズム上に断続的に確認することができる。その背景には、修身教授方法の変更による混乱があった

²⁰ 加藤弘之、前掲書、52-58頁。

²¹ 加藤弘之、前掲書、58-59頁。

²² 加藤弘之、前掲書、59-66頁。

²³ 伊澤修二「加藤文学博士の『小学教育改良論』を駁す」『大日本教育会雑誌』152号、1894年8月1日。伊澤の経歴については、「伊澤修二」『日本近代教育史事典』平凡社、1971年および『教育人名事典I』上、日本図書センター、1989年を参照した。

と推察される。1893年8月、文部省は小学校修身教授に関する訓令を発し、「修身ノ教ハ専ラ師道ニ由テ挙ルコトヲ得ヘク一篇ノ教科書ニ依頼シ數時間ノ誦読ヲ以テ満足スヘキニアラサルナリ」として、尋常小学校においては教科書の記述だけに束縛されず教師の言動によって随時行う口授法による教授を勧奨したのであった²⁴。

修身科の教授方法をめぐる議論において、教科書をどのように用いるべきかという問いは重要な論点の一つであった。修身教科書の使用に関する政策の変遷を追ってみよう。修身教授には教科書が用いられるのが一般的であり、1886年には教科書検定制度も定められたものの、修身教授に教科書を用いれば却って字義の説明が主となり、修身の本旨が閑却されるという弊害が指摘されていた。森文政期の1887年5月、森は修身科において教科書を用いないことを可とする方針を取り、地方長官に対し修身科の教科書を採定しないよう通牒した²⁵。ところが、1891年の大木喬任文政期にこれが覆され、「殊ニ修身ニ於テ多数ノ教員ノ腦裏ニ一任シテ教科書を定メサルカ如キハ其当ヲ得サルモノトス」として「教科書ヲ選定スルヲ要ス」とした²⁶。こうした度重なる変更が教育の現場に混乱をもたらしたことは容易に想像できる。

これに加えて、海外の教育思想の影響による新しい教授法の導入もあった。教育勅語発布後の修身教科書の特徴は、教育勅語に準拠して編集された徳目主義から、明治30年代はこれが修正され、人物主義の教科書の時代へと変化したと言われる。これはヘルバルト学派の教育思想の影響によるもので、「児童の興味を喚起することに授業方法上の重点がおかれた」²⁷からであった。

修身教授方法について論じた論説を、当時の代表的な教育雑誌であった『教育時論』、『教育報知』誌上から見てみよう。1895年8月に『教育時論』に掲載された「修身科教授私案」の筆者は、「修身科ノ教授法ハ、尤モ其方法順序ヲ欠キ、漠然ノ間ニ其教授ヲ了スル者ハ、実ニ今日ノ通患ナリ」と現行の修身科教授法を厳しく批判した上で、小学校においては、「経験的教授法」に依るべきとして、日常的な経験に基づいて説明を行うことを提案している²⁸。

1899年7月に『教育報知』に掲載された「修身科教授愚案」は、小学校での実践例を紹介している。それによれば、「修身科教授に於ては、必ず軌を勅語に求め、範を聖語に資るを以て本とせり」として、具体的な方法を以下のように示した。

該科教授の時間必ず勅語を奉掲し（別に黑板大の幅に謹書しおきて）如何に雑駁の項に涉り如何に乾燥の例話を挙げざるべからざるもこれに拠りて演繹し、これに基きて帰納し、或は拝読せし

²⁴ 文部省訓令第9号（1893年8月23日）『法令全書』1893年。

²⁵ 文部省編『明治以降教育制度発達史』第3巻、龍吟社、1938年、720頁。

²⁶ 文部省訓令第5号（1891年11月17日）『法令全書』1891年。

²⁷ 「修身教科書総解説」海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身(3)、講談社、1962年、612頁。

²⁸ 高槻未知生「修身科教授私案」『教育時論』373号、1895年8月25日。

め或は謹講せしめ、[中略]終始一貫、拳々服膺常に聖語を離れざらしめ常に勅語を忘れざらしめ、修身即ち勅語、勅語即ち修身と、知らず識らずの間、彼等児童の脳底に鐫刻し以て品性教養の目的を達せんとす²⁹

この筆者は、修身教授の最大の課題は教育勅語の徳目と不離一体のもとに、その趣旨をいかに児童たちの脳裏に内面化させるかであると考えていたと言えよう。

同年同月に発行された『教育時論』には、東京師範学校で学び、埼玉県師範学校教諭兼附属小学校監督を務め、1888年より学習院で教鞭を取った藤井長蔵の「修身倫理の教授法（特に例話の価値）につきて」という論説が掲載されている。藤井は、教育勅語は「法則」であって、「之を活用し之を実践するは実に教育者の責任なり」とする。例話を行う際には、「日常卑近の一言一行は悉く皆高尚なる理想円満なる道德に達する一連鎖」とみなして、「日常卑近の事実も又これ高尚なる事業の一部分なりと認めしむべし」と教員に注意を促した³⁰。

1901年1月にも、学校名は不明だが、附属小学校での実践紹介を『教育時論』に見ることができる。「吾が修身教授」と題された論説において、筆者は「小学校に於ての修身教授を如何に為すべきかてふ問題は理論問題に非ずして寧ろ実際問題なのである」として、「つまりは児童をして能動的実践躬行に最も有力なる方法こそ最も適良なる教授の方法であらふと思う」と述べた。つまり、修身教授における課題は、児童にいかにも道徳的な行為を実行させるかであるとする見解が示されている。筆者が行っている実践は、「各年級に応じて修身綱目」を定め、これを実行させるというものであった。この修身綱目は例えば「しせいを正しくせよ」、「ことばをはっきりいへ」、「きまりをよく守れ」などといった具体的な行為の指導に役立つもので、児童に「絶対的に守らさねばならぬもの」である。「これは実に伝記昔噺と相並び相俟ちて其効を挙ぐる」のだ、という³¹。

このように、修身教授方法をめぐる論説は、実践報告も含め断続的に確認できる。これら論説の多くに共通していることは、教育勅語の内容そのものを問い直すことではなく、これを絶対的な前提としていること、そしていかにすれば児童に道徳的行為を実行させることができるかという具体的な教授方法に関する議論に終始していることである。澤柳や加藤の議論においても、教育勅語そのものは絶対的な道徳原理として扱われており、いかにこの原理を児童に内面化させ、この原理に基づいた行動へと導くことができるのか、その方法が問われていた。

ここで確認しておきたいのは、道徳原理の内面化にあたって重視されている訓練あるいは訓育であ

²⁹ 佐藤清一郎「修身科教授愚案」『教育報知』第617号、1899年7月25日。

³⁰ 藤井長蔵「修身倫理の教授法（特に例話の価値）につきて」『教育時論』第514号、1899年7月25日。藤井の経歴については、『教育人名事典Ⅰ』下を参照した。藤井はその後、1901年に三重県立高等女学校長、1905年に三重県立第四中学校長を歴任した。

³¹ 福寄幸三郎「吾が修身教授（上）」『教育時論』568号、1901年1月25日。

る。ドイツから導入・紹介された訓練・訓育の概念はそもそも児童・生徒管理論とその実践を意味していたが、日本では明治20年代には修身教授と切り離せないものとして捉えられるようになっていた。修身教授の限界が論じられ、修身科だけでは訓育的効果は十分に達せられないという認識を背景に、明治30年代後半に訓練・訓育論が教育界の中心的問題となったという³²。さきほど見た「各年級に応じて修身綱目」を定め、これを実行させるという1901年頃の実践例は、まさしく訓練・訓育を通して教育勅語の道德原理の内面化をねらった教育実践に他ならない。

ドイツで教育学を学び、東京高等師範学校附属小学校の訓導を務めた佐々木吉三郎は、1902年に刊行した『修身教授撮要』において、道德教育における修身教授と訓練の重要性を論じた。修身科教授においては「智的活動に情的活動を加へる」という教授法のみならず、それを引き受けて「更に、意志と云ふ方面で練ってやる」訓練が不可欠だという。以下のように、教授を受けてこれを実行へと導くにあたって訓練が必要であると論じている。

修身教授は、他の教授と同じように、即ち、教授としての仕事をするのみである、訓練は、修身科のみならず、他の諸学にも対して、兎も角も、其人物を研き上げると云ふ為めに、実行的の方面に關係のある、あらゆる材料を貰って、それを集めて、子供の実行に表はすと云ふことを引き受けるものである³³

このように訓練を重視する佐々木の道德教育論は、附属小学校で実践されるに至り、「当時の初等教育界において先導的な役割を果たしていった」という³⁴。徳目の内面化と実行こそが当時の修身科教授の課題であり、その方法として訓練あるいは訓育が取り上げられたのであった。

教育勅語発布後の明治期における修身教授論の特徴は、教授と訓練（訓育）の一体化を目指す教育方法を求め、目的については教育勅語の徳目を規範化・絶対化し、これを客観的に問い、相対化するということにはなかったとみることができる。これらは、主に教育の現場にある教師の立場からの議論であった。しかし、日清・日露戦間期には教育勅語の内容を問うような議論が政府の中に現れること

³² 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第4巻、学校教育（2）、1974年、215-219頁。中野光「明治後半期における訓育・訓練論—帝国主義的学校論の一側面—」『金沢大学教育学部紀要 人文科学・社会科学・教育科学編』15巻、1966年、96-97頁。中野は、ヘルバルトの訓練論では個人の内的経験が尊重され、「子どもの主体的条件とかかわりなしに善悪を説く徳目注入主義の訓育」が否定されたとしている。従って、ヘルバルトを受容した当時日本の訓育は教育勅語を基盤とする修身教授を中心として行われていたため、その目的論においても方法論においてもヘルバルトの訓練論との対立を孕んでいたと述べている（93頁）。竹中暉雄も、「予め定められた特定の徳目へ向かっての道德教育がヘルバルトの名で主張されたとすれば、それはヘルバルト訓育論の『歪曲』となる」こと、「知的教授に基づかない人格的感化」は本来のヘルバルトの訓育論と対立することを指摘した。また、ヘルバルトは「管理」と教育とが混同されることを強く警戒していたにも関わらず、日本では意識的に「管理」と「訓育（練）」との意識的な一本化が行われたという（竹中暉雄『ヘルバルト主義教育学—その政治的役割—』勁草書房、1987年、308-310頁）。

³³ 佐々木吉三郎『修身教授撮要』同文館、1902年、119頁。

³⁴ 貝塚茂樹「解説」貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道德教育論争史』第1期第5巻（修身教授論の諸相）、日本図書センター、2012年、14頁。

となった。

2. 教育勅語の時代不適合性についての指摘

(1) 教育勅語撤回風説と中島徳蔵の道德論

前節で見たような修身教授不振論と関連して、この時期、検定制度に基づく修身教科書の使用に対する批判が帝国議会の議論のなかに複数回にわたって登場した。

例えば、1899年3月の衆議院に提出された「小学校修身書ニ関スル建議案」は、修身教科書は、「初学ノ子弟ヲシテ道義徳性ヲ涵養セシメ彝倫綱常ヲ教導スルノ軌軸」であり、「忠孝愛国ノ精神ヲ啓発」し、「国家ノ文明ヲ進メ富強ニ致ス」ものであるにもかかわらず、修身教科書が小学校によって異なり、授業の方針も様々であることを問題視するものであった。さらに「徳育帰一」を目指すために国定教科書編纂を求めた³⁵。

こうした要望を受け、1900年4月には、文部省内に修身教科書調査委員会が設置され、小学校修身教科書の国費編纂に着手することになった。委員長には加藤弘之、委員には高嶺秀夫、井上哲次郎、澤柳政太郎らを置いた。これら調査委員の下に置かれた起草委員には、中島徳蔵、乙竹岩造らが任命されたが、中島は1901年5月に嘱託を解かれ、後任は吉田熊次が務めた³⁶。委員会は同年4月以降、数回の会議を経て修身教科書編纂の旨趣を議了し、10月末に起草委員より提出された尋常小学修身教科書編纂の方針について熟議し、翌年4月より本文を起稿し逐次編纂を進めたとされる³⁷。

起草委員であった中島が一年間ほどで任を解かれた背景には、彼が在任中に教育勅語撤回を論じたとする説が当時のジャーナリズムを賑わせ、さらには帝国議会での質問にまで発展したことがあったからである³⁸。例えば、『富士新聞』は、「修身書の編輯起草委員に中島某なる者あり」として中島の名を掲載し、「欧州思想の旧弊学流に心酔し、常に教育勅語の撤回を口にして、毫も忌憚する所なき者」と報じた³⁹。他方で、『教育時論』ではこの件を「教育勅語撤回の風説」と報じ、「吾等は、固より狂暴の風説を信せず、又之に関して云々するの、却て皇室に対し奉りて、不敬にわたらんことを懼るゝ」として教育勅語撤回発言に関する報道はあくまで「風説」に過ぎないとする態度を明らかにした⁴⁰。

こうした状況を受けて、1901年3月19日、帝国議会衆議院において、「勅語ニ対シ近来数種ノ新聞雑誌ニ顕レシ所ノ撤回説ナルモノアリ 実ニ恐懼ニ堪エサル次第ニシテ不聞ニ置ク能ハス 依テ

³⁵ 「第13回帝国議会衆議院議事速記録第40号」『官報』号外、1899年3月3日。

³⁶ 文部省『国定教科書編纂趣意書』（1904年発行）所収の小学修身書編纂趣意報告による。

³⁷ 同上。

³⁸ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』（思文閣出版、2010年）、小股憲明「教育勅語撤回風説事件と中島徳蔵」（『人文学報』67、京都大学人文科学研究所、1990年）のほか、佐藤秀夫編『教育 御真影と教育勅語Ⅰ』（続・現代史資料8、みすず書房、1994年）に関連資料が掲載されている。

³⁹ 「不敬漢あり 教育勅語の撤回を唱ふ」『富士新聞』第435号、1901年2月1日（佐藤秀夫編『教育 御真影と教育勅語Ⅰ』（続・現代史資料8）399頁所収）。

⁴⁰ 「咄咄怪事（教育勅語撤回の風説）」『教育時論』1901年2月15日。

之カ事実ノ有無ヲ糺シ明答アランコトヲ望ム」とする質問書が提出された⁴¹。これを受けて同月23日、文部大臣松田正久は、「数種ノ新聞、雑誌ニ於テ文部省中ニ教育ニ関スル勅語撤回ノ議アリタリト云ヘルハ事実全ク無根ナリ又文部省職員中嘗テ此ノ如キ説ヲ唱ヘタル者ナシ」⁴²と答弁し、事実無根であると回答した。

この教育勅語撤回風説事件について詳細な検証を行った小股憲明は、主席起草委員であった中島が「智仁勇を中心徳目とする方針を他の委員に説明するさいに、とうぜん教育勅語の徳目との関連が問題となり、そのさい自己の倫理的立場からする教育勅語批判、ないしはその不十分性の指摘がなされたであろう」、そして「このような中島の方針は、保守派の憤激をかい、『教育勅語撤回案』だとのレッテルが貼られた」と推定している⁴³。

委員会での中島の具体的な発言内容は不詳であるが、この頃の中島の道德論を検討してみたい。中島は、群馬県の小学校で教員として勤務した後、帝国大学哲学科で学び、1897年より井上円了が創設した哲学館において講師として倫理学を教授した。1900年8月に文部省修身教科書起草委員に任命されたのに伴い、哲学館を辞したが、翌年には、起草委員の任を解かれたため哲学館に復職した⁴⁴。

1900年1月、丁酉倫理会学術演説会で日本人の国民性について論じた中島の講演内容は次のようなものだった。中島は、「私共は封建制度の結果として、即ち政治的他律主義の御蔭として、阿諛と云ふやうな性質を得るようになり、又従って無智、無気力と云ふやうな性質を得るやうになった」とし、日本国民には相手の顔色をみてへつらう性質があることを指摘する。しかし、「今日となって見れば、此れではならぬ声が、上下四方に満つる様になって来たのは無理ではない」とし、そのような性質は、「優勝劣敗の烈しい世界競争場裏に於ひて、到底互角の勝負は出来ぬに極て居る」という。さらに次のように日本国民の性質の欠点について論じた。

自由と云ふ信念が欠けて居ったがために、主張がなく、気力が無く、権利思想が無く、社会的と云ふ思想が欠けて居ったがために、団体の観念がなく、義務の感想がなく、利害の明識がなく、陽に他律的な教の注文に応じたる様にして、陰には却て之に抵抗し、之を敗懐しやうとする偽善的風習を拵ひたのではあるまいか⁴⁵

中島は日本国民の性質を改良するには「自由な、社会的な我と云ふ思想による外はなかり」と考

⁴¹ 「第15回帝国議会衆議院議事速記録第15号」『官報』号外、1901年3月20日。

⁴² 「第15回帝国議会衆議院議事速記録第19号」『官報』号外、1901年3月24日。

⁴³ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』180頁。

⁴⁴ 中島徳蔵先生学徳顕彰会編『中島徳蔵先生』1962年、中島徳蔵は1900年当時、哲学館で倫理学の講師を務めていた（東洋大学創立百年史編纂委員会、東洋大学井上円了記念学術センター編『東洋大学百年史』資料編I・下、1989年10-12頁、『東洋大学百年史』通史編I、1993年、984頁）。

⁴⁵ 中島徳蔵「天上天下唯我独尊」『丁酉倫理会講演集』1900年5月13日。

えていた。このことから、中島が「自由と云ふ信念」や「権利思想」を重視する市民社会思想に立脚して議論を展開していたことが分かる。

また、私立学校哲学館が組織した東洋哲学会の機関誌『東洋哲学』誌上には、中島の「私立学校の可否について」と題された論説が掲載されている⁴⁶。1900年11月5日発行の同誌掲載のこの論文は、哲学館同窓会懇親会での講演の大意をまとめたものである。

中島はこの講演で「我国の道德の性質の不完全」について触れた。中島の考えによれば、儒教的道德を教える国の道德の最上の目的は、「仁義礼智信の五常」であるという。「人たる者は仁なれ人間としては義なれと云ふことは、人に対して律の意味を有して」おり、即ち「束縛の性質」がある。換言すれば、「人を五常にて束縛し終るのが、日本道德の終局目的であった」という。また、中島は、日本に普及している宗教である「仏教は根本的に人を束縛し了るの性質」であるとする。仏教においては涅槃という「世間を超脱し了った当処」、あるいは「非社会的の処に存在するもの」が「人生に対する最大理想最終目標」であり、「人生をこの方面に指導教化する」という。

このような儒教や仏教に基づく教育のもとに作られた人間は、「勢ひ非社会的の傾向を帯ぬと云ふことが出来ぬのである」と中島は考え、このような環境にあって、「日本国民間には誰一人絶対的に意志を活動する確乎とした者がないと云ひ得らるゝ」とし、「目覚しき程の大活動を為し得ぬ性格である」と断じた。中島は、こうした「悪遺伝」を除去する一つの最高手段として私立学校の教育があると主張し、官公立学校の生徒よりも厳しい環境に置かれ、逆境のなかで「自己の頭脳一のみとの大なる衝動を起さざるを得ない」と述べた。

この演説で説かれている儒教の五常が、父母への孝行や国家への忠誠を求める教育勅語の徳目と重ね合わせて捉えられた場合、これは教育勅語を批判した言説であると認識されたはずである。起草委員在職中にこのような講演内容が雑誌上で公表されていたことは注目に値する。

中島の道德論は、主体性のない他律的道德性の育成に対する批判の上に立ち、自らの権利を理解して主体的に行動する市民の育成を目指すものであったと推測することができる。そして、教育勅語に示された天皇に対する忠義を基本とする道德原理と相容れない部分があったと考えられよう。日本国民の性質を改良することが必要と考えた中島にとって、教育勅語は時代に適さない封建主義的なものとして捉えられていた可能性は高い。

(2) 帝国主義教育論と第二次教育勅語案

教育勅語の時代不適合性は、日清・日露戦間期に権力の中枢にある複数の政治家に加え、在野の知

⁴⁶ 中島徳蔵「私立学校の可否について」『東洋哲学』第7編第11号1900年11月5日。哲学館は1887年7月に「哲学諸科ヲ教授」することを目的として設置願を東京府知事に提出した。その後、専門的な研究体制が徐々に整えられ、1894年に研究活動の場として東洋哲学会が組織された（『東洋大学百年史』通史編I）。

識人にも認知されるようになった。イギリス、フランス、ドイツなどの欧米列強の東方への進出といった帝国主義の国際情勢のなかで、日本は強い危機感を抱き、自国の独立と勢力圏の拡大を大きな目標とした。日清戦争に勝利した後、獲得した賠償金は、軍備増強、鉄道拡張、官営製鉄所の設立などの戦後経営に費やされ、これに伴って民間企業も発展を遂げるようになった。こうした日清・日露戦間期にあって、教育政策においては、1894年の実業教育費国庫補助法に見られるように、実業教育の振興が図られた⁴⁷。

産業発展に伴って学校教育によって育成されるべき人材像は新たな展開を迎え、教育の方針の転換を求める声が挙げられた。1894年10月第二次伊藤内閣の文部大臣となった西園寺公望が「世界主義」と呼ばれる教育方針を打ち出したことはよく知られている。西園寺は、1895年3月の高等師範学校卒業式での訓示において、「固陋ノ偏見ヲ打破シ世界ノ文明ニ伴ヒテ教育ノ精神ヲ進メ以テ其ノ学ヒ得タル所ヲ実地ニ活用」するよう説いた。その際、「偏局卑屈ノ見解ヲ以テ忠孝ヲ説キ、或ハ古人奇僻ノ行ヲ慕ヒテ人生ノ模範ト為サント欲スル者」は、「文明ノ進途ニ障碍ヲ与フル少カラス」とし、「東洋ノ陋習ニ恋々」⁴⁸としている者を批判したのであった。こうした西園寺の教育論は「世界主義」と呼ばれ、複数の新聞で批判的に取り上げられた。

他方、教育ジャーナリズムでは「世界主義」の教育論は好意的に受け入れられた。1896年12月発行の『教育時論』には記者が執筆したと思われる「德育論の一変調」と題する記事が掲載されている。

教育勅語発布せられより、儒教主義、仏教主義、国体主義、欧州倫理主義等の争論は頓に止みたれど、猶如何にせば、勅語の御趣意に答へ奉ることを得べきかに就きては、未だ一定の確論を見ず。近時勅語教育の方法が、大に形式的に流れたるは、吾等の夙に攻撃せし所、木場貞長氏も亦之を言ひ、且つ氏は、現今の修身教授が、勅語の一部分に密にして、今世に処すべき其最要部分を遺却せることを言へり。然れども、是等は德育に対する至当の要求にして、未だ大なる要求といふを得ず。之を我國民の性情に鑑みて大なる要求を為し、以て德育に一変調を与へんと力めたる者、前には西園寺文部あり、今は大鳥圭介氏あり。西園寺前文部が德育論は、一時世界主義と呼ばれて、所々より攻撃せられたるが、其要、務めて固陋の見を去り、此日進の世に処すべき博大聰明の徳義を養成するにありしとせば、これ立派なる一種の意見と見るべし。⁴⁹

⁴⁷ 文部省の国庫補助による実業学校振興政策の結果、1894年以後公立実業学校は急速に増加した。1899年の実業学校令成立以前において、すでに実業学校令に規定された実業学校の形態が各府県等によって準備された（内田糺「実業学校令の成立に関する一考察」『教育学研究』第39巻第1号、1972年）。

⁴⁸ 片山清一編『資料・教育勅語—渙發時および関連諸資料—』高陵書店、1974年、240頁。『官報』3525号、1895年4月4日。

⁴⁹ 「德育論の一変調」『教育時論』421号、1896年12月25日。

記者は、修身教授が内容はともかく方法・形態において形式的なものに陥っているという批判に触れた後、徳育にはさらに大きな課題があるという。それは、国民の「性情」を改めて行くことに失敗しているということであり、西園寺はそうした現状に「一変調を与へんと力めたる者」の一人であるとした。記者は、西園寺の主張を「務めて固陋の見を去り、此日進の世に処すべき博大聡明の徳義を養成する」ことを目指すものとして理解しており、「立派なる一種の意見」として評価した。

1900年4月発行の『教育報知』の社説は、「我国の教育方針は如何」と問い、「先づ我が国状の如何を考査し、我国の世界に於ける位置を攻究せざる可らず」とし、現在の国状に適した教育方針を立てる必要性を論じた。そして、「日本は今や世界の一大国民として、世界の活舞台に立ちつゝある」として、次のような国民像を示した。

吾人は敢ていはんとす、我が国教育の方針は我が国民をして日本国民として如何に生活すべき乎を知らしむると共に、亦世界の一市民として如何に生活すべき乎を解せしむるにあり、換言すれば、二千五百余年の歴史を有せる、日本国民たるの特色をして益發揮せしめ、之れを確持せしめ、善良なる、忠勇なる、高潔なる、典雅なる、真日本人たると同時に、亦た世界に於ける一市民として、存在し、生活するに差支なからしむるにあり、更に換言すれば、日本国民としての特色を保ち、日本国民としての義務を忘れず、日本国民として日本の發達進歩を計ると共に世界の一市民として、世界の国民と共に、世界の文明と、平和と、利益とを図るに差支なからしむるにあり⁵⁰

上記のように日本人としての特色を保ちつつ、「世界の一市民」として活躍する国民像を提示した。

こうしたいわば穏健な「世界主義」に止まらず、欧米列強の東方進出という国際情勢を念頭におきながらアジア諸国の独立を意識した教育論も展開されていた。

1899年1月、東京府知事、帝国大学初代総長などを歴任した後、政治家として活躍した渡邊洪基は、列強国と互角の地位を保持するためには、「新教育の方面を開くことの切要を觀る」と述べた。渡邊は、20代半ばで岩倉使節団の一員として派遣され、後に外交官としてオーストリアやイタリアに勤務した⁵¹。こうした経験を持つ渡邊は、「列国相對峙し渾円球上相交通する際に於て唯に自国の国體歴史のみを明らかにし殊に列国の事情を知らざるに於ては所謂攘夷国の余習^{マヨ}に陥り排外自尊の傾きを生じ列国相互間の円滑を欠くに至る」とし、列強国と対峙するために必要な教育を求めた。それは、「国民的徳育を養成するの外世界的共通の徳育を漸々涵養せざるべからず」という教育方針で表される。渡邊は、「一方は国民的教育を獨立して本国歴史の上に立て一方には世界的普通教育主義を取りて

⁵⁰ 「社説」『教育報知』 631号、1900年4月5日

⁵¹ 瀧井一博『渡邊洪基—衆智を集むるを第一とす—』ミネルヴァ書房、2016年。

世界に対して益優勝の位置を取らさるべからず」と論じ、従来の「国民的教育」に加えて、「世界的普通教育主義」を取り入れる必要性を主張した⁵²。「世界的共通の徳育」、あるいは「世界的普通教育主義」の具体的な内容は詳らかでないが、渡邊の持つ国際性が反映された教育観であったといえる。渡邊はその国際的視野に基づき、既存の教育方針の時代不適合性を指摘しようとしていた。

また、雑誌『太陽』の主幹を務め、在野知識人の代表格の一人である浮田和民は、「帝国主義の教育」を論じたことで知られている。浮田が論じた帝国主義は、軍事的、かつ強制的な民族の同化を否定し、各国の独立を求めるものであった。浮田は、日本の帝国主義のあるべき姿について次のように論じた。

日本現今の帝国主義は先づ国内に於て帝国主義の精神も以て人民を教育し、国外に於ては人民をして自由に世界の各所にありて産業上の利益を享有せしめ又た国際政治上に於ては其の能ふ限りに於て極東諸国の独立を維持し其の革進を促がし、其の結果として東西両洋の文明を融合せしめ万国史上に一大新時期を開き世界文明の為に貢献する所あらんことを期せざる可からず⁵³

浮田の帝国主義には上記のような平和主義的な性格を見ることができるが、やはりそれは経済・産業の「世界競争に備えての独占化の必要」を説くもので、「帝国主義であるかぎり、それが本質的に膨張的・侵略的」であった⁵⁴、あるいは、「日露開戦をひかえての対外強硬論に拍車をかける以外の何物でもなかった」⁵⁵とも評価されている。

では、「帝国主義の教育」とはどのようなものか。浮田は「帝国主義の外交政策を実施する前に大に帝国主義の教育を実施して日本人民の国民的精神を鍛錬開発するの必要あり」と考えていた⁵⁶。彼は「帝国主義の教育」について次のように説明する。

第一に「国民教育は、経済的実学を主要と為さざる可からず」と主張する。すなわち、「帝国主義の教育」は、経済学のみを学ぶという意味ではなく、それは実用的教育であるべきだと唱えた。こうした教育の成果として経済的な利益を得ることができるが、それは「自国の利益を増進すると同時に、我が帝国主義の範囲内に属する外邦人民の利益をも増進せざる可らず」という。

第二に、「帝国主義の教育は倫理的ならざる可らず、道徳的ならざる可からず」⁵⁷とする。浮田は「服従主義の道徳」よりも、「自由主義の道徳」であるべきだと説く。もし終身日本国内にのみ生存するの

⁵² 渡邊洪基「今後の国民教育の要素」『教育報知』第620号、1899年1月25日。

⁵³ 浮田和民「日本の帝国主義（下）」『国民新聞』3395号、1901年4月9日。

⁵⁴ 堀尾輝久「体制再統合の試みと『帝国』イデオロギーの形成—社会主義への対応を基軸として—」日本政治学会編『年報政治学』1968年、147-148頁。

⁵⁵ 堀松武一『日本近代教育史』理想社、1959年、237頁。

⁵⁶ 浮田和民「日本の帝国主義（下）」『国民新聞』第3395号、1901年4月9日。

⁵⁷ 浮田和民「帝国主義の教育（四）」『国民新聞』第3468号、1901年7月3日。

であれば、「形式的道德」あるいは「習慣的道德」でよいし、「奴隸的人民」を育成しようとするなら「服従主義の教育」でよいだろう、と述べた上で、しかし、現代の日本人は、「亜細亜四億人の人民を啓蒙誘導」する役割があり、南アメリカ、南洋諸島に進出しているのであって、「自主独立の人格を養成するは、教育の主眼」であるべきだと主張した。すなわち、「帝国主義の道德は内部的道德、精神的道德たるを要す。被治的道德ならずして、自治的道德ならざる可からず。依頼的道德ならずして、自主的道德ならざる可からず」⁵⁸とし、他律的な道德ではなく、自律的な道德を求めた。

浮田が奨励した「自由主義の教育」、「自主的道德」なるものは、天皇に対する忠義を支柱とする教育勅語の道德理念や、その徳目に従って児童を教授する修身教育に対する批判の要素を含むものであったと理解することができる⁵⁹。堀尾輝久は、浮田に加え大隈重信の所論を取り上げつつ、当時の帝国主義教育論が「偉大なる帝国主義の人民」を求めるにあたって「立憲的国民の育成」を眼目の一つとしていたことを指摘し、「これは専制国家における忠孝道德から立憲君主国家における『忠君愛国』の教育への変化に照応していた」と分析している⁶⁰。日清・日露戦間期にあった1901年には、帝国主義教育論者たちは教育勅語の時代不適合性について認識していたといえる。

当該時期における教育勅語に関する議論として見過ごせないのが、西園寺公望が準備したとされる第二次教育勅語案である。これについては、小股憲明が綿密な検証を行っている。小股は、第二次教育勅語案作成の経緯について、西園寺が文相在任時の1896年前半、「かねてから考えていた教育方針、とりわけ条約改正と日清戦後という新たな時代状況に即した教育方針の確立を果たすべく、省内の誰にも相談せず、『第二次教育勅語』を計画し、それについてまず明治天皇に説き、その内諾を得た」⁶¹と推定している。

西園寺が作成したと判断される第二次教育勅語案の草稿には、「朕曩キニハ勅語ヲ降タシテ教育ノ大義ヲ定ト雖モ、民間往々生徒ヲ誘掖シ後進ヲ化導スルノ道ニ於テ其歩趨ヲ誤ルモノナキニアラズ」

⁵⁸ 浮田和民「帝国主義の教育（五）」『国民教育』第3469号、1901年7月4日。

⁵⁹ 武田清子は、「浮田の国民教育論はあくまでも自由主義的である」と評価している。「浮田は国内の自由主義的開発の目的が堅持されている限り、経済的、政治的膨張による他国の植民地化を必ずしも否定していない」が、「彼のリベラリズムは、人間尊重の自由主義が否定されることは容認しない骨の強さを堅持させていた」という。浮田には植民地支配を容認する側面はあるものの、武田の主張によれば、浮田の思想は、人命や人格を尊重する姿勢によって貫かれていた（武田清子「浮田和民の『帝国主義』論と国民教育—明治自由主義の系譜—」国際基督教大学『教育研究』21、1978年3月、14-19頁）。他方、堀尾輝久は帝国主義教育論の分析において、「儒教的・形式的倫理を中心とする教育勅語が、明治絶対主義国家の精神的支柱ではあっても、それは、躍進し、さらに海外へと膨張をはかる〔筆者注：浮田が求める〕『偉大なる帝国主義の人民』の精神的支柱としては必ずしも十分ではなかった」ことを指摘している（堀尾輝久『天皇制と教育—近代日本教育思想史研究』青木書店、1987年、100頁）。同様に、花井信は浮田の1908年の論説を取り上げて、そこにおける「忠孝道德への批判が、単にその服従道德という性格へのそれとして終わらずに、その精神である祖先崇拜にまで徹底している」ことを指摘し、それは「勅語への疑問と結びつく性質のもの」であったと指摘した。花井は、「大勢として西洋文明化し個人主義の思想が流入している時期において、勅語の精神が国民の道德的規準として有効であるか、という批判であった」と分析した（花井信「帝国主義形成期浮田和民の教育論」『教育学研究』第41巻、第1号、1974年3月）。

⁶⁰ 堀尾輝久、前掲書、100-101頁。

⁶¹ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』141頁、小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」『人文学報』64、京都大学人文科学研究所、1989年。

と記され、天皇が一人称で国民に語る勅語の形式となっていた。その内容は、教育勅語が發布され、教育の大義が定められたといえども、民間にあつては、生徒を導くにあたってその進み具合を誤っている者がいる、とする批判から始まる。その批判の対象となっているのは、「外ヲ卑ミ内ニ誇ルノ陋習ヲ長ジ」たり、「人生ノ模範ヲ衰世逆境ノ士ニ取り其危激ノ言行ニ仿ハン」としたりする者である。これらの者の導きは「恭儉己レヲ持シ」、「博愛衆ニ及ホス」といった教育勅語に示された趣旨に添わないものであるという。

そして、現在の状況について、「今ヤ列国ノ進運ハ日一日ヨリ急ニシテ東洋ノ面目ヲ一変スルノ大機ニ臨ム」とした上で、「条約改訂ノ結果トシテ予国ノ臣民が来テ生ヲ朕ガ統治ノ下ニ托セントスル期モ亦目下ニ迫レリ」とし、不平等条約の改正に伴い、友好国の人々が天皇の統治の下に身を置く時期も迫ると説明している。そして「臣民」に対して、「予国ノ臣民ニ接スルヤ丁寧親切」にするよう求めた。このように日本は「発達ノ時」であるという時代認識を前提として、以下のような徳目を示した。

藹然社交ノ徳義ヲ進メ、欣然各自ノ業務ヲ励ミ、責任ヲ重シ、輕騒ノ挙ヲ戒メ、學術技芸ヲ火東磨シ、以テ富強ノ根柢ヲ培ヒ、女子ノ教育ヲ盛ニシテ其地位ヲ嵩メ夫ヲ輔ケ子ヲ育スルノ道ヲ講セサル可カラズ⁶²

上記引用のように、「富強ノ根柢」を培うため、穏やかな社交の徳義を進めること、各自業務に励むことなどのほか、夫を助け、子を育てるために女子教育を盛んにすることを求めた。そして、このように「朕ガ日夜軫念ヲ勞スル所以ノモノハ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ヲシテ文明列国ノ間ニ伍シ、列国ノ臣民が欣仰愛慕スルノ国民タラシメント欲スルニ外ナラズ」という。すなわち、「朕」がこのように心配しているのは、列国に肩を並べ、列国の人々に敬愛される国民にしたいと欲しているからであるとした。このように、第二次教育勅語案は、先に發布された教育勅語を否定するものではなく、これを前提とした上で、新たに求められる国民の資質—時勢に即した国際性—を追加したものとして計画されていたと理解できる。

これまで見てきたように、日清・日露戦間期には教育勅語の時代不適合性を前提とした教育論が政府の中枢に現れ、さらにはジャーナリズムで論じられていた。それらは、これからの時代が要請する人間育成のための新しい道德教育理念を求める議論であった。

先に述べた中島徳蔵のことに戻れば、彼がその任にあつた修身教科書の編纂という事業は、実際の修身教授と直接結びつき、具体的な徳目を検討して行く作業を伴うもので、そこでは、建前として教

⁶² 立命館大学西園寺公望伝編集委員会編『西園寺公望伝』別巻二、岩波書店、1997年、145頁。この草稿は1994年に発見され、誰の筆跡であるか判然としないという（同書、389頁の解題による）。他方で小股はその内容が日清戦中・戦後に西園寺が訴えていた内容とそのまま重なっていることは明らかで、疑いなく西園寺の草稿であると判断している（小股憲明『明治期における不敬事件の研究』150頁）。

育勅語の權威を揺るがすような議論を避ける必要があったと思われる。おそらく、中島の主張はそうした建前と対立するものであり、解任に至ったと推測されるのである。

3. 社会における道德の振興と宗教

(1) 教育勅語の国民への普及の要望

教育勅語をめぐる議論は1900年頃にもう一つの新しい展開を迎える。それは、教育勅語を学校教育の枠に閉じ込めず、その趣旨を社会に徹底させようとする議論であった。1900年2月19日、第14回帝国議会衆議院において、鈴木重遠らに教育勅語に関する建議が提出された。それは以下のとおりである。

勅語ニ関スル建議案

明治二十三年十月三十日ヲ以テ下シ給ヘル 勅語即チ世ニ所謂教育ニ関スル 勅語ハ全国ノ諸学校ニ於テ奉読スルモ国民ノ全般ニ及ハス 熟々現時ノ趨勢ヲ視ルニ徳教頽廢シ世道人心將ニ危殆ニ赴カムトス 而シテ之ヲ矯正スルノ道蓋シ多々ナルヘシト雖一般国民ヲシテ該勅語ヲ服膺セシムルニ如クナシ 故ヲ以テ政府ハ之ヲ国民一般ニ奉セシムルノ方法ヲ訓示セラレムコトヲ望ム⁶³

上記の建議では、教育勅語は学校で奉読されるものの国民の全般に普及しておらず、「徳教頽廢シ世道人心將ニ危殆」に赴こうとしているとの現状を危惧し、これを「矯正」するため、政府に対して教育勅語を「国民一般ニ奉セシムルノ方法」を訓示するよう求めたのであった。こうした要望は、引き続き翌年3月22日の第15回帝国議会衆議院において再び鈴木重遠によって以下のような内容で提出された。

勅語普及ニ関スル質問主意書

- 一 本院ハ明治三十三年二月十五日世ニ所謂教育ニ関スル勅語ヲ一般国民ニ服膺セシムル為メ之ヲ訓示セラレンコトヲ建議シタリ 爾来政府ハ右建議ヲ採納シ之ヲ国民一般ニ普及セシムルノ方法ヲ実行シタルコトアリヤ
- 二 既ニ其実行ニ関スル方法ノ規定アリトセバ須ラク其順序ヲ明示セラレタシ
- 三 未ダ建議ノ趣旨ヲ採納スルニ至ラズトセバ其理由ヲ弁明セラレタシ⁶⁴

⁶³ 「第14回帝国議会衆議院議事速記録第30号」『官報』号外、1900年2月20日。

⁶⁴ 「第15回帝国議会衆議院議事速記録第18号」『官報』号外、1901年3月23日。

この質問主意書は、前年2月に提出した建議を受けて政府はどのように対応したのかを問うものであった。これに対して同月24日に文部大臣松田正久が行った答弁は以下の通りであった。

明治二十三年十月三十日ヲ以テ下シ給ヒタル教育ニ関スル 勅語ハ其ノ謄本ヲ全国公私ノ諸学校ニ普ク頒布シ之ヲ奉読服膺セシメ又小学校、中学校、高等女学校、師範学校等ノ修身教授ニ於テハ勿論其他苟モ適當ノ機会アレハ常ニ 勅語ノ旨趣ニ基キテ徳性ヲ涵養スルコトトシ以テ 聖旨ノ在ル所ヲ貫徹セシムルコトヲ怠ラス故ニ 勅語ノ旨趣ハ啻ニ学校ノミナラス自ラ一般国民ニ及フヘキモノト信ス⁶⁵

すなわち、教育勅語の「奉読服膺」は小学校を始め諸学校においてなされているとともに、勅語の趣旨は学校だけではなく、一般国民にも及んでいるものと考えたとの答弁であり、学校外での普及の具体的方法については言及しなかった。

さらに、1902年2月28日の第16回帝国議会衆議院では以下のような「勅語普及ニ関スル建議案」が安部井磐根らによって提出された。

本院ハ第十四回議會ニ於テ明治二十三年十月三十日ノ 勅語ヲ一般国民ニ服膺セシムルコトヲ政府ニ建議シ第十五回議會ニ於テ其ノ採納如何ヲ質問セシニ其ノ答弁ニ曰ク 勅語ハ其ノ謄本ヲ全国公私ノ諸学校ニ普ク頒布シ之ヲ奉読服膺セシメ又小学校、中学校、高等女学校、師範学校等ノ修身教授ニ於テハ勿論其ノ他苟モ適當ノ機会アレハ常ニ勅語ノ旨趣ニ基キテ徳性ヲ涵養スルコトトシテ以テ聖旨ノアル処ヲ貫徹セシムルコトヲ怠ラス 故ニ勅語ノ旨趣ハ啻ニ学校ノミナラス自ラ一般国民ニ及フヘキモノト信ストアリ 然ルニ爾來之ヲ事實ニ徴スルニ其ノ答弁ノ語ニ伴フモノアルヲ見サル憾アリ 依テ政府ハ今後一層ノ力ヲ此ニ致シ黨化ノ実効ヲ国民一般ニ及ホシ以テ 聖意ヲ徹底セシメ曩キノ答弁ノ事実上ニ現著ナラムコトヲ望ム⁶⁶

このように、教育勅語の国民への普及について具体的な施策を実行していない政府に対して、一層力を注いで「黨化ノ実効ヲ国民ニ及ホシ」て、「聖意ヲ徹底」せしめるよう再び要望したのであった。これに対して「異議ナシ異議ナシ」と叫ぶ者があったという。

こうした要望は、同時期の教育ジャーナリズムにおいても確認することができる。1900年2月発行の『教育時論』の社説は「教育勅語の普及貫徹」と題するものであった。その筆者は、教育勅語を

⁶⁵ 「第15回帝国議会衆議院議事速記録第20号」『官報』号外、1901年3月25日。

⁶⁶ 「第16回帝国議会衆議院議事速記録第22号」『官報』号外、1902年3月1日。

「我が国建国以来流行せる、国民固有の道德主義なり」とし、その「聖旨」を「次代の国民たる小中学校生徒」だけでなく、「現在の国民も、固より之を服膺して、大に我が国民固有の道德を發揮」すべきだと論じた。加えて、「吾等の聞く所によれば、小学校を卒業し、又は其の高等二年より、中学校に入れる生徒にして、勅語の大意をすら語るに能はず、否、其の読方も覚束なく」といった現状を指摘している。そして、学校教員は、「学校外にも、如何にせば之を普及することを得べきかの方法も、併せて考究すべき職責ありとするものなり」⁶⁷とし、教育勅語を学校外に普及させる方法を考究する職責が教員にはある、と主張した。社説は、衆議院で鈴木重遠らの建議案に賛同の意を表するものであった。

教育勅語を学校の枠組みに止めず社会においても普及させることで、「徳教頹廢」の状況を「矯正」する、あるいは「我が国民固有の道德を發揮」することが求められていた。

(2) 道德の振興と宗教

以上の教育勅語論・修身教授論の底流の一つにあったのが、教育と宗教の問題であった。1899年私立学校令の公布とそれに伴う文部省訓令第12号の公布によって、私立学校の監督の強化が図られ、官公立学校に限らず、私立学校でも正式な認可校としての小学校や中学校、高等女学校において宗教教育や宗教上の儀式を行うことが禁止された。具体的には、訓令第12号において「課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」と規定された⁶⁸。これにより、明治初期より発展を遂げてきた私立のキリスト教系中等教育機関は、認可校から各種学校に設置形態を変更する判断を迫られ、あるいは認可校として存続するために学校での宗教教育をあきらめざるを得ない状況に置かれたことはよく知られている。

これを背景として、教育と宗教の関係についての議論が盛んに行われた。この時、テーマの一つとなったのが、道德の振興における宗教の有効性の有無であった。

よく知られている代表的な論争は、「教育と宗教」第二次論争である。論争のきっかけとなった井上哲次郎の論説「宗教の将来に関する意見」は、1899年10月の哲学会での講演を文章化したものであった⁶⁹。井上は、第一次論争（いわゆる「教育と宗教の衝突」事件）ではキリスト教を教育勅語の精神に反するものとして排撃し、明治末期には国民道德論の提唱に力を注いだことで知られる⁷⁰。

当時、東京帝国大学教授であった井上は、この論説のなかで、「教育と宗教とは必ず分離すべきもの」としながらも、教育上起り得る一つの欠陥として「人をして行はしむべき徳育の基本」の喪失があ

⁶⁷ 「社説」『教育勅語の普及貫徹』『教育時論』第535号、1900年2月25日発行。

⁶⁸ 文部省訓令第12号『官報』1899年8月3日。

⁶⁹ 久木幸男『『教育と宗教』第二次論争』『日本教育論争史録』第1巻、近代編（上）、193頁。

⁷⁰ 「井上哲次郎」『岩波 哲学・思想事典』岩波書店、1998年。第一次論争は、1892年11月にキリスト教は教育勅語の趣旨に反するとの談話を発表したことに端を発するものであり、「教育と宗教の衝突」事件として知られている（久木幸男『『教育と宗教』第一次論争』『日本教育論争史録』第1巻、近代編（上）、86頁）

ることを指摘し、人を道徳的行為の実行へと動かす宗教の効力を認めている。宗教における神や宗祖の声は「大我」の声であり、これに対して情欲を誘発するのは「小我」の声であるとする。「小我を捨て、大我に従うの倫理は実行上最も効力ある主義にして、諸宗教共通の点なり、是故に一切宗教の形態を離れて、我教育界現今の欠陥を充たすべきものは、此の如き倫理を置いて、他に求むべきにあらざるなり」とし、個別の宗教の形態を離れた、宗教的な倫理の構築を求めた。井上は、既存の宗教がそれぞれの歴史的特殊性を脱却し、その契合点を基礎として融合して行くという宗教の将来像を描くのであった。この融合したものは、「最早単に之を宗教と称するを得ざる」ものであり、「人をして善を行はしむべき効力を有し、如何なる社会にも適応せざることなきものなり」⁷¹と考える。こうした井上の考察から、井上が徳育における課題として捉えていたのは、いかにして個人に「善」を実行させるかということであったことが分かる。

久木幸男は、井上がこの論説を発表するにあたり、その動機を教育雑誌記者に語った談話を紹介して、井上は『教育勅語』がそれ自体では人びとを動かす力を失っているとし、そこに『倫理教育の不十分』の原因を求めている」とし、「換言すれば、『教育勅語』に具現された天皇制教育理念が、理念として機能しなくなった事実を、彼は承認しているといえよう」と考察している⁷²。久木は、こうした状況そのものがこの論争の背景をなしていたと分析する。すなわち、「日清戦争後の産業資本主義の確立を背景に、帝国主義段階への移行の兆を早くも示し始めた当時の日本の社会に対して、一九世紀絶対主義の色濃い『教育勅語』的教育理念が、次第に違和的になっていった結果である」とした。

同時期に、論争と直接関係しない論説においても、教育勅語の効力不足を認識しているものを確認することができる。1900年2月発行の『教育時論』に掲載された木村鷹太郎の論説を見てみよう。木村は、帝国大学文科大学哲学選科を修了し、1897年には井上哲次郎らと日本主義を唱え、大日本協会を組織して『日本主義』を創刊した評論家であった⁷³。木村は、「教育勅語は宗教を排す」と題した論説において、「教育は徳性の完成を貴ぶ。然りと雖、亦同時に真正の知識を得しめんことを力むるものなりと信ず」として、教育における「真正の知識」の獲得を重視する。他方で宗教については、「宗教の実質は迷信なりと言ふを得るなり」と論じ、宗教の本質は迷信に過ぎないという。その上で、教育勅語と宗教の関係について次のように述べている。

教育の勅語は『徳器を成就し』と教ふと雖、虚妄を真らしく説き、迷信を保存し、人を愚にし、而して徳育を施すべしとは言はずして、学を修め業を習ひ以て『智能を啓発し』と教ふ。智能の啓発と迷信虚妄とは両立せざるなり。⁷⁴

⁷¹ 井上哲次郎「宗教の将来に関する意見」『哲学雑誌』第14巻154号、1899年12月10日。

⁷² 久木幸男「『教育と宗教』第二次論争」、193-194頁。

⁷³ 「木村鷹太郎」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2018年9月22日アクセス。

⁷⁴ 木村鷹太郎「教育勅語は宗教を排す」『教育時論』第535号、1900年2月25日。

上記の引用にあるように、教育勅語に示された「智能を啓発」するということと、宗教によってもたらされる「迷信虚妄」は両立しないと木村は考え、論説の題目どおり、教育勅語と宗教は相容れないことを論じた。さらに木村は、「新時代の人物、将来の社会国家を構成する所の青年を作る所の教育」に「決して旧弊固陋の迷信性のもの」を用いるべきではないと主張する。しかし他方で、「従来生存せる愚夫愚婦」を教化するには現今の教育では力が足りないとも述べている。つまり、新時代の人物や青年たちは別として、「従来生存せる愚夫愚婦」を教化するにあたっては、「智能の啓発」を基本とした教育勅語の方針では不足であり、「迷信虚妄」である宗教を用いることの有効性を示唆している。

井上哲次郎が、教育と宗教との分離を原則としながらも、宗教の効力を認めていたことは先に見たとおりである。木村も限定的ではあるが、それを認めていた。

教育関係者はこの問題をどのように捉えたのであろうか。一例として、大東重善の議論を見てみることにする。大東は、東京師範学校で学び、小学校の教員や東京府学務課に勤務した後、東京府立高等女学校長、群馬県尋常師範学校長、群馬県視学官等を歴任した。1909年には東京府豊島師範学校長となった⁷⁵。1902年1月、群馬県視学官であった大東は「教育と宗教との関係」と題した論説を発表している⁷⁶。

この論説で大東は、「今の学校の修身教育、即ち道德の教育は、宗教の力を籍らずして善く行はれ得るや否」という問題について考察した。大東は、「仮に日本の社会を、一大学校と見做すならば、青年輩の教化は、学校の教育が之を負担し、其れ以外の者、即ち多くは、青年以上の者の教化は、寺院教会の宗教が、之を負担して居る様な姿である」とし、そのように考えると、「青年以上の者に罪惡の多いのは、明らかな事実」であって、「宗教の効能も案外薄かった様である」と分析する。しかし、「宗教が不必要と云ふのではない、又追々宗教も、社会の進歩に連れて、改良もするだろう」という。そして、「国民教育と宗教との関係は、今の如くにして置いて、宗教は学校教育の外に在って、人民の遷善感化を務めしむるのが、最良の方法と思ふ」と述べ、「政府もそう云ふ方針で、宗教を利用し働かしむるが、つまり得策であろう」とした。つまり、大東は、宗教を不用とは考えず、学校教育の外において、人々の感化に尽力してもらおうのが「最良の方法」と考え、学校外における宗教の利用を支持したのであった。

他方で、宗教者や宗教関係者らは教育における宗教の効力をどのように主張していたのであろうか。真宗大谷派の学僧であり、仏教学者であった村上专精は、1902年の帝国教育懇談会における演説において、「宗教と教育の関係」を論じた⁷⁷。村上は、「教育家は宗教を迷信妄信と思ひ、宗教家は教育は

⁷⁵ 「大東重善」『教育人名事典Ⅰ』上。

⁷⁶ 大東重善「教育と宗教との関係」『教育時論』第603号、1902年1月15日。

⁷⁷ 村上专精「宗教と教育との関係」『教育公報』第261号、1902年7月15日。村上の経歴については『国史大辞典』(Japan Knowledge Lib, 2018年9月18日アクセス)を参照した。

信仰をなくするものと思ひ、互に毛嫌をして、教育は宗教の弊を清め、宗教は徳育を助けるといふことを見逃かして居る」という。つまり、教育と宗教は、実は相乗効果があるのであって、「教育と宗教の衝突して居るのは国家の為め憂ふべきことである」と述べる。「教育家が眼光を大にして宗教はどんなものであるかを研究するがよい、社会国民の大多数が信じて居る宗教、学校児童の父兄が信じて居る宗教、其の宗教の何者たるかを研究して貰いたい」と論じ、宗教の有効性を主張したのであった。

仏教学者の加藤咄堂は、1900年8月、「僧侶の利用を論じて教育と宗教との関係に及ぶ」と題した論説において、教育勅語の普及者としての僧侶の活用を訴えた。加藤は、「今や僧侶の腐敗は其絶頂に達し」ており、「無用の長物」となっていると述べ、僧侶を「教育勅語の普及者たらしめ国民道德の鼓吹者たらしめて以て学校教育の及ばざる所を補はしむる」という方法を提案した。また、小学校の不就学者を減少させるためには、国民に教育の重要性を知らしめ、また教育勅語の趣旨を普及させることが必要であると述べ、「其子弟の教養はもとより学校教員の職責なりといへども、其父兄の教養に至ては学校教員の力及ばざる所、これを補ふて以て家庭と学校との連絡を円満ならしむべきもの僧侶を外にしてまた求むべきものなし」という。

ただし、加藤は宗教と教育とを混同してはならないとも述べ、「教育と宗教とは分離せしむべし絶縁せしむべからず、連絡せしむべし」とし、教育と宗教の連携を主張する。しかし、僧侶の活用には限定が必要であり、「僧侶を利用せむとするは其宗教的方面に於てせむとするにはあらで道德的方面に於てなるをや」として、僧侶の利用はあくまでも道德の振興に限るとした。また、「教育と連絡せしめて差支なき宗教」には少なくとも三つの条件があるという。それは、「(一) 智育と背反せざる教理を有する事、(二) 家庭と連絡せしめ得べきものなるべき事、(三) 国民道德と相一致するものたるべき事」⁷⁸である。こうした主張は、後に加藤が、1928年に結成された中央教化団体連合会の活動に尽力し、仏教の大衆化に努めた実績につながるものでもあった。

以上見てきたように、道德振興における宗教の有効性を認め、学校教育以外の場における宗教の活用を肯定する見解は1900年前後に複数確認できる。道德振興における宗教の有効性について否定的な見解を持つ者でも、一般民衆を対象とした教化においてはその有効性を認めていた事例があった。また、教育勅語の普及徹底に宗教者を活用するという意見は、道德振興における宗教の新しい位置付けを見出そうするものとして注目される。

小括

明治後期の修身教授不振論は、教育勅語を絶対的な道德原理として設定し、その上で効果的な教授方法を検討するもので、主に教育者の立場に立つ議論であった。他方、日清・日露戦間期には政府の

⁷⁸ 加藤咄堂「僧侶の利用を論じて教育と宗教との関係に及ぶ」『教育時論』第552号、1900年8月15日。加藤の経歴については『国史大辞典』(Japan Knowledge Lib, 2018年9月18日アクセス)を参照した。

中枢から登場した教育勅語の時代不適合性を指摘する議論は、これからの時代に求められる国民の育成を目標として、新しい道德教育の理念を求めるものであった。この二つの動向は、基本的には重なり合うものではなかったと思われる。例えば小股憲明は、教育勅語の権威の動揺は権力内部で起こったもので、一般社会から乖離した現象であったと分析しているが、この指摘は大枠として正鵠を射ている⁷⁹。

しかし、二つの動向は全く無関係であったわけではなく、その結節点が修身教科書にあったとみることができる。中島の教育勅語撤回風説事件では、修身教科書編纂の過程において、教育勅語に示された道德原理の批判やその時代不適合性への指摘がなされた可能性があった。教科書で扱う具体的な徳目の検討の過程で、新しい国民像を想定したいという要望と教育勅語の絶対性を堅持する意向との対立が顕在化したと推測することができる。西園寺の第二次教育勅語案は、芳川顕内相の反対に伊藤博文総理が同調して頓挫したと言われる⁸⁰。

小股によれば、1908年の戊申詔書発布後に「権力機構内部における教育勅語の安定的な地位が確立した」⁸¹とされるが、しかし、教育勅語の権威が安定しても国民道德のあり方は決着を迎えた訳ではない。1900頃に登場した教育勅語の趣旨を社会に広く徹底しようとする動きや、道德における宗教の有効性を主張する議論は、その後の国民道德の展開に繋がって行く。例えば、学校教育以外の場面での国民道德の振興に宗教が有効だとする意見が複数あったことを紹介したが、学校教育の道德で行き届かない部分を宗教で補填するというアイデアは、その後、内務省主導の社会教化策において引き継がれて行くものであった。

戊申詔書以後の国民道德の新たな展開は次章で扱うこととする。

⁷⁹ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』130-131頁。

⁸⁰ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』143頁。

⁸¹ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』185-186頁。

第2章 地方改良運動期における学校教育と神社の接近

はじめに

第1章で記したように、1900年頃には、学校教育以外の場での道徳振興に宗教が有効であるとする提案がされていた。学校教育を除いた社会教化の領域にあつては、内務行政と文部行政の施策が重なり合う部分があるが、その後、社会教化における宗教動員は、文部省ではなく内務省主導のもとに実現して行く。

本章では、地方改良運動の前後にあたる1900年代の半ばから1910年代までを対象とし、この時期に発行された第1期国定修身教科書をめぐる議論と社会教化策における宗教の動員とについて検証することを通じて当該時期における教育と宗教の関係を考察することとしたい。

まず、教育界における第1期国定修身教科書批判を取り上げ、国民道徳をめぐる議論のなかで「敬神」と「崇祖」がいかにかに論じられたのかを分析するとともに、当時のジャーナリズムにおける修身教科書批判や国民道徳をめぐる議論に見られる宗教利用論がいかなるものであったかを明らかにする。さらに、戊申詔書発布後における教育勅語をめぐる論争を取り上げたい。次に、地方改良運動における神社政策と文部省による社会教化政策について整理した上で、神社政策が神道界に与えた影響とその後の動向について検証する。こうした分析・検証を通して、神社が小学校と関係を持つ端緒について考察する。

1. 第1期国定修身教科書発行前後の道徳論議

(1) 国民道徳に求められた「敬神」・「崇祖」と文部省の方針

明治末期の教育界では、国定制度に基づく初の修身教科書の内容に対する批判的な議論が盛り上がりを見せた。それは本質的には国民道徳のあり方を問う議論であった。

国定制度成立までの経緯は以下のようなものであった。1886年の小学校令に定められた教科書検定制度は、1892年以降の帝国議会において批判の対象となった。1892年、1894年に提出された質問は、教育勅語の趣旨に副わない修身教科書が検定を経て発行されていることを非難するものであり、さらに1896年には修身教科書は臣民教育の必要上から民間で編纂するのではなく、国家が編纂すべきだとする建議案が提出された。この建議案は貴族院で可決され、その後も小学校修身教科書の国定化への要望は続いた。1901年には修身教科書だけでなく、小学校教科書全体を国定とする建

議案が衆議院において成立した¹。

1900年4月から着手された国定教科書編纂作業を経て、1904年4月より修身、国語（読本、「書き方手本」）、日本歴史および地理が、翌年度から算術と図画の国定教科書が小学校で用いられた。小学校修身教科書の編纂の趣意によれば、「模範的人物ヲ選ヒテ其伝記ヲ教材トナシ其間ニ適宜教訓ヲ加ヘン」とする人物主義と、「授ケントスル徳目ヲ予メ選定シ之ニ適応スル例話ヲ以テ教材トナサン」とする徳目主義の「両者ノ長所ヲ併セ取ルコトヲ務メ」、学年ごとに「心得」と「徳目」の配置を配慮したという。例えば、一学年用には、学校に於ける心得を多く配置するとともに、「天皇陛下」の一課を配置して「忠君ノ志氣ヲ鼓舞センコトヲ」期した。第二学年、第三学年と進むにつれ、個人としての心得を増やして行き、第四学年では国民としての心得を増やしたとしている²。

教育史研究者の分析によれば、第1期国定修身教科書は、「明治三十年代の、主として人物主義による教科書と比較すると、国家および人間関係の道徳を主題としてあげることが減少」しており、これは、「国家に対する道徳のうち天皇と国体に関する道徳と人間関係についての道徳のうち家族関係における道徳が大幅に減少した」ことによる。代わりに、「国民の権利・義務から公益・興産に至る公民的教材など国民の義務に関するもの」や、「博愛・親切・正直・人への迷惑のいましめなど社会性の強い市民倫理を主とするもの」が多くなっているという³。例えば、第4学年用と高等小学第2学年用には、市町村議員選挙に関する課が設けられ、「公民の心得」が指導すべき内容として盛り込まれた。小股憲明は、第1期国定修身教科書にこうした選挙の重要性や投票の心得が編入されたのは、明治30年代前半の帝国議会における立憲思想の養成に関する要望に基づいていると推測している。当時の衆議院では、日露戦後の危険思想の防止や国民思想の健全化のためには正しい政治的教養が必要だとして、学校における立憲思想の養成を求める声が上げられていた⁴。

こうした修身教科書の特徴そのものが、政界・教育界において批判の対象となった。枢密院副議長であった東久世通禧を筆頭に、野村靖、田中不二麿の連名で文部大臣に提出された小学修身書に関する建言は、修身教科書が「日常の行儀作法の心得書」に止まっていると厳しい批評を展開するものであった。その概要は以下のようなものであった。欧州では概ね一定の国教を有し、宗教の組織によって精神的教育が普及しており、一般の学校における道徳教育は日常の生活の心得を教えることで充分であるが、我国の場合、いわゆる国教がなく宗教の力に依頼することができない。従って「我小学に於ける一般国民の普通教育に於いては欧州に於ける宗教教育の幾分に代はる作用を加味」するべきである。それは、「宗教の教義を加味する」ことを意味するのではなく、「国民一致の精神的の信向^マを鞏固にするの傾向」を取らなくてはならない。このような主張であった。

¹ 「修身教科書総解説」海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身(3)、講談社、1962年。

² 文部省編『国定教科書編纂趣意書』1904年1月、6～10頁。

³ 「修身教科書総解説」海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻、修身(3)、623頁。

⁴ 小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』大阪公立大学共同出版会、2005年、70-73頁。

建言にいう、「国民一致の精神的の信向」とは、「忠孝の大義」のことを指している。「忠孝の大義」は、「日本国民永遠の特色として之を子孫万世に伝へざるべからざる」ものであるのに、修身教科書を通読しても「此大義に感動を与ふるの甚だ深きを覚えず」とした。すなわち、「忠孝の大義」を十分に記述していないことが批判の論点の一つであった。

もう一つの論点は、「我国固有の国民道德の根本」である「祖先を崇敬し其祭祀を重んずること」（崇祖）と「敬神の道」（敬神）についての記述が不足している点であった。

祖先を崇敬し其祭祀を重んずることは実に我国固有の国民道德の根本たり。国民が万世一系の皇位を崇敬するも各個の家を愛惜するも実に此の特性に出るものなり、我民族の固有の敬神の道も蓋亦茲に根由す、此の特性を維持するに非ざれば我国体及社会の組織を鞏固に維持すること能はざるべし、然るに国民道德の經典たる小学修身書に於ては此の大義を掲明することを勉めざるのみならず或は故さらに之を顯著に掲げ示すことを避けたるが如き疑念を生ぜしむる点なしとせず

この点に関して建言では、習慣の一つとして「家の祭祀」について教科書で扱っているが、その重んずべきを伝えてないこと、また、「敬神の事」についても、伊勢神宮のことだけでもこれを掲げるべきはずなのに見当たらないことを指摘した。ここでいう「敬神」は、「万世一系の皇位天祖の靈位として崇敬する」ことを指している。それは、建言が高等小学校の修身書について言及した際、「修身書に於ては一家に於て祭祀を重んずる義と国家に於て万世一系の皇位天祖の靈位として崇敬するの義と相連渉して之を国民に教ふべき」と論じていることから分かる。

これに加えて、第四学年の修身教科書所収の「めいしん（迷信）をさけよ」の課が取り上げられた。この課は、神職が祈祷を行うにあたり、ドジョウを仕込んだ神酒徳利に御幣を差し込み、動き出した御幣を見て「かみが、ごへいに、のりうつったしるしである」と述べて信者を欺く説話を取り扱うものであった。建言は、この内容は間接的に敬神の念を軽視する結果を生むとして、否定的な評価をした。すなわち、「崇祖」と「敬神」に関する例話を積極的に教科書に盛り込むべきだというのが建言の主張であった。

さらに、各学年全体を通して「社会に立ち事業を成功するに必要なる教訓比較的に大部分を占め皇国臣民の血族連綿たる特種固有なる祖先に対し家国に対し君臣親子夫婦兄弟等の間に於ける義理を示すの教課に於て尚ほ遺憾あるが如し」と批評した⁵。修身教科書の記述に個人の成功や国民の権利および市民倫理に関するものが多いことも批判の対象であった。

修身教科書調査委員会委員長であった加藤弘之は、こうした批判を受けて次のような反論を行っ

⁵ 「国定修身書に対する建言」『教育時論』第707号、1904年12月5日発行。海後宗臣『海後宗臣著作集』第6巻、東京書籍、1981年所収。

た。忠君愛国の精神の養成が行き届いておらず、個人として事業を成す精神を養成する方が行き届いているとした批判に対しては、「我輩は思ふ、忠君愛国の方に偏重にして個人の事業と云ふ方に偏軽であるやうに思ふ」とし、逆に建言が、個人の事業を軽く見ているのではないかと反論した。加藤は続けて、「忠君愛国は素より最も大切なものであることは信じて居るのであるが、又一方には個人たる人格を持たせる、人格を養ふと云ふことに勉めなければならぬのは又素より大切であると信じて居るのである」と論じた。加藤は、日本人は「個人として自立自営せんとする人格を保つ所の精神」が「従来は大に欠乏して」おり、「今日の如き万国交際の世の中に在っては斯う云ふ精神を又盛んにして行かねばならぬのである、それでなければ将来欧米人民と競争して世界に横行すると云ふことは出来ぬのである」として、国際的な視野に基づいて個人の人格を養う必要性を説いた⁶。

文部省も東久世らの建言に対する見解を公にし、指摘された点について詳細な弁明を行った⁷。文部省は、忠孝の大義を重大視していることを強調した上で、「敬神の道」が不足しているという指摘については次のように回答した。

編纂者は当初慎重なる審議を凝し祖先を崇敬するの外別に敬神の道を説くは児童精神の発達の程度より考ふるも又宗教上の関係より考ふるも或は誤解を来すなきかを憂へたるが為め之を説くことをせざりしなり

つまり、児童の精神発達の観点と「宗教上の関係」を考慮して、意図的に祖先崇敬以外の「敬神」に関しては記述をしなかったという説明であった。文部省では、祖先崇敬について学校教育で取り扱うことは問題ないが、「敬神」について取り扱うと諸宗教の排除に繋がる可能性があることを懸念したと推察される。すなわち、明言はしないものの「敬神」は宗教的な要素を持つと判断したのであろう。「敬神」を学校教育に導入することは、信教の自由という憲政原理の問題に関わって、さらには1899年の文部省訓令第12号と抵触するおそれがあるため不可としたのが文部省の立場であったと考えられる。

⁶ 加藤弘之「国定修身教科書の批評に就て」『太陽』第11巻第1号、1905年1月。かつて丸山真男は、加藤の社会思想における近代市民思想の影響を指摘した。1893年に刊行された加藤弘之の著作『強者の権利の競争』は、加藤研究で著名な田畑忍によれば、「加藤弘之の業績の中心をなすもので、彼の思想的峠とも言ふべきもの」とされる。同書で展開される加藤の学説は、強者が弱者に勝利して権力を得て、この権力こそが権利の根源となるというもので、権力＝権利をめぐる強者と弱者の競争によって社会は進歩して行くとするものであった。しかし、丸山はこうした「天則」を加藤が論じて行くなかに、「市民社会の価値的肯定」を見出す。具体的には、加藤は欧州を例に「下等困衆」(ブルジョアジー)が勃興して今日欧州において人民が個人の自由を有し、政治参与者の一人として政治上の自由を有していることを、社会の進歩としてとらえ、「良結果」というべきものだと論じていた。丸山は加藤の議論に「近代社会の絶対化志向」を見てとり、加藤は「ドイツ学を通じて深くヨーロッパ市民社会の思想的洗礼」を受けており、「市民的思维形態は彼にとって殆ど第二の天性となっていた」と分析した。丸山真男「加藤弘之著、田畑忍解題『強者の権利の競争』」『法律時報』1943年1月号(『丸山真男集』第二巻、岩波書店、1996年所収)。

⁷ 「修身教科書問題」『太陽』第11巻第2号、1905年2月。『海後宗臣著作集』第6巻所収。

さらに文部省は、「皇室を尊び祖先を敬ふの美風」については教科書で触れており、神武天皇祭、孝明天皇祭、春秋二季の皇霊祭、神嘗祭、新嘗祭の事項は祝日祭日の課で取扱い、また祖先を崇敬し、祖先の廟に参拝する事例も示していると反論し、伊勢神宮のことについても、日本武尊の東征で詣でたことや天照大神を扱った課があると説明した。迷信に関する課については、「本書の目的とする所は怪しげなる加持祈祷の類を排斥するに在るのみ」であり、「穩健中正の教訓を与へんことを期したる」ものであるとして、批判を退けた。

さらに忠君愛国の精神の育成と自立自営の精神の育成をめぐって、どのような意図のもとで編纂されたのかについて次のように説明した。

修身書に於ては社会の一員として平時と戦時とを問はず又身分の貴賤高下に拘らず能く其徳行を全くすれば忠良の臣民たり孝道を守るものなりとの見解を取り帝国の臣民は何時如何なる人も悉く皆忠孝の道を全くすることを得べくして所謂忠臣孝子の如き境遇に居るにあらずんば忠孝の道を全くすること能はざるべしと解せしむるが如きことなからしめたり 且一方に忠君愛国的良臣民たる精神を益奨励すると同時に又他方に自立自営の良個人たる精神を養成せざるべからざることは編纂者の常に深く注意せし所なり

上記のように、文部省は、「自立自営の良個人たる精神」の養成も同時に重視したという説明をした。これは加藤の反論と足並みを揃えた内容であった。

こうした批判と反論の応酬から、当時の国民道徳をめぐる議論の対立点として、「崇祖」と「敬神」を強調し、忠孝の大義を中心とする国民道徳を目指す方針と、その方針も必要だが、併せて権利や市民倫理を重視して自立した個人の精神の育成も行うべきとする方針との衝突があったと整理できる。後者は1895年以降、政府内部や教育界で叫ばれるようになった「帝国主義」の思潮と繋がるものである。第1章で言及したように、「帝国主義教育論」は自立した個人や主体的な個人を理想的な人間像として捉える教育観であり、立憲思想に基づくものであった。

この構図からすると、教化団体の日本弘道会の主張は前者の立場に立つものであった。「国定小学修身書の改善を促さん」と題した日本弘道会の意見書で、第一に挙げられた批判の論点は、「皇室及び国家に対する徳性の涵養上に遺憾あること」であり、「皇室及び国家の鴻恩に対して、児童の感情を喚起し、忠君愛国の思想を涵養する事例に於て尚ほ足らざる所あり」ということであった。

第二に、「敬神の徳を養うに不充分なること」を指摘して、次のように述べている。

国定小学修身書にありては、敬神のことを説くに不充分にして、且つ適當なる事例に依らず。而かも、迷信を排除せんと欲して極端なる事例を用ひたる如きは、時弊を矯正せんとして、却つて

児童の信仰心を破り、神明を軽んずるに至らしむる処あり。⁸

上記のように、「敬神」を扱う内容が不十分であることが指摘されている。日本弘道会の主張は、東久世らの要望と同様に、忠君愛国の精神の涵養と「敬神」の念の育成を求めるものであった。

東久世らや日本弘道会と同様の主張は、明治30年代前半の衆議院で積極的に神祇崇敬を推進しようとする超党派勢力にも見ることができる。小股憲明の整理によれば、彼らの主張は「神祇崇敬を国体イデオロギーの根幹をなすものと捉え、宗教ならざるものとして憲法28条の規定する信教の自由の枠外におく」との論理に基づくものであった⁹。しかし、こうした論理に対して修身教科書発行後の文部省の態度は、「敬神」や「神祇崇敬」を非宗教として位置付け、学校教育に取り込もうとするものではなかった。文部省は明言を避けているが、「敬神」の宗教性が及ぼす影響を鑑みて学校教育に取り込まないという判断をしたと見られる。

(2) 教育ジャーナリズムによる修身教科書批判

修身教科書は教育ジャーナリズムにおいても厳しい批判を受けた。

『教育時論』誌上での修身教科書批判は、早くも教科書が小学校で使用される一年前に見られる。『教育時論』の記者は、今回の修身教科書は「一貫の主義なく、唯徒に種々の理論及事実を臚列するのみならん」として、編纂のあり方を批判した。その原因は、編纂にあたった修身教科書調査委員会の委員が十分な議論をしなかったことにあると指摘し、「各委員は、修身上の主義に対しては毫も其意見を吐くことなきを以てせり」とまで報じた¹⁰。記者の言わんとするところは、委員は異なる学説上の主義を持つ学者であるにも関わらず、その学説を用いて十分な議論をしていないということであったようである。

こうした批評が出たことで、『教育学术界』の記者の取材を受けた加藤弘之は、普通教育の修身教科書は、実践を教えるものであって、各委員が色々な学問上の主義を持っていようと、「実践倫理の大本」は教育勅語で定まっているのであるから、「之を基本として編纂すると云ふことは各員毫も異論のないことである」と述べた。つまり、教育勅語が示す実践的道德と倫理学説とは別の次元のものであるという。加藤は、教育勅語と倫理学の関係について以下のように言及した¹¹。

欧羅巴に於て耶蘇の倫理説が、学説の上での基本になるものではない、是は実際の上での倫理

⁸ 日本弘道会「国定小学修身書に対する意見（上）」貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道德教育論争史』第I期第3巻（国定修身教科書の成立（第一期・第二期）と修身教育）、日本図書センター、2012年所収。底本は『教育時論』第739、740、741号、1905年10月。

⁹ 小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』90頁。

¹⁰ 「文部省の修身書」『教育時論』第649号、1903年4月25日。

¹¹ 「加藤弘之氏を訪ふ」『教育学术界』第7巻第4号、1903年6月5日発行。

の基本になるのである、又日本での教育勅語と云ふものも、是は学者の理論を定める為めに賜はつたと云ふものではない、是は一般の普通教育の為に、即ち実践倫理の為に、其の基本になる様に賜はつたものと恐察するのである

つまり、教育勅語は一般の普通教育および実践倫理のためのもので、倫理学研究の理論を定めるものではないと明言した。加藤は、教育勅語の利用範囲を実践倫理の基本原理の策定という点に限定して捉える教育勅語観を持っていたといえる。

こうした応酬の後、国定修身教科書の使用が始まった。その後、『教育時論』は社説において、「博士大家達が、多くの歳月を費やして編纂」された国定修身教科書は「誤謬の点なきにあらざるのみならず、殊に我が国民の道義的情操を涵養するに関して、頗る欠けたる所ある」と再び痛烈な批判をした。社説は、欧米諸国では学校の道德教育以外に宗教教育があつて両者が相俟つて国民の道德心を維持啓発しているのに対して、我国には宗教教育に代わつて教育勅語があると主張する。このように国民道德における教育勅語の重要性を確認した上で問題視するのは、「国定小学修身書と、教育に関する勅語との関係」であつた。国定修身教科書の教育勅語に関する記述を見ても「抽象的示教」であり、「児童は、勅語其のもの何たるを了解し得るものにあらず」とし、加えて「必ずや之を誦じ」、「拳々服膺する」ための用意が児童用及び教師用を通覧しても認められないと指摘した¹²。すなわち、第1期修身教科書は教育勅語の趣旨の不徹底という点においても批判を受けていた。

また、注目されるのは、東久世らによる建言と同様に『教育時論』の社説においても、欧米諸国の国民道德における宗教教育の役割が言及されていたことである。当時の国民道德をめぐる議論においては、欧米の宗教教育に代わる国民道德の基礎となるもの、あるいは道德性の育成に効果的なツールを何に設定するかが重要なテーマの一つであつたといえよう。

上記に加えて、国民道德に資するものとして宗教を捉え、これを利用しようとする議論も見られる。当時の代表的な論者として加藤弘之と浮田和民の議論を次に取り上げる。

（3）国民道德と宗教の関係—加藤弘之と浮田和民の議論—

第1期国定修身教科書に対する批判に市民倫理を重視する立場から応戦した加藤は、それから2年後の1907年に『吾国体と基督教』と題した著作を発表した。キリスト教に対する批判を主題としたこの著作のなかで加藤は、「基督教は天父なる唯一真神なるものを立てて、あらゆる信仰を此唯一真神にのみ向け其他一切の崇拜物を悉く偶像として痛く排斥する」ことから、皇祖皇宗と天皇の他に崇敬すべきものは一つもない日本の国体に同化することはできず、「日本の国体を害せぬ訳にはゆかぬ」と

¹² 「社説 国定小学修身書」『教育時論』第707号、1904年12月5日発行。

断言した。キリスト教と教育勅語との関係についても、「基督教の教旨と勅語とは殆ど一致したものでない」とし、キリスト教主義学校が勅語の奉読を行うことは「全く心にもない虚偽な事」と厳しく批判した¹³。教育勅語および国体思想を規範とする国民道徳とキリスト教は、全く相容れないというのが同書での加藤の主張であった。

ところが、時代を遡ってみると、明治20年代前半の徳育論争のきっかけとなった1887年の演説では、加藤は小学校・中学校に神道・儒教・仏教・キリスト教の4教を修身科に置くという「宗教主義の徳育」という宗教利用論を提唱していた。一般民衆に対する宗教の効果を主張する考えは1903年3月の「風俗改良の話」と題した論説でも確認できる。この論説では、社会の風俗を改良するための方法の一つとして宗教家の説教を挙げて仏教とキリスト教について言及しつつ、「基督教の方は、モット成功があるかも知らぬ」としてその有益性を論じていた¹⁴。しかし風俗改良あるいは道徳教育におけるキリスト教の有効性について、1907年には否定に転じたのである。

引き続き『吾国体と基督教』を見てみよう。他の宗教についても加藤の見解は厳しい。加藤にとっては、「仏の阿弥陀や基督の唯一真神」は「化物幽霊」に過ぎない。こうしたお化けや幽霊を用いて児童を「訓戒するのは頗る精神上に害を惹起するのであるといふことが心理学上明かになったために成るべく左様な手段を取らぬやうになった是れは実に尤なことであると思ふ」として、宗教を教育に用いること全般に対して、否定的見解を示した。加藤は、宗教を迷信と捉え、「出来得る限り人民を迷信より救ひあげて正信に導くやうにしたいものであると思ふ」と意見を述べている¹⁵。

最後に加藤は「尚一つ述べたいことがある」として神道について次のように論じている¹⁶。少し長い関係箇所を引用しよう。

今日では神道が一の宗旨になって居るのであるが余はそれに大反対の意見を持て居るから既に論じたこともあるが神道なるものは宗旨としては決して進歩発達したものでない。然るに此進歩発達して居ない神道を無理に立派な宗教として仏教や基督教に対抗しやうと云ふのは甚だしい謬見である。左様なことをしては却て吾が国体を傷害するやうなことになる。神道が仏教や基督教に対抗せんとして其志を得ないときには一方には日本の神神は仏や基督教の神に負けたといふやうな姿になり又他方には仏教基督教の信者は唯其信者であるといふ資格だけで既に国家臣民たる資格に反した者のやうにもなるから旁以て神道を宗旨としておくことは甚だ愚なることであると思ふ。

¹³ 加藤弘之『吾国体と基督教』金港堂書籍、1907年、54-63。1907年7月に帝国学士院に提出した論文。

¹⁴ 加藤弘之「風俗改良の話」『教育学术界』第6巻第6号、1903年3月5日発行。

¹⁵ 加藤弘之『吾国体と基督教』15-16頁。

¹⁶ 加藤弘之『吾国体と基督教』95-96頁。

上記引用文において、加藤は、神道を「宗旨としては決して進歩発達していない」と記述しているが、恐らくこれは1871年の太政官布告により、神社は「国家の宗祀」であるとされたことを指していると思われる¹⁷。「国家の宗祀」とされているのは正確には施設としての神社であるが、実際には神社は神道による宗教的儀式や信仰と不可分であるから、加藤は神道が「国家の宗祀」という位置づけに置かれていると述べているのであろう。その上で、神道を宗教として取り扱うことに「大反対」であると述べている。「宗旨」として未発達な神道を仏教やキリスト教と相対的な位置づけに置くことは「却て吾国体を傷害する」ようなこととなるし、また仏教徒、キリスト教徒はただ信者であるというだけで「国家臣民たる資格に反した者」のようになってしまうからだというのである。

しかし、日本の神々を崇拝しなくてもよいかというところではなく、「日本の神神即ち皇祖皇宗以下古来帝室及び社会国家に偉勳のあった人人は之を宗教的崇拝物とすべきものでない全く国家的崇拝物とすべきものであると思ふ」とし、「是等の神神を崇拝するは日本臣民当然の責務であるのは言ふ迄もなきことで決して宗教的意味のものではない」という。つまり、皇祖皇宗を含む日本の神々は、「宗教的崇拝物」ではなく、「国家的崇拝物」とするべきだと主張し、これを崇拝するのは臣民の当然の責務だと論じた。さらに、「是れは彼の天父即ち唯一真神の如き化物では決してない全く現実物であったのであるから化物と同日に論ずることは決して出来ぬ」と述べ、仏教やキリスト教のような「化物幽霊」に対する崇拝とは異なり、日本の神々は「全く現実物」であったと主張した¹⁸。日本の神々は崇拝の対象だが宗教ではないという政府の神道観に則り、疑似宗教としての位置付けそのものを活用して、神道の神々に対する崇拝を国民に求める議論を展開した。

こうした加藤の著作を批評したのは浮田和民であった。丁酉倫理会の講演会で浮田は、宗教は迷信を与えるもので、仏教における阿弥陀やキリスト教における神は「今日最も進化した化物幽霊である」という加藤の主張を取り上げて¹⁹、人間が今日のように理想や目的を持って活動する存在にまで進化したのは、宗教の力のおかげで、加藤の言う「御化」（おぼけ）は心理学上から見て「非常に価値のあるもの」であると反論した。浮田は人間が倫理的に進化するために宗教は今後も必要であると説いた。今後の社会の発展には、祖先崇拝や武士道の一点張りでは倫理教育の基礎は立たず、儒教、仏教、キリスト教を用いた倫理的宗教＝倫理教の力が必要だと述べた。具体的には、全国の町村に日曜日には必ず老若男女を問わず寺院や学校の講堂に集めて、小学校や中学校の校長が三教いずれかを用いた倫理教を説教することを提案した。このように、浮田は宗教施設の利用を通じた社会感化を考えていた。

¹⁷ 1871年5月14日、太政官布告第234号「神社ハ国家ノ宗祀ニツキ、神宮以下神社ノ世襲神職ヲ廢シ、精選補任ノ件」により、神社は国家の宗祀（国家の祭るべきもの）であって、一人一家の私有すべきものではないとして、神宮以下神社の世襲神職制が廃止された（長谷晴男編『神社祭祀関係法令規程類纂』国書刊行会、1986年および文化庁文化庁宗務課『明治以降宗教制度百年史』原書房、1983年、25頁を参照した）。

¹⁸ 加藤弘之『吾国体と基督教』96-97頁。

¹⁹ 加藤弘之『吾国体と基督教』15頁。

他方で、学校教育の限界について次のように述べた²⁰。

今日は六日の間学校では忠君愛国を非常に説いて居るけれども家庭はどうであるかといふと、殆ど利己主義或金儲或はそんなことに逐はれて殆ど忠君愛国の実行は家庭では今日みられないといふやうな風になって居っては、教育勅語を基礎としてどんなにやった所が、それは形式に止まる丈のことで、本当に道德の修養にはならないと思ふのであります

教育勅語を基礎とする学校教育での道德性の育成には限界があるとし、宗教の力を借りようというのが浮田の主張であった。

浮田はこのように加藤の主張を真っ向から批判した訳だが、実は二人の議論は宗教利用論という観点から見るときは、対立するものではない。前述のように、加藤は1907年頃には宗教を教育に用いることを否定する一方、皇祖皇宗を含む日本の神々を、宗教性を帯びない「国家的崇拝物」とすることを求めた。国家の宗教政策を見ながら自説の修正を図ったものといえよう。しかし加藤の議論から「国家的崇拝物」は非宗教であるとするテーゼを取り去ると、そこに現れるのは、「日本の神々」以外のすべての既成宗教を排除する、一種の宗教的崇拝である。すなわち、加藤の議論も宗教利用論の一つである。

以上述べたところを纏めれば、明治後期の教育界では、近代市民思想を背景に持つ教育論や、個人の精神的自立や成業を重んじる教育論が確かに影響力を持ち、国定修身教科書の編纂にも影響を与えていたものの、他方では、このような性格を持つ国定修身教科書に対して国政の重鎮や有力な教化団体から厳しい批判が寄せられていた。それは、「崇祖」だけでなく、「敬神の道」の指導を充実させよという要望に基づく批判であった。しかし、ここで求められた「敬神」は、「天祖の靈位」に対する崇敬であって宗教性を孕む可能性があり、当時の文部省はこうした性格を持つ「敬神」を避ける姿勢を取っていたと見られる。

他方で、日本の国民道德が検討される際、欧米諸国の道德教育のあり方が参照され、欧米諸国における宗教に代わるものを求める声が上がっていた。それは、児童や一般民衆に対する道德的感化の基盤をどこに求めるかという問題であった。教育勅語こそがそれにあたるとする『教育時論』の社説のような主張も見られたが、教育勅語を学校で指導するだけでは不十分であり、宗教の力を用いるべきとする浮田の議論や、日本の神々を「国家的崇拝物」に据えようとする加藤の議論を確認することができた。

²⁰ 浮田和民「国家と宗教」『丁酉倫理会倫理講演集』第67号、1908年4月10日発行。

(4) 教育勅語の権威の脆弱性—法学者たちの論争—

明治末期の修身教科書をめぐる議論には、以上述べた論点のほかに 1890 年代半ばから引き継いだ教育勅語の趣旨の不徹底という問題があった。日露戦後の国家財政の強化や地域社会の風俗改良が求められたことを背景に国民道徳の徹底が図られるなか、1908 年に戊申詔書が發布された。戊申詔書は、第二次桂内閣のもとで平田東助内相を発案者として作成された。その内容は、「益々国交ヲ修メ友義ヲ惇シ列国ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス」とし、国際的な国交を重視するとともに、国民に対しては、「上下心ヲ一ニ」して業務に励み、儉約を図り、醇厚な風俗を形成することを求めるものであった²¹。こうした内容から、新たな社会的課題に対応するため、教育勅語の内容を補うことを目的として戊申詔書が作成・發布されたと理解することができよう。

教育勅語と戊申詔書の関係性については、教育史研究において検討が進められてきた。佐藤秀夫は、勅語發布の数年後に現われた教育勅語改訂・追加構想は、早くも日清戦争後の社会変動に教育勅語が適応していないと政府の内部で判断されていたこと示すものであり、その後そうした勅語の時代不適合性は、「時々の天皇の新たな詔勅の公布によって『埋めよう』という発想」で対応することとなった、と分析している。すなわち、佐藤によれば、教育勅語を「時代を超えた普遍性を主張する『古典』」の地位に昇格させ、新たな状況に対応すべき教育理念は、その都度その時々の天皇の名により示される方式」が取られることとなり、その最初の事例が戊申詔書であったという。この方式によって、教育勅語の絶対性がいっそう強調され、教育上の「綱領」的文書から「聖典」への昇華がみられたとされる²²。

近年では、小股憲明と千田栄美によってより詳細な検証が進められつつある。

小股は、西園寺公望文相による第二次教育勅語計画のほか、伊藤博文「教育勅語追加ノ儀」で知られる「教育勅語追加」案、および牧野健次郎の「先朝遺文」に記されている「教育勅語撤回」説を併せて検討し、これらの動向は「教育勅語が、権力機構内部でさまざまな批判にさらされ、動揺していたことを意味している」²³として、戊申詔書をその延長線上に位置づける。小股は、戊申詔書は国際社会との協調を盛り込んでおり、「それ以前に模索された教育勅語追加問題に、一定の決着をつけたという性格」を持つと捉える。そして、形式上は第二次教育勅語や教育勅語追加という性格を否定することによって、戊申詔書が教育勅語の時代不適合性や不充足性を補足するという性格を持つことはなく、「教育勅語の権威は、何ら損なわれることがなかった」と分析する。小股は、戊申詔書は「時代や状況の変化に合わせてあらたな詔書、勅語が發布されるという方式の出発点となった」²⁴と考察しており、佐藤の見解をほぼ踏襲するものとみることができる。

²¹ 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年、19-20頁。

²² 佐藤秀夫「解説」『続・現代史資料8 教育 御真影と教育勅語』I、みすず書房、1994年、28-31頁。

²³ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』思文閣出版、2010年、185頁。

²⁴ 小股憲明『明治期における不敬事件の研究』186頁。

他方、千田は、戊申詔書発布後の教育勅語と戊申詔書の関係性についての言説を分析した。当時の言説を見て行くと、教育勅語が戊申詔書に比して国務大臣の副署が無いことで形式的な絶対性を持ち、さらにその内容は永久性を有していることが論者たちによって強調されている一方、他方では戊申詔書と対比することによって教育勅語が時代不適合であることや国際状況の対応性に乏しいということが明白になったという。従って、「詔書発布は、教育勅語の絶対性・永久性をその初発性に依拠して従来以上に強調し印象づける言説空間をつくりだし、そのことで該勅語の権威回復への一契機を創出した」という側面においては、佐藤の見解に千田は同意する。しかし、同時に「教育勅語は詔書登場を得て時代不適合性をこれまでに増して鮮明化され、これによって既に取沙汰されていた時代不適合性への人々の疑念を拡大深化させる、即ち権威失墜をより進行させる一契機も形成されていた」と分析した²⁵。

上記のように、教育勅語の権威は何ら損なわれなかったとする小股の説、対して、実は教育勅語の権威の低下を深刻化させる契機が作り出されていたとする千田の説が教育史研究上に提示されている。

ところで、戊申詔書の公布から数年後の1912～1913年にかけて法律家の間で教育勅語の権威をめぐる議論が交わされた。これをみると、教育勅語の権威を絶対的なものとしながらも、その権威が形骸化している状況が指摘されており、千田の分析を裏付けるものとなっている。

司法省、外務省などに勤めた官僚であり、法律家でもある江木衷が、1912年に著した『最近思潮国家道德論』の内容をめぐってその論争は起きた²⁶。江木は同著のなかで、明治天皇は「大元帥たる資格其他特殊の関係ある場合の外、嘗て一般国民に向つて強制的忠義を命じ玉ふたることは無い」とし、教育勅語は強制的忠義を国民に命じたものではなく、「寧ろ第三者たる地位よりして古今道德の通義を示し玉ふたるもの」と論じた²⁷。

これを受けて、穂積八束の後任として東京帝国大学で憲法講座を担当した上杉慎吉は、江木の主張を「勅語の権威を無視するの言」として批判した²⁸。神権主義的な天皇主権説に立つ上杉は、「教育勅語の権威は、唯だ勅語たるの一事に基拠するのみ」と断言し、教育勅語の是非を議論し、自由討究の対象とすることは許されないと述べた。近來は、忠孝を冷笑する者や個人を重んじて友愛を放棄する者があるが、これらの者は儒教の教えや哲学の理に従って忠孝博愛を説く者と異ならない、という。このような時だからこそ、「皇道の本義を明かにし、教育勅語の権威は、唯だ其の勅語たるの一事に在りて、唯だ此の故を以て、国民道德の根底たるの効果ある所以を弁明するは、最も切要事」であると

²⁵ 千田栄美「戊申詔書の発布とその反響」教育史学会機関誌編集委員会編『日本の教育史学』第44集、2001年、51-54頁。

²⁶ 「江木衷」『日本人名大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月15日アクセス。

²⁷ 江木衷『最近思潮国家道德論』博文館、1912年。

²⁸ 「上杉慎吉」『日本人名大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月15日アクセス。上杉は後に美濃部達吉の天皇機関説を攻撃した人物として知られる。

論じた²⁹。

これに反論したのが京都帝国大学で国法学と憲法講座を担当した市村光恵であった³⁰。「今にして其權威を云為するが如きは、無益の業たるの誹を免れざるべし」として、教育勅語の權威について議論すること自体が無益であると指摘した上で、この頃「勅語の權威を其形式に求め、唯勅語なるが故に完全無欠なりと唱へて、勅語の神聖を主張せむとするもの」があり、上杉の主張は最も明らかにこの主義を表すものとした。市村は、内容を少しも問わず、勅語であることのみをもってこれと尊いものとするような上杉の説は「教育勅語をして其価値の一半を失はしむるものなり」と厳しく批判して次のように勅語の形骸化を危惧した。

若し此〔教育勅語の〕内容を外にし、唯勅語なるが故に善なり、正なりといはゞ、左なきだに勅語の捧読が、動もすれば形式的に流れむとする今日、世の教育者流は、恐らく其内容の説明は等閑に附し、言々句々道德の大本に合する所以を説明する者無きに至るべし

これに加えて憲法との関わりについても言及し、「勅語に絶対無限の効力を付与することは、現行憲法の下に於ては主張する能はざる議論なり」という。市村の説明によれば、憲法の規定によって国務に関わる詔勅は国務大臣の副署を要するのであって、いかなる場合も国務に関する勅は国務大臣の輔弼と副署とを要する。もし、天皇の意志が憲法上においても絶対無限の拘束力があって完全無欠なものとするなら、国務大臣の奨順、匡救は不能又は無用となってしまう。このような主張は憲法を破壊するものと論じた。他方で、憲法に従えば、勅令の効力は法律の下にあって制定には国務大臣の輔弼を要するのであってその価値は著しく低下してしまう。こうした勅令と国務に関しない勅語を区別することが可能だとしても、なぜ国務に関しない勅語が国民を拘束する効力があるのかという問題を生じさせてしまう、と市村は考察する。

さらに、市村は教育勅語の「萬能力を認むる説」は危険であるとして警鐘を鳴らす。「彼の勅語万能主義の論者に眩惑せられ、勅語を濫用せむとせる者が、其實行を期する能はずして、却て皇室の尊嚴を冒とくするの失態を演ぜむ」という危険性を指摘した³¹。

上記の教育勅語の權威や効力をめぐる議論からまず指摘できることは、論者たちは自身の研究上あるいは思想上の主張如何に拘わらず、教育勅語の權威は揺るがしてはならないという前提に立っているということである。第二に、この議論のなかで教育勅語の内容を度外視し、勅語は勅語であるから絶対的な權威を持つのだとする考えや、形式的に行われる奉読式を批判する意見があったことをうか

²⁹ 上杉慎吉「教育勅語の權威」『太陽』第19巻第5号、1913年4月1日。

³⁰ 「市村光恵」『日本人名大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月15日アクセス。

³¹ 市村光恵「教育勅語の權威」『太陽』第19巻第6号、1913年5月1日。天皇機関説事件においては天皇機関説の立場を取った。

がうことができる。これは、教育勅語の趣旨の不徹底を指摘するものということができる。第三に、教育勅語の効力をめぐっては、憲法との関わりにおいて不明確な面があることが指摘されていた。当時の言説において詔書と異なり国務大臣の副署を持たないことによってその絶対性が指摘された教育勅語であったが、法律家からみればその形式は、逆に文書としての脆弱性を示すものでもあった。とすれば、そもそも教育勅語は文書の形式において権威の不安定性を抱えていたといえよう。戊申詔書の公布以降、詔書との形式の比較を通してこの問題が顕在化した。すなわち、教育勅語が相対化されるという事態が起こっていた。

小股が指摘するように、戊申詔書発布後に「権力機構内部における教育勅語の安定的な地位が確立した」³²とはいえ、その権威は内部に脆弱性を抱え、他の詔書類と相対化される危険性を有していたのであった。

2. 社会教化政策における神社・神職の動員

(1) 日露戦中・戦後の宗教界の動向

日露戦争時、日本の国内では宗教に対する施策が外交的・政治的な課題となっていた。小川原正道の研究によれば、当時日本社会ではロシア正教に対する迫害が起こっていた一方、他方ではロシアは当該戦争を「キリスト教徒対異教徒」の宗教戦争という構図で喧伝し、欧米に新十字軍の結成を呼び掛けていた。日本政府は日英同盟や欧米での外債募集を頼りとしていることから、「専制国家ロシア対文明国家日本」という図式で対抗するため、ロシア正教に対しては保護の施策を取ることもあったという³³。

宗教界もこうした政府の政策に呼応して、1904年大日本宗教家大会を開催した。宗教学者で僧侶の黒田真洞、仏教史学者の村上専精、僧侶からキリスト教へと転向した佐治実然、共にキリスト者で教会やキリスト教主義学校の運営に携わった本多庸一と小崎弘道が、「時局に対する宗教家の態度を定むる為有志の会合を開かんことを企て」たのをきっかけとし、さらに仏教学者らのほか、共に神道界と関わりの深い国学者の平田盛胤、政治家の千家尊福も加わって大会開催の準備が進められた。大会には、神道から368人、仏教から747人、キリスト教から365人のほか、宗教学者らも集まり、総勢1,506人が参加したとされる。大会は、日露戦争は「日本帝国の安全」と「東洋の平和」とを図るもので、宗教や人種の相違に無関係であること、また、「宗教家ハ宗派人種ノ異同ヲ問ハス此ニ相会シ各自公正ノ信念ニ懇ヘ相与ニ奮テ此交戦ノ真相ヲ宇内ニ表明」することを宣言した³⁴。すなわち、この大会は、日露戦争は宗教戦争でないとする政府の方針に宗教界が同調し、積極的に協力するものであっ

³² 小股『明治期における不敬事件の研究』185-186頁。

³³ 小川原正道『近代日本の戦争と宗教』講談社、2010年、146-154頁。

³⁴ 大日本宗教家大会事務所『宗教家大会彙報：時局に対する宗教家の態度』金港堂、1904年。

た³⁵。

こうした戦時における宗教界の積極的な協力に引続き、戦後の思想対策に宗教は動員された。1912年の三教会同は、内務次官床次竹二郎が提唱したもので、教派神道、仏教、キリスト教の三教の代表者を招き、国民道德の振興について宗教界の協力を要望した。このとき、次の決議がなされた。

- 一、吾等は各々其教義を發揮し 皇運を扶翼し益々国民道德の振興を図らんことを期す
- 一、吾等は当局者が宗教を尊重し政治宗教及教育の間を融和し国運の伸張に資せられんことを望む³⁶

文面からも明らかなように、宗教界が戦後の国策に同調し国民道德の振興に協力する姿勢をアピールするものであった。キリスト教史研究の土肥昭夫は、三教会同を理解する上で留意しなければならないこととして、第一に、「神社非宗教」論の原則に基づいて、この会同に神社神道は招待されなかったこと、第二に、内務省がこの計画を推進しようとした時、文部省の官僚は非協力を宣言したことを指摘している³⁷。確かに、文部次官福原鎌次郎は、『万朝報』紙上において、わが国の道德教育の基礎は教育勅語にあり、その教育は宗教より独立しているから、文部省はこの計画に関知しないという方針を明らかにした³⁸。思想対策の領域において内務省と文部省の管轄は重なり合う部分があるが、上記のようにそれぞれの宗教動員に対する方針は明確に異なっていた。こうした両省の方針の相違は社会教化政策において一層明確に表れることになる。

(2) 地方改良運動における神社政策

日露戦争の勝利によって帝国主義諸列強との競争のなかに置かれた日本は、国家財政の強化や社会的基盤の創出を課題としていた。この頃に集中的に現れた社会教化政策は、必ずしも文部省によって打ち出されたものではなく、内務省の方がむしろ「主役」というべきであったとされる³⁹。周知のように内務省は「いわば内政に関する総務省的存在」であり、地方行政に対する主管省であったため、警察・土木・衛生と並んで社会に関する事項も所管していた⁴⁰。文部省においては、明治半ば頃に「通俗教育」が所掌事務とされるようになったが、どれほどの施策が行われたかは明らかではない。その後、日露戦後における社会教化の必要性の高まりのなかで、1905年には通俗教育調査会が

³⁵ 小川原正道、前掲書、154頁。

³⁶ 『基督教世界』1912年3月7日。土肥昭夫『日本プロテスタントキリスト教史』新教出版社、1994年（第3版）、133頁。

³⁷ 土肥昭夫、前掲書、134頁。

³⁸ 「文部省は結局反対」『万朝報』1月21日。土肥昭夫「三教会同—政治・教育・宗教との関連において—(一)」『キリスト教社会問題研究』11号、1967年3月、100頁。

³⁹ 碓井正久『日本社会教育発達史』亜紀書房、1980年、59頁。

⁴⁰ 大霞会編『内務省史』第1巻、地方財務協会、1971年、576-583頁。

設置されるなど社会教化の組織化が進められた⁴¹。上記のように、社会教化の領域は内務行政と文部行政の所管が重なり合う部分があるのだが、文部省の守備範囲は学校教育の拡充・整備であるということがすでに通念となっていたこともあり、文部省は社会教化に対して積極的な動きを取らなかった。他方、資本主義経済の発展に伴う社会変動や社会主義思想の台頭に強い危機意識を持ち、これに積極的に対処しようとしたのが内務省であった⁴²。

日露戦後の課題に対応するために、内務省によって推進された官制の社会改良運動が地方改良運動であった。同運動では、町村財政の立て直しや勤儉貯蓄の奨励、風俗改良が具体的な施策として地域で展開された。

日露戦争終結の翌年である1906年5月の地方長官会議では、内務省から「地方事務ニ関スル注意参考事項」として11項目が示され、そのうち、4つの項目は神社や神職に関する項目であった（「神社合祀勸奨ニ関スル件」、「招魂社創立ニ関スル件」、「神社任用ニ関スル件」、「神職団体ニ関スル件」）⁴³。神社合祀については、すでに1901年の地方長官会議で指示されており、「狐狸の巢窟」となっていたり荒廃したりしている小規模な神社を維持の確実な神社に合併し、祭祀式典等を正規に行わせ、神祇崇敬の実を挙げることが目的であると説明されていた⁴⁴。地方改良運動における神社政策は、「町村と神社との関係を密接にし、国家神道を町村内部に浸透させるためにとられはじめた政策」であったと分析されている⁴⁵。

地方改良運動は、1908年の戊申詔書発布により本格的に遂行されることとなった。戊申詔書の発案者でもある平田東助内相は、詔書発布後の地方長官会議で勤儉貯蓄、風紀改善、親睦協和の気風の喚起を地方行政に求めた⁴⁶。

地方改良運動推進の中心的人物で内務官僚の井上友一は、教化団体である報徳会の草創期の中心メンバーでもあった。日露戦後の地方改良を目指す報徳思想の宣伝をねらいとした同会は、1906年4月から「民風の作興に資す」ことを目的として機関誌『斯民』を発行した⁴⁷。1907年、同会が地方事務官や郡長を招いて行った特別講演会において、井上は、「農村の進歩改善を図るには、先づ其精神から改めねばならぬ」と述べた。日本は日露戦争に勝利はしたものの、「実際の国力は未だ未だ足らぬので、先進国と競争するは余程困難」という認識に立ち、町村における生産力の向上に向けた事業の事例を紹介しながら、「善人」としての人格を持ち、積極的に産業改善に取り組む精神を持つ人材を期待する、とした。この講演のなかで、宗教家への期待についても触れ、「宗教家が尽力して

⁴¹ 『日本近代教育史事典』平凡社、1971年、498-499頁。

⁴² 碓井正久、前掲書、59頁。

⁴³ 宮地正人、前掲書、18頁。

⁴⁴ 森岡清美『近代の集落神社と国家統制—明治末期の神社整理—』吉川弘文館、1987年、19頁。

⁴⁵ 宮地正人、前掲書、18頁。

⁴⁶ 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第1巻、教育政策1、1973年、258頁。

⁴⁷ 金澤史男「解説」『『斯民』目次総覧<新版>』不二出版、2001年、4-7頁。「会告」『斯民』第2編第5号、1907年8月7日。

呉れると、それ位感化があるのだから、是非農村の改良には宗教家の助勢を求めたい」と述べた⁴⁸。

この井上の演説で、神社や宗教の利用は大きく強調されることはなかった。他方で、内務省神社局長の水野錬太郎は1908年に「神社を公共団体の中心とすべし」と題した演説を行い、地方改良における神社の重要性を主張した。水野は神社局と宗教局とを別に立てている行政のあり方から、「今日国家が神社を宗教としては取扱って居ないことは明瞭だと思ひます」として、国家における神社の取扱いについて説明をした。その上で、府県社以下の神社に地方行政からの財政的支出が行われるようになったことから、地方行政と神社の「連絡が付いて来た」と述べた。このことを水野は「実によいこと」と評価し、「公共団体の中心といふとおかしいか知らぬが、どうしても神社を公共団体の中心として団体員の共同崇敬の表的となし公共の一致を図るといふことは、行政の上から見ても極めてよいことゝ思ふ」と感想を述べた。ただし、神社の数が多く、府県以下の行政における財政的負担は非常に大きいため、府県以下の神社の数を減らす施策を提案した。この施策はすでに実行しているところだが、「由緒も分からず維持も出来ず、崇敬する人もない神社は、成るべく合併して、完全なる神社を建てて行くという方針を示した。水野は、最終的に官国幣社は国の「アンスタルト」〔筆者註：Anstalt、ドイツ語で施設の意〕、府県社以下の神社は府県以下の公共団体の「アンスタルト」という位置付けを示し、神社は行政の下にある公的施設という見解を示したのであった⁴⁹。

水野が触れているように、1906年には官国幣社の国庫供進金制度が確立し、府県社以下の神社に対して府県・北海道地方費から神饌幣帛料を供進することが可能となった。このことで神社の財政的基盤が確保されることとなったが、他方で地方改良運動では地方行政の財政的立て直しが求められていた。神社数を減少させることは、地方費からの神饌幣帛料の支出を抑えることに繋がる施策であった。

水野の後任として神社局長となった井上は、神社整理政策実行の責任者となった。近代神道史研究の藤本頼生によれば、井上は、「神社・神職についての知識は余り深くなかった」が、水野の方針と同じく、「神社中心説」に立ち施策を実施して行った。しかし、実際には、「各地域での反対運動や、神社数の減少は崇敬心の減退にも繋がったこともあって、逆にうまく機能しなかった」という⁵⁰。地方改良運動の施策の一つであった神社合祀は、神祇崇敬の実を挙げるというねらいを掲げていたが、実質上は神社整理であり、神社数を減らすことで地方費支出の増加を防ぐ効果が期待されていた。内務省の神社政策が功を奏さず、神祇崇敬の実を挙げるができなかったとすると、当時の神道界は弱体化し、学校教育に対して何ら影響を持つことは無かったのだろうか。この点については次節で地域の実態から探って行く。

⁴⁸ 井上友一「地方人心の一新」『斯民』第2編第5号、1907年8月7日。

⁴⁹ 水野錬太郎「神社を公共団体の中心とすべし」『斯民』第3号第1号、1908年4月7日。

⁵⁰ 藤本頼生『神道と社会事業の近代史』弘文堂、2009年、80-81頁。

(3) 文部省の社会教化政策

内務省による地方改良運動に呼応しつつ、文部省は社会教化政策を打ち出すこととなった。しかし、文部省の社会教化政策は思想対策を主とするもので、内務省のように神社・神職の動員を施策として実行することはなかった。

1906年、文部省は訓令第1号で、「近来青年子女ノ間ニ往々意気消沈シ風紀頹廢セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ」とし、さらには社会主義を鼓吹する者があり、社会の秩序を乱す危険があることを示した上で、学校関係者らに風紀を振肅するよう努力を求めた⁵¹。

上記訓令の実施方法について検討した通俗教育調査会（1905年9月に文部省内に設置）は、次のような提案を文部大臣に示した⁵²。

第一、各市町村に道德及身体の修練機関を設くる事

右の目的を遂行する為め文部省は此際左の事項を奨励せられん事を望む

- 一、文部省直轄の体育学校を設くる事
- 二、男女高等師範学校本科に修身、体操科を設くる事
- 三、学校の運動場は之を学校にて使用する時の外公衆の用に供する事
- 四、学校は公衆の為に道德に関する通俗講話会及び音楽会を開く事
- 五、神社、寺院及び教会は公衆の為に説教をなすの外道德に関する通俗講話会及び音楽会を開き又各種運動機械を備へしむる事
- 六、教育、体育衛生、婦人に関する諸団体及び各種の俱樂部等は公衆の為に水陸に於ける運動場の設備を整へ又道德に関する通俗講談会及び懇話会を開く事
- 七、帝国教育会及び日本弘道会は道德に関する模範的通俗講談会を、日本体育会は模範的水陸運動場を、大日本武徳会は演武場を各地方に設けて之を公開する事
- 八、公園に於ては運動の設備を十分に整ふる事
- 九、市に於ては公園の外別に数個の運動場を設くる事
- 十、地方青年会に於ては大に道德及び身体の修練を行ふ事
- 十一、学校生徒は勿論一般国民の徳育及び体育に資する為め遠足、旅行、登山、航海等の気風を振作する事

第二、文部省に於て教育に関する勅語の趣旨に基きたる通俗修身講談資料、徳育体育を主眼

⁵¹ 文部省訓令第1号（1906年6月9日）『法令全書』1906年、内閣官報局。

⁵² 「文部省 通俗教育調査会の風紀案」『教育時論』第768号、1906年8月15日発行。通俗教育調査会については、『日本近代教育史事典』499頁を参照した。

とせる男女大人読本及び男女青年読本（事実例話を主とするもの）等を編纂し之を安価にて頒布する事

第三、学校、教育会、図書館等に於て男女青年の読むべき善良なる図書を時々調査し選択して其参考に供する事〔以下略〕

上記引用から、学校の生徒に加え、広く青年、成人を対象とし、道徳の強化と体育・運動の機会の増加が目指され、これに際して宗教団体、教育会、教化団体、青年会などの動員が企図されたことが分かる。当然のことながら、内務省主導の地方改良運動が地方財政の立て直しを目的の一つとしていたことと異なり、文部省の社会教化政策は思想対策を主なねらいとした。具体的な施策として「神社、寺院及び教会」の動員が挙げられているものの、あくまでも「道徳及び身体の修練機関」としての活用が提案されていることに留意したい。結局、上記の提案は実現しなかった。

その後、1908年に文相に就任した小松原英太郎は、社会教育振興に尽力した人物と言われる。大逆事件を契機として、国民一般に対する思想対策への対応を迫られた小松原は、1911年5月に通俗教育調査委員会を官制により設置した⁵³。その目的は、「国民道徳ノ振興ヲ図リ健全ナル精神ノ涵養」のため、通俗教育の奨励、発達を図ることとされた。これは、通俗教育は学校教育と相俟って国民教育の普及発達を図るべきであるにも関わらず、通俗教育を「誘導助長ヲ為ス適切ノ機関」が「欠如」しており、「社会教育ノ発達尚甚幼稚」であるという現状認識に基づく構想であった⁵⁴。

同委員会の事業方針として当初文部省が構想していたのは、委員会を通俗教育実施の「中央機関」とし、地方における通俗教育の実施主体を地方公共団体、教育会、青年団体等とするものであった。しかし、委員長を岡田良平とし、手島精一、新渡戸稲造ら委員26名の委員、幹事として田所美治を加えた会議を経て決定したのは、「通俗教育に関する講演者を派遣し又は紹介すること」、「通俗教育上有益なる読物を選択して広く図書館等に通知すること」などで、地方の各種諸団体との連携は含まれなかった⁵⁵。宗教団体や神社・神職の動員についても、事業方針には見られない。

小松原自身は、1911年4月の地方長官会議での訓示において国民道徳について述べる際、教育勅語の趣旨の徹底とともに「祖先崇敬の精神」の涵養を求め、さらに同年の全国連合教育会の席上においても国民道徳の基礎として、祖先崇拜の観念の育成に努めるべきことを要望した⁵⁶。しかし、こうした小松原の考えは、通俗教育調査委員会の事業に反映されなかったといえることができる。

同委員会は、1913年には行政整理のため廃止となり、後世の社会教育史家からは「大した仕事もせ

⁵³ 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社、1966年、135-137頁。

⁵⁴ 『公文類聚第三十五編 明治四十四年 卷五』（国立公文書館デジタルアーカイブ）。

⁵⁵ 倉内史郎『明治末期社会教育観の研究』野間教育研究所紀要第20集、1961年（日本教育史基本文献・史料叢書18、1992年、134-135頁を参照）。

⁵⁶ 倉内史郎、前掲書、22-25頁。倉内はこれらの資料をもとに小松原の「敬神崇祖の観念の普及を第一とする復古的な徳育主義の立場」を指摘している。

ずに終わってしまった」と評価された⁵⁷。成果を上げなかった通俗教育政策であったが、その施策内容から、当時の文部省が社会教化政策の面において神社・神職の動員や祖先崇拜の観念の育成を方策として盛り込まなかったことが理解できよう。

従って、文部省の通俗教育政策が神道界に与えた影響はほとんど無かったとみてよい。神道界にとって重大なインパクトを与えたのは、内務省による神社整理を伴う地方改良運動であった。

3. 地方改良運動期の神道界

(1) 神道界の課題

地方改良運動は、戊申詔書の発布をもって本格的な実施に至り、その趣旨を実現化するため、町村財政の確立、風俗改良の政策が各地域で図られた。宮地正人の研究によれば、このとき、旧来の村落共同体的諸関係を打破し、新たな「国家のための共同体」の形成が必要とされたという⁵⁸。国は、「国家のための共同体」としての行政町村をつくりだすにあたり、国と町村との接点に存在する人物の掌握を図ろうとした。それが、町村長、小学校長、教員、神職、僧侶であった。すなわち、「上級機関の監督・指導によっては不可能な国家の要請」を、これらの人々を通じて『自発性』をもって浸透させようとしたと宮地は分析している⁵⁹。

また、宮地は、「町村民に公共心＝国家意識をうえつける有力な一手段」として宗教および宗教家が動員されたことを指摘している。この政策の本質は、神社を利用して共同体意識をつくりだすことにあったという。具体的には、村落共同体から行政町村への移行や、一町村一社を目指した神社整理政策として進行した⁶⁰。

神社整理は、神社や神職、さらには地域住民に大きな影響を与え反発を招いた。森岡清美の研究によれば、神社整理に伴う合祀に対する批判は1907年の末頃から新聞・雑誌上に登場するようになり、特に一大字一社のみならず、一町村一社の実現を強制的に目指した地域において、反発が顕在化したという。批判の論点は、合祀の目的は神社地域を減じて土地を経済的に活用することを目的としており、これは敬神の観念を軽視する方策である、あるいは人民の信仰に対する無理解に立つ施策である、などといったもので、地域によっては合祀拒否から村内に紛争が生じたり、合祀に際し偽神体を渡したりといった状況が見られた⁶¹。神社整理は、「社殿や境内の整備といった物質水準で判断するきらいがあり、それが神社にたいする在来の信仰心を踏みにじり、傷つけ、ついに荒廃させた」とされる⁶²。

⁵⁷ 宮坂広作、前掲書、142頁。

⁵⁸ 宮地正人、前掲書、46-69頁。

⁵⁹ 宮地正人、前掲書、85頁。

⁶⁰ 宮地正人、前掲書、89-91頁。

⁶¹ 森岡清美、前掲書、吉川弘文館、1987年、112-135頁。

⁶² 森岡清美、前掲書、156頁。安丸良夫は、明治初年の神仏分離以下の神道国教化諸政策において地域の神社信仰の

このような動向の結果として、地域社会における伝統的な祭祀の構造の修正、在来の信仰心の荒廃といった状況がもたらされていた。

これに加え、この頃の神職界では神職の待遇や地位の向上が課題となっていた点も注目される。強制的な整理にストップがかけられ、神社整理が終息に向かったとされる1910年頃⁶³から6年を経た1916年頃の全国神職会⁶⁴の会報には、「現在神職の生活程度経済状態に於ては、容易ならざる苦痛と謂はざるべからず」⁶⁵といった訴えや、「其精神的待遇の頗る厳然たると之に伴ふ責任の重荷を負はしめつゝありながら、其物質的待遇に至りては、其稀薄冷淡なるに驚くべきものあり」⁶⁶として待遇の薄さを嘆く論説が散見される。こうした論説の執筆者である櫻井東花は、埼玉県秩父の無格社上小川神社の神職であった⁶⁷。畔上直樹によれば、1910年代は在地の府県社以下の神職層が全国神職会の中心的存在であった官国幣社の宮司層への対抗意識をあらわにしつつ、地域に密着している府県社以下の諸社の方が国家的重要性の点で優越する、という主張を基にして活性化した時期であった。それを示すのが府県社以下の神職有志によって1916年に組織された「五五会」であり、同会の目的を「敬神尊皇ノ意義ヲ徹底」すると記した決議文の起草者が、上記の櫻井であった⁶⁸。

櫻井は、神職のなかには人々を教導・薫陶する力を持たず、祭式の儀礼も理解していない者もいて、「神職無用論」が神道界の動向に詳しい識者から聞こえている、とし、神職の「将来の運命亦寒心に堪へず」と嘆いた。その上で、神職の社会的な権威・地位の改善のために思想問題への積極的な取り組みを訴えた。思想問題の解決のためには、「他の宗教」に拠るのではなく、「神社崇敬の観念に拠らざるべからず」と述べ、国民思想あるいは国体と神社の深い関りを主張し、「神職は即ち国民思想秘庫の鎖鑰を握り、時に応じ折に適して無尽蔵の資料を供給すべき」であるという。そして、「是れ実に時代に適すべき神職の能力増進の捷徑にしてやがて是れ神社の増率増進（神威の発揚）せらるゝ所以なり」と、読者である神職者たちに対して時代に適応した「神職の能力増進」を訴えた⁶⁹。こうした櫻井の主張は、全国神職会内部における在地神職層の存在意義のアピールに止まるものではなく、畔

抜本的転換が求められる過程で、1870年ごろに一村一社の氏神へと転換・整理が図られ神社数が一挙に減少したことを明らかにしている（『神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈』岩波書店、1979年、166-167頁）。明治末年の神社整理はすでに強制的な再編成が実施された地域の神社信仰に追い打ちをかけるものであったといえよう。

⁶³ 森岡清美、前掲書、146-151頁。

⁶⁴ 藤本頼生によれば、全国神職会は1898年に設立された民間神祇関係団体で、戦前の神社界における有力組織の一つであった。「全国神職会規約」（『全国神職会大会議事録』1905年10月所収、『全国神職会会報』第75号附録）には、「本会ハ道庁各府県ノ神職団体ヲ統合シテ之ヲ組織ス」と記されているが、もともと地方神職会と本支関係になく、明治末期から大正初期にかけて各地の皇典講究分所などを改組、枝分かれする形で個別に発足した地方神職会が、1914年頃までにかけて全国神職会に加盟するという経緯をたどった（藤本頼生「照本宣と『皇国』—大正期・昭和初期の神社人の言説—」國學院大學研究開発推進センター編『昭和前期の神道と社会』弘文堂、2016年）。

⁶⁵ 櫻井東花「神職改善の根本策—補助費増額と講習法の変更」『全国神職会会報』第212号、1916年6月。

⁶⁶ 東花生「神職の現状と思想界（上）—待遇上の矛盾衝突と神職の能率問題」『全国神職会会報』第217号、1916年11月。

⁶⁷ 畔上直樹『「村の鎮守」と戦前日本—「国家神道」の地域社会史—』有志舎、2009年、157頁。

⁶⁸ 畔上直樹、前掲書、120-157頁。

⁶⁹ 東花生「神職の現状と思想界（下）—神職無用論と啓蒙活動」『全国神職会会報』第218号、1916年12月。

上が指摘するように「社会への積極的関与志向」に貫かれていた⁷⁰。そして、在地の神職自身による、自主的・自律的な社会に対する「啓蒙運動」⁷¹が目指されていたという点が、この時期の神職界の国民教化政策参画における重要な特質であった。

神職の社会的活動への参画は、神社行政の側からも求められていた。内務省神社局長の塚本靖治は、全国神職会通常会議において、「神職会の如きは専ら識者の斡旋しつゝある通俗教育、社会教育の方面に向つても、此団体の力を注がれたい」として神職会の社会的活躍に対する期待を述べ、また神職についても、「国民一般の敬神思想を鼓吹する段に至つては一層諸君の努力を要するものがあらう」とし、「各地方にある青年会、在郷軍人会、婦人会、教育会等」と「今少し交渉を頻繁にして其関係をして厚く堅からしめたい」と希望を述べた。これらの諸団体から講演の依頼があれば遠慮をせずこれを受けて、分かりやすい話をするよう促した。そうして、地方改良や通俗教育に取り組み、「一般国民の思想を導くと同時に能く之を接合するようにせねばならぬ」と説いた⁷²。

当時、内務次官であった水野錬太郎も全国神職会通常会における官司談合会において「神職の責務」について訓示を行い、「敬神の思想を鼓吹するといふこと之は即ち教育の方面からもありませうけれども、其主としてある所は神職諸君の務めである」とし、人々を感化するために、神社の設備を整え、同時に神社に奉仕しつつ、かつ「神徳を発揚する」ことを「諸君の責務」であるとした。水野は、ロシア革命をにらみつつ、第一次世界大戦後の国内の思想問題への危惧から神職の活躍を期待したのであった⁷³。神職の社会活動への積極的な参画は、内務省の後ろ盾の下に進められた。

（2）地域の神職会と学校教育の接近—県行政や小学校の動向—

神社に対する地域住民の信仰心を高め、地域社会における神職の存在意義を高めて行くことが、当時の神社・神職の課題であった。そこで取り組まれたのが学校教育との連携であった。笠間賢二が明らかにしているように、地方改良運動期において小学校は「教化ノ中心」として位置づけられ、小学校や小学校教員は村民教化のために動員された⁷⁴。地方改良運動において神社・神職に課せられた任務は小学校・小学校教員と重なり合うもので、両者は競合関係にありつつも、連携の可能性もあったと考えられる。

1900年の神社局の設置に先立つ1899年、全国神職会が「全国同職の団結を鞏固にして威信を天下に示すべきこと」という議決のもとに組織された⁷⁵。同会は神祇に関する特別官衙の設置や官国幣社

⁷⁰ 畔上直樹、前掲書、152頁。

⁷¹ 東花生「神職の現状と思想界（下）—神職無用論と啓蒙活動」。

⁷² 塚本靖治「社会的接触と現代の理解」『全国神職会会報』第224号、1917年6月。

⁷³ 水野錬太郎「神職の責務」『全国神職会会報』第225号、1917年7月。

⁷⁴ 笠間賢二『地方改良運動期における小学校と地域社会—「教化ノ中心」としての小学校—』日本図書センター、2003年。

⁷⁵ 「発刊の辞」『全国神職会会報』第1号、1899年8月。

および府県社以下神社の財政的基盤の確立などを主な目標として活動を開始したが、学校教育への神道の導入に関する要望も行ってきた。1905年の全国神職大会では、国定教科書に敬神の内容を盛り込むことを求める意見が複数の出席議員から提出され、これを文部大臣に建議することを決議した⁷⁶。翌年の大会も「小学教科書に敬神の目を加ふることを其筋に建議すること」を決議した⁷⁷。

さらに学校と神社を結び付ける提案もされていた。1907年には、「神社例祭日に学校生徒参拝の件」という提案を受けて、産土神礼祭日には小学校長が生徒を引率して参拝するよう全国的な実施を「各地方庁より訓令あらんことを其筋に具申」することを決議した⁷⁸。1909年の全国神職会通常会では、滋賀県の参加者らより追加建議案として「勸学祭執行ノ件」が提出され、これを可決した⁷⁹。これは、小学児童が入学する際に、まず神社を参拝し、「勸学祭ト云フ祭」を行い、「神社ニ於テ学校長カラ勅語ノ講釈ヲ聞クト云フヤウナコトヲシテ入学」させるというもので、「将来ノ国民ノ頭ヲ造ル上ニ付テ大キニ効力ガアルデアラウ、即チ敬神ノ念慮ヲ起サシムルノニ大ニ効ヲ奏スルデアラウ」というねらいに基づく提案であった⁸⁰。

地域の神社や神職会の動向はどのようなものであったか。いくつかの事例を見てみよう。

鳥取県では他府県と同様に地方改良運動の一貫として、神社整理が行われていた。1906年には1,754社あった県内の神社は、1916年には1,192社、1926年には868社と大幅に減少した⁸¹。こうした神社数減少という状況がありながらも、県の内務行政は神社を小学校教育との連携のもとに社会教化の中心的施設として機能させようとし、また神社も学校教育との連携に取り組んだ。鳥取県神職の会報である『皇道』の記事からその連携の実態を追ってみよう。

第一次世界大戦中の1917年3月、郡視学会議において県の内務部長は「忠君愛国心の養成と、犠牲的精神の涵養」の重要性について述べ、各小学校において朝礼の前に「先づ以て児童一同をして伊勢大廟の方向に向つて遥拝して帝国安泰隆盛を祈祷せしめ、次に皇居の方向に対して礼拝して聖寿の万歳を祈祷せしめ」、その後に授業に移るということを提案した。さらに内務部長は「神社及小学校を以て、地方改良の中心と為したい」という意向を述べた⁸²。この意向を受けて気高郡神職総会は、学校における神宮遥拝や神社参拝などについて郡長に上申を行った⁸³。同年4月には、岩美郡宇部野農業学校と同尋常小学校入学者は、入学式後に国幣中社宇部神社に参拝、この時、宮司は勸学の祝詞を

⁷⁶ 『全国神職会大会議事録』1905年10月。

⁷⁷ 「神職大会決議事項」『全国神職会会報』第83号、1906年5月。実際に、1909年には岡田文部次官に建議を行い、岡田は「明年四月出版せらるべき教科書には充分意を注ぎたり」との意向を示したという（『全国神職会会報』第130号、1909年8月）。

⁷⁸ 「全国神職会通常会議事録」『全国神職会会報』第103号、1907年5月。

⁷⁹ 『全国神職会会報』第128号、1909年6月。

⁸⁰ 『全国神職会会報』第129号、1909年7月。

⁸¹ 鳥取県『鳥取県史』近代 第2巻 政治編、1969年、316頁。

⁸² 『皇道』第8年第3号、1917年3月。

⁸³ 『皇道』第8年第7号、1917年7月。

奏し、校長は玉串を奉奠したという。また新任教員も着任直後に校長とともに同神社に正式参拝をした⁸⁴。さらに宇部野第一尋常小学校では、講堂に神棚を設け、宇部神社祭神の御神像（写したもの）を奉安することとし、同年7月に挙行された奉安式には官公吏及び父兄等が多数参列し、校長の式辞に次いで宮司の訓辞もあった⁸⁵。

翌年7月には、県社加知彌神社と勝谷尋常高等小学校との連繫について報じられている。同校の校長は、「神社中心主義の訓育方針を確立」しており、1913年以降、社前朝礼（毎週一回、教育勅語ないし戊申詔書の奉読を含む）、神社境内の掃除、神社参拝を継続して実行してきたという⁸⁶。上記のように、行政のリードもありつつ、実態のレベルとして神社と学校教育の連携が図られている事例を散見することができる。

埼玉県でも県行政のリードのもとで神社と小学校との連携が図られた。埼玉県では、戊申詔書の発布を受けて、1909年の郡長会議で「県民の教化と富力の充実」を目指す訓示を知事が行った⁸⁷。神職の育成にも力を入れており、「神職ノ學術人格向上ヲ策ルハ神社發展上必要ノ事タルノミナラス、国民風教ノ陶冶ヲ図ルノ上ヨリ考フルモ急務ノ一タルヲ認ムル」として、埼玉県神職会に神職講習会を開催させた。県は、この講習会開催のための補助金を1910年度、1911年度と埼玉県神職会や郡内の神職支会に支出した⁸⁸。こうした、県による財政的補助を受けた埼玉県の神職会は、1912年には秩父郡支部で郡内神職のほか町村長を集め祭式講習会を開いたり⁸⁹、1916年には、南埼玉郡支会が学校生徒の神社参拝の作法について郡内小学校へ通牒を発したり、比企郡支会では神祇に関する講演会を神職や氏子、小学校職員らを対象に開催したりと、社会的活動を展開した⁹⁰。

埼玉県で興味深いのは、教育関係者による取り組みである。1912年の『埼玉県神職会報』では、敬神思想の涵養に取り組む小学校を紹介している。大里郡深谷女子尋常高等小学校では、「敬神思想と教授訓練との関係に専念せられ特に教科書の神祇に関する部分に注意」を払い、次のような方案を各家庭に配布したという⁹¹。その内容を抜粋すると次のようなものであった。

- 一、教師自ら信念厚く平素の言行敬神崇祖に及ぶべきこと
- 二、毎月一日教師児童を率ひ誠心以て皇大神宮を遥拝すること（奉置所に向ひ）
- 三、教科書中神祇に関する事項に於て敬神崇祖の深厚なるべきことを説きて倦まざること

⁸⁴ 『皇道』第8年第4号、1917年4月。

⁸⁵ 『皇道』第8年第7号、1917年7月。

⁸⁶ 『皇道』第9年第7号、1918年7月。

⁸⁷ 「島田知事の郡長会議訓示」埼玉県編『新編埼玉県史』資料編19、近代・現代1 政治・行政1、1983年、736-737頁。

⁸⁸ 「地方事務並びに管内景況」『新編埼玉県史』資料編19、754-755頁。

⁸⁹ 「秩父郡官公吏祭式講習会」『埼玉県神職会報』第1号、1912年6月。

⁹⁰ 「南埼玉郡支会」『埼玉県神職会報』第22号、1916年2月。

⁹¹ 「敬神思想と小学生徒」『埼玉県神職会報』第1号。

四、毎月一日尋常六学年以上の児童に輪番氏神の神域掃除をなさしむ

五、春秋二回教師引率して氏神に参拝すること〔中略〕

家庭及学校

一、父母自ら誠心誠意し以て敬祭をなし児童に見聞せしむること

二、毎朝早起して身体を浄め容儀を正し 皇大神宮を遥拝すること

三、朝夕家の神仏に礼拝し供物を捧げしむること

四、祖先の忌日には祖先累代の遺物を列べ美談を語りて奨励すること

五、祖先の忌日には児童を召連れ墓参りをなし香花を捧げしむること

六、一家の吉凶禍福は氏神祖先に報告すること

〔筆者注：資料では左のように中央部分に「家庭及学校」と項目が立てられているが、内容からして、前半の一～五が「学校」、後半の一～六が「家庭」における方案であると思われる。〕

上記引用に見られる「敬神崇祖」という言葉は、明治初期の神仏習合廃止政策を経て登場したものである。神仏分離は皇室祭祀においても進められ、従来用いられた「敬神崇仏」から「崇仏」を切り離し、仏式ではない神式の祭祀による「崇祖」に代えた。「敬神」は、日本の神話の神々への敬信として理解される一方、「崇祖」は神道に基づく祖先神の崇拝と捉える見方や、儒教・仏教に由来するものとして捉え、「敬神」とはもともと別のものであるとする見方があるとされる⁹²。

しかし、ここで挙げられている「敬神崇祖」の「崇祖」は、神式・仏式の明確な区別はされていないように見える。実際の人々の生活では、神仏習合が続いていたのであり、そうした実態に即した「敬神」と「崇祖」が、学校だけでなく家庭にも求められたと考えられよう。皇祖神を祀る皇大神宮の遥拝と地域の氏神への参拝は学校と家庭の両方で求められ、とりわけ家庭においては祖先への崇敬の念を高めることが期待されたと見られる。

また、同年には北足立郡の小学校長と正教員併せて57名が、「敬神崇祖の至誠を涵養し延いて国民教育の精髓となすべき旨趣」に基づいて、氷川神社で年2回の講演会を開催することとし、郡長を会長に、郡視学を副会長とする「神習会」を設立した⁹³。翌年、講演会は女子師範学校において北足立郡教育界の冬期講習会と繋げて行われたこともあり、200有余名の参加者があったという⁹⁴。

以上見てきたように、埼玉県内の地域によっては、神職会から小学校を含む地域社会への働きかけに加え、小学校の側からも神道に基づく「敬神」および「崇祖」の念の涵養を教育に取り入れ、教員

⁹² 小笠原春夫「敬神崇祖」 藪田稔他編『神道史大辞典』吉川弘文館、333頁。岡田莊司編『日本神道史』吉川弘文館、232頁。高野裕基「神社と教育勅語—国民道徳を媒介とした関係について—」 國學院大學研究開発推進センター編『近代の神道と社会』弘文堂、2020年、393-394頁。

⁹³ 「神習会の設立」『埼玉県神職会報』第1号。

⁹⁴ 「神習会」『埼玉県神職会報』第9号、1913年10月。

が神道について学ぼうとする取り組みがあった。先に見た、「敬神」および「崇祖」を国民道德の根本とすることを求める政界・教育界の要望と共鳴する実践であったといえよう。

埼玉県の場合、県行政のさらに積極的な施策を確認することができる。1917年に『神社の経営』と題する冊子が発行されたという⁹⁵。冊子そのものは未見だが、その内容が『埼玉県神職会報』に収録されている。『神社の経営』は、著者は埼玉県の地方官吏で、「神職の任務」、「町村^{自治カ}と神社施設」、「神社と教育」、「神社と青年団体」、「神社と国産奨励」の5項目で構成されており、神社を町村自治や国民教化の中心とする趣旨で貫かれている。学校教育における「敬神」の思想養成は、「平素修身国語歴史等と相連結して、教授すべき」で、これに加えて「皇室に於かせられて常に敬神の範を垂れ給ふ事績を明示すること」、「鎮守祭には各教員児童を引率し参拝すること」、「伊勢神宮出雲大社靖国神社湊川神社等の如き著名の神社の祭日には、特に合同修身教授に於て其神社に関する訓話を為すこと」、「社前通行の際には、必ず相当の形式に依りて神意を表せしむること」、「入学卒業の場合に於ては、鎮守社に参拝奉告せしむること」などを求めた⁹⁶。

(3) 神職界側からの積極的アプローチ

1916年頃には、『全国神職会会報』誌上において、神社と学校との連絡方法に関する各地の調査報告が散見されるようになる。1916年8月から1917年7月にわたって宮崎県神職会による神社と学校との連絡方法に関する調査報告を断続的に7回掲載した⁹⁷。宮崎県神職会は県下の小学校校長に対し、(1) 神社と学校との連絡の方法如何 (2) 敬神崇祖の念を涵養するに就ての実施事項如何 (3) 学校として神社側に対し要望せらるゝ事如何などの項目で調査を行い、その結果を公表した。この調査の趣旨は次のようなものであった。

本県神職会に於ては国民崇敬心の向上を期するの主旨を以て今後一層学校と神社と相提撕〔筆者注：撕〕するの必要を認め目下県下各小学校長に対し神社との連絡に関し現に如何なる方法を採用りつゝありや又児童に対し敬神崇祖の⁽⁹⁷⁾感念を涵養する為に採り来れる秘役の大要等に就て夫々回答を求め不日之を会報に掲げて学校神社は勿論一般有識の者に配布するの計画を立てゝ居る趣なるが之れは寔に時宜に適した企画で一般教育社会に於ても多大の感興を以て迎へらるべき問題でないかと思ふ

惟ふに敬神崇祖の精神は我が邦建国以来の美風にして国民道德の根底を成し且我国体上密接の關係あるは今更多言を俟たざる事であつて従つて従来此の美風を助長し益々此の精神を作興する事

⁹⁵ 埼玉県編『新編埼玉県史』通史編6 近代2、1989年、359頁。

⁹⁶ 小川元吉「神社の経営」『埼玉県神職会報』第27号、1917年2月

⁹⁷ 『全国神職会会報』第214号(1916年8月)、第216号(1916年10月)、第219号(1917年1月)、220号(1917年2月)、221号(1917年3月)、222号(1917年4月)、225号(1917年7月)

に就ては神職は勿論教育者に於ても平素十分の考慮を致して居らるゝ事柄であると思ふ殊に本県は皇祖発祥の靈地なるが故に自ら他県に比して一層此の精神の旺盛なるべきを確信する次第なるも尚今後益々学校と神社との関係を敦くして絶へず此の美風の助長發揮に提携努力せられんこと切望して止まぬ次第である⁹⁸

上記引用から、宮崎県神職会は、国体と神社とは密接な関係にあり、それ故に国民精神の作興において神社は重要な役割を持っていることを明確に認識した上で、地域の神社と学校の連携を図り国民教化の成果を上げようとしていたことが分かる。先に触れた1910年代半ばの在地神職層の活性化の中に見られる主張と重なるものである。

さらに『全国神職会会報』誌上での報告を見てみると、1917年には愛媛県では、県知事より愛媛県神職会に対して「敬神崇祖の思想涵養に関し神社と学校との連絡方法如何」という諮問が行われている。同会は答申において、学校に対する希望として、神社の祭典に際して生徒を引率しての参拝、入学・卒業に際しての参拝、学校長や職員の着任などに際しての参拝などを挙げた。さらに、児童に対して「毎朝各戸神棚を拝すること」、「自己の誕生日に神社参拝をなすこと」、「国民は各個信教の如何に拘らず氏神を崇敬すべきものなること」などを指導することを学校に求めた。その他、教科書で敬神崇や国体に関する内容を扱う際は、「可成郷土神社に連結して教授せられたきこと」、「時々神社及祭祀等に関する課題を生徒に与へ其の作成したる優良成績品は掛額となし神社に奉納せられたきこと」を挙げ、教育内容に踏み込む要望をした⁹⁹。

この頃、新潟県神職会刈羽郡支部は、『神社と学校との連絡法』という冊子を発行している。これは、敬神崇祖の念を涵養に関して郡内の学校長に対して意見を収集してまとめたものであった¹⁰⁰。1917年3月の支部総会の決議に基づき、「敬神崇祖の精神を涵養し国民道徳の振興を図らんには先づ教育者と相提携し益々学校と関係を敦うする」必要性を認め、各学校長に対して「神社と学校との連絡の方法」、「敬神崇祖の念を涵養するための実施方法」、「学校として神社側に対して要望する事項」の3項目について調査を行った。

調査に回答したのは、県立中学校1校、高等女学校1校、郡立の農業学校および商業学校各1校、小学校57校であった。「神社と学校との連絡の方法」については、「別に記すべきことなし」という記述も散見され、儀式の折りに参拝を行っているという回答した学校が多い。「敬神崇祖の念を涵養するための実施方法」については、祭典の折りに参拝している、神社について講話をしているという回答した学校が多いものの、積極的な取り組みとはみられない状況であった。

⁹⁸ 宮崎県神職会調査「神社と学校との連絡」『全国神職会会報』第214号。

⁹⁹ 愛媛県神職会「神社と学校との連絡」『全国神職会会報』第227号、1917年9月。

¹⁰⁰ 新潟県神職会刈羽郡支部『神社と学校との連絡法』1918年。

この冊子には、附録として「神職として学校側に対し要望する事項」が付されている。学校の積極的とは言えない状況に対して、神職会が学校側に対して行った要望は、踏み込んだものであった。附録「神職として学校側に対し要望する事項」を以下に抜粋してみる。

- 一、教師は通学区域内神社の由緒を詳にし教材と関連して随時敬神崇祖の念を鼓吹し特に神社参拝当日には児童を集合し学校長より誠心的に御神徳につき訓話せられたし
- 一、神社の参拝は之を所在地の神社のみに局限せず通学区域内神社へも参拝ありたし
- 一、学校に於ては神宮大麻を拝戴し児童をして毎朝礼拝せしめられたきこと
- 一、教育者は常に躬ら先つ敬神の道を実行し且つ神祇皇道に関する意義を明にし神社と宗教神道と又神社と一般宗教との相違等を解説し生徒をして神社の祭祀は国家の儀礼なることを了知せしめ以て国民精神の神髓たる敬神崇祖忠君愛国の志操を養成することに一層努力せられたきこと
- 一、神社と学校と連絡して勅語詔勅の普及徹底を図ること
- 一、生徒をして毎朝各戸の神棚を拝する様心得しめ自己の誕生日には神社に参拝するやう奨励せられたきこと。
- 一、学校職員と神職とは一層親密に互に相往来せられたきこと

上記のように、「敬神崇祖の念を鼓吹」するために神社参拝を実施することのほか、学校内での大麻への礼拝、神社と学校の協力のもとでの勅語や詔勅の指導が求められた。教員に対しては、神道に関する知識を深め、神社の祭祀は国家の儀礼であることを生徒に知らせるとともに、敬神崇祖および忠君愛国の志操を養成することを求めている。

このように地方改良運動を背景としつつ、地域の神職会が積極的に学校教育との連携を図ろうとした実態が明らかとなった。さらには学校側も神道の内容を導入しようとした実態も見えてきた。このとき、学校教育に導入されようとした「敬神」は、地域の神社・神職との直接的な関わりや神職会の積極的な関与を背景とするものであることから、明らかに宗教性を帯びたものであったことは想像に難くない。

小括

本章における検証によって、明治末期の教育と宗教の関係の諸側面が明らかとなった。

第1期国定修身教科書への批判のなかには、「敬神」と「崇祖」の内容の増加を要求するものがあったが、文部省は「敬神」を扱うことを避ける姿勢を示していた。それは、「敬神」が宗教の要素を含み、憲法で定められた信教の自由や文部省訓令第12号の趣旨に抵触する可能性があるかと判断した

ためだったと推測される。知識人のなかには国民道徳に宗教を用いることの有効性を論ずる者もあったが、文部行政においては、学校教育で扱う教育内容への「敬神」あるいは宗教の導入は避けられるべきものであった。

しかし、内務省主導の地方改良運動の地域的展開のなかにその道が開かれていた。内務省は「神社非宗教」の建前に則りながら、神社や神職の活用を通しての町村教化を目指した。神社や神職は、町村教化という任務を課せられたことになるが、同時に、神社整理で失われた神社崇敬の回復を目指す在地神職層の側にも小学校を主とする学校教育と積極的に提携しようとする主体的な動きが胎動していた。こうした神社や神職の積極性のもと、地域の神社と学校の連携が推進され、神職会が学校に対して「敬神」に関する儀式などの導入を求めたことが明らかとなった。

内務省が直接的に神社と学校の連携を促したわけでない。しかし、「神社非宗教」の前提のもとに「神社を公共団体の中心とすべし」とした政策方針は、地域の神社や神職を励まし学校へ働きかける根拠を与えたと見ることができる。ここに神社が学校と関係を持つ端緒を見ることができよう。

そして、神社や神職が学校への導入を期待した「敬神」は、具体的には神社参拝や皇大神宮の遥拝、大麻の拝戴などであって、多分に宗教性を帯びたものであったといえる。

なお、神社や神職が求めた「敬神」が、上記のような性格のものであったのに対し、修身教科書批判に際して東久世らの求めた「敬神」は、「万世一系の皇位天祖の霊位として崇敬する」ことを指すに止まり、具体的な儀式等について言及しなかったことに留意したい。

次章では第2期国定修身教科書や国民道徳論に新たに導入された「敬神」および「崇祖」がいかなるものであったかについて検証する。

第3章 国民道徳への「敬神」・「崇祖」の導入と民力涵養運動における神職会の動員

はじめに

第1期国定修身教科書に対する批判のなかには、「敬神」や「崇祖」に関する内容の増加を求める声があったが、これに対して文部省は「崇祖」は教科書で扱うが「敬神」は扱わないという方針を示したことを前章で明らかにした。しかし、その後の国民道徳論では、「敬神」と「崇祖」の重要性が公的な場で主張されるようになる。加えて、この頃の社会教化政策では「敬神崇祖」の念や宗教の扱いについて新しい展開が見られた。

本章では、明治末期から大正前期、すなわち1910年～1920年代初頭を対象として、国民道徳の再編成の過程で、「敬神」および「崇祖」という観念がいかに導入されようとしたかを明らかにするとともに、社会教化政策にも着目してその展開における宗教の動員について検証を行う。この作業を通じて神道が小学校教育にいかに入導されたのかを明らかにしたい。

以下、第一に当該時期における修身教授の不振に関する議論を検証する。これまで第1章では明治後期における修身教授の不振や教育勅語の趣旨不徹底という課題について確認し、第2章では国定教科書の内容に対する批判や、戊申詔書発布後の教育勅語の権威をめぐる緒論について検討した。本章ではその後の展開を明らかにする。

第二に、この時期に国民道徳に入導された「敬神」と「崇祖」の具体的内容と位置づけを明らかにするため、第2期および第3期国定修身教科書に見られる「敬神」と「崇祖」の取り扱いを検証し、加えて当時の代表的な国民道徳論の分析を行う。「敬神」と「崇祖」とは政策上において異なる性質を持つものであると考えられるため、それぞれについて詳しい検証を行う。

第三に、社会教化政策に目を転じ、教育行政および内務行政の両面から当該時期の動向を検討する。まず、教育行政の面については、1917年に初めての内閣直属の教育諮問機関として設置された臨時教育会議での社会教化政策に関する議論に注目し、「敬神崇祖」の念の涵養や神道を含む宗教の入導がいかに取り扱われたのかを明らかにする。次に、内務省発信で各地域において展開された民力涵養運動を取り上げ、この社会教化政策がいかに地域社会、とりわけ神職会にどのような影響を与えたのか、その実態を検証する。

1. 修身教授不振論の継続と臨時教育会議に見られる宗教導入の要望

(1) 教育界における修身教授の不振についての議論

明治後期に見られた修身教授の不振についての議論はこの時期においても引き続き確認することが

できる。1911年頃の澤柳政太郎の修身教授に関する講演を見てみよう。澤柳は文部行政官として、第一高等中学校長や文部省普通学務局長などを歴任し、当時は東北帝国大学総長に任ぜられようとしていた頃であった¹。その教授論は、教職そのものに足場を置くものとして知られ、1908年に増補発行した著作である『教師論』では、教科書に束縛されない教授論を主張し、「教授者としての教師の専門性」を説いた²。澤柳は、1911年の講演のなかで、「修身教授の問題は、如何にして子供の道徳性を涵養すべきかといふにある」とした上で、「従来の教授では、修身上の実質的知識に重を置き、これを与へんと努力したのであるが、これは其当を得ない事である。勿論実質上の知識を全然与へぬで可いといふのでは無いが、それは極めて少いのである」と従来の修身教授のあり方を批判した。澤柳は、徳目主義の教授法について「忠臣孝子の話をしたならば、忠臣孝子が出来ると思つてをるのであるが、これは間違つた思想であると思ふ」と述べ、このような徳目主義は「注入主義」であると問題視し、加えて人物主義もこれと同様に「注入主義」であると批判した。子どもは「各立派に道徳心を有つてをるのであるからして」、「注入」しようとせず、子どもが本来持っている道徳心を開発すればよい、と論じた³。

また、「修身教授は余りに単調ならずや」と批判したのは加藤末吉である。東京高等師範学校附属小学校に勤務していた加藤は、授業の技術を追求・研究した人物であった⁴。初等教育研究会編集『教育研究』に掲載された1913年の論説において、修身教授の教材の区分には、「例話だの訓辞だの作法だのといふものがあつても、其教ふる方法にいたつては、教師の口演を児童が清聴するといふ形式を反復するに過ぎない」として、児童が「終始受身」の位置にいることを批判した。修身は、「講演式と問答式とて練りかためたる授業」となる傾向があり、「どうしても単調であるといひたいのである」と述べた⁵。

上記のような「注入主義」や「受身」の教育を批判し、子どもの内面からの発達を促す効果的な教育方法が継続的に模索されていた。他方で、以下に見るように「現代」的な要請に基づいて修身教授を検討する視点も提示された。

1914年、加藤が在籍した東京高等師範学校附属小学校の研究部が、「現代教育の欠陥に対する救済

¹ 『教育人名事典 I』下、日本図書センター、1989年。

² 寺崎昌男「明治後期の教員社会と教師論—沢柳政太郎と加藤末吉—」石戸谷哲夫他編『日本教員社会史研究』亜紀書房、1981年、184-188頁。

³ 澤柳政太郎「修身教授の新主義」『教育時論』第937号、1911年（貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第I期第5巻（近代道徳教育の模索と創出）、日本図書センター、2012年所収、297-302頁）。教育教授研究会での講演の概要を『教育時論』がまとめた記事。

⁴ 寺崎昌男、前掲論文。

⁵ 加藤末吉「修身教授は余りに単調ならずや」『教育研究』第110号、1913年（『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第I期第5巻所収、348-350頁）。加藤は、1903年から1914年までの11年半にわたって、東京高等師範学校附属小学校訓導として修身・国語の指導にあたった（唐澤富太郎編著『図説教育人物事典』中巻、ぎょうせい、1984年、94頁）。寺崎昌男によれば、明治30年代以降の義務教育就学者数の増加や教職者集団の拡大を背景としつつ、教科教育・教授実践に着目した教師論、教授論が展開されるようになったという。澤柳もそのうちの一人であるが、このテーマの追求を最も本格的になしたと見られるのが加藤末吉であった（寺崎昌男、前掲論文）。

方案」についての研究報告を『教育研究』に掲載した⁶。この研究報告は、修身科の教授方法上の欠点として、教授方法の研究の不足、教科書の活用の不十分、教授方法が講説中心であることなどを挙げた上で、「教授上時代の傾向を顧みぬこと」を修身教授の問題点として提示した。これは、「現在の社会の人情風俗の推移に着目し、而も、それに対する応急、改善の策を講ずることに手落ちがあることを感ぜられる」という問題意識によるもので、具体的には、近年の社会の変化により、「孝道日々に弛緩するの感」があり、また、自己単独の立身出世を重んずる思想が広がり、「家を愛する念が微薄となった」傾向が見られ、さらに「質実儉約の風が衰へてゐる」といった時代状況を問題視するものであった。研究報告は、こうした時代の傾向に対して「着実、穩健なる方策の下に着々努力奮励」することを求めている。この問題意識は、日露戦後に浮上した農村の疲弊や社会主義運動といった諸問題に対応するため、「上下心ヲ一ニ」して業務に励み、儉約を求めた1908年の戊申詔書の趣旨と重なるものである。

このほか、代表的な教育雑誌である『教育時論』のコラムでは、青年教育における修身教授は、欠伸や居眠りを催す「最も嫌厭せらるゝもの」で、それは、「徒らに徳目を陳列し来るも、其徳目が依つて存する時代精神を含まざるが故」であると記されている⁷。記者が徳目への導入を求めた「時代精神」が具体的にはどのようなものを指しているのかは詳らかではないが、おそらく日清日露の戦間期以降に教育界で叫ばれるようになった「帝国主義教育論」に見られるような国際的な舞台上で活躍する自立した個人を理想とする自主自立の精神の育成をイメージしていたのではないかと推察される。

これまで見てきたように、当時の教育界において修身教授の不振は共通の認識として議論されていたということができよう。これらの議論では、「注入主義」を批判し、効果的な教授業法のあり方を検討するという明治後期から引き継がれるテーマに加え、日露戦後の「現代的」な教育課題に修身教授を通して取り組むというテーマが登場していた。

(2) 修身教授不振論と宗教導入の要望—臨時教育会議を中心に—

1917年に設置された臨時教育会議は、日本で初めての内閣直属の教育諮問機関であった。官制によれば、内閣総理大臣の諮詢に応じて「教育ニ関スル重要ノ事項」を調査・審議を行い、その意見を開申し、また総理大臣に対して建議することのできる機関として組織された⁸。

諮問は「小学校教育ニ関スル件」から始まり、「高等普通教育ニ関スル件」、「大学教育及専門教育ニ関スル件」、「師範教育ニ関スル件」、「視学制度ニ関スル件」、「女子教育ニ関スル件」、「実業教育ニ関

⁶ 東京高等師範学校附属小学校各研究部「現代教育の欠陥に対する救済方案」『教育研究』第122号、1914年（『文献資料集成 日本道德教育論争史』第1期第5巻所収、371-386頁）。

⁷ 「欠伸と修身」『教育時論』第961号、1911年12月（『文献資料集成 日本道德教育論争史』第1期第5巻所収、303頁）。

⁸ 海後宗臣「総説」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、1960年、5-6頁。『臨時教育会議要覧』1919年、20-27頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。

スル件」など学制全体の改革を視野に入れたものであった。明治 30 年代には普通教育の基盤が固められたが、以後、専門教育や高等教育の拡充整備が課題となっていたことを背景とした⁹。

総裁には、かつて地方改良運動を内相として主導した貴族院議員の平田東助、副総裁には文部官僚として二十余年の経歴を持つ枢密顧問官の久保田譲を置いた。委員についても内務行政経験者の一木喜徳郎、水野錬太郎、井上友一ら、そして文部行政経験者として、小松原英太郎、岡田良平、江木千之、澤柳政太郎、木場貞長、嘉納治五郎らが名を連ねた。主題は学制改革であったが、委員は教育関係者で占められていた訳ではなく、内務行政関係者を中心として、政治家、軍人、医学博士などを含んでいた¹⁰。

社会教化政策に関する議論は、第 4 節で扱うこととして、ここでは主に学校教育に関する修身教授や道徳教育に関する議論を検討する。

諮問第 1 号「小学教育ニ関スル件」において急務として議論されたのは、小学校教員俸給の国庫負担であったが、その他審議を要するテーマの一つとして挙げられたのが国民道徳教育の徹底であった¹¹。審議の過程では委員から修身教授の不振や学校儀式の形骸化が重大な問題として取り上げられた。

海軍軍医総監・医学博士であり、慈恵会医科大学の設立に携わった高木兼寛¹²は、修身教科書に示された指導内容が実際の児童の行動に結びついていないことを「情ケナイ」と嘆いた。国民は皇大神宮を尊崇するものだと教科書に書いてあっても、日々教えられても「少シモ徹底シテ居ラヌ」と述べ、次のように続けた。

試ミニ小学校ノ生徒ニ御尋ネニナツタラ直ニ分カル、教ヘハ受ケマシタガソレハ大神宮様ヲ拝ムコトハ一向致シマセヌ、斯ウ云フコトニナル、先祖ヲ崇敬スル教ヘハ受ケマシタガソレハ實際致シテ居リマセヌ、〔中略〕家庭ニ於テ先祖伝来ノ儀式ト云フコトヲ廃止シテ居ルト云フコトノ證據ニナルダラウト思フ、斯ノ如キ無儀式ナ^{〔教ヘノ親ヲカ〕}教ヘ親ヲ コシラヘテ置イテソコデ小学校ノ効果ヲ挙げヤウト云フコトハ無理ナ注文デナイカト思フ

高木は、このように教科書の内容が十分に徹底されない原因として家庭教育の影響を挙げ、「二千五百年以来ノ日本風ノ家庭教育ガ必要」と述べた。高木は、ドイツの国民道徳におけるキリスト教の意義を説明した後で、「敬神尊崇ノ道ヲ明カニシテ固ク之ヲ守ル道ガナケレバ」、ドイツにおけるキリスト教に相對するものがないと述べている¹³。

⁹ 佐藤秀夫「解説」文部省『資料 臨時教育会議』第 1 集 総覧（解説および基本史料）、1979 年、12-13 頁。

¹⁰ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,019-1,036 頁。

¹¹ 『臨時教育会議要覧』20～27 頁。

¹² 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,023 頁。

¹³ 「臨時教育会議（総会）速記録」第 1 号、1917 年 10 月 1 日の審議、『資料 臨時教育会議』第 2 集所収、38-39 頁。

陸軍次官の山梨半造¹⁴も修身教科書の内容の不徹底について指摘し、「修身書ニ於キマシテモ歴史ニ於キマシテモ皆皇室ヲ中心トスルコトガ明瞭ニアリマスルガ、併シ之ガ徹底シテ居ラヌ様ニ思フ」¹⁵と意見を述べた。

高木のように道德教育の問題は学校だけでは解決できないとする意見は他にもみられる。東北帝国大学総長の北條時敬¹⁶は、子供は年齢が進むに従って青年や中年が活動する社会と関わる機会が増えるため、「年齢ガ長ズルニ従ッテ社会ノ感化ヲ受ケルト云フコトハ最モ多クナルノデアリマス」として、「国民道德^[ママ]…国民トシテノ存立スルガ為ニハ是ハ学校バカリニ此働ヲ求ムルト云フコトハ是ハイケナイ」と述べた。北條は、道德教育の改良の方法は、「学校ノ内部ニ向ッテ」の攻究と同時に、「社会一般ノ風俗ニ関スル所」の影響の攻究もしていかなければならないと主張した。その際、宗教も含めた思想界について攻究しなければならないという。これは、「危険思想」と宗教を結び付け、宗教への懸念を示す発言であった¹⁷。

学校儀式の形骸化を問題視する意見も提出された。衆議院議員の関直彦¹⁸は、「帝室ノ尊崇心」の育成は形式に過ぎないとして次のように批判した。

今日ノ小学校教育ノ上ニ帝室ノ尊崇心ト云フコトヲ如何ニシテ居ルカト云フコトヲ見マスレバ殆ンド形式ニ過ギナイカト思フ、勿論御尊影ハ学校ニ奉戴シテ置キマシテ祝日ノ時ニハ生徒ヲシテ拝礼セシメ、或ハ君ガ代ノ斉唱ヲ吹奏サセルト云フコトガゴザイマスケレドモ之ハホンノ形式デアリマシテ、其場合ニ於テ教師ナリ、校長ナリガ諄々トシテ歴史的ニ、薫陶的ニ我ガ皇室ガ真ニ国家国民ノ為ニ有難イト云フ觀念ヲ吹キ込マシタト云フコトハ余リ多クヲ知ラヌノデアリマス

関は、教育勅語の講釈の際、あるいは祝日においては「我ガ国体ノ各国ト異ル所、我ガ皇室ハ実ニ国民ノ為ニ有難イモノ」であることを、児童の「心ノ底ニ浸ミ込マセル」ような指導を教員が行うよう文部省から働きかけるよう求めた¹⁹。

同会議で副総裁であった元文部大臣の久保田譲は、これまでの道德教育の不振論を踏まえて、「先達テ来ノ御議論ニ於テモ小学ノ児童ノ道德ガ十分ニ涵養セラレテ居ラナイ、ソレカラシテ国体ノ尊イコトモ十分ニ領解シテ居ナイ、〔中略〕之ハ私モ其通りデアラウト思フ」²⁰と同意見であることを示した。

このような議論を経て可決した道德教育に関する答申は以下のとおりである。

¹⁴ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,024頁。

¹⁵ 「臨時教育会議速記録」第4号、1917年10月6日の審議、『資料 臨時教育会議』第2集所収、250頁。

¹⁶ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,027頁。

¹⁷ 「臨時教育会議速記録」第3号、1917年10月4日の審議、『資料 臨時教育会議』第2集所収、138-139頁。

¹⁸ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,028頁。

¹⁹ 「臨時教育会議速記録」第3号、1917年10月4日の審議、『資料 臨時教育会議』第2集所収、197頁。

²⁰ 「臨時教育会議速記録」第4号、1917年10月6日の審議、『資料 臨時教育会議』第2集所収、242頁。

小学校教育ニ於テハ国民道德教育ノ徹底ヲ期シ児童ノ道德的信念ヲ鞏固ニシ殊ニ帝国臣民タルノ根基ヲ養フニ一層ノ力ヲ用フルノ必要アリト認ム²¹

上記答申の理由は次のように示された。

我國民ノ思想ハ建国三千年来ノ歴史ニ胚胎スルモノニシテ外来ノ思想ニ依リテ一朝ニシテ容易搖撼セラルル如キモノニアラスト雖モ外来ノ悪影響ヲ予防シ飽クマテ尊嚴ナル我国体ヲ維持シ益々国光ヲ宣揚センニハ今日ニ於テ小学校教育ノ改善ヲ図リ我國民道德教育ノ徹底ヲ期シ児童ノ道德的信念ヲ固クシ以テ帝国臣民タルノ根基ヲ造ルニ一層ノ力ヲ用ヒサルヘカラス、勿論小学校ニ於テ従来トテモ德育ニ力ヲ致サスト云フニアラスト雖モ其ノ効果未タ充分ナリト云フヘカラス、殊ニ近時内外ノ情勢ヲ顧ミルトキハ一層国民道德教育ノ徹底ヲ図ルノ必要アルヲ以テ小学校教育改善ノ一大眼目トシテ特ニ此ノ大綱ヲ議決シタル所以ナリ²²

上記のように、答申の理由には従来²¹の德育の効果が不十分であることが明記された。しかし、高木が議論のなかで触れた「敬神尊崇」や「先祖ヲ崇敬スル」といった言葉は盛り込まれなかった。

ただし、答申に至る審議の過程で、神道の要素を取り入れることの必要性を主張する声が上がっていた点に留意したい。明治末期には第一次西園寺内閣で大蔵大臣を、大正初期には東京市長を務め、その後明治神宮の造営に尽力し、当時は貴族院議員であった阪谷芳郎²³は、「此答申案ハ至極適當ニ出来タ」と評価しつつ、自身は主査委員ではなく、答申案の作成に直接関われなかったことから、「茲ニ漏レテ居ルト思フ所ガアリマスカラ、自分ノ希望ヲ申述ベテ置キタイ」として、以下のように児童の道德性を養うためには宗教や社会が教育と結びつく必要があることを強調した。

単ニ学校ノミデ教育ノ実ガ挙ガルト文部省デ考ヘテ居ラル、ノハ、非常ナル間違ヒデアル、宗教、社会^{〔ママ〕}ト云フ中ニハ芝居モアレバ活動写真モアル、ソレ等ニ付イテ文部当局ノ周到ナル注意ガアツテ教育ト結付カナケレバ、児童ノ道德性ヲ養フト云フコトハ出来ルモノデハナイ

阪谷は、この答申を政府に提出する際には、上記の点について総裁から言葉を添えて伝えてもらいたいと希望しつつ、「此答申案全部ニ賛成イタシマス」と述べた²⁴。加えてこの発言のなかで、宗教局

²¹ 『臨時教育会議要覧』27頁。

²² 同上、30頁。

²³ 西尾林太郎『阪谷芳郎』吉川弘文館、2019年。

²⁴ 「臨時教育会議（総会）速記録」第9号、1917年12月6日の審議、『資料 臨時教育会議』第3集所収、30-33

が内務省から文部省に移管したことについて触れ、「道德ト宗教トヲ結ビ付ケルト云フコトニ付イテ、大ニ御深慮ノアルコト、存ジテ喜ブノデアリマス」とも述べており、道德教育が宗教と結び付いて展開することに期待を寄せていた。

この阪谷の意見に反応した高木は、浄瑠璃、義太夫、講談、落語なども国民道德の徹底において関係するのではないかと述べ、さらに「宗教ハ国民道德徹底上ニ必要ハナイカト云フコトモ考フベキコトデアル」と発言した²⁵。

こうした一連の発言を受けて久保田は、阪谷と高木の意見は、社会教育、家庭教育の分野に属することで、この分野の一つの問題として「後日ノ研究ニ廻ハシタ方ガ宜カラウ」と述べてこれ以上の議論を制した²⁶。さらに総裁の平田東助は、採決にあたって、「本席ハ会議ニ於キマシテ御決議ニナリマシタモノヲ代表スルニ止マル」²⁷と述べて、阪谷の申し出た前述の言葉添えを拒否し、答申には宗教との連携や協力は一切盛り込まれなかった。

審議の過程では、道德教育における宗教の意義が一部の委員によって提案されていたが、他方で、海外の宣教団体によって運営される小学校に対する懸念も示されていた。東京女子高等師範学校長であった湯原元一²⁸は、「心靈界ヲ支配スル一ノ宗教ノ経営ノ下ニ教育ヲ置キ、又サウデナクトモ外国人ノ資本デ教育ヲ経営スルト云フガ如キハ、関係スル所頗ル重大デアラウト思フ〔中略〕日本ニハ国ノ為ニ利益カ不利益カ知リマセヌガ、教育ヲ外国人ノ資本デ経営シテ居ルト云フコトハ、頗ル注意スベキコト、思フ」と発言した²⁹。キリスト教主義学校や在日外国人子弟のための学校を念頭に置いた発言であった。臨時教育会議における小学校に関する議論では、道德教育における宗教利用と特定の宗教に対する危険視が混在していたといえる。

ところで、当時の社会において、道德教育における宗教利用論は珍しい議論ではなかった。

これより先、1910年前後の教育界においても、道德教育に宗教を用いるという議論を散見することができる。例えば、東京高等師範学校に勤め修身教授を研究した佐々木秀一は、現代社会の「物質実利或は拝金」の傾向を危惧し、道德と宗教によって人格の向上を目指すべきだとした。佐々木は、「一般に広義の宗教的感情の喚起養成は、何等教育の目的を妨くるところなきのみならず、却って道德的智見に確信を与へ、道德的感情を向上せしめ、道德的意志を鞏固にして、以て人格全体に品位を増すものである」と論じており、特定の宗教によらない「広義の宗教的感情の喚起」は道德教育に有効で

頁。

²⁵ 同上、45頁。

²⁶ 同上、50-51頁。

²⁷ 同上、61頁。

²⁸ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,032頁。

²⁹ 「臨時教育会議（総会）速記録」第9号、1917年12月6日の審議、『資料 臨時教育会議』第3集所収、34-35頁。

あると論じた³⁰。

同様に、澤柳政太郎も「一体人間の教育といふことを慎重に考へて見れば、宗教的教育は極めて大切な事であつて、人の精神的生活の根底を為すものは即ち宗教である」として、教育における宗教的教育の重要性を説いた。その上で、「余が茲所に宗教といふのは、必ずしも仏教、或はキリスト教、其他何々教といふ如く、或格別なる宗教に就ていふので無く、これ等各宗教の精神たる宗教心に就ていふのである」として、特定の宗教によらない「宗教心」のことを指しているとして説明している³¹。

こうした宗教利用の要望は政界にも見られ、1915年12月21日の衆議院本会議で議員の龍口了信は、「小学校中学校ノ此生徒ノ宗教信念ノ欠乏ニ対シテハ、如何ナル意見ヲ有シ、又如何ナル処置ヲ執ラレントスルノデアルカ」³²という質問をした。龍口は青年仏教者の組織化に取り組んだ人物であった³³。これに対して、政府は「我国は学校教育に於ては教育に関する勅語の御趣旨に基き鋭意国民道徳の振興を図り健全なる精神を涵養するに努めつゝあり政府は将来此の方針に依り益々其徹底を期せんとす」と回答した³⁴。すなわち、小学校・中学校における道徳教育は教育勅語の趣旨に基づいて徹底し、宗教は取り入れないという方針を明確に示したものであり、その方針は臨時教育会議においても貫徹していたといえよう。

これまで見てきたように、当該時期は修身教授の不振といった明治期から続く課題が教育界や政府の諮問機関において議論されていた。そのなかで、一部の教育学者や政治家からは現に社会的現象として普及している宗教を道徳教育に導入することが提言されていた。ただし、それらの言説が学校教育政策に反映されることはなかった。内務行政関係者を多く含む臨時教育会議であっても、学校教育の面における宗教導入は困難であった。しかし、本章第4節で検討するように、社会教育政策の領域では重要な展開を迎えることとなる。

他方で、当該時期は修身教科書の内容に重要な変化を確認することができる。それは、次節で述べる「敬神」と「崇祖」の導入であった。

2. 修身教科書への「敬神」・「崇祖」の導入

(1) 第2期国定修身教科書の編纂

³⁰ 佐々木秀一「小学校に於ける宗教的感情の養成」『教育研究』第63号、1909年（貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第1期第2巻（教育勅語と「教育と宗教」論争）、日本図書センター、2012年所収、585～590頁）。佐々木は、青森県師範学校教諭などを勤めたのち、1908年から東京高等師範学校訓導、教諭、助教授を経て1920年に教授、翌年から附属小学校主事となった（『図説教育人物事典』中巻、645頁）。

³¹ 澤柳政太郎「宗教と教育との関係」『教育時論』第894号、1910年（『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第1期第2巻所収、591頁）。

³² 「衆議院議事速記録第10号」『官報』号外、1915年12月22日。

³³ 中西直樹「明治・大正期東京の青年仏教者—徳風会から東京大学仏教青年会へ—」『仏教文化研究論集』第20巻、2020年。

³⁴ 『神社協会雑誌』第15年第3号、1916年3月15日。

第1期国定修身教科書に対して、忠孝の大義や忠君愛国の精神の不足が批判されるとともに「敬神」と「崇祖」に関する記述の増加を求める要望が提出されたことは第2章で見た通りである。こうした批判を受けた後、文部省は第2期国定修身教科書の編纂に向けて1908年に教科用図書調査委員会を設置した。第1部会（修身）の主査委員は、穂積八束、一木喜徳郎、中島力造、山川健次郎、森林太郎、渡部董之介、三宅米吉、森岡常蔵、吉田熊次で構成され、1912年まで同じメンバーであった³⁵。

第2期国定教科書は1910年度から使用される予定で、その直前の1910年3月に文部省は修身教科書の修正方針と使用方法を訓令「小学校用修身教科書修正ニ付キ其目的貫徹方」において示した。修正方針では、教育勅語の趣旨に基づいて「忠孝ノ大義」を明らかにし、「国民固有ノ特性」に留意して作成されたことを示した。

今般小学校ニ於ケル修身教科書ヲ修正編纂セリ 此ノ修正ニ就キテハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠孝ノ大義ヲ明ニシ国民固有ノ特性ヲ發揮セシムルニ於テ特ニ意ヲ致セリ³⁶

続いて、修身教科書の用い方について次のような方針を示した。

自今小学校ヲシテ此ノ教科書ヲ用ヒ児童ヲシテ反復誦読克ク其ノ要領ヲ會得シ深ク之ヲ心ニ銘セシメ以テ実践躬行ニ資センコトヲ努メシムヘシ 然リト雖モ修身科ハ教育ノ主腦ニシテ德育ハ教員ノ最要ノ任務ナリ 宜シク教員ヲシテ教科書ニ依リ児童ニ道德上ノ知識ヲ与フルノミナラス常ニ徳性ノ涵養ニ留意シ時ニ随ヒ機ニ応シ切実ナル指導訓誨ヲ与ヘ躬ヲ以テ範ヲ児童ニ示シ薫染感化ノ效ヲ収メ以テ克ク此ノ重要ナル教科ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期セシムヘシ³⁷

上記のように、教科書に依拠して道德上の知識を与えるだけでなく、児童の徳性の涵養を促すことを教師に求めた。道德教育の不徹底が指摘され、教科書の知識だけでなく、先に見たように、実践に結びつく修身教育が求められたことが背景にあったものと思われる。

では、実際の教科書の内容についてはどうであったか。教科書研究者の中村紀久二の指摘によれば、「第2期の修身教科書では、天皇・国家に対する道德と、家族・人間関係についての道德が増加し、一方、個人道德が減少」しているという³⁸。『小学校修身書編纂趣意書 第二篇』を対象に、教材、徳目、例話の選択及び設定方針について見てみよう³⁹。

³⁵ 中村紀久二『『復刻版 国定教科書編纂趣意書』解説』、橋本淳治「文部省図書監修官等の編纂趣意論文・講演要旨目録」中村紀久二編『復刻版 国定教科書編纂趣意書』解説・文献目録、国書刊行会、2008年を参照した。

³⁶ 「文部省訓令第2号」『法令全書』1910年（国立国会図書館デジタルコレクション）。

³⁷ 同上。

³⁸ 中村紀久二編『復刻版 国定教科書編纂趣意書』解説・文献目録、33-34頁。

³⁹ 文部省『修正国定教科書編纂趣意書 第二篇』1910年4月。中村紀久二編『復刻版 国定教科書編纂趣意書』第2

教材選択の方針については、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基ヅキ日本国民タルニ必須ナル道德ノ要旨ヲ授ケ児童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ実践ヲ指導シ、児童ヲシテ因リテ以テ勅語ノ旨趣ヲ奉体セシムルニ必要ナルモノヲ選ビタリ」という。やはり教育勅語の旨趣に基づくことと併せて「道德ノ実践」が重視されていることが分かる。

徳目については、「我が国民道德ノ枢軸タル忠孝ノ念ヲ涵養スルコトハ旧修身書ニ於テモ大ニ意ヲ用ヒシ所ナレドモ、今回ノ修正ハ一層其ノ精神ノ養成ニ努メ、之ニ関スル課数ヲ増加」したとして、尋常小学校第2学年において「皇大神宮」、「祖先を尊べ」の課を挙げたことが明記されている。

例話については、事実の例話を増やし、なおかつ「例話ハ成ルベク本邦人ニ関スル事項中ヨリ選択スル」こととしたという。「国民固有ノ特性」を配慮した教材選択であった。

とりわけ、徳目に「敬神」に関わる課、「崇祖」に関わる課の増加が注目される。下表は関連する課が修身教科書のいずれの巻に登場するのかを表したものである。

表1：国定修身教科書に設定された「敬神」・「崇祖」に関連する課

各期の 使用年度 課の題目	第1期 1904年～	第2期 1910～	第3期 1918年～	第4期 1934年～	第5期 1941年～
皇大神宮		巻2、巻6	巻3、巻6	巻3、巻6	初等科修身3
祖先	巻3				
祖先を尊べ		巻2	巻2	巻2	
祖先と家		巻6	巻6	巻6	(「私たちの家」に名称変更) 初等科修身4
靖国神社		巻4	巻4	巻4	初等科修身2
氏神様				巻2	ヨイコドモ下

註1：国立教育研究所附属教育図書館編『国定教科書内容索引』（尋常科修身・国語・唱歌篇、広池学園出版部、1966年）をもとに作表した。尋常小学校用のみで高等小学校用は含めていない。

註2：本表では、「敬神」に関する課として「皇大神宮」を取り上げ、「崇祖」に関わる課として「祖先」、「祖先を尊べ」、「祖先と家」と取り上げた。加えて「敬神」および「崇祖」に関連する課として「靖国神社」、「氏神様」を取り上げた。

註3：第1期国定修身教科書以降、天照大神の建国に関する内容は盛り込まれており、神道に関わる内容は見られるものの、これを崇拝せよとする直接的な内容は含まれてないため、表には含めなかった。

註4：第5期国定教科書は、ヨイコドモ上下及び巻1～4の合計6冊の構成となっている。

註5：第1学年用（巻1あるいはヨイコドモ上）は、第2期から第5期で刊行されているが、該当する課がないため表に記入されていない。

上記の表に明らかなように、第2期国定修身教科書から「敬神」および「崇祖」に関する課が増加

したことが分かる。その傾向は第3期以降も引き継がれている。先行研究では、第3期の国定修身教科書は国際関係・国内思想の変化が反映され、第2期と比して儒教主義的倫理を説く課が削除され、代わりに公民的、自主的な課や国際協調を説く教材がつけ加えられたとされているが、「崇祖」および「敬神」に関する課に限っては、第2期と同一の方針・内容が踏襲されたであろうことが容易に推測できる⁴⁰。また、第4期は氏神様が新たに登場し、第5期は「崇祖」に関する課が減少しており、4期、5期ともに異なる方針を持って編纂されたと考えられる。本章では、第2期および第3期の教科書の内容を詳しく見て行くこととする。

(2) 第2期・第3期国定修身教科書の「敬神」

遡れば、第1期国定修身教科書にも神道に関わる内容が見られた。例えば、第4学年用（1904年度より使用）には、「大日本帝国」及び「大日本帝国（つづき）」の課において、「天照大神は、おんまごニニギノミコトに、三種の神器をおさづけになって、『この国ををさめよ。』と、おほせられました」として、三種の神器と神勅について触れている。また、ニニギノミコトの子孫である神武天皇が天皇の位に就き、それ以降の代々の天皇は皆その子孫であり、このような「万世一系の天皇をいただくことは、せかいの国に、たぐひないことであります」との説明もある⁴¹。しかし、「敬う」という個人の意思や行動を含む「敬神」と直接関係する皇大神宮と靖国神社の課が登場するのは、第2期国定修身教科書以降のことである。第2学年用（1910年度より使用）の「クワウダイジングウ」と第6学年用（1912年度より使用）の「皇大神宮」の課を見てみよう。

「クワウダイジングウ」

クワウダイジングウ ハ テンノウヘイカ ノ ゴセンゾ ヲ オマツリ マウシテアル オミヤ デ ゴザイマス。ワレワレ 日本人 ハ コノ オミヤ ヲ ウヤマハナケレバナリマセン。

42

「皇大神宮」

皇大神宮は皇祖天照大神をいつきまつれる御宮にして、伊勢の宇治山田市にあり。神域は神路山のふもとにて五十鈴川にそへる幽邃絶塵の地なり。ここに入る者たれか神威の尊厳に感じて襟を

⁴⁰ 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身(3)、講談社、1962年、635-638頁。

⁴¹ 同上、26頁。古川隆久の整理によれば、小学校の歴史教育において『日本書紀』に描かれた建国神話を史実として指導するようになるのは、1881年の「小学校教則綱領」をきっかけとし、第1期国定教科書にも盛り込まれた。第3期に至ると「天壤無窮の神勅」が全文掲載され分量が増加した。古川は、建国神話を歴史的事実として児童に教授することがいかに困難で教員がどのような葛藤を抱えていたのかを明らかにしている（古川隆久『建国神話の社会史—史実と虚偽の境界』中央公論新社、2020年）。

⁴² 海後宗臣編『日本教科書大系 近代篇』第3巻、73頁。

正さざらん。

朝廷の皇大神宮を御尊崇あらせらるること一方ならず、皇室及び国家に大事ある時は天皇陛下之を皇大神宮に御親告あらせ給ひ、毎年の政始には先づ神宮の御事を奏せしめ給ふ。又祈年祭・神嘗祭・新嘗祭には勅使をさし立てて幣帛を捧げさせ給ふ。勅使をさし立て給ふ時には、天皇陛下親しく幣物を御覧あらせられて、御祭文を勅使に授け給ひ、かくて勅使の退くまでは入御せさせ給はず、又新嘗祭の当日にはおごそかに御遥拝の式を行はせ給ふとの御事なり。〔中略〕

皇大神宮の尊厳たぐひなきは陛下のかく深く御尊崇あらせらるることによりても知らるるなり。

我等臣民たる者は常に皇大神宮を尊崇し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんと心掛くべきなり。⁴³

このように、第2学年用、第6学年用ともに「皇大神宮を尊崇」すべきことが記述されている。教科書指導の要領が示されている第6学年用の教師用書には、「皇大神宮の御事につきて朝廷の御尊崇厚きを知らしめ、皇祖を尊ぶの念を深からしむるを以て本課の目的とす」とされている。指導上の注意事項の一つとして、本課は第4巻にある「祝日・大祭日」と関連して教授し、「宮中にては賢所に天照大神を祀らせ給ひ、天皇陛下が皇祖を御親祭あらせられ、厳肅なる儀式を行はせられて、孝敬を申べさせ給ふ御事」について丁寧に児童に説き聞かすべきことが挙げられている。宮中での皇祖を祀る神道儀式についても授業で触れる必要があった⁴⁴。しかし、その内容は天皇が行う祭事の説明が中心であることに留意したい。天皇やその祖先の神性は強調されていない。

進んで第3期の第6学年用（1923年度より使用）になると、「皇大神宮」の課の末尾には「皇室はかやうに厚く皇大神宮を御尊崇になります。国民も昔から厚く皇大神宮を敬ひ、一生に一度は必ず参拝しなければならないことにしてゐます」という内容が付け加えられている⁴⁵。この追加は、「皇祖ヲ尊ブハ古来我ガ国民ノ至情ナルコト」を指導することをねらいとするものであった⁴⁶。皇室が尊崇しているのだから国民も尊崇しなければならないという説明に基づき、「敬う」だけでなく、「参拝」という宗教的な行為が明確に求められたことは見逃せない。このことは、第2章で見た「敬神」は教科書で扱わないとする1904年の文部省の方針が変化したことを表わしている。しかし、第2期および第3期教科書においては、祖先を尊崇する天皇に国民が倣うというロジックを用いることで、天皇やその祖先の神性を尊崇の根拠とすることを避け、参拝という行為から宗教的要素を可能な限り排除していると読むことができよう⁴⁷。

⁴³ 同上、110頁。

⁴⁴ 文部省『尋常小学修身書』巻6 教師用、1911年。

⁴⁵ 海後宗臣編『日本教科書大系 近代篇』第3巻、192頁。

⁴⁶ 『尋常小学修身書巻六修正趣意書』（仲新他編『近代日本教科書教授法資料集成』第11巻、東京書籍、1982年、130頁所収）。

⁴⁷ なお、第2期の『尋常小学日本歴史』および第3期の『尋常小学国史』においては、天照大神から日本の歴史を説き起こしている。第2期では天照大神が皇大神宮に祀られていることが記されるに止まるが、第3期では「御代代の

天皇と関わる神とは異なるが、維新时期から第二次世界大戦までの戦没者を「英霊」、「御霊」として祀る靖国神社についても言及しておこう。靖国神社の課は、第2期国定修身教科書の第4学年用(1911年度より使用)に登場する。

「靖国神社」

靖国神社は東京の九段坂の上にあります。此の社には国のために死んだ人人をまつてあります。春と秋との祭日には、ちよくしをつかはされ、臨時大祭には天皇・皇后両陛下の御じしんに御さんばいになることもあります。忠臣義士のためにこのやうにねんごろなお祭をするやうになつたのは、天皇陛下のおぼしめしによるのであります。われらは陛下の御めぐみの深いことを思ひ、ここにまつてある人人にならつて、国のため君のためにつくさなければなりません。⁴⁸

教師用書には「靖国神社の由来を知らしめて義勇奉公の心を起さしむるを以て本課の目的とす」とある。教師は説話で、「一旦緩急あるに当りて君国の為に身命を捧ぐるは我等臣民たる者の本分なり」として教育勅語の語句と結び付けてこの課を扱い、「常に天皇陛下の大御恵を仰ぐと共に、此の神社を尊びて、ここに祀れる人人の志業を慕ひ、君国の為に尽さんと念を深う」する指導が求められた。

備考には、別格官幣社に指定されている神社の一覧が掲載されている⁴⁹。別格官幣社は社格の一つで、朝廷、皇室や国家に特別顕著な功労ある偉人を神として祀る神社に限られる。靖国神社以外には、楠木正成、名和長年ら南朝の功臣を祭神として祀る神社のほか、明治維新に功績のあった諸藩の大名、古くは藤原鎌足を祀る神社も含まれる。こうした神社への崇敬を養う教育が期待された。ただし、主要なる設問には「皆さんはどんな心で靖国神社を尊び敬ひますか」とあるように、尊び敬うことを前提としつつも参拝そのものを求める内容ではない。なお、第3期に設けられた靖国神社の課はこれに若干の修正が見られるのみである。

(3) 第2期・第3期国定修身教科書の「崇祖」

崇祖に関する課は、1904年度より使用の第1期国定修身教科書にも見られる。参考に第1期第3学年児童用教科書の「そせん(祖先)」と題した課を見てみよう。

「そせん(祖先)」

徳川吉宗は、家康をまつてあるお宮にまゐる日には、どんなに、雨がふっても、きつとまゐり

天皇及び国民の深くうやまひたてまつれる御宮なり」といった記述が加わり変化を確認することができる。

⁴⁸ 海後宗臣編『日本教科書大系 近代篇』第3巻、86頁。

⁴⁹ 文部省『尋常小学修身書』巻4 教師用、1910年。

ました。また、あるとし、家康のたんじょ一日に、けらいをあつめて、そせんのでがらを、はなしてきかせました。そせんを、たつとばねばなりません。⁵⁰

この課について教師用書には、「祖先をたつとぶべきことを知らしむるを以て、本課の目的とす」とし、指導上の注意事項として、「吉宗の如く貴き祖先を有せざる人にて、己が祖先をたつとぶべきことを諭すべし」ということや、「家族は互いに相愛し相助けて家名を揚ぐべきこと」を挙げた⁵¹。

次に、第2期国定修身教科書を見てみよう。「崇祖」に関する課としては「祖先と家」（第6学年、1912年度より使用）、「ソセン ヲ タツトベ」（第2学年、1910年度より使用）の課が登場する。

「祖先と家」（第6学年）の内容は次のとおりである。

我等の家は我等が祖先の経営したる所にして、我等の父母は祖先の志を継ぎて家を治むるものなり。されば祖先を崇敬して祭祀の礼を厚くするは極めて大切なる事なり。

一家に一人不徳の者ありても其の家の不名誉を来すものなれば、一家の人人互に本分を守り品行を慎みて、其の家の名誉と繁栄との為に力を尽し、以て祖先の名を顕さんことに心掛くべし。〔中略〕⁵²

一読すれば、先ほど見た第1期と比べて祭祀の重要性がより強調されていることが分かる。教師用書では、「祖先を崇敬し家を重んずるの念を起さしむるを以て本課の目的とす」とされ、第1期と大きく変わらないが、指導上の注意事項には、教育勅語の「祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」の語句を挙げてその意義を説明することに加え、「祖先の忌日には祭祀の礼を尽し、又祖先の遺物は大切に保持すべきことを諭す」ことが挙げられている⁵³。このことから、第2期の修身教科書から祭祀を伴う「崇祖」が導入されたといえることができる。

次に「ソセン ヲ タツトベ」（第2学年）を見てみよう。

イナフ ハル ハ ソセン ヲ タツトンデ、マイ月 テイネイ ニ マツリマシタ。ソノ トキメツラシイ クダモノナド ヲ ブツダン ニ ソナヘマシタ。⁵⁴

この課には挿絵があり、仏壇に供え物をする稲生春子が描かれている。

⁵⁰ 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻、17頁。

⁵¹ 文部省『尋常小学修身書』第三学年教師用、1903年。筑波大学附属図書館所蔵。

⁵² 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻、113頁。

⁵³ 文部省『尋常小学修身書』巻6 教師用、1911年。筑波大学附属図書館所蔵。

⁵⁴ 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻、70頁。

稲生春子(1619-1695)は、江戸初期の医師稲生恒軒の妻であった⁵⁵。本教材の出典は、『紹述先生文集』である。紹述先生は伊藤東涯の私諡であり、東涯は伊藤仁斎の長男であった。江戸時代前期から中期の儒者であった東涯の没後に編集されたものである。文集に収録された東涯の筆による墓誌銘の一つが典拠資料となる「稲生君嬪河瀬氏墓誌名」である⁵⁶。この題材は、すでに1887年刊行の西村茂樹編『婦女鑑』にも採用されており、春子の生い立ちから恒軒との結婚後の行いについて詳述し、「小婦たるものゝ亀鑑」として紹介した。春子が、「祖先の祀を怠らず。忌日にはかならず供饌香花など」を行い、「時として珍しき果など獲ることあれば。かならずまづこれを祖先の霊に供し」たことや、また「平常観音経を誦し。もろこし聖人の教を崇とみ。小学を好み日毎にこれを子弟に教へて励みならわせ」たとの記述もあり、中国の古典についても親しんでいた様子も紹介されている⁵⁷。

上記のように『婦女鑑』では春子の様々な側面が紹介されているが、修身教科書では特に「崇祖」に関する部分を取り上げて強調した。教師用書では、「祖先を尊ぶべきことを知らしむるを以て本課の目的とす」とされ、教師は、春子の「祖先を尊びたる一事につきて」述べるべきだとした。さらに説話の材料として、春子が毎月一日、十五日及び祖先の忌日には身を清め、仏壇を掃除し、水を汲み、花を捧げ、香を焚き、供物をなすなどして、慎み敬って祭祀を営んでいたことが記載されている。教師は、「春女の如く常に祖先を尊び、家家の習慣に従ひて祭祀の礼を尽くすはよき行」であることを児童に指導するよう求められた。また、児童に対する主要な設問として、「春女はどんなにして、祖先をたつとびましたか」、「祖先によくつかへるにはどんなことが大切でありますか」などを挙げた⁵⁸。祭祀の重視という教科書編纂の方針が明確に見て取れる。

稲生春子を題材とする「ソセン ヲ タツトベ」の課は、第3期国定修身教科書(第2学年、1919年度より使用)で引き続き取り上げられる。その内容は以下のように、より詳細なものへと変化した。

稲生ハル ハ マイ月 一日 十五日、ソノ ホカ ソセン ノ メイニチ ニハ、アサ ハヤク カラ オキ、カラダ ヲ キヨメテ、ブツダン ノ サウヂ ヲ シ、花 ヲ ササゲ、カウ ヲタキ、色色 ソナヘモノ ヲ シテ オマツリ ヲ シマシタ。モシ 人 カラ メヅラ シイ クダモノ ナド ヲ モラフ コト ガ アル ト、キツト ブツダン ニ ソナヘマシタ。⁵⁹

上記引用に明らかなように、祭祀の実施方法についての記述が格段に詳細なものになった。第2期

⁵⁵ 「稲生春子」、「稲生恒軒」『日本人名大辞典』Japan Knowledge Lib、2020年2月11日閲覧。

⁵⁶ 松下忠「解題」松下忠・佐野正巳編『詩集 日本漢詩』第2巻、1985年、6-10頁。「稲生君嬪河瀬氏墓誌名」『詩集 日本漢詩』第2巻、278-249頁。

⁵⁷ 西村茂樹編『婦女鑑』1、宮内省、1887年。

⁵⁸ 文部省『尋常小学修身書』巻2 教師用、1909年。筑波大学附属図書館所蔵。

⁵⁹ 海後宗臣編『日本教科書大系 近代篇』第3巻、139-140頁。

の「崇祖」における祭祀の重視という方針を引き継ぎつつ、その具体的な方法についての指導が徹底されようとしたといえる。

加えて注目すべきは、第2期の高等小学修身書（新制第3学年、1910年度より使用）である。同書では、「祖先」の課において、「祖先を祭るは我が国風なるが上に、人情の自然に基づくものなれば、各自の信教の如何に拘わらず之を重んずべきなり」として、各自の信仰する宗教如何に拘わらず、祖先崇拝を重んずべきことが記述された。さらに、「毎年時を定めて祖先を祭るは極めて大切なる習慣」とし、祭祀の重要性についても触れている⁶⁰。

このように第2期以降の国定修身教科書は、祭祀の重要性を強調するとともに、人物（稲生ハル）の行動を通じて仏壇の清掃や定時の崇拝といった祭祀の具体的な方法を提示し、その行動化を奨めた。

以上の検証から、第2期国定修身教科書には「敬神」および「崇祖」に関する内容が明確に増加したことが明らかとなった。第3期は概ね第2期の内容を引き継ぎつつも、祖先を祀る祭祀の方法に関する記述が詳細になり、また皇大神宮への参拝を「しなければならない」との記述を加えるなど、崇敬の念の育成から実際の宗教的な行為を求める内容へと踏み込んでいた。

なお、第3期の修身教科書の教師用書には、巻頭に緒言が付されるようになった。それは、「修身科にて授くる事項は児童をして、之を理解せしむるのみならず、自ら進んで之を実行せんとの念を起さしめんことを期し、常に之が実行を奨励すべし」というもので、児童に実行を促すことを教師に強調した⁶¹。こうしたことから、「敬神」と「崇祖」の行動としての表れが推進されて行ったと考えられる。

3. 国民道徳論における「敬神」・「崇祖」とそのジレンマ

(1) 祖先崇拝を中心に据えた家族国家観

明治末期の代表的な国民道徳論として知られているのは、1910年12月に文部省が実施した師範学校修身科担任教員講習会における憲法学者の穂積八束、哲学者で『勅語衍義』（1891年）の著者である井上哲次郎、教育学者の吉田熊次の講演である。これらの講演では、家族国家観に基づく国民道徳論が展開され、穂積と吉田は高等小学校第3学年用の修身教科書の解説を行った。このなかで「敬神」と「崇祖」はどのように扱われたのだろうか。

この講習会で穂積は、「高等小学校第3学年用修身書ニ依ル国民道徳ノ要旨」と題した講演を行い、「我が民族ノ国ヲ成シ家ヲ成ス基礎ハ、祖先ヲ崇拝スル大義ニアリ」と述べた。「父祖ヲ崇敬シ其ノ慈愛ノ保護ノ下ニ親族相親シミ団体ヲ為スハ即チ一家族ヲ為シ一國ヲ為ス所以」であるとして、こ

⁶⁰ 文部省『高等小学修身書』新制第3学年用、1910年（国立教育政策研究所教育図書館近代教科書デジタルアーカイブ）。

⁶¹ 文部省『尋常小学修身書』教師用 巻2、1918年。

れは「人情ノ自然」に由来するものと説明した。こうした人間の人情から自然に生まれた「家ト謂フ団体」が「社会ノ大同団結ノ模範」を示すのであり、「家ト云フ観念」を広げて「国ト云フ観念」となっているという⁶²。

吉田も同様に高等小学校第3学年用修身書の内容について教科書の内容に即して説明を行い、聴衆に対して「教育者タルモノハ時ヲ定メテ祖先ヲ祭ル等ノコトヲ怠ラズ、以テ世人ノ儀表トナルベシ」と説いた。また、「祖先ノ志ヲ継グ」とは、「祖先以下ノ国体精神ヲ継承スル」ことを指していると解説した⁶³。

穂積の講演では祭祀の重要性も説かれている。穂積は、聴講者に向かって次のように述べた。

諸君若クハ諸君ノ配下ニアル所ノ教師方ガ、学校デ児童ニ向ツテ、オ前サンハ時々ハ御先祖ノ墓参リヲスルカ、父母ハ生キテ居リマシテ祖父母ノ墓参リデモスルカト尋ネテ御覧ニナリマシタラバ、必ズ大多数ハ屢々参リマスト言フデアラウガ、中ニハ一向ソナコトハ父兄モ何トモ言ヒマセヌト言フ類ガアラウカト思フ、総テサウ云フヤウナコトハ注意スベキデアリマシテ、其ノ外形ガ即チ内心ヲ導ク媒介ヲシテ行カナケレバナラヌノデアリマス⁶⁴

このように、墓参りといった行為（外形）が内面（内心）における崇祖の念の涵養に有効であると穂積は説いた。

穂積と吉田の講演では、祖先崇拜を中心に据えた家族国家観に基づく国民道徳論が説かれた。しかし、「天祖」から受け継いだ万世一系の皇位は神聖なもので、国民が崇敬の念を持つことは「数千年ノ遺伝デサウナツテ居ル」⁶⁵のだ（穂積）と説きつつも、「天祖」そのものを神として崇敬するような敬神の念は両者の講演において説かれなかった。

（2）井上哲次郎の「敬神」・「崇祖」論

森川輝紀は、この時期の井上哲次郎の国民道徳論における発展的特徴の一つとして、「天壤無窮の神勅に着目し、宗教としての神道を国民教育との関連できわめて重視している」⁶⁶ことを挙げている。まさしく穂積や吉田と異なり、神道に関することを積極的に講習会で論じたのが井上であった。

井上は、『日本書紀』に記された天壤無窮の神勅は、「是れから先き日本国家が出来て帝統が永く続くといふ御趣意」であって、これは「日本民族の大理想を言現はしたものであると思ふ」と述べた

⁶² 文部省編『国民道徳ニ関スル講演』（日本教育史基本文献・史料叢書4、大空社、1991年所収）25-28頁。同書には、穂積（「国民道徳ノ要旨」）および吉田（「修身科教授法」）の講演内容が収録されている。

⁶³ 同上、48-49頁。

⁶⁴ 同上、37頁。

⁶⁵ 同上、14、20-21頁。

⁶⁶ 森川輝紀『国民道徳論の道一「伝統」と「近代化」の相克』三元社、2003年、142-144頁。

67。つまり、永遠に日本民族が発展して行くという理想を神勅は言い表しており、また国体の成立を言い表したものだとする⁶⁸。このような神勅には、いつでも何かの非常事態の時にはその精神に立ち返って国運の発展を来すような「国民の精神を中心に引締める丈けの効果が確にある」として、日本国民の精神的な支柱として神勅を位置付けた⁶⁹。そして、神勅は教育にも重大な関係があり、教育勅語に「天壤無窮の皇運を扶翼すべし」とあるように神勅の趣意は教育勅語にも表れているという⁷⁰。

では、神道について井上はどのように理解していたのか。井上は、神勅と関係しているところの神道は「国家的の宗教である」とし、「さうして神勅を民族の信仰として、何処までも押立てゝ行く処に、神道の命脈がある」と述べた⁷¹。

他面、井上は宗教としての神道の道徳的意義について次のように説明した。

神道の道徳は現世的、實際的であります、それと同時に国家的であります。又民族的でもあります。神道は宗教としては仏教や基督教に較べると遙に幼稚なものと云ふことになりましても、〔中略〕神道は日本の民族性と結付て起つて来て居ります。〔中略〕神道は全く日本民族の宗教であつて、日本の民族性と分離すべからざる所があるのであります。⁷²

井上はこのように神道を宗教として捉え、仏教やキリスト教と比べると「幼稚」なものとしつつも、「日本民族の宗教」であり失われてはならないという。井上は、「神道は宗教であるに相違ない。宗教的儀式がチャンと備はつて居ります。」と明言した。しかし、「政策上、神社を宗教以外のものとする事は或は已むを得ないかも知れませぬ」として、以下のように「神社非宗教」原則に基づく制度を肯定した。

神社崇敬はこれは唯々古来の日本の儀式であるとして、宗教としての神道と区別をして、累を神社に及ぼさぬやうにする。併し神社も決して宗教と無関係ではない。神社に神様が祀つてあつて、その神様に祈りを捧げると云ふやうなこともあり、種々なる宗教的儀式は矢張りありま

⁶⁷ 井上哲次郎『国民道徳概論』三省堂、1912年、86頁。同書は、1910年12月の講習会における井上の講演「国民道徳の大意」のほか、この前後に行つた二つの国民道徳に関する講演内容を整理して刊行したものである。なお、天壤無窮の神勅とは、『日本書紀』天孫降臨章第一の一書にある、アマテラスが皇祖ニニギに勅した「葦原の千五百秋の瑞徳国は、是れ、吾子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就いて治せ。さきくませ。宝祚の隆えまさむこと、まさに天壤と窮り無かるべし」のこと（『縮刷版』神道事典』弘文堂、1999年）。

⁶⁸ 井上哲次郎、前掲書、98頁。

⁶⁹ 同上、90頁。

⁷⁰ 同上、98頁。

⁷¹ 同上、98-99頁。

⁷² 同上、141-143頁。

す。けれども、政策上、神社を宗教としての神道から分離すると云ふことは必要でありませう。

73

井上は、神社は宗教性を持つものと認識しつつも、形式上において神社崇敬を宗教とは異なる「古来の日本の儀式」と捉えることを肯定した。明言されていないが、ここには信仰する宗教に拘わらず、日本国民として神社参拝を行うべきだという井上の考えが透けて見える。また、国民道徳と神道の関係については、両者は切り離せないものと井上は考えていた。

国民道徳といふ立場からこれを観ますときには、それが我が国体に関係のある所、若くは我が皇室に関係のある所、若くは国家の繁栄、民族の発展に関係のある所、さういう所を特に闡明して、さうして教育上これに対する態度を極めて行かんければならぬと考へます。何分我国の国民教育といふものは、神道と全然分離することは出来ないのであります。但し神道を宗教として国民教育の中に入れる訳には往かない。唯々それが国民教育と結ばれて到底分離することの出来ない所がありますから、それで神道に対しても多大の注意を払つて、軽率にこれを看過してはならぬ⁷⁴

上記のように、井上は国民道徳に神道を用いることを検討するにあたり、信教の自由や「神社非宗教」の原則を逸脱しないよう配慮していた。この点について、前川理子が井上、穂積、吉田の議論を分析し、他の二人に比して井上の国民道徳論は、国民道徳の宗教化を一步進める内容のように見えるが、「神勅を説く論理はやはり形而下合理的」であり、「形而下的な家族制度の精神を中心にする当時の一般的ないしは政府の見解以上に出るものではなかった」と指摘している⁷⁵。これは的確な指摘であるが、政府の方針を逸脱しないよう配慮しつつも、井上が神道や神社の持つ宗教性への期待を表明していた点はここで強調しておきたい。この期待は祖先崇拝の儀式の重視にも見ることができる。

上記講習会の翌年に開催された東京府下の小学校長のための修身科講習会で井上は、「国民道徳大意」と題する4回にわたる講演を行い、家族制度と祖先崇拝について次のように詳しく論じている。

まず、家族における祖先崇拝というのは、一家族のなかで一家の祖先を祀る（第一）、それが段々と増えて郷村となり、郷村全体の共同の祖先を祀る風俗が生じる。これが氏神である（第二）。さらに進んで国家における祖先崇拝は国家の「大宗廟」である「伊勢の大廟」だ（第三）とする。このように

⁷³ 同上、146-147頁。

⁷⁴ 同上、147-148頁。

⁷⁵ 前川理子『近代日本の宗教論と国家—宗教学の思想と国民教育の交錯』東京大学出版会、2015年、65頁。

井上は祖先崇拜のあり方を三段階に分けて整理した。こうした祖先崇拜は「子孫の結合一致を促す」という。家族が祖先の祭りの為に集まり、相互の関係が先祖を中心点として子孫が団結をするように、国家も「大祖廟を中心として民族が団結する」と井上は解説する⁷⁶。また、このように日本は「戸々の家族の制度が集つて、さうして一大家族の制度をなして居る」のであり、「日本の国家全体が皆家族制度をなして居ります」という。ここには祖先崇拜を中核とする家族国家観が明確に示されている。井上はこれを「日本の特有なる家族制度」であると、日本の国体の独自性を強調した⁷⁷。

井上はまた祖先崇拜の祭祀の重要性についても説いている。すなわち、「先祖の祀りを継続する、又先祖の遺志を継いで行くと云ふことが一番祖先崇拜の大事な所」であり、こうした祖先崇拜のあるべき姿を完全に現わしているのが、「御祖先の祭典を大事」にしている「帝室」であるという⁷⁸。

先述の1910年12月の師範学校修身科担任教員講習会においても、「一家に於ては一家共同の祖先を祭る。郷村に於ては郷村共同の祖先即ち氏神を祭る。一国に於ては一国共同の祖先を祭る。一国共同の祖先としては立派な国家の宗廟がある。」と述べており、祖先崇拜の三段階のいずれにおいても「統一の習慣を作る機会」として祭祀を重視していた⁷⁹。

これまで見てきたように、国民道徳論のイデオログは、神道や神社の持つ宗教性への期待を持ちつつも、その宗教性を排除しなければならないというジレンマを抱えていた。天皇やその祖先を神として位置付けて宗教性を前面に押し出すことが出来ず、故に「神社非宗教」を前提とした皇大神宮の祭祀や祖先崇拜の祭祀の重要性を強調することに止まったとみられる。これが修身教科書の内容に反映されたと考えられる。井上に見られた「帝室」をモデルとして国民に祭祀の実施を促すというロジックも、修身教科書の内容と共通したものであった。

(3) 国民道徳論批判と「敬神」・「崇祖」の課題

第2章で見たように、第1期国定修身教科書は個人の事業の成功や近代的な市民倫理を盛り込んだ内容であったため、これに対する批判が起こり、「敬神」と「崇祖」を主張する国民道徳論が明治後期に展開された。しかし他方では、主体的な個人あるいは自主独立の人格の育成を目指す「帝国主義教育論」が当時のジャーナリズムで主張されていた。

明治末期には前述のような穂積や井上によって家族国家観を基調とする国民道徳論が論じられるが、久木幸男によれば、当時の個人主義や「帝国主義教育論」に示された新たな人間像を国民道徳論にいかにか包摂するかが課題となったとされる。この課題に対して国民道徳論は、「国家有機体説の採用」(井上)あるいは「国家と自己との同一視」(穂積)による自発的献身や、「家族制度と個人主義

⁷⁶ 東京府内務部学務課編『修身科講義録』(日本教育史基本文献・史料叢書5、大空社、1991年所収)152-153頁。

⁷⁷ 同上、157頁。

⁷⁸ 同上、157-158頁。

⁷⁹ 井上哲次郎、前掲書、206-207頁。

との融合調和」(井上)という答えを用意していたが、「単に国家と自己との一体化をいうのなら、なぜ家を媒介にしなければならないかという疑問が生じるのは避け難」かったと久木は考察している。

こうした家族国家観の論理的な弱点に加え、国民道徳論は自主自立の道徳を重んじていないとする批判が行われたことから、久木は、国民道徳論は「帝国主義人間像を家族国家の中に明確に位置づけることには成功していない」と評した⁸⁰。確かに当時の国民道徳論に対する批判は、個人と国家の関係をめぐって、さらにこれを媒介する家をめぐって論じるものであった。

個人の生存の価値と意義に着目して、第2期高等小学修身書第3学年用について詳細な批評を文章化したのは倫理学者の藤井健治郎であった。藤井は、修身書に記された忠君愛国の解釈及び応用は、個人の一挙一動はすべて国家の平和や繁栄のためにすべきだというもので、「個人の生存の意義及価値を殆んど認めぬ。認めたにしても極めて軽く見て居るのである」と厳しい評価をした⁸¹。さらに、「唯国家の為に働け、国の為に尽くせと教へられて育てられた人人は果たして真底から国家に服従する底の人物であり得るであろうか」と問いかけ、「今日の日本が要する所の国民は何でも御無理御尤で盲従する無腸漢・意気地なしの徒輩でなく、日本国民たり、人格たるの自覚からして忠孝・愛国の大道を闊歩し得る底の生氣ある国民である」と自らの理想とする国民の姿を論じた⁸²。ここには「帝国主義教育論」で提示されたような自主自立の国民像を見ることができる。

すでに海後宗臣が指摘しているように、第2期の修身教科書は第1期国定教科書が東久世らより受けたものと「正反対の非難」を受けたと見ることができ、家族国家観に基づく国民道徳論は、個人主義の立場に立つ論者から批判を受けた⁸³。しかし、批判の焦点は個人と国家の關係に限られていたのではなかった。それは、国民道徳論が想定する家族制度や村社会のあり方が当時の家族や村社会の現状と乖離している、という根本的な欠陥についての指摘であった。

引き続き藤井が行った国民道徳論についての批評を見てみよう。藤井は、国民道徳をめぐる議論を二派に分けて整理した。一方は、国家の発展のために国民の一致共同を重視し、服従の精神の育成を求める「保守派」であり、他方は、世界各国と肩を並べて渡り歩くために人格や権利義務の觀念の身に付け、独立独行、自治自尊などの精神を鼓舞していかなければならないとする「進歩派」であ

⁸⁰ 久木幸男「国民道徳論争 解説編」久木幸男他編『日本教育論争史録』第1巻 近代編(上)、第一法規、1980年、257-258頁。

⁸¹ 藤井健治郎「新制第三学年用高等小学修身書の批評」『丁酉倫理会倫理講演集』第105号、1911年(貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第1期第4巻(国民道徳論と修身教授)、日本図書センター、2012年、所収。54、60頁。)

⁸² 藤井健治郎、同上、60-61頁。藤井は1920年の著書『国民道徳論』においても引き続き個人と国民道徳の關係について考察している。しかしここでは、国家という個人の意思を超越した「一大權威」があることで、秩序を維持することができるのであり、これにより各個人はそれぞれの自由を享樂することができる、と論じた。従って「国家があるから個人の自由が制限されるのではなく、国家があるから、個人は其自由を享樂することが出来るのである。されば国家の秩序と、個人の自由とは、何等矛盾するのではなく、却て秩序があるから自由が存在し得るのである」としている(藤井健治郎『国民道徳論』1920年、北文館、国立国会図書館デジタルコレクション)

⁸³ 海後宗臣「教育勅語渙発以後に於ける小学校修身教授の変遷」『海後宗臣著作集』第6巻、社会科・道徳教育、東京書籍、1981年、547頁。

る。藤井はこの両者をそれぞれ批評したうえで、さらに「保守派」が重視する「家族制度」について言及する。藤井が言う「家族制度」とは家父長が専制的な権限を持ち、家の構成員を服従させる家父長制のことを指していると考えてよいだろう。藤井は「家族制度」は存続するだろうか、と以下のよう疑問を呈する。

論者は家を尊び、祖先を敬せよと謂ふが、その祖先など明確に知り得る者、天下幾何かあらう。貴族の家々等は祖先、その他の系図も明了なるべけれど（縦し似系図の往々あるにしても）、その他の社会の大多数の家々にては、確然祖先の系統を知つてること甚た稀れなのである。彼等は多くて祖父母位までは知つて居つても、その以上は知らない。又仏壇の位牌の数を見て、こんな人も祖先の中にあつたのであらうか、さればそれぞれ祀をしなければならぬであらうなどとて之をするのであるが、その位牌の人は、何といふ名前の人で、生前時に如何いふ事をした人であるかなどといふことは全く知らない。斯ういふ人々に向て祖先を崇敬せよといふても、何を崇敬するのか、サツパリ理解解らない。それでは狐狸を祀るのも、祖先を祀るのも大した差異はなくなるのである。その上、祖先といふ者が多少分つたにしても、その祖先のある者は、存外悪る者であつたり、或は家の為めにならぬことをやつた人などであつて見ると、此等の悪る者をも祀るといふ意味が理解らなくなる。兎に角若き日本は全然祖先の祭祀をして居らぬのではない、従来の慣性によつて、大体は今尚之を行つて居るのであるけれども、その祭祀の意義が漸々失はれて、その中に、漸々滑稽の分子が含まれて来て居るといふのは事実である。⁸⁴

藤井は上記のような国民生活の現状から、従前の家族制度が存続することは難しいとして、国民道徳論における理想と現実の乖離を指摘し、「老いたる日本の道徳を其儘に継承することは出来難い」と断じた。その上で、「実際分らない祖先の祭祀を私にすると云ふ代りに、国民全体寄り集つて英雄、偉人、先哲等の国民の祖先の祭祀を公にして、さうして彼等の精神を追慕し、其精神を継承」する方法を提案する。そうすれば、「今の色々の祭典も、若き日本の国民生活の上に、段々と生命を持つて来るものであらうと思ふ」と主張した⁸⁵。

時期は後のことになるが、1921年に国民道徳論を批判する講演を行ったことで、辞職を余儀なくされた水戸中学校長の菊池謙二郎も、同様の祖先崇拜の弱点を突いた。辞職後の釈明講演において菊池は、祖先崇拜を学校で指導することの困難さを以下のように指摘した。

⁸⁴ 藤井健治郎「若き日本の国民道徳問題」『東洋時論』第1巻第6号、1910年10月（『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第1期第4巻所収、25頁。）。

⁸⁵ 藤井健治郎「若き日本の国民道徳問題」28-29頁。

祖先さへも十分明かでないものが多い、況んや祖先に偉人を有するものは更に少ない。故に祖先崇拝は個人個人に就いて奨励するか、又は家庭に於いて鼓吹する方が効果が多い。学校教育の實際上甚だ困難である。一体国民道徳は国民の国家に対する思想の統一を主眼とするものであるから、国民共通の感情希望目的の上に立脚せねばならない。然るに祖先崇拝は個人々々の祖先を崇拝するのが第一義であるから統一がつかぬ、のみならず祖先の分明ならざるものに祖先を崇拝せよと言つても効果は挙がらない。⁸⁶

菊池は、国民道徳は国民の「国家に対する思想」の統一を目指すのに、祖先崇拝は個人々の祖先を崇拝するのだから思想の統一に資することができない、という。さらに「敬神」についても、先述の師範学校修身科担任教員講習会における井上哲次郎の「一国に於ては一国共同の祖先を祭る」という言及を引いて、共同の祖先とは「恐らく天照大神のことであらう」と推定して次のように述べた。

天照大神は君主の御祖先にして君主即ち国家に於いて大廟の御祭式を行はせられるれども臣民が祭るといふことは非礼である、臣民は伊勢大廟を礼拝し崇敬の意を致せども祭るのではない〔中略〕もし臣民が祭権に触るれば君主の尊厳を損ふことになる⁸⁷

このように菊池は、天照大神は国民の祖先ではないため、国民は「祭権」を持たず、その国民が天照大神の祭祀を行うことは天皇の「祭権」を侵すことになる」と主張した。井上は、一家の祖先を祀る祖先崇拝を第一段階とし、第三段階では一国の祖先である「伊勢の大廟」を祀るという家族国家観を示したが、菊池はその矛盾を的確に指摘したのであった。菊池の主張を整理すると、国民にとっての「崇祖」は個人的な習俗に止まるものであって、国民道徳に資するものではないし、それが発展して「敬神」に繋がるものでもない、という指摘であったということができよう。

上記に止まらず、氏神崇拝についても問題点が指摘されていた。実は、井上哲次郎自らによるものである。先述の小学校長のための修身科講習会で井上は、三段階の祖先崇拝のうち、この第二段階の祖先崇拝、すなわち氏神について以下のように述べた。

此郷村の祖先崇拝と云ふことは此中で一番曖昧な義である、今迄多少ないことはないが曖昧に帰して居る、何故なれば氏神の本は共同祖先を祀つたのでありませうが、今の氏神は必ずしも共同祖先を祀つてない、色々に変つて居ります、未だ元とのが残つて居る所もありませうが、残つて居ないものが確にある、それで郷村の祖先崇拝と云ふことが今では一番曖昧に帰してをる、

⁸⁶ 菊池謙二郎「余の講演は果して危険性を包含するか」『日本教育論争史録』第1巻、263頁。

⁸⁷ 同上、269-270頁。

さうして氏神の為に祭典をすると云ふことも必ずしも親和の基とはならぬで喧嘩をする者もある、却て打撲合を始めて非常なことになることもあります⁸⁸

上記のように、氏神が共同祖先を祀っていなかったり、すでに失われてしまったりといった地域があり、また、祭典が必ずしも親和のもとにならないという現実を井上は把握していた。そこで、次のように、素性の分からない邪教を排除し、国民道徳に有効な氏神を祭祀の対象とするよう提案した。

敬神といふやうな事は大変宜い事ではありますが、その敬神はチャンと素生の分つた尊敬すべき神々に限つては結構である。皇室の御祖先であるとか、菅公であるとか、楠公であるとか、其他立派な神々、さう云ふ神々は尊敬して宜いけれ共、中には本当に素生の分らない、又本当に淫祠邪教といふやうなものもある。だからして、さう云ふものと此神道の国体に関係の有る側とを混同してはならぬ⁸⁹

以上のように、公的に示された国民道徳論に対して、祖先がどのような人物か不明確な者が多い現状において「崇祖」観念は国民道徳に有効でないという指摘がなされたのに加え、さらに「崇祖」と「敬神」の非関連性までもが指摘されていた。さらに、藤井が批評した高等小学修身書の教師用には、「祖先」の課を指導するにあたって、「家名の重んずべきは門地の如何によるべきにあらず、また祖先の功業の有無に拘るべきにもあらず」ざること説話するよう記述されており、「崇祖」観念の涵養が「家門の高さを誇る」ことに繋がる危険性への配慮が見られる⁹⁰。教科書の作成者も「崇祖」観念の弱点を自覚していたといえよう。

さらに国民道徳論の代表的なイデオログであった井上自身も、「敬神」と「崇祖」との間に位置づくはずの氏神信仰の非有効性を自覚していた。井上の言説にある、素性の分からない氏神と「神道の国体」と関係のある氏神とを混同してはならないという主張は、上記のような国民道徳論の抱えた課題を自覚した上でのものであった。国民道徳に有効な「敬神」と「崇祖」の観念の整備が課題として残されていた。こうした課題がいかに克服されようとしたのかは次章以降で検討することとする。

4. 臨時教育会議における社会教化政策の審議と答申

(1) 求められた宗教団体との連携

⁸⁸ 『修身科講義録』154頁。

⁸⁹ 井上哲次郎、前掲書、99頁。

⁹⁰ 文部省『高等小学校修身書』第3学年、教師用、1910年翻刻発行（国立教育政策研究所教育図書館近代教科書デジタルアーカイブ）。

第2章において、内務省主導の地方改良運動は、宗教および宗教家の動員を積極的に図ろうとしたものであったのに対して、文部省の通俗教育政策は宗教や宗教家との連携を図るものではなかったことを述べた。さらに本章第1節(2)で扱った「小学校教育ニ関スル件」についての審議では、委員の阪谷芳郎が小学校教育における宗教の利用を論じたものの、答申やその理由説明においても宗教に関すること、もしくは神道に関することは盛り込まれなかったことを確認した。大正の半ばの臨時教育会議においても、小学校・中学校における道徳教育は教育勅語の趣旨に基づいて徹底し、学校教育に宗教は取り入れないという政府の方針が継続されていた。

前川理子は、審議のなかで宗教利用論が議論されたことから、臨時教育会議における議論を宗教教育導入論の先駆けとして位置付けつつも、最終的には「宗教利用論についても全面的に入れられることはなく、宗教否定の文部省的伝統がおおよそ維持されたといえる」と結論付けた⁹¹。

しかし、ここで注目したいのは臨時教育会議における社会教化政策の側面である。社会教化政策では、宗教団体との連絡・協力が明示されることとなった。文部省は社会教化政策における宗教利用について認める第一歩を同会議で示したのであった。

以上を踏まえ、ここでは第一に、臨時教育会議での社会教化政策に関する審議と答申を取り上げ、宗教の動員に関する事項を検討し、第二に、社会教化政策に関する答申と不可分とされる国民道徳振興についての建議（「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」）を検討する。後者については、関東大震災後の1923年に発せられる「国民精神作興ニ関スル詔書」の前史に当たるものとして重視されてきた⁹²。

社会教化に関しては、諮問第8号「通俗教育ニ関スル件」において審議された。この件については、1918年10月30日と同年12月24日の総会および計5回の主査委員会・小委員会委員会で審議された⁹³。10月30日の総会では、まず文部大臣中橋徳五郎から通俗教育に関する諮問の趣旨について説明があり、小学校卒業後に進学をしない「百万余ト云フモノハ多クハ社会ニ直チニ出テ行ク訳デ、是等ノ者ニ対シテ就中教育ノ注意ヲ執ラナケレバナラス」と課題が示された⁹⁴。つまり、勤労青年の思想対策が本件の主たるテーマであった。

12月24日に行われた総会では、主査委員会および小委員会で審議され決議に至った「通俗教育ニ関スル件」の答申案とその理由が報告された。

答申案の第一項目には、「朝野関係各方面ノ連絡ヲ保チテ通俗教育ニ関スル事項ヲ審議スル為文部省ニ調査会ヲ設置スルコト」が挙げられた。すなわち、通俗教育の改善を図るためには、地方公共団

⁹¹ 前川理子、前掲書、365-371頁。

⁹² 小野雅章『『国民精神作興ニ関スル詔書』の発布とその影響』日本教育史研究会『日本教育史研究』第12号、1993年。

⁹³ 文部省『資料 臨時教育会議』第1集、24-31頁の一覧を参照した。

⁹⁴ 「臨時教育会議（総会）速記録 第27号」1918年10月30日の審議。『資料 臨時教育会議』第5集、261頁。

体、教育会、各種の教会、青年団、新聞社といった団体との連絡を保つことが必要であること、さらに文部省に通俗教育調査会を設置することが示された。

その後の審議では、通俗図書館および通俗講演会に関することや、活動写真および寄席に関することが主に話し合われた。そのなかで、委員の阪谷芳郎から「此答申ニハ宗教トノ連絡ガ文字ノ上ニハ表ハレテ居リマセヌ」という批判的意見が示された。阪谷は、明治以降の宗教政策について触れ、「教育部ヲ廢セラレタト共ニ文部ノ当局ニ於テ宗教ヲ度外セラレルヤウナ傾キガアルヤウナコトハ甚ダ遺憾ニ感ズル」とし、教育行政が宗教を度外視している状況を問題視して、社会教化における宗教の利用を次のように訴えた。

此度ノ答申ノ上ニ於テ宗教ノコトガ明ニ文字ニハ表ハレテハ居リマセヌケレドモ、本員ノ如キハ此各種ノ教会、又近来段々行ハレテ居ル日曜学校ト云フ如キモノハ非常ニ社会教育或ハ通俗教育上ニ効力ノアルモノト考ヘラレマスカラ、例ヘバ第一項ノ答申ニアル委員〔筆者注：通俗教育調査会の委員のことを指していると思われる〕ヲ設ケラレテモ宗教家ヲ度外スルヤウナコトノナイヤウニ、矢張り宗教家ノ意見ヲドコマデモ教育ノ上ニ利用スルヤウニ^{〔ママ〕}十分ニ此宗教ト云フモノヲ教育ノ方ニ大ニ利用シテ、此通俗教育ノ目的ヲ達スルヤウニアリタイト云フコトヲ切ニ望ムノデゴザイマス

阪谷は、答申本文には宗教と通俗教育との関係が明言されていないことに不満を示しつつも、答申の精神のなかに含まれているものと了解し、最終的には答申案に賛成した⁹⁵。

こうした阪谷の意見に異議を申し立てたのは東京高等師範学校長の嘉納治五郎⁹⁶であった。嘉納は、宗教と教育の関係について「文部省ノ方針トシテ大体区別スベキモノデアルト云フコトハ今ニ変ツタコトガナイ」と述べて、「阪谷委員ガサウ云フ御意見ナラバ是ハ間違ッタ御意見デアルト思フ」と阪谷の意見を否定した。宗教が道徳に役立つものだとは言えるが、「濫ニ宗教ヲ教育ノ中ニ引込ムト云フコトヲ云フト其弊害ト云フモノハ測リ知ルベカラザルコト」と危険性を指摘し、「通俗教育ト云フヤウナコトニ対シテハ宗教ト没交渉ニ致シタイ」と真っ向から反論した⁹⁷。

上記のような意見対立を経て、答申は議決された。答申の 10 項目のうち、5 項目を挙げてみよう⁹⁸。

⁹⁵ 「臨時教育会議（総会）速記録 第 28 号」1918 年 12 月 24 日の審議。『資料 臨時教育会議』第 5 集、348 頁。

⁹⁶ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,026 頁。

⁹⁷ 「臨時教育会議（総会）速記録 第 28 号」1918 年 12 月 24 日の審議。『資料 臨時教育会議』第 5 集、356-357 頁。

⁹⁸ 『臨時教育会議要覧』155 頁。

- 一、朝野関係各方面ノ連絡ヲ保チテ通俗教育ニ関スル事項ヲ審議スル為文部省ニ調査会ヲ設置スルコト
- 二、通俗教育ニ関スル施設ノ計画及実行ノ任ニ当ル為文部省ニ主任官ヲ置クコト
- 三、地方団体及教育会其ノ他ノ公益団体ノ協力ヲ促シ可成各地方ニモ通俗教育ニ関スル主任者ヲ置カシムルコト
- 四、通俗教育ノ事ニ当ルヘキ者ヲ養成スル為相当ノ施設ヲ為スコト
- 五、善良ナル読物等ノ供給ヲ豊ニスル為積極的施設ヲ為シ併セテ出版物ノ取締ニ関シ一層ノ注意ヲ加フルコト

答申の理由書では、答申の一について次のように説明をした。

通俗教育ニ関スル事項ハ固ヨリ文部省ノ主管ニ属スト雖広く学校以外ニ於テ施設スヘキモノナルカ故ニ他ノ諸省並地方庁ノ経営ニ待ツコト少シトセス 又独り官庁ノミナラス地方公共団体其ノ他教育会各宗教会青年団等ノ如キ各種ノ団体ニモ深キ関係ヲ有セリ 殊ニ新聞紙ノ如キハ其ノ関係最モ広く且大ナリトス 故ニ通俗教育ノ改善ヲ図リ其ノ実効ヲ収メムニハ此等朝野各方面ノ連絡ヲ保チテ通俗教育ニ関スル事項ヲ審議シ社会ノ状態ニ順応シテ適切ナル施設ヲ講スル為文部省ニ調査機関ヲ設置シ之ヲ組織スルニ各方面ノ人物ヲ以テシ常ニ当局ノ諮問ニ答ヘ又進シテ意見ヲ開陳スルヲ得シメ協力一致シテ事ニ当ルノ要アリ 是レ第一項ノ如ク議決セル所以ナリ⁹⁹

この理由書を見ると、答申の一における「朝野各方面」には「教育会」、「青年団」と並んで「宗教会」が含まれていることが分かる。すなわち、阪谷が求めた内容は答申そのものには導入されなかったが、理由書においては「宗教会」との連絡が記された。答申の二は、文部省内に通俗教育を担当する主任官を置くこと、三は各地方にも同様に通俗教育担当の主任官を置くことを求める内容となっている。四はこうした各地方の主任官の養成について言及したものであり、五は思想善導をねらいとした項目である¹⁰⁰。

文部省内および地方に社会教育職員を設置することが答申に挙げられた背景について、社会教育学者の宮坂広作は地方改良運動の経験があったことを指摘している。宮坂によれば、「地方改良運動の経験は、官庁と教化諸団体・産業団体との緊密な連絡の必要を政府当局者に教えていた」のであって、「そのような連絡の結節点として社会教育職員の登場が期待された」という¹⁰¹。

⁹⁹ 同上、156-157頁。

¹⁰⁰ 『資料 臨時教育会議』第1集、146頁。

¹⁰¹ 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社、1966年、145頁。

この答申を受けて、1919年に文部省普通学務局に社会教育を主務とする独立の課を第四課として設置し¹⁰²、1920年には文部省普通学務局長から各地方長官宛てに「社会教育事務取扱主任吏員特設に関する通牒」が発せられ、府県の学務課内に社会教育主事が設置できるようになった¹⁰³。なお、その後、「通俗教育」という呼称を廃して「社会教育」を官制用語に正式に採用し、1924年には第四課を社会教育課と改称した¹⁰⁴。続いて、道府県に社会教育主事および社会教育主事補を設置することができるとした地方社会教育職員制の公布（1925年）、文部省に社会教育局を新設するのに伴う社会教育官の特別任用（1929年）などによって答申の趣旨は具体化された。答申は、「社会教育の官僚統制を強化する直接的な契機」となったとされる¹⁰⁵。

（2）「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」案の審議

ところで、臨時教育会議の諮問第8号「通俗教育ニ関スル件」に対する答申は、「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」で示された基本方針と不可分であることが先行研究で指摘されている¹⁰⁶。この建議は、諮問第8号を審議した主査委員によって併合審議されたもので、教育の基本方針を建議で示し、答申においてより具体的な方策を盛り込もうとするねらいがあった¹⁰⁷。この建議は、1918年10月9日に、委員の早川千吉郎（貴族院議員）、北條時敬（東北帝国大学総長）、平沼騏一郎（検事総長）¹⁰⁸によって提出された「人心ノ歸嚮統一ニ関スル建議」案がもとになっており、1918年10月30日から総会で審議され、小委員会を含む計7回の委員会を経て、1919年1月17日に可決に至った¹⁰⁹。

さて、当初の建議案では、「教育ノ事タル国家経綸ノ大本ニシテ皇道ノ振起国運ノ隆昌一ニ之ヲ其力ニ俟タザルベカラズ」として国家にとっての教育の重要性がまず述べられた後、学校教育の効果を挙げるためには社会の状態の改善が必要であるとされた。その実行案として「敬神崇祖ノ念ヲ普及セシムルコト」を第一に挙げた。その他、法律制度の改正や公職にある者の操守を求めると並び、第三に「宗教界ヲ振刷シ国家ニ貢献セシムルコト」を挙げている¹¹⁰。

この建議案に対して、複数の修正案や意見書が提出された。1918年11月19日には委員の阪谷芳

¹⁰² 「文部省分課規程中改正」1919年6月11日（米田俊彦編著『近代日本教育関係法令大系』港の人、2009年）。

¹⁰³ 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』153頁。

¹⁰⁴ 『日本近代教育史事典』平凡社、1971年、501頁。「文部省分課規程中改正」1924年12月22日（『官報』1924年12月25日）。

¹⁰⁵ 小川利夫「諮問第八号 通俗教育ニ関スル件」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』864頁。

¹⁰⁶ 同上、839-840頁。

¹⁰⁷ 諮問第8号の主査委員は沢柳政太郎、江木千之、一木喜徳郎、小松原英太郎、木場貞長、鶴沢総明、関直彦、山川健次郎、阪谷芳郎、大津淳一郎、湯原元一、高木兼寛、北条時敬、井上友一。宗教との関係を拒否した嘉納治五郎は主査委員でなかった。『資料 臨時教育会議』第1集、34-36頁の表を参照した。

¹⁰⁸ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』。

¹⁰⁹ 『資料 臨時教育会議』第1集、24-31頁の一覧および『資料 臨時教育会議』第5集を参照した。

¹¹⁰ 『臨時教育会議要覧』176-178頁。

郎による修正案、12月5日には小委員会案、同13日には主査委員会初案が提出された。内容を見ると、「国民道徳ノ基礎ヲ鞏固」にすることや「国体ノ本義ヲ明徹」にすることが強調されているものの、いずれにも「敬神崇祖」や「宗教」に関する内容は見られない¹¹¹。

「神祇崇敬」をとりわけ重視した意見書を提出したのは委員の井上友一であった。同年11月5日に提出した意見書で井上は、「国民道徳ノ根基タル神祇崇敬ノ実ヲ挙クルヨリ急ナルハナシ」として、そのために第一に伊勢神宮内宮の神域を通る五十鈴川水源保安林の設定、第二に「国史国学ノ研究ヲ勸メ神職其ノ人ノ学識ヲ進ムル」ことの実行を要望した。第二の「国史国学ノ研究ヲ勸メ神職其ノ人ノ学識ヲ進ムル」ための具体的な事項としては、政府に対して伊勢神宮皇學館を文部省直轄学校にすること、帝国大学に神祇古典を中心とする国史国学の特別講座を設け、大学生のみならず全国の小学校長や神職に聴講の便を図ること、師範教育・普通教育における教育内容に国史国学の徹底を図ること、宮中三殿の儀式に小中学校長を参列させたり、神社奉幣に際して師範学校長・中学校長などを参らせたりなどして「敬神崇祖ノ精神ヲ今一層普及徹底」することを挙げた¹¹²。

総会では「敬神崇祖」についてどのような議論が行われたのだろうか。1918年10月30日、「通俗教育ニ関スル件」の審議の後、「人心ノ歸嚮統一ニ関スル件」についての審議に移り、建議案の提出者の一人である平沼が建議案の説明を行った。平沼は趣旨説明のなかで、「我々ノ最モ必要ト考ヘテ居リマスルコトハ、各階級ヲ通ジマシテ奉公ノ精神ヲ充実セシメマシテ戮力協心国家ノ事ニ当リ此精神ヲ養フト云フコトガ今日ノ時機ニ於テハ最モ大切ナルコト」と述べており、「各階級」を通じての「奉公ノ精神ノ充実」を主要なねらいとしていた。平沼らが問題視していたのが、「物質偏重ノ弊」である「義ヲ後ニシテ利ヲ先キニスル」風潮や、これが青年に及ぼす悪影響であった¹¹³。これに対する具体的な方策として第一に挙げたのが「敬神崇祖ノ念ヲ普及スルコト」である。その理由は、「敬神崇祖」は「我天祖ノ御遺訓デアリマシテ我国体ト離ルベカラザル関係」があるからであった。平沼は、「敬神崇祖」と宗教の関係について次のように説明した。

此敬神崇祖ト云フコトハ我國民トシテ務メナケレバナラヌコトデゴザイマシテ、此事ハ宗教ノ如何ニ拘ハルコトデナイモノデアルト確信イタシテ居リマス、如何ナル宗教ヲ奉ズル者デアリマシテモ我大和民族トシテハ必ズ此敬神崇祖ノ念ヲ有ッテ居ラナケレバナラヌ、此事ハ特ニ申上ゲタイノデ或ハ宗教ノ異同ニ依リマシテ敬神崇祖ト云フコトニ付テ争ヒヲ致シタリスルトカ、斯ノ如キコトガアッテハ決シテ相成ラヌコトト考ヘル、ドコマデモ宗教トハ関係ガナイノデ、ドウ云フ宗教ヲ奉ジテ居ル人デモ日本國民トシテハ必ズ敬神崇祖デ参ラナケレバナラヌコトト確信ヲシテ

¹¹¹ 『資料 臨時教育会議』第1集、219-224頁。

¹¹² 同上、290-292頁。

¹¹³ 「臨時教育会議（総会）速記録 第27号」、1918年10月30日の審議。『資料 臨時教育会議』第5集、266-269頁。

つまり、敬神崇祖と宗教は無関係だと説明し、信仰する宗教に拘わらず国民は敬神崇祖の念を持っていなければならないと主張した。他方で、「宗教界ヲ振新シ国家ニ貢献セシムルコト」という建議案の文言についても言及し、「社会ニ於ケル道德ヲ維持スルニ付キマシテハ宗教ノカヲ以テ之ヲ矯正スルト云フコトガ最モ必要デアルト考ヘルノデゴザイマス」として、社会教化における宗教の必要性を説いた。しかし、「我国ノ宗教ハ萎微不振」という状況にあつて、「一日モ速ニ之ヲ振刷イタシマシテ良績ヲ挙グルト云フコトニ努メナケレバナラス」という。宗教そのものは国体に「決シテ抵触スベキモノデナイ」が、布教の方法について余程の注意が必要であるとした¹¹⁵。

委員の江木千之（貴族院議員）¹¹⁶は、この説明を受けて賛成を表明した。戊申詔書について触れ、「我國民ハ此詔書ヲ頂戴シテカラ滿十年ニナリマスガ、果シテ先帝ノ御思召ニ副フヤウナ方向ニ進ミツツアルカドウデアアルカ、却ッテ反対ノ方向ニ行キツツアリハシナイカ」と指摘した¹¹⁷。「敬神崇祖ノ念ヲ普及セシムルコト」については、神社整理のために神社数が減少したことについて触れ、「折角ノ敬神崇祖モ物体ガ丸デ壊ハサレテ無クナッテ仕舞ッテハ、神社ガ撲滅サレテハ一向此目的ヲ達スルコトガ出来ナイ」、また、「神官ノ待遇」も考えなくてはいけないと述べた。このように「敬神崇祖」の念の普及にあたっての課題を指摘した。さらに江木は「学校生徒ナドヲシテ此念ヲ起サセルコトガ最モ必要デアル」と主張した。これは神社参拝を行わなかったり、父母の忌日に祭祀を営まなかったりという江木が見聞きした社会情勢を踏まえた意見であつた¹¹⁸。

また、江木は、建議案にある「宗教界ヲ振刷シ国家ニ貢献セシムル」ことについては、これは宗教界自らが行うべきことであつて、この表現が「政治家ガ宗教界ヲ勝手ニスルヤウナ語氣ニ当リマス」と考え、文章の修正を求めた¹¹⁹。

(3) 建議案の議決と「敬神崇祖」の明記

「人心ノ歸嚮統一ニ関スル件」は引き続き 12 月 24 日の総会において審議された。ここで示された建議案の説明は委員長の小松原英太郎（枢密顧問官、元文部大臣）¹²⁰が行い、題目を「教育ノ効果ヲ全タカラシムル^{〔ママ〕}一般施設ニ関スル建議案」と改めるとした¹²¹。この建議案では、実行すべき事項の第

¹¹⁴ 同上、273 頁。

¹¹⁵ 同上、276-277 頁。

¹¹⁶ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,028 頁。

¹¹⁷ 「臨時教育会議（総会）速記録 第 27 号」、1918 年 10 月 30 日の審議。『資料 臨時教育会議』第 5 集、296 頁。

¹¹⁸ 同上、302-304 頁。

¹¹⁹ 同上、308 頁。

¹²⁰ 「臨時教育会議委員略歴」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1,022 頁。

¹²¹ 「臨時教育会議（総会）速記録 第 28 号」、1918 年 12 月 24 日の審議。『資料 臨時教育会議』第 5 集、367

一は「国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ヲ中外ニ顕彰スル」とされ、当初の早川らが提出した建議案にあった「敬神崇祖ノ念ヲ普及セシムルコト」は削除された。しかし、この「国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ヲ中外ニ顕彰スル」についての説明のなかに次のように「敬神崇祖」が盛り込まれた。

国体ヲ尊重スルノ念ヲ鞏固ナラシムルニハ敬神崇祖風ヲ維持シ益々之カ普及ヲ図ル必要ガアルト考ヘル、敬神崇祖ノコトハ実ニ我萬世不易ノ国体ト須臾モ離ルベカラザル關係ヲ有シテ居ルノデアリマス¹²²

具体的な方法として、第一に「神社ノ荘厳ヲ存持」することが必要で、「神社ノ実物ノ如キモ之ヲ保持保存」することを挙げ、第二に、神官神職の向上を挙げた。

また、「国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ヲ中外ニ顕彰スル」に加え、その他の実行項目として、「我国固有ノ淳風美俗ヲ維シ法律制度ノ之ニ副ハザルモノハ之ヲ改正スルコト」、「各国文化ノ長ヲ採ルト共ニ徒ニ之カ模倣ニ安ンゼズ大イニ獨創的精神ヲ振作セシムルコト」が挙げられている。これら三つの事項を実行し、教育の効果を全うするためには、「朝野一致協同」することが必要とされ、以下のように宗教利用および宗教の動員について言及されている。

彼ノ宗教家ヲシテ各々其宗風ヲ挙ゲテ大イニ普及伝道ニ努メ人心ヲ教化シ、国家ノ為ニ貢献アラシムルコトハ又最モ必要ナコトデアル〔中略〕大ニ社会救済事業ノ為ニ宗教ノカヲ用キシムルノ必要ナルコトハ主査委員会ニ於キマシテモ之ヲ認メマシテ、宗教家ヲシテ社会事業ノ為ニカヲ尽サス必要ガアルト認メマシタ¹²³

ここには、諮問第8号「通俗教育ニ関スル件」での阪谷の宗教利用論と同様の主張が見て取れる。諮問第8号の主査委員がこの建議の審議を行ったことは先に触れた。阪谷は主査委員の一人であったから、総会に向けた主査委員会での審議において同様の主張をしていたものと想像される。

その後、1919年1月13日主査委員等の協議会、同年1月17日の総会を経て建議は最終的な議決に至った。

総理大臣に提出された建議では、実行すべき要目は「国体ノ本義ヲ明徴ニシテ之ヲ中外ニ顕彰スルコト」、「我国固有ノ淳風美俗ヲ維持シ法律制度ノ副ハサルモノヲ改正スルコト」、「各国文化ノ長ヲ採ルト共ニ徒ニ之カ模倣ニ安セス獨創的精神ヲ振作セシムルコト」、「建国ノ精神ニ基キ正義公道ニ依リ

頁。

¹²² 同上、371頁。

¹²³ 同上、376-377頁。

世界ノ大勢ニ処スルコト」、「社会ノ協調ヲ図リ一般国民ヲシテ生活ノ安定ヲ得シムルコト」の5項目に整理された。理由説明では第一の「国体ノ本義ヲ明徴ニシテ之ヲ中外ニ顕彰スルコト」のなかで、「国体尊重ノ念ヲ鞏固ナラシムルニハ更ニ敬神崇祖ノ美風ヲ維持シ益々之カ普及ヲ図ルノ要アリ」として敬神崇祖について触れており、前年12月の建議案がほぼ踏襲された。また具体的な方策として、「神社ノ荘厳ヲ維持スルカ如キ祭祀ノ本旨ヲ周知セシムルカ如キ神官神職ノ地位ヲ向上セシムルカ如キハ其ノ最モ必要ナルモノナリ」と記された。要目実行のために宗教家の動員が必要であることも記載された。

敬神崇祖に関する記述で注目されるのは、前年12月に示された建議案の説明では登場しなかった次の一文である。

皇室ヨリ臣民ニ至ルマテ常ニ神ヲ敬シ祖ヲ崇ヒ以テ報本反始ノ義ヲ忽ニセサルハ当然ノ事ニ属シ国民ハ信教ノ如何ヲ問ハス之ニ違フコトヲ得サルヤ明ナリ¹²⁴

敬神崇祖の念を持つことは、信仰する宗教に拘わらず国民として当然のことであるとする内容が盛り込まれた。平沼の建議案の趣旨説明の内容が生かされたと言えよう。

この建議に示された国民道徳の振興の方針は、直ちに政策に反映されることはなかったが、後の関東大震災によって引き起こされた社会および人心の動揺を鎮めるための方策であった「国民精神作興ニ関スル詔書」に引き継がれ、さらにはこの詔書を受けて展開された教化総動員運動によって実現が図られようとした¹²⁵。

これまで見てきたことを整理すれば、臨時教育会議での審議の結果、社会教化に関する答申の説明に「宗教会」との連絡が明記され、教育の方針を示そうとした建議では、「敬神崇祖」の念の涵養や宗教家の動員が求められた。教育行政の領域においてこのような提言がされたことは注目に値する。第2章でみたように、1905年に設置された通俗教育調査会では風紀振肅の方策の一つとして宗教団体の動員が提案されたものの、1911年に設置された通俗教育調査委員会の事業には宗教団体の動員は含まれず、神社の重要性を強調して「敬神崇祖」の念の涵養が謳われることもなかった。従って、文部省の社会教化政策において宗教団体あるいは宗教家の動員や、「敬神崇祖」の念の涵養が公的に提言されたのは、これが初めてであったと思われる。

神職界はこの建議案を歓迎した。『神社協会雑誌』は、「第一項中敬神崇祖に関する説明あり神職諸君の最も参考すべきや論を俟たざるなり」と報じた¹²⁶。この直後に実施された内務省主導の民力涵養

¹²⁴ 『臨時教育会議要覧』180-194頁。

¹²⁵ 小野雅章、前掲論文。

¹²⁶ 『神社協会雑誌』第18年第3号、1919年3月15日。神社協会は、1902年に結成、創業総会を内務省内において開き、発足当初の会頭を内務省神社局長が務めた内務省主導の団体であった。その目的は「神社本来の性質を明か

運動では各地の神職会は社会教化に積極的に乗り出して行く。

5. 民力涵養運動における宗教動員と神職会

(1) 民力涵養運動の展開

明治後期の地方改良運動の後、1919年より民力涵養運動が内務省主導のもとに実施された。山本悠三によれば、「明治後期の地方改良運動が地方自治体の再編策を課題としていたのに対して、この運動の課題は第一次大戦後の社会不安の緩和策にあった」という¹²⁷。社会教化を主要な目的とした運動の展開にあたって、内務省は宗教団体や教化団体に直接働きかけて動員を図った。1919年には神道、仏教、キリスト教の関係者を内相官邸に招待して協力を求め、1921年には中央報徳会、大日本救世軍、協調会、大日本報徳社などの教化団体を招待し、内相官邸で民力涵養懇談会を開き、教化団体の組織化に踏み出した¹²⁸。

そのなかでもとりわけ神社や神職の動員が積極的に図られた。赤澤史朗は、民力涵養運動について、「地方改良運動の時と比べて、国体観念の注入の手段として神社の役割がはるかに重視されていた」と述べ、特に学校教育と神社との結びつきが重視されたことを指摘している。例えば、小学校の入学・卒業時の奉告祭施行が奨励され、また神職と小学校訓導の兼務を希望する意見が唱えられたという¹²⁹。

神道界の動向に目を転じれば、この頃、神職の社会的地位の低下が自覚されるなかで、社会問題の解決に取り組む新しい神職像が求められ、社会教化政策への積極的な参加が見られるようになったとされる¹³⁰。さらにいわゆる在地神職層が活性化し、その組織化が進んだのもこの時期であり、府県社以下の神社の神職の全国的組織である全国社司社掌会の結成（1925年）へと繋がって行く¹³¹。

神社行政にも動きがあった。すでに1906年には官国幣社の国庫供進金制度が定められ、府県・北海道地方費より府県社以下の神社に対して神饌幣帛料を供進することが可能となった。さらに、1913年の内務省訓令第9号「官国幣社以下神社神職奉務規則」において「神職ハ国家ノ礼典ニ則リ国家ノ宗祀ニ従フヘキ職司」と明文化されたことにより、官国幣社のみならず、府県社以下の神社を含むすべての神社が「国家の宗祀」としての事実上の認定を得たとされる。その後も、神宮・神社に関する

にして国家の風教に資せんことを期し、祭典儀式、神社の管理、神職の職務其他神社に関する一切の事項を研究し併せて会員の親睦を計る」ことであった。1898年に組織され地方神職会が加盟した全国神職会とは異なって、個人単位で入会する形式を取り、主な活動は雑誌の発行であった（田中卓『神社協会雑誌』の復刻に当たって）神社協会編『神社協会雑誌』第1冊、国書刊行会、1984年および「神社協会会則」『神社協会雑誌』第17年第1号、1918年1月を参照）。

¹²⁷ 山本悠三『近代日本の思想善導と国民統合』校倉書房、2011年、36頁。

¹²⁸ 山本悠三、前掲書、37-39頁。

¹²⁹ 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、1985年、56頁。

¹³⁰ 赤澤史朗、前掲書、57頁。

¹³¹ 畔上直樹『「村の鎮守」と戦前日本—「国家神道」の地域社会史』有志舎、2009年、120-129頁。1894年の府県社以下神社の神職に関する件で、社司、社掌を府県社以下神社の神職と定めた（國學院大學日本文化研究所『縮刷版』神道事典』弘文堂、1999年、151頁。）

法整備が進められ、明治末期から大正初期には「形式・建前としての」「国家神道体制」は成立をみたとされる¹³²。

こうした神社界の動向を踏まえて、民力涵養運動の地域的な展開を追ってみよう。内務省は、1919年3月、地方長官に対し民力涵養に関する訓令を発し、次の五大要綱を指示した。

- 一、立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル国家觀念ヲ養成スルコト
- 一、立憲ノ思想を明瞭ニシ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト
- 一、世界ノ大勢ニ順応シテ鋭意日新ノ修養ヲ積マシムルコト
- 一、相互諧和シテ彼此共済ノ実ヲ挙ケシメ以テ輕進妄作ノ憾ナカラシムルコト
- 一、勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト¹³³

この訓令の発布と同時に、内務省は講演会の開催を府県に指示して運動の実行を図り、5月に地方庁理事官などから編成される協議会を設け、訓令の趣旨と普及徹底の方法や、五大要綱の実行のために各道府県が作成する要目などを討議させた。その結果、上記五大要綱の第一「立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル国家觀念ヲ養成スルコト」については、各道府県が作成する実行要目のモデルは次のようなものとなった。

- イ. 国民教化ノ普及徹底ヲ期スルコト。
- ロ. 祖先崇敬ノ実ヲ挙グルコト。
- ハ. 教育、思想、道德、宗教に関スル諸家及諸団体ノ意思ノ疎通ヲ図リ、其ノ奮起ヲ促スコト。

134

このモデルに準じて各地域で実行要目が策定された。例えば、埼玉県は、1919年6月に知事名で実行要目を示し、第一要綱に対応する実行要目には、「国民道德ノ鼓吹ニ努ムルコト」、「敬神崇祖ノ実ヲ挙クルコト」、「神社財産ノ整理基本財産ノ造成ニ努ムルコト」などを挙げた。そのほか、一般的実行要目として、「官公吏、教育家、神職、諸宗教師、其ノ他各方面ノ有力者及諸団体ノ連絡協力ヲ促スコト」を上記モデル「ハ」に即して定め、神職や宗教家の動員を図った¹³⁵。さらに、同年の秩父郡大滝村の実行細目を見ると、「敬神崇祖ノ実ヲ挙クルコト」は、次のように具体化されている。

¹³² 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、1994年、311頁。

¹³³ 内務省地方局『民力涵養宣伝経過』1920年6月（国立国会図書館デジタルコレクション）。

¹³⁴ 同上。

¹³⁵ 『新編埼玉県史』資料編19、近代・現代1 政治・行政1、ぎょうせい、1983年、899-902頁。

- 1、県社、村社（本村内鎮座）例祭ニハ村内官公吏、名誉職員、学校職員、生徒児童、青年会役員、軍人会役員ハ参列スルコト
- 2、神前ニ初穂ヲ供スルコト
- 3、神社境内及墓地ハ毎月掃除スルコト
- 4、毎朝神棚及祖先ノ霊ヲ拝セシムルコト

また、教育会、神職ら諸団体の連絡協力については、「春秋二回村教育会総集会ヲ開催シ、各人、各団体ノ連絡ヲ図リ実行ヲ期スルコト」とした¹³⁶。

鳥取県でも運動の実行要目を作成し、「国民教化ノ普及徹底」のために「郡市町村、学校、教育会、神職会、宗教団体等」が「講習会講演会ヲ開催スルコト」を挙げたほか、「敬神崇祖ノ実ヲ挙ケ報本反始ノ念ヲ旺ナラシムル」ために、「氏子崇敬者学校児童在郷軍人分会員青年団員等ノ氏神祭典ニ参拝ヲ励行セシムルコト」や、「神社ニ於ケル地方風教ノ中心タルヘキ事業ヲ振興セシムルコト」として、児童入退学報告祭などを挙げた¹³⁷。

1921年1月、鳥取県では県知事による「敬神思想ノ涵養」に関する訓示を発した。当時の知事については不詳だが、前任の知事は神職会総裁を務めていたことから、県行政と神職会の人的な繋がりがすでにあつたと見てよいだろう。この訓示は、郡長、市長、警察署長などのほか、神社神職に宛てられたもので、神域の整備、什器の管理を充分に行うとともに、「其ノ社古来慣行ノ行事祭礼ノ典儀ニシテ地方ノ良風美俗ヲ助クルモノハ之ヲ復興」せよという趣旨のものであつた。しかし、単なる祭礼の復興ではなく、場合によっては祭礼を簡素化し、「一層祭祀ヲ民衆的ニ盛ナラシム」ことを求めており、地域住民の参加に留意した内容となっている。さらに、「青年児女等ヲシテ境内ノ清掃造営祭事等ノ神社奉仕ニ当ラシムルハ、地方ノ敬神思想ヲ涵養スルニ効果アルモノト認ム」¹³⁸とし、「青年児女等」に対する境内清掃等を通しての「敬神思想ノ涵養」についても言及した。『新修米子市史』によれば、講習会・幻灯会・講演会の開催といった県神職会の活動が活発化したのはこの頃からだという¹³⁹。

当時の『神社協会雑誌』は民力涵養運動に参画する各地の神職会の動向を報じている。三重県阿山郡神職支会は1919年9月に9日間の日程で民力涵養幻燈講演会を開催した¹⁴⁰。佐賀県神職会神埼郡支会では、1919年度には11ヶ町村にわたり五大要綱中特に立国の大義と国体の精華についての

¹³⁶ 同上、941-948頁。

¹³⁷ 『皇道』（鳥取県神職会報）第10年第11号、1919年11月25日。

¹³⁸ 『大正十年 県訓令綴』（鳥取県立公文書館所蔵）所収、『鳥取県神職会報』第12年第1号、1921年1月掲載。

¹³⁹ 米子市史編さん協議会編『新修米子市史』第3巻、通史編、近代、2007年。

¹⁴⁰ 『神社協会雑誌』第18年第11号、1919年11月15日。

講演会を開催し、1921 年にも民力涵養についての講演会を開いたという¹⁴¹。このほかにも思想善導を目的とした講演会を各地の神職会が開催している。

さらに、赤澤の指摘によれば、同運動によって青年団、処女会、婦人会も含め、とくに農村部で戸主会や自治会などの半官半民団体が次々と創設され、これらの団体が、消費節約運動や神社祭祀を担う団体となって行くという¹⁴²。岩手県で実施された民力涵養運動では、戸主会は敬神崇祖の念の普及の担い手とされ、神宮大麻とを神棚等に安置・朝拝することを促す役割を課されていた¹⁴³。岩手県の『民力涵養に関する施設及成績概要』（1922 年）によれば、その「成績」は以下の通りであった。

表 2：岩手県「民力涵養成績」

項目	1918 年	1921 年	備考
戸主会の数	26	241	「戸主会ヲ組織セサル町村ナシ」
神宮大麻頒布数	77,925 体	102,994 体	現住戸数千戸当七百七十八体 気仙郡ハ同千個当千七体

岩手県『民力涵養に関する施設及成績概要』1922 年（国立国会図書館デジタルコレクション）52-53 頁の「平和記念東京博覧会出品本県民力涵養成績図表掲載事項」をもとに作表した。

上記の表から、1918 年から 1921 年にかけて戸主会数が急増するとともに、おそらくその働きかけによって神宮大麻の頒布数も増加したことが分かる。民俗学者の岩本通弥は、こうした岩手県の事例を取り上げ、三大節や祈年祭・新嘗祭を、村落レベルを越えて各戸レベルまで祭日として祝うように戸主会が働きかけた点に注目し、この運動の成果を戦時下の神祇院体制での家レベルの祭祀の強制に至る過渡的な段階と捉えている¹⁴⁴。

さらに岩手県では学校に対して、「修身教授又ハ訓話講演等ニ於テハ勅語詔書並天祖ノ神勅五ヶ条ノ御誓文憲法發布ノ勅語市制町村制發布上諭ノ御趣旨ヲ充分理解セシムルニ務ムルコト」を求めており、「天祖ノ神勅」の指導が盛り込まれていた¹⁴⁵。

しかしながら、こうした動向は全国的なものであったとはいえないようである。岩本によれば、神社中心主義や大麻頒布・神棚の設置に関する施策は、各府県によって強弱が見られるという¹⁴⁶。また、山本悠三は、運動開始から三年が経過した時点においても、教化団体、宗教団体への働きかけが強調されており、この頃まで内務省は関係諸団体をスムーズに運動にコミットさせられなかったと

¹⁴¹ 『神社協会雑誌』第 20 年第 5 号、1921 年 5 月 15 日。

¹⁴² 赤澤史朗、前掲書、17-18 頁。

¹⁴³ 岩手県『民力涵養に関する施設及成績概要』1922 年（国立国会図書館デジタルコレクション）。

¹⁴⁴ 岩本通弥「可視化される習俗—民力涵養運動期における『国民儀礼』の創出—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 141 集、2008 年、288-290 頁。

¹⁴⁵ 岩手県『民力涵養に関する施設及成績概要』。

¹⁴⁶ 岩本通弥、前掲論文、293-297 頁。

見ている¹⁴⁷。全国的に諸団体の組織が整備され、より効果的な動員が図られるのは、第7章で扱う1924年の教化団体連合会の成立以後であったと理解してよいだろう。

(2) 地域行政による神社・神職の動員

教化団体、宗教団体の組織化や体系的な動員は徐々に進められて行ったものの、地域の行政当局はそれだけでは満足せず、神職会に積極的に働きかけ、思想善導に取り組むよう促した。

埼玉県を事例として見てみよう。1919年6月に開かれた郡長会議では、知事による神社関連の訓示があり、「神社社殿並境内地清掃ニ関スル件」、「神職ノ待遇向上ニ関スル件」、「神社ノ基本財産造成並保管ニ関スル件」が指示事項として示された。第1点目については、境内が不潔で荒廃している状況では、「到底国民精神ノ秘府トシテ衆庶ノ望ヲ繋クニ足ラス」として、「神々しさ」と「すがすがしさ」を参拝者に感じてもらうために掃除を奨励するものであった。いずれの点も「神社崇敬ノ実ヲ挙げ」ることを目的としていた。また、注意事項として挙げたのは、「神社正式参拝ニ関スル件」であり、各種団体に「神社正式参拝実行方法」を普及するよう努力を要請した。その方法とは、「各官衙長町村長学校長各種団体代表者就職転職等ノ場合ニハ必ス神社ニ正式参拝ヲナスコト」、「参拝ニスヘキ神社ハ就職セル官公署学校団体ノ所在地ニ鎮座セル神社タルコト」などであった¹⁴⁸。

さらに1921年10月にも郡長会議において知事より神社および神職に関する以下のような訓示がなされた。

神職ハ神明ニ奉仕シ神威神徳ヲ宣揚スルト共ニ進ンテ国民道德ノ維持国民思想ノ善導ニ勉ムルハ是亦重要ノ責務タルヘシ 近時此ノ方面ニ向テ活動ヲ為ス者漸次多キヲ加ヘントスル傾向アルハ寔ニ欣フヘキ現象ナルヲ以テ各位ハ益々此ノ機運ノ促進ニ努メラレンコトヲ望ム

加えて、神職に対して留意事項として、「奉仕ノ厳格建物及境内ノ清掃」、「国体ノ精華立国ノ本義闡明」、「神社ニ関スル行事旧慣ノ悪風陋習ノ改善」などを指示した。こうした指示に基づき、「神職ノ社会教育方面ノ講究及努力スヘキ要項」を次のように示した。

- 一、教育勅語、戊申詔書ノ御趣旨徹底
- 二、就学、兵役、納税等各義務ノ周知徹底
- 三、須要ナル法律命令ノ伝示
- 四、悪風陋習ノ指摘改善

¹⁴⁷ 山本悠三、前掲書、36-40頁。

¹⁴⁸ 『埼玉県神職会報』第39号、1919年7月。

- 五、社会事業ノ主旨解説
- 六、国家及地方ノ慶事重事ノ報告紹介
- 七、害蟲発生、伝染病流行時ニ於ケル注意警告
- 〔中略〕
- 一三、戦病死者廃兵遺族弔慰
- 一四、民心ノ統一輯和ト危険思想ノ防遏¹⁴⁹

上記のように、教育勅語や戊申詔書の趣旨徹底や危険思想対策のために神職が動員された。

さらに、知事は 1922 年 9 月に埼玉県郷社社司会において訓示を行い、改めて「思想善導ニ努メ」ること、「民心ノ統一輯和」を図り、「氏子間ノ連絡協調ニ意ヲ致シ紛争未然ニ防止スルト共ニ一旦起リタル紛議ニ対シテハ最モ公平ナル調停者トシテ進ンテ之レカ解決ニ努メ」ることを指示した。この時、指示事項には「生活改善ニ関スル件」も加えられており、同時期の文部省の生活改善運動を受けて県社会事業調査会が掲げる生活改善の大綱に従い、実行および宣伝にあたることを神職に求めた¹⁵⁰。このように知事から神職に対して積極的かつ具体的な働きかけがあった。

こうした働きかけに力を得て、神社および神職による社会的事業は成果を上げたとみられる。1921 年 11 月発行の『埼玉県神職会報』には、神社および神職によって行われた社会的事業の報告が掲載されている。これによれば、神饌幣帛料供進指定神社 573 社において社会的事業は「遺憾ナク実行」されたという。これらの神社に普及した事業として、次のような例が挙げられている。

- ・町村長小学校長交迭ノ際ニ於ケル正式参拝小学児童ノ入学卒業奉告祭入営兵退営軍人奉告祭等ニシテ此種ノ祭事ハ殆ト指定神社ノ年中行事トナリ居レリ
- ・小学校生徒及青年団員ノ神社境内除草除雪清掃ハ明治四十年頃大里郡内ノ神社ニ実施セラレ漸次各郡ニ普及シ方今小学校生徒ハ毎土曜日青年団員ハ毎週又ハ月二回定日未明ヨリ朝食迄ノ間当番生徒又ハ団員境内清掃ニ従事スルヲ例トセリ
- ・神職ノ団体ニ関スル講演講話ヲ為スハ小学校教員ニシテ神職ヲ兼職奉仕スル神社ニ之ヲ見ル最近ノ兼職人員ハ四十名ヲ算セリ¹⁵¹

¹⁴⁹ 『埼玉県神職会報』第 43 号、1921 年 1 月。

¹⁵⁰ 『埼玉県神職会報』第 47 号、1922 年 11 月。民力涵養運動と同時期に文部省は生活改善運動に着手している。文部省は 1919 年 8 月に「浪費ヲ省キ節約ヲ重ズル美風ヲ養フコトガ最モ緊要ナ事柄デアル」として、食料や日用品などの物資に限らず、電力、ガスといった光熱費、さらには時間の浪費を避け、節約に努めるよう、地方長官および学校関係者に指導をするよう指示した（1919 年 8 月 19 日文部省訓令「日常生活上浪費ヲ省キ節約ヲ重スルノ良習養成ノ件」『近代日本教育関係法令体系』797 頁）。埼玉県ではこれを受けて翌月、生活改善に関する告諭を發し、金銭や時間の浪費を戒め生活改善に努力するよう県民に求めた（『新編埼玉県史』資料編 19、908-909 頁）。

¹⁵¹ 『埼玉県神職会報』第 45 号、1921 年 11 月。

こうした動きのなかで、神職会による自主的な研究が進められている。1922年10月、県神職会北足立郡支会は神職研究会を開催、神職に対する注意事項を検討し、「国民思想ノ善導ニ関スル件」、「社会的活動ニ関スル件」、「生活改善ニ関スル件」などを挙げた。社会活動については、「神職ハ常ニ町村又ハ諸団体ト密接ナル連携ヲ保持」するなどして、神社を中心として社会的活動を実行し、「融和輯睦」を目指すことを神職に求めた¹⁵²。

同年10月には、東京、埼玉、千葉、栃木、神奈川、群馬、茨城、山梨からなる一府七県連合神職会が開催された。茨城県神職会より提出された協議事項「時代ニ鑑ミ敬神思想作興上如何ナル施設ヲ為スル最モ適当トスルカ」に対し、協定したのは以下の事項であった。

- 一、神職ニ優良ナル人物ヲ得ル為其待遇ノ向上ヲ計リ其養成ノ道ヲ講ズルコト
- 二、各種学校及講習会等ニ於テ神祇ニ関スル科目ヲ設置スルコト
- 三、神職ハ勉メテ社会ニ接触シ神徳ヲ発揚ニ勉ムルコト
- 四、敬神思想作興ヲ目的トセル講習会講演会ヲ開催シ及印刷物ヲ配付スルコト
- 五、神社参拝ノ旧慣維持ニカムルコト
 1. 学校入学卒業ノ場合ハ児童父兄ヲシテ神社参拝ヲナサシムルコト
 2. 軍人入退営ノ場合神社参拝ヲナサシムルコト
 3. 子供出生等ノ場合神社参拝ヲナサシムルコト
- 六、地方官ヲ始メ郡市町村吏員ニ至ル迄現住所ノ神社ニ於テ行ハル、大祓式及大祝祭日ノ遥拝式ニ参列スルコト
- 七、地方費其他公費ヲ以テ行ハル土木及建築事業ニハ地鎮祭等ヲ行フコト
- 八、在郷軍人会及青年会学校等ノ諒解ヲ得神社ノ掃除手入ヲナサシムルコト
- 九、市町村役場ヨリ布令ヲ発シ祝祭日ニハ一般民衆ノ神社参拝ヲ奨励スルコト¹⁵³

上記の事項には、入学および卒業に際しての神社参拝や学校単位での神社清掃が挙げられているほか、神職の養成や神職の主体的な社会教化への参画を求める項目も確認できる。民力涵養運動に神職会が主体的に取り組もうとしていた様子が窺える¹⁵⁴。

¹⁵² 『埼玉県神職会報』第48号、1923年1月。

¹⁵³ 『埼玉県神職会報』第48号、1923年1月。

¹⁵⁴ ところで、民力涵養運動を受けて地域の教育会はどのように対応したのか。1921年5月、鳥取県教育会が設置した鳥取県初等教育研究会は、民力涵養運動の五大要綱に対応する修身教育の内容を検討した（『因伯教育』第321号、1921年5月1日。鳥取県立図書館所蔵）。例えば、五大要綱の第一要綱に相当する「健全なる国家観念を樹立すること」に対応する小学校尋常科の教材として、1、2学年では「天皇陛下」を、3学年では「皇后陛下」「皇太神宮」「祝日」を割り当てた。県教育会は、民力涵養運動への対応として修身教授方法の改善を考えていた。鳥取県のケースを

この時期、神職と小学校教員の兼務を求める声も上がっていた。熊本県の官員でかつ神社協会¹⁵⁵の支部幹事であった矢野寛によれば、1915年当時、神職と教員の兼務の取り扱いは府県によって異なり、兼務を許可する府県は36、許可しない府県は7であったという（2県は未調査）。矢野は兼務の利点として「神社と学校との連携を保ち、児童の敬神思想涵養上利益」があることを挙げた¹⁵⁶。1915年5月に内務省が招致した宮司談合会においても、神社奉祀の意義を徹底する方法として、「教員と神職とを兼務せしむること」が話し合われた¹⁵⁷。

地方改良運動を経た後の民力涵養運動において、地域行政主導の社会教化運動への神職会の動員は、神職会そのものの主体的な取り組みと相伴ってさらに進められた。その過程で、神社と学校の連携が実態のレベルで広がって行ったと考えられる。

小括

1910～20年は教育における宗教の導入にとって大きな展開があった時期であった。

第一の大きな変化は修身教科書における「敬神」と「崇祖」の導入であった。そしてその背景にある当時の国民道徳論も「敬神」と「崇祖」を中核とするものであり、そこに存在したジレンマは修身教科書にも反映された。すなわち、宗教性の排除という原則から、「敬神」と「崇祖」は宗教的信仰から距離を置いた内容として記述される必要があった。教科書の記述にあたって、「敬神」については皇大神宮の参拝を求める記述が登場するものの、天照大神や天皇の神性を強調せず、代わりに天皇が行う祭祀を詳細に記述し、これに倣うことを国民に求めるという内容になった。「崇祖」についても専ら具体的な祭祀の実施が強調された。

先行研究で森川輝紀は、井上の国民道徳論が高い知的水準を持つ者を対象とした「密教的国体論＝合理的国体論」に基づいていたことを指摘し、また高橋陽一も中等教育レベルの教員・生徒をクライアントとする国民道徳論の「研究的性格」を指摘し、初等教育における修身教授との相違を明確にしている¹⁵⁸。しかし、これまでの検証で明らかのように、国民道徳論は知的水準や年齢の問題に関わりなく、初等教育の内容に影響を与えていた。さらに、国民道徳論の持つ「合理性」は初等教育を対象に発揮されなかった訳ではなく、宗教性への排除という側面において確認することのできるものであり、教育と宗教との分離原則並びに憲政の原理という大枠によって設定されていた。

国民道徳論をめぐる議論から、「崇祖」の理想と現実の乖離、「崇祖」と「敬神」の不連繋といった

みると、民力涵養運動への対応はあくまでも学校教育の修身科教授の範囲に限られていたということができる。

¹⁵⁵ 神社協会については、注126を参照のこと。

¹⁵⁶ 矢野寛「神職と小学校訓導との交互兼務に就きて（上）」『神社協会雑誌』第15年第5号、1916年5月15日。

¹⁵⁷ 『神社協会雑誌』第15年第6号、1916年6月15日。

¹⁵⁸ 森川輝紀『近代天皇制と教育』梓出版社、1987年、248-249頁。森川輝紀『国民道徳論の道—「伝統」と「近代化」の相克』160-162頁。高橋陽一『共通教化と教育勅語』東京大学出版会、2019年、188頁。

ジレンマを確認することができた¹⁵⁹。その後の教育政策の展開を視野に入れたとき、とりわけ注目すべきは、道徳教育において宗教性が持つ効果への期待がありながら学校教育では宗教性を排除しなければならないというジレンマであろう。このジレンマのなかで生み出された1910年代以降の祭祀の実施重視という方針は、その後の初等教育でいかに実現して行くのかを次章以降で検証する。

さて、当該時期においても引き続き政府は学校教育における宗教の導入を否定する姿勢を堅持していたことが、臨時教育会議の答申から明らかとなった。内務行政関係者が多く含まれた臨時教育会議でもこの方針は変わらなかった。しかし一方において、社会教化の分野に限っては、宗教動員に重要な一歩を踏み出した。この動向は、1920年代以降の文部省主導の教化総動員運動における宗教動員を準備するものであったといえることができる。

他方、内務省主導の民力涵養運動は地方改良運動の方法を引き継ぎながら地域で展開し、地方行政による神社・神職を動員および神社・神職の積極的な参画のなかで、更なる学校と神社の連携が図られて行ったと見られる。

¹⁵⁹ こうした崇祖の課題は神職界においても自覚されていた。全国神職会の機関誌『皇国』で主筆として活躍し、神社界のオピニオンリーダーであった照本寛は『神社協会雑誌』に「所謂祖先崇拜の難点に就て」と題した連載を行った（第17年第1号、1918年1月および第18年第4号、1919年4月）。そこでは、本章第3節でみたような崇祖の問題点が挙げられて検討されている。

第4章 小学校訓育と神道儀礼（1）—鳥取県—

はじめに

これまで検討してきたように、明治後期以降の教育界では修身教授不振論が見られ、継続的に教育勅語の趣旨徹底策が検討されていた。明治末期に至ると、国定修身教科書の内容やこれの基礎となる国民道徳論に展開が見られる。「敬神」および「崇祖」観念を含んだ国民道徳論が公的に提唱され、また修身教科書にもこれらが導入されたのであった。他方で、内務省主導の社会教化運動では、地方改良運動から民力涵養運動へと宗教動員の施策が進められた。これを契機として神道界は社会教化運動に主体的に参画するようになり、神社を社会教化の中心的存在としてアピールするようになった。

上記のような全体的な動向を踏まえた上で、以下4、5、6章では、地域の実態に目を転じ、教育会と神道会の動向に注目し、神道および神道儀礼の小学校への接近と浸透の地域的展開を検証する。序章で触れたような社会教化政策の類型を基準として、鳥取県、岐阜県、神奈川県 の3県を取り上げることとした。従って、決して代表性を持つ選択ではないことを断っておきたい。しかし公立小学校の道徳教育と神道界との関係の動向をうかがうことはできよう。

対象とする時期は、県によって若干異なるものの、概ね明治末期から1935年前後とした。1929年に文部省に社会教育局が設置され、同局が中心となって実施した教化総動員運動は、教化団体、宗教団体を動員するものであり、学校教育をも巻き込みながら展開した。ほぼ同時期には教育勅語発布40周年記念事業が全国的に行われ、神職会が教育勅語奉読式を神道の儀式とともに神社で実施する例も見られる。こうした1930年頃の施策は、学校と神社の連携を促進するものであったと考えられる。

その後、1935年の天皇機関説事件やこれをきっかけとした国体明徴運動により、教育行政は重要な転回を迎える。こうした中央政府の動向は第7章で扱うこととし、以下4、5、6章では1935年前後の地域の動向を先に検証する。

本章では、鳥取県を事例として取り上げ、大正末期以降の教化政策に地域の教育会や神道会がいかに参画し、特に小学校訓育に関してどのような取り組みをしたのかを明らかにする。また、教化総動員運動後の教育会と神道会の連携の実態についても触れ、このことが、教育会における神社についての考えにどのような影響を及ぼしたのか考察することとしたい。

1. 教育会の社会教化政策への対応と小学校訓育

(1) 大正末期の社会教化政策への協力と「宗教的信念」啓発への着目

鳥取県では、1884年に鳥取師範学校の教員らを中心にした教員組織が発足し、これが後に県下の各郡市教育会の連合組織である鳥取県教育会へと発展した¹。会員は教員および有志者からなり、1934年の時点で会員約2,100名を有した²。会長は、1930年には師範学校長、1933年には知事が務め、1933年の副会長は県の学務部長が務めた。また、1933年10月より教育会事務所を鳥取県庁学務課内に移転している。これらのことから、教育会は県行政と密接な繋がりをもつ組織であったことが分かる。

教育会は社会教化政策に積極的に取り組んだようである。1923年以降の国民精神作興運動や1929年以降の教化総動員運動に対して、「鳥取県の教育界にも、早くから反応があった」と『鳥取市教育百年史』において指摘されている³。しかし、これより早く大正期の民力涵養運動への教育会の協力を確認することができる。

1921年5月、教育会の機関誌『因伯教育』には、教育会が設置した鳥取県初等教育研究会が検討した「現今社会の趨勢に鑑み修身教授上留意すべき点並の其の具体的方案」が掲載された。同研究会は、思想問題への対応策と、修身科の教材や教授方法との関連について検討するものであり、第一次大戦後の社会不安を背景とした民力涵養運動の一環として進められた研究であった。

同研究会は、思想問題への対応策として、「健全なる国家観念を樹立すること」、「正しき人生観を培養すべきこと」、「犠牲献身の精神を旺盛にし積極的社会奉仕の念を涵養すること」、「社会の秩序を無視する傾向を矯め社会の制裁を樹立すること」などの項目を挙げ、これらの項目と修身の教育内容との関係について考察を行った。以下の表は鳥取県初等教育研究会が作成した思想問題への対応と修身の教育内容との関係を示したものを一部抜粋したものである。

表：鳥取県初等教育研究会が示した思想問題への対応策と修身教授との関係（一部抜粋）

	尋常科教材		高等科教材		取扱上の注意
	学年	課名	学年	課名	
健全なる国家観念を樹立すること	一	天皇陛下	一	大日本帝国	建国の体裁由来を知らしめ歴代天皇の御聖徳に感泣せしめ世界に卓立する我国体の姿を衷心欽慕せしめ尊王愛国の念を養ふと共に高学年にありては個人と国家との関係につき徹底的に理解せしめ国家社会の一員として喜んで自己を投げ出して国家に尽すに至らしむること
	二	天皇陛下	二	建国	
	三	皇后陛下 皇大神宮 祝日	三	歴代天皇御盛徳 国代の精華	
	四	明治天皇 能久親王 靖国神社 皇室を尊べ 国旗 祝日 大祭日		臣民 愛国	
		五		大日本帝国	

¹ 鳥取県教育史編集委員会編『鳥取県教育史』鳥取県教育委員会、1957年、491-493頁。

² 『昭和九年鳥取県治概要』鳥取県立公文書館所蔵。

³ 鳥取市教育委員会『鳥取市教育百年史』1974年、403頁。

	六	皇太后経過 皇大神宮 榮へゆく御代			
正しき人生観を 培養すべきこと	一 二 三 四 五 五 六	ヨイコドモ よいこども よい日本人 よい日本人 人は万物の長 よき日本人 教育に関する勅語	一 二 三	戊申詔書 忠良なる臣民 忠孝一致 皇祖皇宗ノ御遺訓 一徳 勅語下賜 忠孝 戊申詔書	理想の高遠なるべきこと感情を 純化し趣味の向上をはかること
犠牲献身の精神 を旺盛にし積極 的社會奉仕の念 を涵養すること	一 二 三 四 五 六 四、三 五 六 六	忠義 忠義 忠君愛国 忠君愛国 忠君愛国 忠君愛国 公益 産業ヲ興セ 公益 産業ニ工夫ヲコラ セ	一 二 三 二 三	忠君愛国 忠 忠 義勇奉公 皇運扶翼 臣民 愛国 公益世務 公益	戦時に於ける忠君愛国のみに偏 すべからず 排他的忠君愛国とならざること 個人的自覚より社会的自覚へ
社會の秩序を無 視する傾向を矯 め社會の制裁を 樹立すること	一 二 三 四 六	ジコクヲマモレ シマツヲヨクセヨ きまりよくせよ きそくにしたがへ せいとん きそくに從へ 共同 法令ヲ重ンゼヨ 規律正しくあれ 国民公務	二 三	国憲国法 憲法	米人ブリッグス氏は「デモクラ シイの精神」中にデモクラシイ の三大弊として 一、セルフイツシネス(自利利己 に傾くこと) 二、イグノーランス(世態に無智 にして制度を蔑視すること) 三、フリツクルネス、オブ、テン パー(性質激動し易く喜怒常な らざること)をあげたり

上記の表から分かるように、思想問題への対応策に修身教科書の項目を割り振った。例えば、「健全なる国家観念を樹立すること」に対応する小学校尋常科の教材として、1、2学年では「天皇陛下」を、3学年では「皇后陛下」「皇太⁽⁷⁷⁾神宮」「祝日」を割り当てている⁴。このように、修身教授を通しての民力涵養運動の実行を目指したのである。

ただし他方、同研究会は、修身教授に際しての留意点として、「修身科教授の一般方針としてなるべく児童の自発的意思活動を重んじ外的権威を以て威圧し個性を滅却し去ざる様努むること」、「児童を一個の将来をもつ人格者として扱ひ個性を発揚すべき機会を均等ならしむること」などを挙げており、子どもの個性を重んじる新教育の影響を見ることもできる。

このように社会教化政策との関連で修身教授が検討されるなか、修身科教授の不振についての意見も提出されている。

同年6月、西伯郡の小学校長澤口薫は「現今の道德教育について」と題した論説で、「学校の教育

⁴ 『因伯教育』第321号、1921年5月1日。鳥取県立図書館所蔵。

教授中凡そ修身科ほど効果の疑はしくて成績の不振なのはあるまい」とし、修身科の不振を指摘した。そして、「最高権威ある教育勅語があつて学校の修身科はこれを以て唯一の標準となし中心となして聖旨に適合する最良の国民を養成すべき」と論じた。では、修身科教授を改善するためにはどうしたらよいか。これについては、「教育者は勅語に対して絶対無限の自覚信念を確持するは勿論、設備方法にも心血を注ぎて教授の要諦を極め」る必要がある、とする。つまり、澤口は修身教授の方針は明確なのだから、「教授上其の方針と方法との妙諦を得る」ことが緊要であると結論づけ、具体的な方法は示さないものの、教授方法の改善を求めた⁵。

これより数年後、国民精神作興運動への対応が求められていた1924年頃の教育会の議論を見てみよう。7月に開催された教育会総集会は、「国民精神作興上適切なる方案如何」を第一の議題として挙げた。これに対して様々な意見が出された。学校教育において留意すべき点として「敬神崇祖、父母師長に対する報恩感謝の念養成」を挙げる者、直観と体験とから知を研究することを求める者、精神作興の源は身体強健にあると主張する者などがあつた。協議の結果、方案として以下の十項目を可決した。

- 一、主知主情に墮することなく人格教養を以て教育上の第一義とすること
- 二、深刻なる体験と慎重なる思惑とにより知徳修得の習慣を養ひ堅実なる学風を樹立すること
- 三、高尚なる情操を養ひ国民的品位を高め耽溺的気分を排除すること
- 四、社会道徳を養ひ和協公益の精神を旺盛にすること
- 五、体育を盛にして能率を高め併せて困苦欠乏に堪ふるの習慣を養ふこと
- 六、歴史教育を重んじ一層国体に対する信念の涵養に努むること
- 七、正しき個人観国家観を養ひ個人と国家との一体不二なることを確信せしむること
- 八、世界の趨向に鑑み国際的観念を養ひ我国策を考慮自覚し一層の経済的文化的向上を期せしむること
- 九、社会事象に対する理解と批判とを適当に指導し穩健真摯なる民風を作興すること
- 十、宗教的信念を養ひ真面目なる国民を養成すること⁶

十項目が挙げられた後に、「之を要するに国民精神の作興は国民教育者の自覚と努力とに俟つ教育者たるもの須く時勢を察し自己の修養に努め献身事に当り以て教化の実を挙ぐる」と記され、教師の責任を強調している。

なお、十にある「宗教的信念」の啓発については、1925年の文部省主催の全国高等女学校長会議、

⁵ 『因伯教育』第322号、1921年6月1日。

⁶ 『因伯教育』第361号、1924年9月1日。

翌年の帝国教育会主催の全国小学校教員大会における決議にも見られ、全国の教育会で取り上げられる傾向にあった⁷。全国レベルの教育会の決議で、宗派に基づく信仰を取り除いた「宗教的信念」が求められていたのと同様、県教育会の協議においても、特定の宗派に基づく宗教教育の導入については提案されていない。国民精神作興運動への対応は、宗派に基づく宗教教育の実施が禁止された学校教育のなかで行わざるを得なかった。その結果、宗教家に頼ることは想定できず、教員自身が「教化の実を挙ぐる」責任者として考えられた。

他方で、この時期にも新教育の影響を見て取ることができる。1924年6月には『因伯教育』誌上で、小学校の教員と思われる谷口恵五郎が「修身学習の実際」について論じている。谷口は、「将来の教育は児童中心でなければならないと云ふ主張は、あらゆる新教育を通しての現象である」と述べ、「修身科の自学」の可能性について検討した。谷口は、教科書を用いて道徳的知識を授ける方法について批判し、「児童の日常生活の問題に基礎をおいてその向上発展を図」という方法を提案した⁸。

このように、鳥取県の教育界では、社会教化政策への対応として修身科教授の改善が議論されるなか、改善の具体的方法として児童の個性や主体性を重視する新教育の導入を求める意見もあった。しかし、先述の教育会総集会での決議を振り返ってみれば、決議の七にあるように、「個人と国家との一体不二」であることが示されていた。教育会の公的な見解においては、正しい「個人観」とは国家との対立を孕むものではなく、両者は同一のものとみなされていたのである。

翌年の総集会では、「現今に於ける学校訓育上の欠陥及之が救済方案」を議事として挙げ、新教育の影響が訓育の弊害となっていることが論じられた。最終的なまとめでは、「訓育上の欠陥」として、「教育者の信念の欠乏」、「新らしき教育思潮に対する教育者の軽率なる態度」などがその原因とされ、その「救済方案」としては、「教師児童の人格的接触を一層密接ならしむること」、「宗教的情操の啓培につとめ敬虔感謝の念を養ふこと」などが挙げられた⁹。この時、教育会によって新教育は間接的に、しかし明確に否定されたのであった。

(2) 教化総動員運動の実施

大正末期から、学校教育における宗教的信念の啓発や、宗教的情操の啓培の必要性が教育会で指摘されていたことはすでに見た通りである。この指摘では、あくまで学校教育の範囲内での啓発・啓培を想定し、その責任者は教員であると考えていた。しかし、教化総動員運動では宗教団体を含む様々な諸団体の参画および連携が求められた。

⁷ 鈴木美南子「天皇制下の国民教育と宗教—大正～昭和期を中心として—」伊藤彌彦編『日本近代教育史再考』昭和堂、1986年、231～234頁。

⁸ 『因伯教育』第358号、1924年6月1日。

⁹ 『因伯教育』第371号、1925年7月1日。

鳥取県は、1929年9月、教化総動員に関する訓令を発した。この訓令は、文部省の呼びかけを受けて鳥取県で実施する教化総動員の施策について示したものであった。訓令では、「生徒児童ヲシテ相率ヒテ質実剛健ノ風ヲ養ヒ勤儉力行ノ習ヲ興ス」こと、また「職ニ在ル者ハ進ミテ教化機関ト連携シ或ハ独自ノ立場ニ於テカヲ社会教化振興ニ致」すことを指示した¹⁰。

具体的な実施計画要領を見てみよう。目的として、「国体觀念ヲ明徴ニシ国民精神ヲ作興スルコト」、「経済生活ノ改善ヲ図リ国力ヲ培養スルコト」とともに、「本運動ハ各参加団ノ自発的活動ニ俟ツコト」が挙げられている。従って、「宗教団体^{〔77〕} 教科 修養団体等各々独立ノ立場ヲ認ムルコト」とされている。社会のなかの様々な団体を同運動に取り込むにあたって、その活動の自発性を基本としたのである。方法としては、鳥取県教化連合会を組織し、県下の各種団体と連絡提携を図るとともに、市町村単位の教化連合会の設立を奨励した。また、官公署、学校などにも協力を求めた¹¹。序章で触れたように、赤澤史朗によれば、鳥取県教化連合会は主に行政補助団体で構成されていた連合会に分類される（第Ⅱ類型）。この連合会に教育会と神職会とが参加していたことは、両会の機関誌から確認できる¹²。

県の集計によれば、1929年8月から11月にかけて、教化総動員の一環として実施された講演会、講習会、映画会、音楽会、展覧会は、182件に及ぶ。主催の内訳は県が23件、小学校、中学校、高等女学校のほか、青年訓練所、校友会を含む学校関係が39、宗教団体が30、その他は自治会、戸主会、婦人会、青年団、処女会などが占める。宗教団体の内訳をみると、天台宗5、曹洞宗11、浄土宗1、真言宗2、黒住教10、天理教1である。新興宗教の団体のほか、仏教界の積極的参加を確認することができる。神職会ないし神社の参加は、講演会等では確認できないが、1929年9月に開催された県宗教家代表者懇談会への参加のほか、地域で開催された協議会、委員会等に参加していた¹³。

県は、教化運動の具体的施策の一つとして、国民精神作興強調日というイベントを教育勅語発布の日にあたる10月30日に実施することとした。県、市町村では、ポスター掲示やビラの配布などを実施、学校では教育勅語の趣旨に関する訓話などが行われた。

これと併せて、教育勅語奉読式も施策の一つとして計画された。その主催は「団体でも個人でもよい」、「教化連合会の成立しているところではその会が適当」とし、学校に限らず教化団体による実施も認めた。場所についても、神社の境内、寺院の本堂、学校の講堂、青年会館など市町村内の数か所で挙行することを可とした。神社の境内での実施の場合には、参拝の後、神職から祓いを受けてから、また、教会・寺院での実施の場合には、祝詞または読経の後に奉読式を挙行する方法が示されて

¹⁰ 『昭和四年 鳥取県公報』鳥取県公文書館所蔵。文部省『教化動員実施状況』1930年、457頁。

¹¹ 『因伯教育』第422号、1929年10月1日。

¹² 『因伯教育』第422号、1929年10月1日。『鳥取県神職会報』第20年第9号、1929年10月20日。

¹³ 『教化動員実施状況』461~478頁。

いて、神道・仏教の宗教儀礼を織り交ぜた奉読式が計画されていた。また、奉読者には、「学校教員、神職、僧侶、其他村の長者を選んで依頼し読み違ひのないやうに注意」することを求めている¹⁴。つまり、神社や寺院において宗教者が奉読することを認め、誤読に注意を促していた。

県は、諸団体を教化運動に動員するにあたり、教育勅語奉読式を契機として、その参加を促したとすることができよう。その際、運動のツールとして教育勅語が使用されたのであった。

（3）教化総動員運動開始後の小学校訓育―「施設」としての神社参拝―

教化総動員運動開始の翌年にあたる1930年11月、『因伯教育』は教育勅語渙発40周年記念企画として訓育号を発刊した。同号は、訓育の方針と実施方法について多くの論説を掲載した。

当時、教育会の幹事を務めていた鳥取市久松小学校長である谷垣邦義は、訓育の方針や施設の改善について次のように論じた。訓育の第一の方針は「我が国民の独自性の発揚に努むること」であり、そのための「施設」として、「国体教育の施設」と「信念教育の施設」が必要だという。「国体教育の施設」とは、教育勅語、国史・国語等の教育、国旗、唱歌などを指し、「信念教育の施設」とは、朝の行事、少年赤十字団、「敬神崇祖」についての指導のことを指す。「敬神崇祖」の指導については、神社参拝並に家庭に於ける敬神崇祖に関する実践指導をすると共に、各教科においても宗教の尊重や宗教的信念の啓培が必要だとしている。

谷垣はこのように整理した上で、これらの施設が有効に機能するかは教師にかかっているとし、次のように教師のあるべき姿を、「日本精神」や「国体」という言葉を強調して論じた。

教師は須く我が建国以来厳存する所の独自性即ち所謂日本精神の真髓を体得し、自ら皇室中心、国体本位の権化たるを要すべし、然れども徒らに保守又は排外に偏せずして現代に於ける真の忠君愛国の何たるかを理解し、正確健実妥当なる新時代国民の指導精神を持すること¹⁵

同号には、県下の小学校における訓育の事例も掲載されている。例えば、岩美郡の美保小学校では、訓育に関する「施設」を「中心的施設」と「補助的施設」とに分けており、「中心的施設」には、「勅語詔書下賜記念日」、「感謝之日」などが挙げられた。「感謝之日」とは、「信念の人信仰の人たらしめんがため希望と努力と感謝の念を養ひ衷心より感謝による全体的奉仕の生活を」実行する日である。具体的には、朝礼、儀式、遥拝、氏神祭、神社参拝などの実施がこれにあたる。「中心的施設」は全校職員、児童一斉に励行、努力をするものとした¹⁶。

¹⁴ 同上、458~461頁

¹⁵ 谷垣邦義（鳥取市久松小学校長）「現代の趨勢に鑑み訓育の方針及施設に対し改善努力を要すべき事項」『因伯教育』訓育号、1930年11月。

¹⁶ 岩美郡、美保尋常高等小学校「訓育の実際施設要項」『因伯教育』訓育号、1930年11月。

八頭郡の育英小学校では、「国民的訓育の施設」として、1.御真影、2.国旗、3.国民的記念日、4.参宮旅行及び大社参拝旅行の四つの項目を挙げた。4.については、目的を「国民的精神の涵養」、「敬神の念の養成」、「見学」とした。また、「郷土的訓育の施設」として、1.神社参拝、2.入学勸学祭と卒業報告祭を挙げた。2.の具体的な実施方法は、尋常科に入学すると校長と担任に引率されて氏神に参拝する。そして、在学中は勸学祭を執行してもらい、卒業に際しては、その報告のため氏神を参拝し、報告祭を執行してもらうという。このことは、「児童へ氏神中心の敬神の念を養ふに最もよい」とされた。なぜなら、教師や友人が病気に罹患したとき、他校と対抗する運動会するとき、中学校の入学試験のとき、児童はまず氏神に参拝して祈願するようになり、卒業後も継続する。これは敬神の念、強い愛郷心となる、と考えられたのである¹⁷。

これらの議論では、御真影、日の丸、祝祭日と並んで訓育の一つの方法として神社参拝を挙げ、とりわけ地域の氏神が祀られる神社の参拝を通して、「氏神中心の敬神の念の養成」を目指そうとしたといえる。

教化総動員運動を受けて、教育会や学校は訓育の「施設」の全体像や具体的な実施方法などについて明確にする必要が生じた。学校教育において行事として神社参拝を行うことは以前からあったが、教化総動員運動を契機として、教育勅語の奉体や国旗掲揚と並んで、訓育の「施設」＝手段として神社参拝や神宮遥拝等の神道儀礼が意識的に位置づけられたと見られる。

ただし、後に詳述する岐阜県で同様の事例を確認することができるのは、数年後の1932年であり、地域によって数年の差があるように思われる¹⁸。鳥取県と後に見る神奈川県が比較的早い事例であったのかは、さらなる検証を要する。

2. 神職会の小学校訓育への参入

(1) 神職会の教育界との繋がりと学校との連携

鳥取県神職会は1907年に創立、県下の郡市神職会で構成され、1931年当時会員は224名であった¹⁹。鳥取県神職会規約(1931年1月改正)²⁰は、「本会ノ事務所ハ鳥取県庁学務部社寺兵事課内ニ置ク」とし、さらに役員については「総裁ハ本県知事ヲ推薦ス」、「会長ハ本県学務部長ヲ推ス」、「副会長ノ内一名ハ本県社寺兵事課長ヲ推」す、と定めている。こうした組織の在り方から、県神職会は官製団体としての性格を持っていたといえる。また、学務部長は神社行政とあわせて学校教育も管轄する役職であることから、県の教育界との人的な繋がりがあった。実際の役員については、『鳥取

¹⁷ 土井勇重「訓育施設の実際」『因伯教育』訓育号、1930年11月。

¹⁸ 『岐阜県教育』454号、1932年5月30日。国民精神作興に関する特集号となっている。

¹⁹ 『事務引継書』(社寺兵事課、1931年12月)、『昭和六年十二月事務引継書並演説書』。鳥取県立公文書館所蔵。

²⁰ 『鳥取県神職会報』第22年第2号、1931年3月25日、附録。米子市立図書館所蔵。

県神職会報』(以下『神職会報』と略す)から断片的に確認できる。1920年、1930年、1931年²¹には、知事が総裁を、1928年には鳥取県社寺兵事課長が神職会副会頭を務めた²²。また、1931年、1932年、1933年²³には学務部長が会長を務めており、学務部長は教育会の役員と兼務となることも多かったと推測される。

なお、畔上直樹の研究によって、大正末期に内務省神社局長を務め、昭和期の神社行政に繋がる改革を目指したキーパーソンとして注目されてきた佐上信一が、1912年末に県事務官として鳥取県に赴任し、県の神社行政に尽力したことが明らかにされている。着任の翌年1月には、県神職会が学務課長の佐上を会頭に推薦し、佐上は県神職会会頭に就任したという²⁴。

大正末期の民力涵養運動を受けて、鳥取県では同運動の実行要項に「神社ニ於ケル地方風教ノ中心タルヘキ事業ヲ振興セシムルコト」を挙げた²⁵。『新修米子市史』によれば、講習会・幻灯会・講演会の開催といった神職会の活動が活発化したのはこの頃からだという²⁶。同運動に教育会も協力していたことはすでに第3章で触れた。

1921年1月、県は「敬神思想ノ涵養」に関する訓示を発した。当時の知事が県神職会総裁を務めていたことを示す直接的な記録は未見だが、前任の知事は総裁を務めていた。

この訓示は、郡長、市長、警察署長などのほか、神社神職に宛てられたもので、神域の整備、什器の管理を充分に行うとともに、「其ノ社古来慣行ノ行事祭礼ノ典儀ニシテ地方ノ良風美俗ヲ助クルモノハ之ヲ復興」せよとの趣旨であった。しかし、単なる祭礼の復興ではなく、場合によっては祭礼を簡素化し「一層祭祀ヲ民衆的ニ盛ナラシム」ことを重視した。さらに、「青年児女等ヲシテ境内ノ清掃造営祭事等ノ神社奉仕ニ当ラシムルハ、地方ノ敬神思想ヲ涵養スルニ効果アルモノト認ム」²⁷とし、「青年児女等」に対する境内清掃等を通しての「敬神思想ノ涵養」についても言及している点は興味深い。この訓示の冒頭では、「敬神ノ道ハ我カ国体ノ淵源」であるとし、また、末尾では「敬神ノ道ハ国体ノ発揚民風作興ノ本源」だとしており、神道における「敬神」と「国体」の結び付きを強調した。

では、大正期に神社は学校との連携を図っていたのだろうか。『神職会報』の記事から実態を追って

²¹ 『鳥取県神職会報』第11年第7号、1920年、8月30日、第21年第8号、1930年9月25日、第22年第2号、1931年3月25日。

²² 『鳥取県神職会報』第19年第2号、1928年3月25日。

²³ 『鳥取県神職会報』第22年第8号、1931年10月5日、第24年第1号、1933年2月12日、第25年第1号、1934年2月25日。

²⁴ 畔上直樹「大正期神社行政と神社『森厳』問題—内務官僚佐上信一の鳥取県庁時代に注目して—」國學院大學研究開発推進センター『近代の神道と社会』所収、弘文堂、2020年、415-418頁。佐上は、地方改良運動期の神社中心主義の方針を引き継ぎながらも、神社の境内に「人工的施設」を設置するような「俗化」を避け、その神秘性を保持する方針を示していたという。

²⁵ 『鳥取県神職会報』第10年第11号、1919年11月25日。

²⁶ 米子市史編さん協議会編『新修米子市史』第3巻、通史編、近代、2007年、743-744頁。

²⁷ 『大正十年 県訓令綴』鳥取県立公文書館所蔵。『鳥取県神職会報』第12年第1号、1921年1月。

みよう。

1917年4月、岩美郡宇部野農業学校と同尋常小学校入学者は、入学式後に国幣中社宇部神社に参拝した。この時、官司は勧学の祝詞を奏し、校長は玉串を奉奠している。また新任教員も着任直後に校長とともに同神社に正式参拝をしたという²⁸。さらに宇部野第一尋常小学校では、講堂に神棚を設け、宇部神社祭神の御神像（写したもの）を奉安することとした。1917年7月に举行された奉安式には官公吏及び父兄等が多数参列し、校長の式辞に次いで官司の訓辞もあった²⁹。

翌1918年7月の『神職会報』には、県社加知彌神社と勝谷尋常高等小学校との連繫についての記事が掲載されている。同校の校長は、「神社中心主義の訓育方針を確立」しており、1913年以降、社前朝礼（毎週一回、教育勅語ないし戊申詔書の奉読を含む）、神社境内の掃除、神社参拝を継続して実行してきたという³⁰。また、1920年10月、東伯郡の南谷尋常・高等小学校では、「一層敬神の念を厚からしむる為神宮大麻を講堂に奉安」することとした。学校職員、児童はもちろん、村長、学務委員、村会議員等が多数参列し奉安式を举行したという³¹。上記のように、大正期には神社と学校との連携の事例を散見することができる。

（2）教育勅語発布記念事業への参画

この頃の神職会の動向で注目されるのは、1920年の教育勅語発布記念事業に参画したことである。同年11月25日発行の『神職会報』は「教育勅語渙発30年記念に際して」と題した論説を巻頭に掲載した³²。この論説は、「世人は聖勅を余りに教典化し、唯々教育界専有の勅語とのみ偏視」してきたことを疑問視し、教育勅語は教育界だけのものではないと主張した。これに続けて、「勅語は学校教育のみ必要であるのではなく、国民生活四六時中如何なる人でも、如何なる職業にても奉体して躬行せねばならぬ」として、教育勅語の趣旨を広く社会に徹底させることを訴えた。では、実際に神社と教育勅語はいかに結びつくのか。同号には、二つの記念事業が記されている。

一つは、鳥取市神職会による事業で、「教育勅語御下賜三十年記念に付き謹告」とした印刷物を氏子各戸に配布したことである。『神職会報』には印刷物の全文が記載されている。それによると、その内容は、教育勅語の趣旨を解説するとともに、「私共は果して大御心を奉戴して居るでありませうか、漸く学校で式日に捧読し、教育の大本とするのみでありまして、国民全部の服膺すべき国民道德の根源である事を忘れては居ないでしやうか」と問いかけるものであった。つまり、教育勅語を学校教育の以外の場でも徹底すべきだとの主張が見られる。

²⁸ 『鳥取県神職会報』第8年第4号、1917年4月25日。

²⁹ 『鳥取県神職会報』第8年第7号、1917年7月25日。

³⁰ 『鳥取県神職会報』第9年第7号、1918年7月25日。

³¹ 『鳥取県神職会報』第11年第10号、1920年11月25日。

³² 『鳥取県神職会報』第11年第10号、1920年11月25日。

いま一つは、鳥取市の県社である長田神社による日曜学校設立である。その趣旨は、従来の学校教育は知的啓蒙に偏重し、徳育の欠陥は大きく、「国家観念の涵養に乏しく、教育勅語の実践指導にありても不十分」との現状認識から、「素より学校教育のみで之が万全を強要すべきにあらざるなり」として、徳育の補助機関として日曜学校を設置するというものであった。これに加えて、従来日曜学校はキリスト教や仏教によるものがあるが、これらは小学校との連絡がなく、時に国民教育の大本と矛盾をきたすこともあると指摘し、「国体の顕現国家の宗祀なる神社に国家教育の機関を設置して、純日本的信仰教育機関」とし、「学校教育の足らざるを補」うというねらいが示されている。

「長田神社日曜学校規定」では目的を、「神勅及び教育勅語の御聖旨を奉体し大日本国民たるの人格を涵養し兼て氏子内児童の親睦を計り氏神の御神徳を発揚する」と定めた。教科目は、礼拝、修身、国語、算術、歴史、地理、体操、唱歌等を配置し、小学部（六歳以上より義務教育修了までの児童を対象）と幼稚部（六歳未満の児童を対象）を設けた。入学すべき児童は、基本的には長田神社氏子区内に居住する者、もしくは氏子区内より出生したものとし、当時、毎日曜日の出席児童は、150～160名に達したという。学校長は社司が務め、職員は社掌や社司・社掌の家族とし、その他、賛助職員として、氏子総代、各小学校長を挙げた。児童は、午前八時に登校し神前の礼拝、境内の清掃に始まり、君が代の合唱、訓話・談話、図画工作、オルガン伴奏での唱歌などを行ったとされる。学校での儀式や学習の引き写しのようなプログラムであるが、学校教育の補助機関としての性格を表している。教科目にある礼拝は、朝の神前の礼拝であると思われるが、詳細は不詳である。

ところで、教化総動員運動開始後にあたる1930年の40周年記念に際しての全国神職界の動向についてはすでに触れた。久木幸男は、それまでの記念式典（1899年の10年目、1914年の25年目）は帝国教育会主催で挙行されたにとどまると指摘していたが³³、上記のような鳥取県内の事例から、1920年の30周年記念事業においても一部の神職会の積極的な参画を確認することができた。全国神職会においても、30周年記念事業に際して記念講演会を皇典講究所・国学院大学と共同して開催するとともに、機関誌には記念の論説を掲載した³⁴。こうした動向を受けて、鳥取県の神職会も上記のような取り組みをしたと思われる。

40周年記念においても、全国神職会が示した「教育勅語渙発四十年当日祭祝詞案」と「文部大臣謹話『教育勅語の御精神を拝察し奉りて』」を受け³⁵、鳥取県神職会は、祝詞案を会員に発送した³⁶。さらに、長田神社では日曜学校創立十年奉告祭及び記念式が行われ、君が代合唱、明治神宮遙拝、教育勅語奉読などが実施された。これに社寺兵事課長も参加した³⁷。

³³ 久木幸男「教育勅語40周年」『横浜国立大学教育紀要』第19集、1979年。

³⁴ 『全国神職会々報』第264号、1920年11月1日、第263号、1920年10月1日。

³⁵ 全国神職会編『全国神職会沿革史要』1935年。

³⁶ 『鳥取県神職会報』第22年第2号、1931年3月25日。

³⁷ 『鳥取県神職会報』第21年第11号、1930年12月26日。

以上から明らかなように、教育会と神職会は、大正期の社会教化政策にそれぞれ対応していた。教育会はいくまでも学校教育の領域での対応を検討しているが、他方で神職会は、教育勅語を学校教育だけのものではないとして、社会教化のツールとして取り入れようとした。また、日曜学校を設立し、学校教育の補助機関と位置づけた神社も登場した。神職会は学校教育の領域に入り、自らの社会教化活動の領域を広げつつあった。

3. 教化総動員運動後の教育会と神職会との連携

(1) 神職会における学校教育との連携の要望

教化総動員運動が開始された後の1930年代前半期は、日本の国内外の政治環境に大きな変化があった時期であった。1930年の大恐慌とロンドン海軍軍縮条約問題のなかで軍ファシズム運動がスタートしたとされる。大恐慌および軍縮要求の高まりという状況打開を図るために、軍首脳は侵略主義という途を見出して行った³⁸。こうした文脈で起こった1931年9月の満州事変が、大恐慌下のフラストレーションのなかにあった国民の排外熱を高めたことは見逃せない³⁹。ファシズム運動は民間を巻き込んで展開した。さらに1932年の五・一五事件での犬養毅首相暗殺により、政党内閣は終焉し、軍部の政治介入が強まり軍部強権政治が開始されることとなった。国際関係の面においては、日本は孤立の道を突き進み、「満州国」建国に対する国際的な強い非難に対抗して国際連盟脱退を通告した。1933年3月の脱退により、日本は国際的孤立の道を突き進むこととなった⁴⁰。満州事変後は、日本の言論界・学界などに止まらず、外務省内にも「極東における普遍的国際秩序を否とし地域的国際秩序を是とする国際政治観」が浸透してきたとされる⁴¹。

こうした国内外の情勢のなか、1932年以降、神職会では学校教育との密接な連携を求める声が高まった。1932年1月の鳥取県神職会定期評議員会では、郡市神職会から、教育勅語、戊申詔書、民風作興詔書（筆者註：「国民精神作興ニ関スル詔書」のこと）の謄本を各神社に交付するよう建議することが議題として提出された。この議題は、学務課における検討が必要なため、県に委任することとした。

さらに同評議員会では、「学校児童生徒ノ神社参拝規程」を設けるよう建議することが議題として提出された。その理由は、近年では児童・生徒の神社参拝が盛んになっているのは喜ばしいことであるが、「学校神社両者間ニ何等連絡ガナク又何等準拠スベキ規程等モナイガ儘ニ両者ノ行事ガ終始没交渉ニナツテ折角ノ神社参拝モ其意義精神ノ滅殺サル、ヤウノコトハ誠ニ遺憾ニ堪ヘナイ」というものであった。この議題は、神職会幹部に一任することとなった⁴²。これら二つの議題に対するその後の

³⁸ 須崎慎一『日本ファシズムとその時代』大月書店、1998年、121頁。

³⁹ 同上、125頁。

⁴⁰ 笠原十九司『日中戦争全史〔上〕』高文研、2017年、128-131頁。

⁴¹ 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』東京大学出版会、1992年、52頁。

⁴² 『鳥取県神職会報』第23年第2号、1932年3月6日。

対応は不詳だが、神職会の組織内で、教育勅語の活用や学校教育との連携の要望が高まっていたことが理解できる。

1934年8月の神職会総会では、鳥取県の諮問案「国民精神作興ニ関シ神職ノ特ニ留意スベキ事項如何」が検討された。これについて会長は「学校其他教化機関に対して常に緊密相連携して、一般民衆の教化善導を期す、との見解を示した。当時の会長は学務部長であり、神職会と学校教育との連携を牽引できる立場にあった。諮問案についての討議の結果として、「学校及市町村役場、各種団体と連絡して国民精神の作興に努力すること」、「神社に於ける行事を有意義に有効に徹底供進すること」などが報告された。

上記の報告に続き、ある会員は「家庭教育、学校教育に於て神祇の観念を養ふこと」を提案した。その具体的な実施方法は、「幼児より教育勅語の精神を徹底せしむること、即ち皇祖皇宗の遺訓神祇を尊崇する教育を行ふこと」、「教育勅語の徹底としては先づ学校内に神祠を設くべし、祭典を行ふこと」と説明されている。つまり、教育勅語は神道と根本的な関連を持つものという認識に基づき、教育勅語の趣旨の徹底に神道の祭祀を用いようとする考えである。上記の実施方法に加え、「教師^[77]の信念の必要ありこのためには教師に神祇教育の必要あり、神職が教員をしてかゝる態度にならしむる様指導すること」を挙げ、そのため「教育者との談合会」の開催を提案した⁴³。

上記の提案に対して、別の会員は、教育関係の会合への神職の出席については賛同の意を示しつつも、「学校に神祠を設くるは考へものなり、神社を中心とすべきなり」と反論した⁴⁴。学校にどの程度まで神道の祭祀を導入するかについて、会員間で意見の不一致があった点は興味深い。信仰の対象である神祠を学校に設置することは、社会教化における神社の存在意義を失わせてしまうとの危惧もあったのだろう。教育勅語の利用を通して学校教育の領域に積極的に参入しようとした神職会であったが、自身の宗教的信仰の対象となるものをどこまで学校に譲り渡すかについては議論が割れる場面もあった。

ところで、1932年の評議員会および1934年の総会ともに、国民精神作興を取り上げた点にも注目したい。1923年11月に公布された「国民精神作興ニ関スル詔書」であったが、1930年以降の満州事変、「満州国」建国宣言、国際連盟の脱退という「非常時」のなか、天皇中心の国民統合を図る手段として再度重んじられるようになったとされ、その傾向は鳥取県にも見られたことを指摘できる⁴⁵。

(2) 教育会・神職会の合同会合の実現

では、教育会と神職会の関係はどうであったか。知事、学務部長といった人物が、両会の役員を兼

⁴³ 『鳥取県神職会報』第25年第8号、1934年9月25日。

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ 小野雅章『『国民精神作興ニ関スル詔書』の発布とその影響』日本教育史研究会『日本教育史研究』第12号、1993年、52頁。

務したであろうことはすでに指摘した。そうした人的な繋がりに加え、1929年9月には、鳥取県教化連合会が組織され、県教育会と県神職会はこれに参加していることも先に触れた。

教育会と神職会の合同の会合は、1932年5月に実現した。まず、教育会のみで実施した教育会総集会は、県出身の武将名和長年を取り上げた宣言を行った。それは、「現下ノ難局ニ処スル」ためには、「忠勇義烈ノ国民精神ヲ作興シ正義公道ニ基キ一致団結献身報国ノ誠ヲ致スニアルノミ」とし、その規範は「名和公」に明示されている、とするもので、「公ノ忠誠」に則り、「徳化ニ努メ以テ健全ナル国民ヲ養成」することが宣言された。

この時の日本の国外情勢としては、国際連盟が「満州国」建国をめぐって日本と中国の現地調査を実施している最中であり、「現下ノ難局」とは、国際的孤立に置かれた日本の状況を指している。この状況打破のために国民精神の作興が求められたのであった。宣言に登場した名和長年は、配所の隠岐を脱出した後醍醐天皇を船上山に迎え、幕府軍を撃退したことで知られる武将である⁴⁶。天皇に対する忠義を根幹とする「一致団結」と「献身報国」を謳うにあたって、名和長年はその規範として位置付けられた。

上記の教育会総集会の後、神職会と合同の会合が開催された。残念ながらその内容は不詳である。会合終了後に両会は名和長年を祭神とする名和神社を参拝した⁴⁷。名和神社は、長年の皇室への貢献から、皇室や国家に尽力した偉人を祀る別格官幣社の社格を有する神社である⁴⁸。上記の教育会の宣言は神職会との会合とその後の名和神社参拝を意識したものであったと思われる。

翌年の教育会総集会も、同様に二日目の午後より神職会と合同で講演を聴き、名和神社を参拝した⁴⁹。

上記のような両会の動向を後押しする形で、1932年12月に文部省訓令「児童生徒ニ対スル校外生活指導ニ関スル件」が発せられた。同訓令では、「児童生徒ニ対シ校外生活ヲ指導シ進ンデ社会生活ニ関スル訓練ヲ施ス」ことをねらいとし、「学校教育ノ補足」として「敬神崇祖」の精神を養うことが挙げられ、「斯ノ種施設ニ於テハ学校教育トノ連繋ヲ密ナラシメ適當ナル指導者ヲ得テ訓育ノ成果ヲ全カラシムルコト」⁵⁰が指示された。鳥取県は、同訓令を翌年4月に鳥取県訓令として公示し⁵¹、同日付で、学務部長による通牒を発した。通牒は各市町村長、各学校長等に宛てられ、児童及び生徒の校外指導について、「敬神崇祖、社会奉仕、共同互助、規律節制」等の要目に準拠し、適切な施策を講ずるよう指示した。さらに、訓令が対象とするのは、基本的に小学校児童であり、少年団体

⁴⁶ 「名和長年」藤野保編『日本史事典』朝倉書店、2001年。

⁴⁷ 『因伯教育』第454号、1932年6月1日。

⁴⁸ 『鳥取県神職会報』第26年第5号、1935年7月30日。

⁴⁹ 『因伯教育』号数なし、1933年6月1日。

⁵⁰ 文部省訓令第22号『官報』第1791号、1932年12月17日。

⁵¹ 「鳥取県公報」第410号、1933年4月11日。

の組織とともに「学校当事者ヲ中心トシ教育教化関係者」の協力を求めた⁵²。しかし、鳥取県においては、学校当事者と教化関係者の協力は、教育会と神職会との間ではすでに実施されていたといえる。

上記のような合同の会合は、特定の宗教団体との連繫を県教育会が表明したことを意味するだろう。事実、他の宗教団体とのこのような会合の実施を確認することはできない。会合での具体的な協議内容は残念ながら不詳であるが、これらの会合は、教育上の神道儀礼の重要性についての、教育会と神職会の共通理解を形成する機会となったと推測される。

これ以降、教育会は神道儀礼をどのように理解し、小学校訓育における位置づけをどのように考えたのであろうか。

4. 1933年以降の教育会での神社参拝に関する議論

(1) 教育会における名和神社の再認識と「日本精神」の重視

神職会との合同の会合が行われた翌年、1933年5月の県の教育会総集会は、「時局に鑑み本県教育上特に改善努力すべき事項如何」を議事として挙げた。これは、同年3月の国際連盟脱退を背景とするテーマであった。満州事変の勃発後、日本国内では関東軍の行動を支持する熱狂的な世論が高まっていた。

この年の教育会会長は知事が、副会長は学務部長が務めており、学務部長は、神職会会長を兼務していた⁵³。上記の議事の審議を経て、総集会は「難局打開の根底は国民教化の徹底にあるを自覚し教育報国の実現を要すること」などを可決した。その実施要項では、「敬神崇祖の実を上げしめ報国尽忠の精神を涵養すること」、「宇部神社名和神社其他我が国民精神国体観念に関係ある本県内の地理、歴史的事実の取扱に一層留意すること」を挙げた⁵⁴。「敬神崇祖」観念を児童に獲得させることが、「報国尽忠」の精神の涵養につながると考えられ、なおかつ、「国民精神」や「国体観念」の育成にとって、地域の神社が重要な役割を果たすものと理解された。地域の神社の役割はもはや氏神を中心とした敬神の念の育成にとどまらない。ここで議論された「敬神崇祖」は、祖先への崇拝が、皇祖および天皇を崇拝することと連続する一つの観念として想定されている。神職会との合同の会合で参拝した名和神社が登場していることにも留意したい。

1934年5月の教育会総集会は、議題として「日本精神涵養の爲め教育上採るべき方案如何」を挙げた。これに対して、ある会員は校舎内に「乃木大将、二宮尊徳を模範人物として忠誠報徳神社として建立する」ことを提案した。この会員は、乃木希典、二宮尊徳に象徴される天皇への忠誠や報徳思想

⁵² 『因伯教育』校外生活指導号、10月号、1933年10月1日。

⁵³ 『鳥取県神職会報』第25年1号、1934年2月25日。

⁵⁴ 『因伯教育』号数なし、1933年6月1日。

を重視し、これが「日本精神」を構成する要素だと考えていた⁵⁵。協議の結果、実施事項として、「日本精神を具現せる学校精神を樹立して学校教育の中心を作ること（教育勅語の組織的研究と其の系統的具體化の研究をなすこと）」を可決した。「日本精神を具現する学校精神」を樹立することと、教育勅語の研究が並列に並べられている。詳細は不明であるが、「日本精神を具現する学校精神」は、教育勅語の趣旨を効果的に児童に内面化させることで得られると考えたのだろう。また、教育上の留意事項として、「国体観念を明徴にして益々皇室尊崇の風を作風すること」、「益々敬神崇祖の美風を助長すること」等を挙げたことから、日本精神の涵養には、教育勅語の趣旨の内面化と並んで「皇室尊崇」と「敬神崇祖」の念の涵養も必要な要素として位置づけられていたと見ることができる。

さらに、同集会では気高郡教育会より、「名和公の精神を一層徹底せしむる為め本県教育上特に採るべき方策如何」という議題が提出された。提出者は、「国民道徳の振作国運の隆昌が小学校教育にあると思ふ時名和長年の児童に及ぼす影響が楠木正成に比して劣っていたのではあるまいか」と提出理由を述べている。これについてある会員は、真実の日本人の姿は『天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ』である、実際のシンボルは天皇を背負ひ奉る名和長年の姿であるとの意見を述べた。決定された実施事項は、「各学校各団体に於て名和公記念日（五月七日）を制定すること」、「学童及一般に名和神社参拝及船上山登山を一層盛んにすること」などであった。船上山は、元弘3年に隠岐を脱出した後醍醐天皇を迎え、名和長年が幕府軍を撃退した地であり、長年の皇室への貢献にゆかりのある場所である。神社参拝を通して皇室への忠誠心の育成が図られようとした。

このように神職会との合同の会合を経た1933年以降の教育会の議論では、神社参拝によって児童にもたらされる「敬神崇祖」の観念は、祖先への崇拝と同時に皇祖および天皇を崇拝することを意味し、それは天皇および国家への忠誠心を育成するものとして明確に捉えられている。また、学校教育で育成されるべき「日本精神」とは、そうした忠誠心を要素とするものと考えられていた。国民精神作興を目指した訓育の一つの方法として神社参拝が取り上げられていた1930年頃と比較すると、神社参拝の意義は「日本精神」概念のもとに明確に位置づけられている。また国際連盟脱退を経て日本が国際的に孤立し、さらなる国民の思想的統合の徹底が求められるなかで、国民の間にも思想的統合を目指す意識の高まりがあったと見られる。この時、天皇および国家への忠誠心育成をねらいとした神社参拝が重視されたのであった。

（2）神社の宗教性に対する教育会会員の期待

1935年6月、教育会は、八頭郡の小学校を対象として「信念教育の実施方法に就て」というテーマで座談会を設けた。校長13名、訓導17名（男性16名、女性1名）が参加したこの座談会では、次

⁵⁵ 『因伯教育』第478号、1934年6月1日。

のような議論が行われた⁵⁶。教育会の幹事が、参加者に向かって「宗教的信念は養ひ難いものだと以前から思って居たが今はどうでせう」と問いかけると、ある教員は、「前よりも出来難いと思ひます」と答えた。さらに幹事は「神社参拝であるとか、其他いろいろの施設は現在してあるのであるが、それに対しての内面的効果はどうでせう」と問いかけると、別の教員は「家庭が精神の念に薄れるにつれて信念教育は困難となると思ふ。人間が物質に生きる様になったために斯うした結果に陥るのでありませう。物質的な色々の改善は一方精神生活を薄くして行くと思ひます」との回答をし、「宗教的信念」の涵養は十分になされていないという認識を示した。

こうした現状を聞いた教育会主事は、「神社を拝するは宗教的な礼拝であるべきであった、神社は宗教でないと云ふ様な表面的な考へ方から道徳的な敬礼位な点に止まってはならぬと思ひます」と述べ、別の主事は更に「教師は円満なる宗教的信念を得て、施すべきである。教育者が十分考へた後確信を得たならば既成宗教と雖も取入れてよいと思ひます」と発言している。教育会役員の中には、神社を宗教としてとらえ、直接的な導入を求める意見を示す者もいた。

同年10月、宗教的情操の涵養に関する文部次官通牒によって学校教育では宗派に基づく宗教教育が禁止であることが改めて確認されつつ、宗派によらない宗教的情操の涵養が求められた〔第7章で詳述する〕。また、神社を宗教としない政府の方針にも変更はない。しかし、地域における学校教育の現場では、神社を宗教的な信仰の対象として積極的に捉え、児童の内面の教育に宗教的な信仰心を用いようとする考えがあった。

小括

これまで見てきたように、社会教化政策を契機として小学校では訓育の「施設」の検討及び実施が進められ、神社参拝などの神道儀礼が小学校訓育の一手段として位置付けられた。また、教化総動員運動は教育会と神職会の連携を促して行った。鳥取県の事例を見ると、教育会は宗教団体のなかでもとりわけ神職会と密接な関係を築いていたと言える。満州事変以後の国際的孤立のなかで叫ばれるようになった「日本精神」の涵養は教育会における教育課題となり、これに取り組むにあたって神社参拝が重要視され、神職会との連携が進められて行くことは自然な流れであったと思われる。

とりわけ注目したいのは、1935年の教育会の議論に見られた神社の宗教性への期待である。教育政策上の学校教育と宗教の分離原則に変更はなかったにもかかわらず、神社を宗教的な礼拝の対象とすべきであるとか、既成宗教の学校への導入を求めたいという声が上げられていた。当時は、天皇機関説事件を受けて国体明徴運動が盛んになっていた時期である。「国体」あるいは「日本精神」の強調という当時の教育課題を、宗教としての神社や既成宗教を用いて解決を図ろうとする意向があったので

⁵⁶ 『因伯教育』第492号、1935年8月1日。

はないか。第7章で検証するように、1935年10月の宗教教育協議会答申では、宗派によらない宗教的情操教育が求められることになるが、協議会の議論の過程では「拝む心」を求める声が上がられた。本章の検証で、地域の教育会においても、小学校訓育に宗教性を取り込むことの有効性に期待が寄せられていたことが明らかとなった。中央の教育行政においてこうした方針が明示されるのは1936年の教学刷新評議会答申のことであった。

第5章 小学校訓育と神道儀礼（2）—岐阜県—

はじめに

本章では、岐阜県を取り上げる。

第一に、県下の教育界に教育勅語の趣旨の不徹底や修身科の不振についての認識が広くあったことを明らかにし、第二に、そうした認識が小学校訓育への参入を目指す神職界の要望と合致して、教化総動員運動を契機として学校と神社の連携が進められた経緯を追うこととする。第三に、いわゆる「美濃ミッション事件」として知られる、キリスト教を信仰する児童による神社参拝拒否「事件」を取り上げる。前章で扱った鳥取県において、県の学務部長が神職会と教育会の役員を兼務していた可能性について言及したが、岐阜県においても、学務部長が教育会会長と岐阜県神徳会会長を兼務しており、教育行政と神職界との連携がスムーズに行われた。こうした状況のもとで、学校教育における神社参拝が奨励され、キリスト教を信仰する児童の参拝拒否が「事件」化した。その過程を明らかにしたい。

1. 教育会の教育勅語不徹底論と訓育としての神社参拝の実施

(1) 明治末期から大正期の教育勅語不徹底論

岐阜県教育会の機関誌には、明治末期から昭和初期にかけて、教育勅語の趣旨の不徹底や、修身科の不振に関する論説を見ることができる。

1909年3月発行の『岐阜県教育会雑誌』には、全国連合教育会に対して文部省が提出した諮問案「小学校及中等学校に於て一層教育勅語の御旨趣を貫徹し生徒をして躬行実践の精神を養成せしむるの方法如何」を取り上げ、考察した記事が掲載されている¹。筆者である「樟園生」なる人物は、「勅語の旨趣はまだ貫徹して居ないと断言する」とし、文部省の諮問の意図に賛同する。「樟園生」は、教育勅語の「本体」は、「祖宗祖先を賛美する感嘆する又之を以て自らの誇りとする所の熱烈なる感情」にあると考える。従って、「教育勅語の真精神は勅語の文句を解釈した丈では貫徹するものでない」とし、「祖先崇拜の精神を頭のどん底へ叩き込むこと」によって教育勅語の精神を徹底することができる、と述べている。

この「樟園生」の議論に見られるのは、教育勅語の章句の解釈を行う学校での教授のあり方、すなわち修身科に対する批判である。「樟園生」は、具体的方法として、国民が「祖宗及陛下」、「祖先」に対して「賛美し、感嘆し、宣誓し、祈祷する所の一篇の文章」を作成し、毎朝家庭で唱読するという方法を提案する。すなわち、教育勅語に対する奉答歌を唱えることで「頭の中に叩き込まう」という

¹ 樟園生「徳育私議」『岐阜県教育会雑誌』174号、1909年3月28日、岐阜県図書館所蔵。

のである。この提案の根本には、教育勅語の趣旨の徹底にあたっては、教育勅語だけでは不足で、これを補うものが必要という考えがある。

大正期に入り、教育勅語発布30周年となる1920年10月の『岐阜県教育』（前掲『岐阜県教育会雑誌』が改題）は、「教育勅語三十年記念感想」と題して教育関係者らのコメントを掲載した。岐阜県中学校長の寶山良雄は、「国民の日常生活の方面に於て、勅語の御趣旨が何れ程徹底して居るかは、之は疑問である」と述べ、教育勅語の趣旨の不徹底についての認識を表明した。さらに「中等学校長の会議等に於ても、道德教育の問題に関して勅語の趣旨の徹底が叫ばれ、甚しきは、中等学校に於ける修身教授の効果は零であるとまで攻撃される」という²。寶山は、修身教授に対する批判について言及しており、修身教授の不振という認識は当時広がっていたと見ることができる。

上記のような見解は、大正末期にも引き継がれる。1924年、岐阜県知事であり、教育会総裁を務めた上田万平は、従来の修身科は「理論の上で人格を作らう、理屈詰で品性を養はうという企」であり、これは「根本的に無理な処がある」とし、修身科のあり方に疑義を唱える。そして、「理論以上に一步を進めて信念といふのを有たせるまで行くのでなければ人格を養い得たとはいえない」という。では、信念を養成するにはどうしたらよいか。上田は、「明治の教育は宗教を教育と切り離れた、神様や仏様は、学校の門内へは一步も入れない方針を取った。此教育方針が、利害相半ばしたものであって、其の弊害の方面が今日に現はれたのではなかろうか」と論じ、1899年の文部省訓令第12号による教育と宗教の分離政策を明確に批判した。その上で、「国民精神作興の根本方策たる信念の養成の第一歩として、今後は、学校教育に宗教を近づけるのが可い」、「従来の如く学校門から宗教を遠けることは考へものだ」との見解を示した³。学校教育に宗教そのものを近づけようとする上田の見解は、学校教育と宗教についての文部省の意図との相違を孕むものであった。

こうした修身科の不振を宗教教育で補完しようとする上田の考えに賛成したのは、賀茂郡社会教育主事の富田秀吉である。富田は、「宗教的信念の欠乏が各方面に顕れて、道德実行の力が弱い弊に陥てゐる様に感じられます」と述べ、上田の見解に賛意を示している。しかし結論としては、「教育、特に社会教育の任に当るものは、事情の許す限り宗教的信念の養成に努め以て国民精神の作興に尽くさなければならぬ」とし、宗教そのものを学校教育に接近させることの可否については明言を避けた⁴。

学校教育に宗教を接近させることに対して反対意見を表明したのは、本巣郡の小学校の教員であった青木京太郎である。青木は、「宗教の為に学校の門を開くことは、絶対に拒絶する」と述べた。それは、宗教による修身教授の実施が困難であるということに加え、「宗教の事は宗教家の手に在るべきもの、その手によって学校以外で行はるべきもの」と考えるからである。しかしながら、青木も修身科

² 寶山良雄「熱烈なる求道の精神」『岐阜県教育』第315号、1920年10月30日、岐阜県図書館所蔵。

³ 上田万平「過去六十年の伝統より脱せよ―道德教育と宗教との考察」『岐阜県教育』第357号、1924年4月30日。

⁴ 富田秀吉「上田総裁の道德教育と宗教との考察を読む」『岐阜県教育』第358号、1924年5月30日。

の不振については認識を共有していた。「他教科は種々振興策も講ぜられ、研究もされてみえますが、修身科だけは取残されて不振を極めて居ります」との認識を述べた⁵。

これまで見てきたように、明治末期から大正期にかけて、岐阜県教育会の内部には教育勅語の趣旨の不徹底や修身科の不振といった認識が継続してあったといえることができる。さらには、国民精神の育成のためには、教育勅語だけでは足りず、それを補完するものが必要だとする考えも確認することができた。補完するものの一つとして取り上げられていたのが宗教であった。

(2) 昭和初期の教育勅語不徹底論

こうした認識は、1930年の教育勅語発布40周年記念に際して、改めて確認することができる。40周年記念は、文部省主導のもと、全国規模で行われた記念事業である。これについて、久木幸男が「教育勅語の規範力回復のための努力」⁶と捉えたことはすでに紹介したが、岐阜県においても「規範力」がないとの認識のもと、その回復のための議論が行われた。同年10月20日発行の『岐阜県教育』は、40周年記念の特集号となっており、誌上では教育勅語の趣旨はどうしたら徹底できるのかが主たるテーマとなっていた。

当時、岐阜県教育会会長は、藤原孝夫であり、岐阜県学務部長および岐阜県神徳会会長を兼務していた人物であった。藤原はこの特集号で、教育勅語について以下のように論じている。

明治二、三十年代の教育は実に緊張したる気分を以て、教授に、訓育に常に勅語を中心としてこれが普及徹底に努力したものであるが近時はそれが馴れて仕舞ったとでも云ふか、昔だ形式だけの教育に流れて昔日の如き精神的な本気な態度を失ひ、徒に新教育の迎合に浮き身を扮し只々新傾向に後れざらむことにのみ焦慮して、聖旨の徹底などは形式的に教授指針の第一箇條に明記されてある位になった様に思はれてならぬ、〔中略〕教育勅語は厳然として国民道徳の根幹を示し、国民指導の最高標準として存立することは其の当時も今も変りはないが、国民に徹底的理解と体得とがないために徒らに形式的王座に安置されて、実質的に生動していない様に見える⁷

上記のような教育勅語の趣旨の不徹底という認識に基づいて、この特集号では、「教育者以外の方々に、その不徹底の原因」について質問し回答をまとめた記事を掲載している。たとえば、岐阜県社会教育課長は、「教育勅語は全国民に対して道徳の根本をお示しになったものであることを忘れ、兎角学校のみ又は教育者のみに下し賜ったものであるかの如き誤解」があることを指摘するとともに、「上級

⁵ 青木京太郎「学校教育と宗教との関係を論ず」『岐阜県教育』第359号、1924年6月30日。青木は、本巣郡の教員であった。

⁶ 久木幸男「教育勅語40周年」『横浜国立大学教育紀要』第19集、1979年11月。

⁷ 藤原孝夫「勅語煥發四十周年を迎えて」『岐阜県教育』第434号、1930年10月20日。

の学校程教育勅語の徹底に努めねばならぬものであるに拘らず、それがむしろ反対の現象を呈して居はせぬか」とし、教育勅語が初等教育を中心として徹底されようとしていることについて疑問を投げかけた。また、神職からの回答では、「勅語の御聖旨を誤り、小学校限りの占有物と為し、各種学校に於ても一般社会に於ても、之を奉戴して道徳心涵養の基礎と為すことを怠りし結果、非常なる損失」を招いたとの意見が出されている⁸。このように、40周年記念を契機として学校での教育勅語の奉体が不徹底であるとの認識が確認されつつ、事態の解決を教師にだけまかせるのではなく、小学校以外の場での趣旨徹底が必要との意見が提示されていた⁹。こうした教育界における認識は、後に詳述するように、神道界が教育界に関わって行く基盤となったと考えられる。

(3) 訓育の方法としての神社参拝

教化総動員運動を経た1932年頃の岐阜県下の小学校では、国体観念の養成あるいは国民精神作興を目的とした神社参拝が行われていた。1932年5月30日発行の『岐阜県教育』は、国民精神作興に関する特集号となっており、国民精神作興のための県下の小学校における取り組みを紹介する記事が掲載されている。1930年代前半の国内外の情勢のなかで、改めて「国民精神作興ニ関スル詔書」が重要視されるようになったことはすでに前章で触れた通りである。

土岐郡土岐小学校では、国体観念の涵養のための方法として、記念日に際しての国旗の掲揚式の実施、および地域の神社参拝を挙げた。鎌倉時代に美濃の守護職であった土岐頼兼を祀る神社で、毎年祭典を挙行し、全校生徒に対して「忠君愛国の精神涵養」を行っているという¹⁰。また、本巣郡北方小学校は、国民精神作興の具体案を提示し、「実施事項」に以下のような部分がある。

訓育

学校方面

一、聖訓の徹底方について

- 1、修身の時間毎に勅語又は詔書の奉読をなさしめ、尋常科卒業までに暗誦を、高等科卒業までに暗写の出来るまでに至らしむる事。
- 2、聖訓の御趣旨については考査を行ひつつ徹底を期する事。〔中略〕

⁸ 宮脇半助「聖旨徹底上注意すべき事項」『岐阜県教育』第434号、1930年10月20日。

⁹ 1920年の30周年記念の際も、教育勅語の不徹底は認識されている。『岐阜県教育』第315号（1920年10月30日）において、岐阜中学校長は、「勅語の御趣旨が何れ程徹底して居るかは、之は疑問である」と論じ、趣旨徹底のためには教育家に「強い強い生きた精神」が必要だとの見解を示した。岐阜高等女学校長は、教育家に「大なる理想と熱誠」が足りないことが不徹底の原因だと分析している。学校以外の一般社会に向けて教育勅語の「宣伝の要あり」とする岐阜県視学の見解も掲載されているが、当該時期の趣旨徹底策として、教育家の「強い強い生きた精神」、「理想と熱意」を求める意見が複数見られた。

¹⁰ 土岐郡土岐尋常高等小学校「国体観念涵養の一施設」『岐阜県教育』454号、1932年5月30日。

二、礼拝

- 1、奉安殿 朝会の始め最敬礼。
- 2、神社参拝 毎学期の始めと終わりに全校で参拝。
- 3、忠魂堂参拝 陸海軍記念日に参拝。
- 4、神社仏殿の前を通る時の敬礼、神社仏殿の前を通過する際には敬礼をなさしむる事。
- 5、戦病死者墓参 陸海軍記念日。

三、国旗掲揚

祝祭日、郷社祭典に各教室を家と心得、その前日放課後児童に訓話をなしてその所以を知らしめ、教室の入口に国旗を掲揚せしむ。¹¹

このように、教育勅語、神社参拝、国旗掲揚を並列的に並べた訓育方法が見られる。

この特集号では、そうした国民精神作興への取り組みの紹介と並んで、教育勅語の趣旨徹底が大きなテーマとなっており、「勅語の御趣旨徹底に関して」（甲斐小学校長）、「教育勅語御趣旨徹底に関する我が校の試み」（安八郡仁木小学校）、「勅語並詔書の御趣旨貫徹の実行方案」（武儀郡関小学校）などの記事が掲載されている。例えば、甲斐小学校長である杉山等は、「小学校教育よりも中等教育、中等教育よりも専門教育に於ける勅語の取扱に遺憾の点が少なくなかったとは一般識者の見解であるかの様に聞き及んでゐる」という。これは教育段階が進むにつれて教育勅語が学校教育の中で重視されなくなって行く、という状況を指摘したものであろう。杉山は解決策として、「先づ以て皇室の有難さ尊さを国民の脳裡に感銘せしめ我が国体の神髄を知らしめることが大切」と論じる。その方法として、「偏知教育を反省し情操教育道德教育」に力を注ぐことが必要で、「初等教育に於ては語弊はあらうが宗教的信念を以て我が国体に対せしめるまでの要があらう」と提案した。すなわち、初等教育における国体観念の徹底が求められたのである。

先に紹介した大正から昭和初期に論じられた教育勅語の趣旨の不徹底が引き続き問題とされていることが分かる。しかし、教育勅語の趣旨が徹底されるだけでは、満州事変以後に改めて重視された国民精神作興という課題に対応できないとの考えから、教育勅語の趣旨徹底に加え国体観念の形成を目指す方法として神社参拝が位置付けられた。

2. 神職会の小学校訓育への参入

(1) 教化総動員運動への神職会の取り組み

岐阜県の神職の団体である岐阜県神徳会¹²も、教化総動員運動への参画を契機として国民精神作興

¹¹ 本巣郡北方小学校「国民精神作興の具体案」『岐阜県教育』454号、1932年5月30日。

¹² 岐阜県神徳会については、会報が一部しか発見されておらず、規約、組織、沿革などを含め不明な点が多い。ただし、

に取り組んで行く。1930年1月、神徳会は「国民精神ノ振作ニ関シ」対策協議のため、役員会を開催した。教化総動員運動を受けて、神職がこれにどのように取り組むのかが課題となっていた。この席で神徳会会長藤原孝夫は、「我国建国以来の美風たる敬神尊皇の精神を、一般に徹底せしむるは一に神職の重大なる責務と信する」とし、「此の機会に於て神職として其の本来の職分に立脚して、万邦無比多民一体の尊厳なる国体と国民性とを一般国民の間に自覚せしめ、以て健実なる精神振作に力を致してもらひたい」と挨拶をした。同会において「神職トシテ精神作興ニカヲ効スヘキ施設要項を決定した。以下に抜粋する。

(一) 綱領

- 一、神社ト国体トノ関係⁽⁷⁷⁾ヲ徹底ニ努ムルコト
- 二、奉仕神社祭神ノ神徳ヲ高唱シ祭祀ノ意義ヲ明ニシ敬神崇祖ノ觀念ノ涵養ニ努ムルコト
前二項ニ対スル方法トシテ講演会、座談会、氏子会等ヲ開催スルコト
学校生徒児童ニ対シ訓話ヲナシ、一般ニ対シテハ三大祭中祭等ノ祝詞ノ精神ヲ講述スルコト

(二) 実行要目

- 一、各世帯ニ神棚ヲ設ケ神宮大麻、氏神ノ神札等ノ奉祀ヲ徹底セシムルノ方法ヲ講スルコト
〔中略〕
- 四、軍人ノ入営、学校ノ入学卒業、誕生、初宮、成年、成婚等ニ際シ神社参拝或ハ奉告祭ヲ励行スルノ方法ヲ講スルコト
- 五、幼児ヨリ神棚、氏神神社等へ朝礼ノ良風ヲ馴致致セシムルノ方法ヲ講スルコト
- 六、三大祭ハ勿論神社祭典ニハ中等学校生徒、小学校児童ハ勿論多数参列又ハ参拝スル様奨励スルコト¹³
〔以下略〕

上記の内容から、神社と国体の関係を徹底することや、「敬神崇祖」の觀念の涵養を目的として、神徳会が広く社会に働きかけようとしていることが分かる。その際、学校、生徒、児童が対象として挙げられていることに注目したい。教化総動員運動への対応として立てられた方策が、神徳会と学校との連携のきっかけとなったと考えられる。

『岐阜県神徳会会報』第3号(1931年3月31日、國學院大學図書館所蔵)の編輯後記には、次のような記述が見られる。「吾が神徳会の組織は他府県の神職会とは全然趣を異にしてゐる。本部は格別とし、支部に於ては区々である。其の組織構成が市町村長と神職の一部との混成で幹部が組み立てられてゐる」。すなわち、神徳会会長は県の学務部長が務めていたのと同様に、市町村単位の神職の組織も行政と深い関わりを持っていた。

¹³ 『岐阜県神徳会会報』第3号、1931年3月31日、46頁。

なお、藤原は同役員会の挨拶の中で、「規約により会長に推戴の光栄を得た」と述べており、同会の規約には学務部長を会長とする規定があったものと推測される。

(2) 小学校訓育への参入

教化総動員運動が実施の運びとなる1930年は、教育勅語発布40周年記念の年であった。岐阜県神徳会は、40周年記念を機会に小学校訓育への参入を試みた。1930年10月3日、藤原は神徳会会長として、各神職宛に以下のように達している。

勅語煥発四十年記念ニ関スル件

来十月三十日ハ教育ニ関スル勅語煥発四十年ニ相当候処現下ノ世相ニ鑑ミ右勅語ノ御趣旨ヲ普及徹底ニ努ムルハ苟モ神祇ニ奉仕スル者ノ最モ緊要ノコトト信シ候條当日ハ各神社ニ於テ祭典ヲ執行シ可成多数ノ氏子崇敬者ヲ参集セシメ右勅語ニ関スル講演又ハ明治天皇ノ御事跡ヲ謹話シ以テ国民精神ノ振作ニ資セラレ度〔後略〕¹⁴

上記の通達では、教育勅語の趣旨徹底は神職の緊要の務めであるとされ、当日は祭典を執り行い、教育勅語に関する講演や明治天皇の事跡を講話するよう求めている。教育勅語は学校教育だけのものではなく、その趣旨徹底は神職の任務であるという認識を読み取ることができる。

これを受けた岐阜県下の神社では実際に祭典を催した。『岐阜県神徳会会報』には107の神社¹⁵より寄せられた祭典の報告が掲載されている。その一部を紹介してみると、岐阜市の県社では、「当日午前十時祭典執行後に勅語奉読、社司講演」を行い、聴講者は20人程であった。これに対して、200人の参列者を集めた稲葉郡の村社では、午後3時より祭典を開始し、君が代を合唱、村長が勅語を奉読し、講演などを行った。別の村社では小学校での記念式が行われる前の午前6時に小学児童48人、一般45人を集めて神職が講演会を行った。武儀郡の県社では参加者130余人を集め、祭典を執行後、神職が教育勅語の趣旨について講演を実施した¹⁶。このように、神社で勅語奉読と講演を行うケースが最も多く、小学校長を招いている例も見られる。しかし、30日の当日は、学校関係者や児童らは学校での式典に参加していたはずである。そのためか、「児童の参列を見ず」（稲葉郡郷社）とか、「学校教職員児童青年団処女会員等は参列せず」（武儀郡県社）といった報告も見られる。さらには、不破郡の複数の郷社や村社では、「農繁期の為何れも不振」という正直な報告がなされている。このように、

¹⁴ 同上、52頁。

¹⁵ 1930年6月30日時点での岐阜県下の神社数は、県社17、郷社178、村社2065、無格社2750、合計5010であったが、複数の神社（最多で67社）を兼務する神職が多いため、神職数は272名であった（『岐阜県神徳会会報』第3号、96頁による）。約40%の神職が神徳会へ報告を寄せたことになる。

¹⁶ 同上、53～62頁。

岐阜県での祭典は、すべてが「国民精神ノ振作」に成功したとは言えなかったようであるが、ともかく岐阜県下の神社で広く祭典が実施されていた。

このように、教育界において教育勅語の不徹底が確認された40周年記念に際して、神徳会は、小学校訓育に参入し、訓育における神社の有効性をアピールした。

1933年1月には、岐阜県神徳会の下部組織である飛騨三郡神職連合会（大野郡、吉城郡、益田郡）が「神社ト学校教育ヲ密接ナラシムル方法ニツイテ」¹⁷という提言を示した。同連合会が岐阜県や教育関係者及び教化事業関係者らに要望したこの提言は全24項目にわたり、以下のように、児童の神社参拝だけではなく、教員と神職の連携や、学校教育と神道の祭事との広範にわたる関係強化を求めた。

一、神職ハ学校教員ト常ニ相互会合ノ機会ヲ求メテ連絡交渉ヲ遂ゲ、敬神思想ノ涵養並ニ之カ実行ニ協力従事スルコト

二、学校ニ於テハ神宮大麻、飛騨一宮水無神社、氏神ノ神符ヲ奉斎スルコト

三、学校ニ於ケル朝拝（朝礼、朝会）遥拝（最敬礼）ノ对象的信念ヲ左ノ如ク統一スルコト

『天皇陛下

皇祖皇宗

天神地祇

（ヲ敬ヒマツル）』

四、教授上左ノ点ニ付特ニ注意スルコト

（イ）修身科国史科トノ関係ニ於テ、敬神崇祖ハ我國民道德ノ根幹ニシテ之ガ表現タル皇室国家國民トノ関係特ニ我固有ノ家族制度ノ本旨ヲ理解セシメ報本反始ノ至誠ヲ捧ケシムル様努ムルコト

〔中略〕

六、神社ニ於テ行フ公式ノ祭典ニハ校長以下教職員引率ノ下ニ生徒児童ヲ参拝セシメ其都度祭祀ノ意義ヲ講和^{〔ママ〕}スルコト

〔中略〕

八、祝祭日ノ意義ヲ体認セシムル為メ四大節以外ノ祝祭日ト雖モ教員指導ノ下ニ生徒児童ヲ神社ニ参拝セシメ訓育ノ徹底ヲ期スルコト

〔中略〕

十一、入学、卒業奉告祭ヲ神社ニ於テ執行シ、左ノ件ヲ考慮スル事

¹⁷ 「学校と神社の提携要望 飛騨三郡神職会」『大阪朝日新聞岐阜版』1933年2月7日。『岐阜県教育』463号、1933年2月28日。

(イ) 其ノ都度記念植樹ヲナスコト

(ロ) 神社ヨリハ教育的記念品ヲ授与スルコト

(ハ) 卒業記念写真ハ神社ヘ奉納スルコト

十二、学校長及教職員更迭ノ際ハ神社ニ参拝奉告スルコト

十三、神社ニ於テ優良生徒児童ヲ表彰スルコト

十四、優良生徒児童ヲシテ神社祭典ノ一部ニ奉仕セシムルコト

〔中略〕

二十、学校ニ神饌田設置ヲ奨励スルコト

二十一、教員講習会、研究会等開設ノ際ハ神社ニ関スル一科ヲ加ヘ以テ神社及祭祀ノ意義ニ徹底シ、又玉串奉奠作法等ニ習熟スルコト

二十二、神職ヲシテ毎年一回以上生徒児童ニ対シ神社及祭祀ニ関スル講話ヲナサシムル機会ヲ設クルコト

〔以下略〕

神職と学校教員との連携が求められるのみに止まらず、修身科や国史科といった正課の教育内容にまで踏み込んだ提言であった。また、祝祭日はもちろん、入学や卒業についても神社と関わりを持つよう求め、更には、「優良生徒児童」に祭典の一部を奉仕させることも提案している。神饌田の設置の奨励は、学校の中に神道の施設を設けるということに加え、収穫された稲が祭祀で供されるため、神道の祭祀と学校教育を結び付けようというねらいがあったのであろう。

上記の提言が出されて二ヶ月後の1933年3月、岐阜市の伊奈波神社で岐阜市内すべての小学校の新入学児童を対象とした入学奉告祭が行われた。報道によると「参拝した児童には尋常一年用の修身書一冊とお供への甘酒を祝うてそれぞれ与えることになった」という。これはこの神社にとって新しい試みであった¹⁸。当時、教科書は有償であったから、児童や家庭にとっては有難い行為であったと思われる。しかし、重要なのは、入学報告祭がどのようなねらいで行われたかということである。複数ある教科書の中でも修身教科書を与えるということから、児童の訓育に神職が関わろうとする積極的な姿勢を読み取ることができる。奉告祭は、神職は児童の訓育の一翼を担うということを表明する場となったと考えられる。

3. 神社参拝拒否「事件」

(1) 県の神社参拝奨励策と「参宮旅行」調査

¹⁸ 「新入児童の前途を祝ふ 奉告祭を執行 参拝児童へ甘酒等を進上 伊奈波神社の新試み」『大阪朝日新聞岐阜版』1933年3月14日。

岐阜県の教育界において教育勅語の趣旨の不徹底が再確認された昭和初期、岐阜県の教育行政は、教化総動員運動の実施の指示を受け神社参拝の奨励施策を進めていた。

岐阜県学務部は、1930年2月7日、学務部長名で神社神職宛に「国民精神ノ振作ニ関スル件依命通牒」を発した¹⁹。これは、神職に対して「国民精神ノ振作ニ努力」するよう求め、「別紙要綱中適切ナルモノヲ選択シ必ズ之ヲ実施」し、その実施状況を県知事宛に報告せよ、というものであった。「要綱」は7項目あり、「神社ト国体トノ関係ヲ闡明ニスル為メ祭神ノ神徳ヲ顕揚シ祭祀ノ意義ヲ徹底セシムルコト」、「各世帯、事務所等ニ神棚ヲ設ケ神宮大麻氏神ノ神札ヲ奉斎シ敬神崇祖ノ觀念ヲ涵養スルニ努ムルコト」など、神道による国民精神の作興をねらうものであった。神社参拝に関する項目では、「軍人ノ入退営、児童ノ入学卒業、誕生、初宮、成年、成婚等ニ際シ神社参拝又ハ奉告祭ヲ励行スル方法ヲ講ズルコト」、「神社祭典ニハ学校児童生徒、青年団、処女会員等ヲ多数参列又ハ参拝スル様奨励スルコト」が挙げられた。すなわち、社会全体あるいはライフコースを通しての神社参拝が奨励されており、その中に学校教育における神社参拝が位置づけられている。

さらにこの通牒が出された翌日、学務部長は、各市町村長および各小中学校長に対して、神職宛に上記の指示を出したことを知らせるとともに、「能ク神職ヲ援助シ之ガ実施ニ際シ支障ナカラシムル様」配慮を求め²⁰、神職と学校との連携を図った。当時の学務部長は先に触れた藤原孝夫である。岐阜県の教育行政は、藤原をトップとして神道界と教育界の連携を図ろうとしたのである。

このように1930年頃岐阜県では、教化総動員運動の一環として神社参拝の奨励施策が学校と神社の連携の下に進められようとした。

1932年7月、岐阜県学務部長に北里善従が着任した。北里は、「中小学校の教員を長らくやって教育界に育った」人物と報道されている²¹。そして前任者である藤原と同様、教育会会長と神徳会会長を兼務した。北里の着任後も、学校と神社の連携が進められた。

同月、小中学校教職員の異動に際して神社参拝を奨励する通牒を県が発したことが新聞で報道された。報道によれば、「県神徳会長たる北里学務部長から」小中学校長に宛てられたこの通牒は、「教職員の神社参拝は国民精神の作興指導ならびに教化上極めて緊要のことにつき、貴校の教員にして異動ある際は精々最寄りの神社に参拝させられるように」との内容であった²²。先に見た飛騨三郡神職連合会の要望が、部分的にはあるが、すでに政策として実現していたのである。教育行政は神社と学校との結びつきを強めようと働きかけていた。

1932年12月、文部省訓令「児童生徒ニ対スル校外生活指導ニ関スル件」が、学校当事者と教育・

¹⁹ 岐阜県教育委員会編『岐阜県教育史』史料編・近代4、1999年、41～2頁。

²⁰ 同上、41～2頁。

²¹ 新聞掲載の北里の談話による。「うってつけの学務部長さん むかし教育界に育った北里氏来任す」『大阪朝日新聞岐阜版』1932年7月8日。

²² 「教職員異動に際し神社参拝を奨励 中、小学校長に対し北里学務部長から通牒」『大阪朝日新聞岐阜版』1933年3月22日。

教化関係者らが協力し、児童・生徒の校外生活に関して「敬神崇祖」の精神を養うことなどを目標として指導及び訓練を求めたことは第4章で触れた。鳥取県と同様に岐阜県でも訓令の趣旨を実現する基盤を神社に重心を置いて整えつつあったといえよう。

北里が学務部長に就任した後、小学校を対象として修学旅行に関する調査が行われた。それは、伊勢神宮参拝を主たる目的とした修学旅行、すなわち「参宮旅行」に関する調査であった。『岐阜県教育史』によると、「昭和期に入り、満州事変が始まると、従来の見学的修学旅行にかわって、伊勢神宮参拝を第一の目的とした『参宮旅行』が多くの学校で実施」されたという。そしてそれは「伊勢神宮参拝によって皇室尊崇・敬神崇祖の念を養成するという教育目標に基づいている」としている²³。1932年12月、北里学務部長は各小学校長宛に「小学校児童ノ団体参宮ニ関スル件」を達した。この通達には、各小学校長に対して小学児童の団体での伊勢参宮に関する以下の事項について報告を求めたものである。

- 一 小学校児童ガ学校又ハ各校連合ノ団体ニテ伊勢参宮ヲナシ居ル向ハ右ニ関スル最近十年間ノ別表該当事項ニ付記入ノコト
- 二 地方公共団体ガ小学児童ノ参宮ヲ援助シ又ハ之ニ関シテ指導奨励ヲナセル事例アラバ其ノ大要
- 三 参宮其ノ他神社参拝ヲ目的トスル会其ノ他永続的団体アラバ其ノ名称、設立年度、法人格ノ有無資産状況、事業の概略²⁴

項目の「一」にある「別表」では、過去10年間にさかのぼり、1921年から1931年までの団体参宮の件数、参加児童数、都道府県・市町村などからの旅費補助件数およびその金額について記入欄が設けてあり、件数については、一校のみで行ったものか連合で行ったものかについてその内訳を求めている。参加児童数についても、尋常科、高等科の内訳を求めているという詳細なものであった。

この調査の結果や、どのように活用されたかについては不明だが、小学校における「参宮旅行」について岐阜県教育行政が関心を持ち、これを励行する意図を持っていたと推定できよう。

(2) 常葉神社参拝拒否と学校側の見解

これまで見て来たように、岐阜県では、昭和初期に教育行政の神社参拝奨励策が進められ、かつ学校現場では神社参拝は訓育上の一手段として確立していたと見られる。しかし、その「確立」が起因となって、岐阜県内ではキリスト教徒の小学校児童による神社参拝拒否が起き、キリスト教排撃運動

²³ 『岐阜県教育史』通史編・近代4、2004年、146～7頁。

²⁴ 『岐阜県公報』岐阜県図書館所蔵。

（「美濃ミッション事件」）が起きた。これは、該当時各所に起きたキリスト教徒による参拝拒否の中でも、公立の初等学校で生じたという稀な事例である。

「美濃ミッション」は、1918年に宣教師ワイドナー（Sadie Lea Weidner, 1875-1939）によって岐阜県大垣市に設立された²⁵。海外に支援母体をもたない小規模な独立のミッション（伝道局）であったが、1930年頃には、大垣のみならず、養老郡、不破郡、揖斐郡など近隣の郡のほか、武儀郡、加茂郡、郡上郡といった遠隔地に教会や伝道所を持ち²⁶、さらにミッション本部内には幼稚園を設立し、日曜学校も実施していた。ワイドナーは、厳格なキリスト者であり、神社参拝は宗教的行為であるとして、信者に対して参拝を拒否することを徹底していた²⁷。その影響もあり、美濃ミッションに在籍していた児童が、1929年に地域の神社参拝を拒否し、また1933年には複数の児童が伊勢神宮参拝を主たる目的とした修学旅行を拒否した。この二回の拒否をめぐり美濃ミッションに対する排撃運動が起こった。これを「美濃ミッション事件」という²⁸。とりわけ、1933年の二回目の「事件」については、神道学者の加藤玄智が著作の中で「国家の安寧秩序を妨害する最大のもの」として紹介しており、当時の宗教界では広く認知されていた²⁹。

「美濃ミッション事件」は、地域の個人や諸団体が排撃運動に参加していたため、地域リーダーを主体とした日本的なファシズム運動の典型的な事例としてとらえられてきた³⁰。『岐阜県教育史』は、昭和戦前期の教化総動員体制の一環として、国家神道徹底の政策が進められるなかで、この事件が起こったことを指摘し、ファシズム的な市民運動の存在に着目し、「不況下での市民の不満や不安が、美濃ミッション排撃という右翼的排外的運動に吸い上げられているように見える」としている³¹。しかし、この児童による神社参拝拒否が「事件」となった背景には、これまで見てきたように神社参拝が小学校訓育の一手段として明確に位置づけられたという経緯があった。神社参拝拒否が小学校訓育上、どのように「問題」となったのかを中心に検討したい。

²⁵ ワイドナーはもともと米国リフォーメド教会外国伝道局に所属し、1909年から4年間ほど宮城女学校校長を務めていたが、一時帰国し、信仰により独立して新たに来日した。『天にみ栄え—宮城女学院の百年—』宮城学院、1987年。美濃ミッション『何を予期すべきか?』2004年。

²⁶ 1930年10月から1931年4月にかけて美濃ミッションが岐阜県に提出した教会と伝道所の設立許可願（美濃ミッション所蔵）による。

²⁷ 1930年5月、多くのプロテスタント系のキリスト教諸教団が名を連ねた共同声明「神社問題ニ関スル進言」が出される。これは「神社非宗教」論を容認し、神社における宗教性の排除を求めるものであったが、この共同声明には美濃ミッションは名を連ねていない。

²⁸ 美濃ミッション事件の概要については、『神社参拝拒否事件記録 復刻版』（美濃ミッション、1992年）のほか、キリスト教社会問題研究会編『戦時下のキリスト教運動』2、新教出版社、1972年所収の「美濃ミッション迫害史」などの美濃ミッションが残した記録がある。また、1934年刊行の“The Japan Mission Year book”では、1933年度の動向として神社参拝問題（the question of “shrine worship”）を取り上げ、上智大学の靖国神社参拝拒否と並んで美濃ミッション（a small mission in Gifu）が紹介されている。教育史における先行研究としては、拙稿「1930年代における小学校訓育と神社参拝—美濃ミッション事件を事例として—」（『日本の教育史学』第5巻、2007年）がある。

²⁹ 加藤玄智『神道の再認識』章華社、1935年。

³⁰ 例えば、小笠原一恵「近代日本における宗教弾圧の位相—美濃ミッション事件における児童排撃—」（学習院大学人文科学研究科修士論文、1995年、未公開。美濃ミッションより提供）がある。

³¹ 『岐阜県教育史』通史編・近代4、32頁。事件の経緯については、599-605頁に詳しい。

1929年に起きた第一の事件の発端は、地域の神社の例祭に際しての参拝を美濃ミッション在籍の児童が拒否したことであった。この児童が通っていた大垣市^{なか}中尋常小学校がいつからそうした参拝を行っていたかについては不詳である。教化総動員運動施策を受けて、岐阜県が神社参拝奨励の施策を取るのはこの参拝拒否の後であり、それ以前からこの学校では神社参拝を行っていたことになる。

同小学校では、1929年9月24日、県社であった常葉神社³²の例祭に際して神社参拝を予定していた。この予定を前日に知ったワイドナーは、ミッション本部に在籍していた4名の児童（ワイドナーの養女2名、本部の使用人の娘2名）に対して、早退を申し出るよう心得させた。参拝の当日、学校は早退を申し出た4名の児童のうち、3名の児童の早退を認めたが、ワイドナーの養女であった当時6年生の児童の早退を認めなかった。児童は、「強いて参拝に赴かしめられた」³³という。この学校の対応に対して、ワイドナーは校長のもとを訪れ、「家庭よりかかる要求のありし場合は、その求めの如く帰らしむべきに非ずや」、「憲法により信教の自由を許さるることを尊重されざるか」と抗議したとされる³⁴。

校長は、1930年3月15日付の『美濃大正新聞』紙上で、美濃ミッションが「児童に対し神社参拝を厳禁し本校が訓育上必要とする神社参拝等の行事に対して常に反対的態度」を取っているとし、その経緯を報告した。これによると、1929年以前から、修身教科書の「皇大神宮」等の部分に対してワイドナーから抗議があったことや、1929年の夏季休暇の神社参拝にミッション在籍の児童が参加しなかったことが記されている。そして、常葉神社参拝拒否をめぐるワイドナーの抗議に際して、校長は以下のようにワイドナーに反論したという。

- 一、特に本校は日本人を教育する日本の小学校なることをご承知か
- 二、我国の神社は宗教にあらず
- 三、神社参拝は我国古来の美風にして国体の尊厳を知らしむる上に尤も必要なる訓育上の行事につき如何に反対されても断じて中止することは出来ぬ、従って本校児童たる以上校長の主義方針のもとに絶^て体統一されるべきものであり、従って取扱ひを二三にすることは出来ぬ³⁵

校長は、神社は宗教ではないとする当時の政府の見解を示し、神社参拝は「国体の尊厳を知らしむる上に尤も必要なる訓育上の行事」であると述べた。教化総動員運動の推進にあたり、岐阜県が神社

³² 常葉神社は、大垣藩藩主であった戸田家を祭っており、1917年に県社となった。最後の藩主であった戸田氏共は、明治初期に大垣を離れ、1908年には宮内省の官吏となり東京在住であったが、大垣の教育発展のための金銭的援助を盛んに行った。中尋常小学校も校舎増築にあたって、1917年に寄付を受けている。戸田氏共公顕彰事業実行委員会『戸田氏共公』1988年。「常葉神社について」常葉神社配付の説明資料。

³³ 「美濃ミッション迫害史」『戦時下のキリスト教運動』2所収、344頁。

³⁴ 『美濃大正新聞』1930年3月13日（『神社参拝拒否事件記録 復刻版』所収、30頁）。

³⁵ 『美濃大正新聞』1930年3月15日（『神社参拝拒否事件記録 復刻版』所収、43頁）。

参拝奨励を行うのは1930年2月のことであった。神社参拝を「尤も必要なる訓育上の行事」とする校長の認識は、県行政の動向と合致するものであったと言える。

(3) 参宮旅行拒否の事件化と顛末

それから3年後の1933年6月、伊勢神宮参拝を主たる目的とした修学旅行を、美濃ミッション在籍の児童3名（内1名は第一の参拝拒否をした児童）が信仰上の理由から拒否した。これが第二の事件の契機となった。ちなみに、先に触れた岐阜県学務部長による小学校の参宮旅行に関する調査が行われたのは前年12月のことであった。

1933年6月22、23日に、大垣市内にある5つの小学校の6年生が合同で伊勢神宮への参宮旅行を予定していた。大垣市の東、西、南、北、中尋常小学校が合同の参宮旅行を行うのは慣例であったようである³⁶。これに先立ち各学校が6年生の児童に対して参加の確認をしたところ、東尋常小学校に通う男子児童がキリスト教信仰の立場から参加できない意思を表明した。この児童は美濃ミッション大垣教会に在籍していた。これを受けて同小学校では、児童の弟（当時5年生）に対しても、次年度の参宮旅行への参加の意思を確認した。さらに中尋常小学校も、1929年に常葉神社参拝の拒否をした女兒（当時5年生）の母親を呼び出し、娘の参加について確認した。二人とも不参加の回答であった³⁷。このことは、すぐさま美濃大正新聞のほか、岐阜日報、大阪朝日新聞岐阜版などで事件として報道され、岐阜県下に広く知られることとなった³⁸。

児童が参宮旅行拒否の意向を示してから約一ヶ月後の7月、大垣市社会教育委員³⁹は、1930年から翌年にかけて美濃ミッションが県に申請した教会と伝道所の設立願が、そのまま放置されていたことから、その不許可を県に対して求めた。この設立願はすでに実質上設立・運営されている14箇所の教会と伝道所についてのもので、正式な県の許可を得ていなかったため、美濃ミッションが申請していたものであった。しかし、社会教育委員の要望に対して県が態度を確定しないため、社会教育委員は、市内の将校会、在郷軍人会、学校長、宗教家、市議会議員ら有志者とともに、児童神社参拝研究会を組織した⁴⁰。同研究会は、会長に陸軍中将、副会長に中尋常小学校および東尋常小学校の後援会会長が就き、約30名で組織され、排撃演説会等を行った。このように第二の事件では、軍人、宗教家、政治家らがアクターとして加わるという新しい展開が見られる。これは、1931年の満州事変を契

³⁶ 『神社参拝拒否事件記録 復刻版』108頁。

³⁷ 同上、108～113頁。

³⁸ ほとんどの関連記事は『神社参拝拒否事件記録 復刻版』に収められている。

³⁹ 各種団体の連携協力を図ることを職務の一つとして1932年4月に設置された社会教育委員には、学務委員、在郷軍人、各種教化団体、宗教家などが任命され、市町村長の諮問に応じ、また委員会には市町村長が参加することとされており、行政と民間の中間的存在と言える。

⁴⁰ 「神社参拝拒否事件 市の態度はますます硬化 県当局の出方により第二段の運動へ」『大阪朝日新聞岐阜版』1933年7月11日。

機とする国民の排外熱の高まりや在郷軍人会の活性化といった全国的な動向と同様の状況が岐阜県下でも生じていたことを示すものである⁴¹。

さらに7月12日には、中尋常小学校の後援会である興文会が役員会を開き、参拝拒否について協議を行った。その結果、「神社仏閣の尊厳祖先崇拜は吾々家庭は勿論学校に於ても児童教育の根本義とするは我国体の然らしむる所」であり、参宮旅行や神社参拝を拒否するような「我国体を危ふくする様な徒輩と私共の子弟とを共学せしむる事は子弟将来のため又国家の為め甚だ憂慮に堪えない」ことを確認し、「美濃ミッション幼稚園ニ入園シタル者ハ小学校ニ入学セシメザルコトヲ学校当局ニ要望スルコト」、「排撃運動ハ凡テ学童神社参拝問題研究会ト提携シ徹底的ニ行フコト」等を決議した⁴²。その後児童神社参拝研究会は、美濃ミッション経営の幼稚園に通う園児の家庭に対して退園を迫るなどの活動を行ったほか、大垣市内外の教化団体と連携を図りながら運動を展開して行った⁴³。

こうした排撃運動の高まりを受け、県は美濃ミッションの教会と伝道所の設立について不許可にしたい旨を文部省に申し出て、その許可を得た⁴⁴。文部省は不許可を認めた理由について、神社参拝を拒否したからではなく、「騒擾が惹起したから」とした。神社参拝拒否そのものを理由としなかったのは、憲法に定める信教の自由を考慮したものと考えられる⁴⁵。県は、8月9日に美濃ミッション宛に14箇所すべての教会と伝道所について「設立ノ件許可シ難シ」⁴⁶との通達を出した。さらに岐阜県学務部長であった北里善徒は、新聞において、教会での伝道活動に対して厳しい態度を取る事を表明している。

美濃ミッションが不許可の指令あつたに拘らず、今後法を無視して教会行為又は客観的に教会と認識し得らるゝやうな行為をなすにおいてはいふまでもなく中止解散を命じ教会としての設備は一切撤去せしめるのみならず、法の定むるところによって厳として処断する、そもそも宗教は民心の安定をはかるものであるに拘らず美濃ミッションはかへって民心を不安に陥らしめ且つ他の

⁴¹ 須崎慎一『日本ファシズムとその時代』大月書店、1998年、144-145頁。

⁴² 興文会『昭和六年五月起 記録』興文小学校所蔵。この決議は印刷のうえ広く配布された。美濃ミッションで保存されている。

⁴³ 8月には、養老郡では仏教会が中心となって神社参拝問題の郡民大会を開催し、大垣市より神社参拝問題研究会のメンバーであった中学校教諭が参加した（「養老郡民大会 美濃ミッション問題」『岐阜日報』1933年8月10日）。その他にも各地でこうした運動に同調する動きが見られ、7月には、岐阜市奉仕委員が排撃運動に合流することとなり（「美濃ミッション排撃に合流 岐阜市奉仕委員会」『大阪朝日新聞岐阜版』1933年7月28日）、大垣市東部婦人会も総会を開催し、美濃ミッション経営の幼稚園と日曜学校への入学反対の決議をしている（「婦人会が一入学反対決議 美濃ミッション」『大阪朝日新聞岐阜版』1933年7月20日）。

⁴⁴ 『美濃ミッション』不許可の指令到着す 知事の帰庁後正式却下『岐阜日報』1933年8月6日。

⁴⁵ 『神社参拝拒否事件記録 復刻版』168頁。8月17日にワイドナーは文部省を訪問し、文部省宗教局局長下村寿一と面会した。その際、下村から「不許可となった事は神社参拝拒否の為めではなく、騒擾が惹起したからである」と伝えられた。

⁴⁶ 「岐阜県指令」（五兵秘第二五号）、美濃ミッション所蔵。

宗教との関係も円滑を欠いてゐるので教会設立を認めぬことに決した⁴⁷

こうした動向と並行して、同月4日に行われた大垣市議会では、児童の「出席停止」が議論された。議員より「神社参拝を拒否する児童を小学校から駆逐することができるか」との問いかけに対して、視学は、「ただちに断行することは考へさせられるが、或期間の薰陶後に尚聞入れねば出席停止もやる」と答弁した。市長も「訓戒数次反省せねば児童の停学処分を断固やる」と発言した⁴⁸。その後、中尋常小学校は8月21日に、東尋常小学校はその翌日に、小学校令第38条（「性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリ」）に基づいて、3名の児童に対して出席停止の処分を下した。

中尋常小学校及び東尋常小学校の校長は、「自分も受持の教師も其子供に対し或は母親に対し数十回に亘り訓戒を与へ、我国体と神社についての説明を加へて来た」が、児童の態度を変えるに至らなかつたため、「神社へは参拝せなくても良いのかとの^[72]感念が児童の心に染まつては一大事」と考え、出席停止を命じたという⁴⁹。

しかし、こうした大垣市の見解や学校の決定に対して、岐阜県は異議を唱え、小学校令に定められている「性行不良は兇暴、盗癖等の場合をいふ」のであり、「今回の場合は思想問題から来たもので学校が登校停止せしむれば義務教育機関を奪ひ取つたもので教育の点から矛盾している」⁵⁰との見解を示したと報道された。大垣市における児童に対する出席処分の決定は、小学校令を逸脱するものであり、県から非難を受けたのであった。

小括

参宮旅行拒否をめぐる排撃運動の激化は、行政を動かし、教会と伝道所の設立不許可、児童の出席停止という厳しい措置に至つた。こうした経緯のなかで、小学校の後援会は「神社仏閣の尊厳祖先崇拜は」、「児童教育の根本義とするは我国体の然らしむる所」⁵¹という認識を示し、また、校長も児童に対して「我国体と神社についての説明」⁵²を重ねた。国体と神社は切り離せない結びつきを持つもので、神社参拝は国民教育の場である小学校において必須のものとする認識がその前提にあつた。神社参拝を欠いた場合、その児童の国体観念の形成が不十分となるだけではなく、「我国体を危ふくする様な徒輩」⁵³となり、また他の児童に悪影響を与える存在と捉えられ、教育の場から排除すべき対象とされた。

⁴⁷ 「幼稚園も閉鎖 不許可後の教会行為は厳罰す 北里学務部長語る」『岐阜日報』1933年8月6日。

⁴⁸ 「神社参拝拒否問題で大垣市会賑ふ！飽くまで拒否すれば停学処分と市長断ず」『岐阜日報』1933年8月5日。

⁴⁹ 「涙を振って最後の決意 大野中、堀部東両校長談」『岐阜日報』1933年8月23日。

⁵⁰ 「三児童処分に県側が意義 小学校令適用に矛盾を指摘」『名古屋新聞』1933年9月1日。

⁵¹ 興文会『昭和六年五月起 記録』。

⁵² 「涙を振って最後の決意 大野中、堀部東両校長談」『岐阜日報』1933年8月23日。

⁵³ 興文会『昭和六年五月起 記録』。

これまで見てきたように、第二の事件を受けて児童の排除に向かって排撃運動が展開して行くなかで、中心的な動力となったのは、地方のジャーナリズム、在郷軍人会などの諸団体、地域住民などであった。満州事変以後の排外熱の高まりや在郷軍人会の活性化を背景に排撃運動は激化した。1930年代前半に実施された教育行政による神社参拝奨励策や、教育会との連携に基づく神徳会の訓育への参入は、こうした運動の論理を支えるものであった。

日本のファシズム運動を研究した須崎慎一は、奄美大島におけるカトリック教排撃運動を分析し、1930年代前半に見られる攻撃が、それ以前のものとは著しく性格を異にしていたことを指摘している。すなわち、攻撃が大規模化した要因について、満州事変による内外情勢の大転換により、「キリスト教＝敵の手先」とするムードが強化されたこと、そして五・一五事件を機とする政党政治の崩壊により、カトリック教を天皇制や「敬神崇祖」思想と相容れない存在として認識し、排撃対象とした陸軍の勢力が台頭したことを要因として挙げている⁵⁴。教派は異なるものの、ほぼ同時期に起こった「美濃ミッション事件」と重なり合う分析である。

他方で、大垣市の見解や学校の決定に岐阜県が異議を唱えたことは見逃せない。すなわち、岐阜県から見れば大垣市の対応は小学校令を逸脱するものであった。また文部省も信教の自由という憲政原理に配慮した対応をしていた。地域の排撃運動の激化という状況に直面してもなお、教育と宗教の問題についての文部省の判断の原理は変わってはいなかった。

第7章で明らかにするように、中央政府の政策として、国体と神道との結びつきが明確にされるのは、教学刷新評議会やこれに基づいて作成された『国体の本義』刊行以降のことである。上記のような大垣市での動向は、『国体の本義』の内容が一般の社会に受け入れられて行く素地となった。

美濃ミッションはその後も、文部省を訪問して下村寿一宗教局長に理解を求め、「全国基督信徒に告ぐ」と題した声明書を全国的に頒布するなどして活動を続けたが、1939年にワイドナーが病氣治療のためアメリカへ帰国する途上で亡くなったため、戦後1946年の再建まで活動は中止された。なお、出席停止処分を受けた3名の児童は県外の私立学校に転校したとされる⁵⁵。

⁵⁴ 須崎慎一、前掲書、191-194頁。

⁵⁵ 『神社参拝拒否事件記録 復刻版』および「美濃ミッション事件の概要 (PDF形式)」美濃ミッション HP 掲載 (2023年9月2日閲覧) を参照した。

第6章 小学校訓育と神道儀礼（3）—神奈川県—

はじめに

4、5章で扱った鳥取県と岐阜県の事例では、1930年代前半に神社参拝が小学校訓育の一つの方法として位置づけられていたことが明らかとなった。また、鳥取県では神社参拝に宗教性を求める議論が見られ、岐阜県では国体観念と神社を結び付け、神社参拝を拒否する者を排除する行政行為が見られた。これは当時の中央政府の学校教育と宗教に関する方針とは異なる議論および対応であった。

また、上記2県において、地方教育行政官吏が教育会および神職会の役員を兼務しており、学校教育と神道会との連携が進行しやすい体制にあったことが分かった。しかし、こうした人的な繋がりがあっても、府県によっては教育会と神職会の連携が進まず、学校教育に対して神職会の積極的な干渉が見られない事例もある。本章で取り上げる神奈川県は、そうした傾向を示す地域であった。

本章では、第一に、神奈川県教育会において大正末期から昭和初期において修身教授の改善を求める議論を概観し、これが思想問題を背景としていたことを確認する。第二に、教化総動員運動がどのように実施され、またこれに教育会がどのような反応を示したのかを検証する。第三に、教育界への宗教導入に神職会がどのような役割を果たしたのかを検証するため、その組織や体制を明かにした上で、学校教育への要望や連携の状況を見ることとする。第四に、宗教的情操の涵養に関する通牒が出された1935年以降の県の教育界の状況を、教育会の取り組み、小学校での事例、教育会と神職会の連携の三点から検討したい。

1. 教育会における修身教授不振論と教育勅語の時代不適合論

（1）修身教授不振論と改善策の検討

大正末期から昭和初期にかけて、神奈川県教育会の機関誌である『神奈川県教育』には修身教授の不振とその改善方法に関する記事を断続的に見ることができる。神奈川県教育会は神奈川県庁内におかれ、会長は、1926年の地方官官制中改正によって学務部が設置されて以降、継続的に学務部長がこれを担った¹。このことから、同教育会は地方教育行政の下にある組織であったといえる。

神奈川県教育会においても他の県と同様に、修身教授不振論を断続的に確認することができる。1926年9月に発行された『神奈川県教育』には、神奈川県師範学校の教師である澁谷良胤が作成した「国定小学修身書徳目系統表」が掲載されている。これは、尋常小学校から高等小学校までの修身

¹ 神奈川県教育会編『神奈川県教育会五十年史』1938年、180頁。

教科書の書徳目を、「家庭に於ける心得」、「社会に於ける心得」、「個人としての心得」、「国民としての心得」といった作成者が設定した「道徳観念の系統」に沿って整理したものである。なぜこの表を作成したのかという理由について澁谷は次のようにその理由を記している。

現在小学校教育の進歩発展に際して然も修身教授の不振を唱へられるは誠に寒心に耐へない。殊に昨今報ぜられる新聞記事又は現小学校の実際から見て確かに訓練教育の欠陥、修身教授の不振を物語るものではあるまいか²。

つまり、澁谷が修身書の研究を行ったのは、訓練教育の欠陥や修身教授の不振という状況認識から、修身教授の諸問題に着目し訓練教育の向上・徹底に取り組むためであった。

同年 12 月には、富岡尋常高等小学校長の小野藤蔵が「修身教授の通弊と其の救済法案」という論説を寄せている³。これは 11 月に開催された神奈川県主催の修身科研究授業会を受けて考えた問題を記述したものである。その中で修身教科書の使用方法の問題点について以下のように指摘した。

現今の修身教授を見ると教科書の取扱いがいかにも粗略である原因から児童の教科書観が如何にも貧弱である。修身の自習を命じて見ると書取をするか素読をするか挿画を見るか雑誌に読るかに止まりほんとの修身の本質にふれた自習はさらに出来ない。

小野は、すべての児童に教科書を授け、児童が一人で読解するように「自学自悟」する様に指導することが至当である、と述べた。そうすることで教科書が「国民の普通道徳の基準」とならなければならないと考えた。また、小野は修身教授の方法を「修身書の内容徹底教授」と「実践指導教授」とに分類した。前者は「主として教科書中心で、教室にて行ひ静的生活によって静心を養ひ」、後者は「作法室又は松下樹間の自然に親しみつゝ行ひ、畳の上の気分又大自然心の空気にふれしめつゝ静的環境よりも動的生活を」目指すと説明している。小野はこの論説を通して、教科書の使用方法や具体的な教授方法を提案し、修身教授の改善について考察したのであった。

このように修身教授の改善に関する論説が掲載されていた時期、1927 年に小学校修身科研究主任が研究結果の発表と意見交換の場として「小学校修身訓練研究協議会」を開催した。これは、「該科重要問題について研究討議を行ふことは思想上の動揺甚しき現在の世態に鑑み、児童教育上該科の堅実なる発達を期する上に頗る緊切な事」であるとの見地から企画されたもので、思想問題への対

² 澁谷良胤「国定小学修身書徳目系統表」『神奈川県教育』第 232 号、1926 年 9 月 25 日、神奈川県立図書館所蔵。

³ 小野藤蔵「修身教授の通弊と其の救済法案」『神奈川県教育』第 234 号、1926 年 12 月 25 日。

策というねらいがあった⁴。周知のように1920年代から1930年代にかけて、社会主義思想などに影響を受けた学生・生徒の活動が問題視され、政府はこれを取り締まる施策を打ち出していた。こうした社会背景を受けて、修身教授の改善は思想問題に対する間接的な対策として捉えられていたと思われる。

10月6日、7日にわたり県立女子師範学校で開催された同協議会の協議事項にその傾向を見ることが出来る。事項には、修身科の補充教材や成績考査といった授業の実際に関わるものに加え、「道徳的ニ学校教育ガ社会生活及ビ思想ニヨリ裏切ラレ、タメニ修身科ノ徹底ヲ妨ゲラル、事アリスクスルトキノ本科使命ヲ果ス方案如何」（中郡国府尋常高等小学校提出）といった思想問題に関するものが挙げられている。そのほか、「小学校教育ニ於テ『宗教的信念』ヲ陶冶スル必要アリヤ、若シアリトセバ其ノ具体方案如何」（高座郡寒川尋常高等小学校提出）といった宗教的信念に関連する問題も取り上げられた。

講演者として参加した当時東京高等師範学校教授であり、修身教授研究で知られた佐々木秀一は、協議にも指導者として参加し協議事項に回答を与えた。佐々木は「道徳的ニ学校教育ガ社会生活及ビ思想ニヨリ裏切ラレ、タメニ修身科ノ徹底ヲ妨ゲラル、事アリスクスルトキノ本科使命ヲ果ス方案如何」という問いに対して、明治維新以降、「風俗習慣道徳等を西洋より吸収するに急にして日本道徳を顧みる暇なかりしが、近時（世界大戦後）此の考に深刻味を加へたり」と述べ、第一次世界大戦後の道徳や思想の困難について説明した。その上で、「個人関係に於て君臣父子の関係の濃なる事は日本道徳の特徴」であるから、「之を有利に活用する事は極めて大切」であると回答した。加えて、西洋においても道徳について同様の困難が見られるが、宗教教育での対処は不成功に終わりつつある、として宗教教育の非有効性について言及した。

後者の「小学校教育ニ於テ『宗教的信念』ヲ陶冶スル必要アリヤ、若シアリトセバ其ノ具体方案如何」については、「既成宗教を学校に持込むの謂ならざれば問題ならず。採りて以て可なり」としたが、「道徳の一途、宗教の一面のみに依らむとするは狭きの感あり」と述べ、宗教のみに頼ることの無いよう注意を促した。また学校における「宗教的信念」の陶冶の具体的方法案としては「教師自ら熟考するを先決問題」と回答するのみで、具体的な方法は教示されなかった。

このほかにも佐々木に対する質疑の場面で、宗教に関する問いが投げかけられた。「神社及神職会等ヨリ各小学校ニ配布セラレシ大麻ノ取扱ヒヲ如何ニスベキカ」（横須賀市澤山尋常小学校、横須賀市山崎尋常小学校提出）という質問に対して、佐々木は「本問は土地の事情に通ぜざれば解決不可能なり。故に前述協議題解説を参考として土地の事情により適当に扱はれたし」との回答をした。こちらも具体的回答にはなっていない。既成宗教を持ち込まないことを共通理解とし、「宗教的信念」の陶冶の具

⁴ 「小学校修身訓練研究協議会概況」『神奈川県教育』第241号（小学校修身訓練研究協議会号）、1927年11月20日。

体的方法についてはそれぞれの学校や教員に任せる、という判断が示されたとまとめることができよう。

他方で、同協議会には思想問題対策としての修身教授改善という捉え方とは異なる観点も見られる。それは、新教育と修身教授の関係性を問うものであった。こうした質疑の題目を川崎市の宮前尋常高等小学校は複数提出しており、それは「工業地ノ児童ニ対シテハ教材取扱上如何ナル方面ニ特ニ考慮スベキカ」、「児童ノ経済生活ト修身教育トノ関係ヲ如何ニ交渉付クベキカ」、「小学校ニ於ケル自治的施設ハ如何ナル程度ヲ以テ適当トナスベキカ」、「新教育思潮ヨリ見テ本科教育上考慮スベキ点如何」などであった。これらの議題から、当該小学校の教員が、児童の実際の生活に根差す修身教育を志向するとともに、自治的な組織のなかで行われる修身教育をも目指していたことが窺える。さらに言えば、修身教科書の内容と児童の実際の生活との乖離を問題視していたとも考えらえる。

上記の一つ目と二つ目の議題について佐々木は「問題を今一層具体的に提出せざれば不明にして解答不能なり」として答えなかった。三つ目の自治的施設に関しては、日本の家庭生活は自治生活に即さないし、学校で導入するには考慮と準備と覚悟が必要であるとして否定的な見解を示した。四つ目の新教育と修身科との関係については、「体験と本能利用とに努めざるべからず」との回答をした。ここでは、こうした佐々木の回答の内容よりも、教育現場では新教育の教育を目指す観点から修身教授の改善が課題として自覚されていたということに注目しておきたい。

同協議会では、複数の小学校訓導による意見発表も行われた。そこでは、思想問題への対策という観点から修身教授の改善を目指そうとする意見と、新教育における児童中心主義と修身教授の関係について考察しようとする意見とを見ることができる。例えば、足柄上郡岡本小学校の訓導である内藤文造は次のように述べている。

思想に、経済に、政治に、道徳に、我が国の前途を考たときに憂慮すべき事実の多大であることを悲むと共に、小学校教育殊に修身科教授の責任の重大なるを思はずには居られません。翻て現代修身科教授の有様を眺めた時に、そこに幾多の欠陥と救済を要する多くの問題とを見出すのであるが、実践指導の方面について欠けてゐるものも慥かにその一つであると思ふ⁵

内藤は、修身教授は思想問題を抱える国家にとって重大な責任を負っているにも関わらず、実践指導を含め多くの問題があると述べ、自身の実践について報告した。

他方で、高座郡旭尋常高等小学校訓導の鈴木重雄は、以下のように従来の修身教授を批判した。

⁵ 内藤文造「実践指導上の一考察」『神奈川県教育』第241号（小学校修身訓練研究協議会号）、1927年11月20日。

従来の修身教授は大体に於て外的要素を重んずる傾向がありはしなかつたか？勿論児童をも考へたのではあるが、それは外的要素たる社会に順応せしめんとする経路に於て其の発達程度を考へたことが主であった。〔中略〕而して模範人物の言行、格言、訓辞等の形式に於て社会生活に必要な道德律を提供したのである。其の極端なものは単に客観的に存する道德法を全く他律的に伝へんとし、修身教授は教師本位、詰め込み主義、故に模倣と暗誦を主とし思考、自覚、反省をなす機会を与へずに終つたのである⁶

上記のように、鈴木は教師本位、詰め込み主義の修身教授を批判した上で、「今後の修身教育はかゝるものでなく常に児童の生活に即した興味あるものでなければならぬ」、また「即修身教育の更新は第一に児童中心興味中心の教育思想に合致するものでなくてはならぬ」と論じ、児童中心主義に基づく修身教育への改善を目指す考えを表明した。

神奈川県女子師範学校訓導の平戸喜太郎は児童の個性に着目した意見を述べた。平戸は、修身教授にあたって「私共は子供そのものを知らなければならない」という。児童はいかなる生活を体験するのか、いかに生活を内省するのかなどを知らなければならず、そのためには「子供が随時に自身の生活を内省した記録」である生活記録をよく読む必要があるとした。そうして児童の個性を理解した上で指導しなければならないと説明した⁷。

これまで見てきたように、大正末期から昭和初期の神奈川県の教育界では修身教授の不振が認識されるとともにその改善が求められていた。そこには二つの論点が存在し、第一に思想問題を背景にその対策として修身教授の改善を求めるものと、第二に新教育における児童中心主義の考え方に基づいて修身教授を改善しようとするものがあつた。

(2) 教育勅語の時代不適合性についての指摘

当該時期、『神奈川県教育』誌上では修身教授の改善に関する議論が交わされたのは見た通りであるが、教育勅語に触れているものは多くない。教育勅語について取り上げた論説としては、1930年の教育勅語発布40周年記念に際して書かれたものがある。横浜市岡野小学校長である並木常蔵は、「教育勅語に対する教育者の用意」と題した論説で以下のような疑問を呈した。

教育勅語が吾人国民の永遠の聖典であること、乃至常に暗誦体得すべきものだと誰れでもが口にするところであるが、さて果してよく洗滌たる生氣に満てる意識の中心に強き関心を持ってゐるか、師範学校なり、教員養成所なりに於ける其の御勅語の修得が、果して其の内容に徹し、そ

⁶ 鈴木重雄「修身教育更新と研究方法」『神奈川県教育』第241号、1927年11月20日。

⁷ 平戸喜太郎「修身教育に於ける個別指導に就て」『神奈川県教育』第241号、1927年11月20日。

の根本精神を体認する為めに努力を十分に払はれ居るか、儀式に奉読すべきものだといふ理解の中に、強き血潮の奔る様な感激が満たされた心境に於て、斯く言はれ、奉読され、拝聴されつゝあるか⁸

並木が問題提起しているのは、第一に教育勅語を形式的に暗誦しているが、「生氣に満てる意識の中心に強き関心」を持っているかということ、第二に教員養成の段階で教育勅語の修得は行うが、その内容に徹して根本精神を体認するための努力が払われているかということ、第三に儀式における奉読は、「感激が満たされた心境」において行われているかということである。すなわち、教育勅語を「永遠の聖典」として扱うにあたって、それが形式的なものになっていないだろうか、そして教員が強い関心や感激をもって教育勅語を受け止めているかという問題提起であった。

並木はこの問題提起を踏まえ更に具体的な五つの問いを挙げて行く。それは、「A 教育勅語を主権者の命令の如く考ふるものなきか」、「B 教育勅語の研究が其の徳目の分解的羅列的解釈に随して根本精神を把握せぬ傾向はなきか」、「C 教育勅語に表れざる徳目、即ち自治、共同、公正、責任等を如何に勅語に連関して取扱ふべきか」、「D 現下の如き思想混乱の時代に於^(ママ)は第二の教育勅語を渙発するの要なきかとする論者の説は当否果して如何^(ママ)なるや」、「E 所謂危険思想と教育勅語の根本思想との関係如何」というものであった。ここでは、A、C、Dを具体的に取り上げて紹介したい。

「A 教育勅語を主権者の命令の如く考ふるものなきか」については、この考え方は「御勅語の權威を認めんとする誠意」は認められるが、勅語を法律のような主権者の命令のように捉える、あるいは神の定めた掟のように「唯有難い、勿体ない、御教」と捉えるとしたなら、「道德を他律的教権的ならしむるもの」であるから、「真の道德的規範となるには如何か」と並木は疑問を呈する。さらに並木は、「教育勅語はたゞ勅語なるが故に有難いのか、もしくは道德の真理の御垂示なるが故に有難いのか」、これを「熟慮して見なければならぬと思ふ」と論じ、問いかけに止まってはいるものの、教育勅語の權威の根拠について熟慮を求めた。

CおよびDは関連する問いである。「C 教育勅語に表れざる徳目、即ち自治、共同、公正、責任等を如何に勅語に連関して取扱ふべきか」について並木は、「教育勅語は国民道德の全徳目を御示しになられたものとするときには、茲にかなりの困難に遭遇する。果たして如何に解するべきや」と述べ、教育勅語の徳目の不足を間接的に指摘した。そして、「D 現下の如き思想混乱の時代に於^(ママ)は第二の教育勅語を渙発するの要なきかとする論者の説は当否果たして如何なるや」については、社会政策学者である永井亨の説を引用した。並木は永井の説を、「教育勅語は、明治時代の国家の統一には有効であったが、国民道德乃至社会の基準が衰はれんとしてゐる今日に於ては、物足らぬ感があるとの意味を

⁸ 並木常蔵「教育勅語に対する教育者の用意」『神奈川県教育』第272号、1931年1月15日。

暗示してゐる」と捉えた。並木は自身の考えを明確には示さなかったが、Cの問いと関連付けて理解すれば、永井の説に同調し、教育勅語の内容の不足を認識していたものと推察される。

40周年記念に際して掲載された教育勅語に関する並木の論説は、その権威の根拠について改めて考え、その内容の不足や当時の社会情勢への不適合について間接的に指摘するものであった。教育勅語の時代不適合性は小学校の校長にも認識され、県教育会の機関誌に掲載されていたのである。

2. 教化総動員運動の実施と教育界の反応

(1) 教化総動員運動の実施と教化団体・宗教団体への協力要請

神奈川県教育界が当時の思想問題を受け止め、修身教授の改善でもってこれに対応しようとしていたことを前節で確認した。ではその神奈川県で昭和初期に実施された教化総動員運動への協力はどのようなものであったのだろうか。まずは神奈川県における教化総動員運動の実施について確認しよう。

教化総動員運動実施についての文部省による呼びかけを受け、神奈川県は1929年9月17日に同運動に関する告諭を發した。告諭では、「政府ハ教化総動員ノ計ヲ樹テ国民精神ノ作興ト財政經濟ノ整理緊縮トノ二項ヲ標榜シテ一般国民ニ対シ質実剛健勤儉力行ヲ鼓吹シ国民的自覺ヲ喚起セシメ闔國ノ協力ニ依リ其ノ目的ノ達成ヲ期セントス」として、同運動が「国民精神ノ作興」と「財政經濟ノ整理緊縮」という二つの目的を持ち、これの達成を目指すものであることを説明している。その上で、以下のように教育機関と教化団体等の協力を求めた。

此ノ時局ニ鑑ミ所在各地ノ教育機関及教化団体ハ勿論苟モ經世濟民ヲ以テ自ラ任スル者相率ヒテ国民覺醒ノ運動ニ從フアラハ一代ノ風尚蔚然トシテ振起センコト毫モ疑ヲ容レザル所ナリ

此ノ機ニ於テ中央ト相応シ県下ニ於ケル教化ノ総動員ヲ行ヒ一般県民ノ覺醒奮起ヲ促スト共ニ学校、青年訓練所、男女青年団体、宗教々化矯風団体等一切ノ教育教化機関互ニ連絡提携シテ大イニ風教ノ振作ニ各其ノ全カヲ傾倒シ以テ本運動所期ノ目的ヲ達成センコトヲ切ニ要望ス⁹

告諭では、運動の実施にあたっての方針や方法についても示されている。運動の実施の方針は「朝野一致」であり、各種教育機関、教化団体、宗教団体等の協力を求めた。そのため、「県下市町村長、学校長、青年訓練所主事、教化団体、宗教団体、男女青少年団体、教育会、在郷軍人会、婦人団体等ノ代表者並教化事業ニ關係アル有力者ヲ召集シテ知事ヨリ本運動ニ関スル訓示ヲナス」とした。すなわち、市町村長、学校長、各種教化団体・宗教団体等の代表者を召集し、知事の訓示を与え

⁹ 神奈川県告諭第1号『神奈川県公報』号外、1929年9月17日、神奈川県立図書館所蔵。

ることによって、行政と民間とが一体となった協力体制を目指したのである。また、教化団体・宗教団体等に対して、「夫々ノ立場ニ於テ自發的ニ本運動ニ関スル実行方法ヲ講スルコト」とし、主体的な取り組みも求めるとともに、関係市町村との連絡・提携、諸団体の連絡を緊密にすることなども求めた¹⁰。

同日、神奈川県は教化総動員神奈川県委員会規程を定めた。同委員会の設置は、教化総動員に関係ある各種機関の連絡統制を図ることを目的としていた¹¹。ここでいう各種機関とは行政および教化団体・宗教団体等の民間団体のことを指しており、同委員会の会長は県知事が務めた。

9月20日には第一回委員会が実施された。文部大臣小橋一太、社会教育局長下村寿一も同席し、訓示、講演を行っている。また、委員会では関係機関の連絡・統制のため、各機関の実施計画や実施状況を報告することを決定するとともに、以下のような宣言と決議を行った。

宣言

我国現下ノ難局ニ直面シ殊ニ復興途上ニ在ル本県ノ状勢ニ鑑ミ県下各種教育教化機関ノ協戮駢進ニ依リ挙県一致国民思想ヲ醇化シテ中正ニ就カシメ経済生活ノ改善ヲ図リ国力ヲ培養シ以テ万国無比ナル我国体ノ尊嚴ヲ倍々中外ニ宣揚センコトヲ期ス

決議

- 一、建国ノ由来ヲ闡明シ国体觀念ヲ明徴ニスルコト
- 一、敬神崇祖ノ念ヲ養ヒ宗教的の信念ノ確立ヲ期スルコト
- 一、旧来ノ弊風陋習ヲ矯正シ質実剛健ノ民風ヲ作興スルコト
- 一、経済生活ノ合理化ヲ図リ冗費節約勤儉力行ノ美風ヲ助長スルコト
- 一、各自ノ職分ヲ自覚シ創造ヲ勗メ能率ノ増進ニカムルコト¹²

上記のように、宣言において各種機関の連携を確認するとともに、「国民精神ノ作興」に向けて、国体觀念の明徴、「敬神崇祖」の念の涵養、宗教的の信念の確立を目指すことを決定したのであった。また、具体的な実行事項を以下のように定めた。

実行事項参考要目

- 一、国史ノ成迹ニ鑑ミ君民一体忠孝一本ノ本義ヲ明カニスルコト
- 二、世界ノ大勢ヲ知ラシメ帝国ノ地位ヲ知悉セシムルコト

¹⁰ 同上。

¹¹ 神奈川県告示第442号『神奈川県公報』号外、1929年9月17日。

¹² 「教化総動員神奈川県委員会決議事項—於第一回委員会」『神奈川県教育』第260号、1929年11月22日。

- 三、忠良賢哲孝子節婦義僕等ノ事例ヲ調査シ之ヲ紹介表彰スルコト
- 四、郷土ニ於ケル史蹟名勝ヲ愛護スルト共ニ義人烈士ノ遺蹟ヲ尊重スルコト
- 五、大祭祝日ノ意義ヲ明ニシ当日国旗ヲ掲揚スルコト
- 六、祖先ノ祭祀ヲ厚クシ仏事ノ実行墓地ノ洗淨等ニカムルコト
- 七、神社ノ祭礼ニハカメテ参拝スルコト
- 八、朝夕神仏ニ礼拝スルコト
- 九、神仏前ヲ通過スル際ハ敬礼ヲ行フコト
- 十、国歌ノ意義ヲ知ラシメ之ニ対スル敬虔ノ念ヲ養フコト
- 一一、本運動ニ関スル講演会等ニハ国民精神作興ニ関スル詔書ヲ捧読シ国歌ヲ合唱スルコト
- 一二、十月二日及五日 神宮式年遷宮当日ハ国旗ヲ掲揚シ遥拝式ヲ挙行スルコト¹³

[後略]

13 番目以降は「財政経済ノ整理緊縮」を標榜して節約と貯蓄とを求めた条項のため省略した。上に取り上げた12の項目は、「国民精神ノ作興」を標榜したもので、これらの事項を県民に実行するよう各種機関が働きかけて行くこととなった。天皇に対する忠誠心に関わる項目が複数見られ、大祭祝日の意義を明らかにすること、国歌を合唱すること、国旗を掲揚することなどを求めている。特に注目されるのは、「祖先の祭祀を厚くし仏事を実行」すること、「神社の祭礼には力めて参拝すること」、神仏への礼拝や敬礼を行うことを求める条項が挙げられていることである。祖先や氏神を崇敬する態度が「国民精神ノ作興」において必要であると考えられたのであった。

先に触れたように、第1回委員会では下村寿一が講演を行った。同運動は文部省社会教育局が主導していたことから、下村はいわば旗振り役というべき存在であった。下村は講演で同運動の趣旨や性格について、以前の民力涵養運動と地方改良運動と比較しながら以下のように説明している。

[前略] 此度文部省で計画を致しました教化総動員のやり方は、従来ノ運動に比しまして二、三の点に於きまして相違する処があるのであります。[中略] 第一には従来ノ運動は動もすると精神方面を全然無視したとは申しませぬが、余程閑却して居った憾があるのであります。[中略] 寧ろ重点を精神的方面に置かうと云ふ、此点が前の此種の運動とは幾らか相違する点の第一であります。それから第二は、是迄の運動は動もすると中央に於て何かしらを決めて、或は委員会等の組織に依って決議を致しました事柄をずっと他に及ぼして行くと云ふやうなやり方であったのであります。[中略] 此度は寧ろ左様な方法を避けまして、各団体、各篤志者等の主義、綱領或は信

¹³ 「教化総動員」『神奈川県神職会報』第35号、1929年11月1日、神奈川県立図書館所蔵。「教化総動員神奈川県委員会決議事項—於第一回委員会」『神奈川県教育』第260号、1929年11月22日。

仰、信念に基いて大体自由にやって貰ふ〔中略〕それから第三には、全国の凡ゆる教化機能を挙げて此運動に参加して貰ふと云ふことであります。〔中略〕此度は凡そ教育宗教とか等に関係のある処の各団体はこぞって参加して貰ひたい、殊に従来は宗教団体に対して余り此運動に対して参加を求めなかった、宗教団体から加はって来ることは固より拒否しなかったのでありますが、積極的に参加を慫慂すると云ふことはしなかったのであります¹⁴。

上記の引用から分かるように、下村は今回の運動はこれまでの運動とは異なり、第一に「重点を精神方面」に置き、第二に各種団体、篤志家のそれぞれの綱領、信仰、信念に基づき「大体自由」に運動を担ってもらふ。そして第三に、積極的に宗教団体に対しても参加を促して行くという特徴を挙げた。「国民精神ノ作興」を目的として宗教団体の動員が積極的に図られることとなった。

(2) 教育界の反応

上記のように各種団体の協力が求められるなか、教育界はどのような反応を示したのだろうか。鎌倉郡教育会長である東郷吉太郎は、先に引用した教化総動員神奈川県委員会が定めた実行事項参考要目について見解を示した¹⁵。

まず、「一、国史ノ成迹ニ鑑ミ君民一体忠孝一本ノ本義ヲ明カニスルコト」については、小学校においてよく教授されており、「国体観念の信念は基礎付け」られている。しかし、中学校で半減、高等学校でその影を薄くし、大学に至っては「殆ど零」になるという。従って、「道義的国民精神は中年以上の者に其の本義を明にする必要が更に多きを感じずる」との意見を述べた。

宗教の問題と関連する「八、朝夕神仏に礼拝する事」については踏み込んだ見解を以下のように明らかにした。

神道では朝拝をする、仏道では朝夕の勤めの礼拝もある。信教の自由を有する現国民には基督教者もある。此項は除外例を置かねばならぬ、〔中略〕基督教は今日の所難問題である。然れども今日の理解したる基督教者は日本国民として国祖神を礼拝するの国民的義務精神を有する者も続々出て来りつゝあるのである。基督教も将来は国体に同化せねばならぬ宗教である。〔中略〕神様の中に「ゴッド」を除外すとすれば基督教者は除外される事になる。之れでは全国民の総動員は出来ぬ事になる故に神様を拝するは宗教の自由信仰に依り個々別々に神を拝すればよいのである。〔中略〕是の拝神拝仏問題は個人の信教に依るとするが至当と考ふるのである。¹⁶

¹⁴ 「教化総動員に就て」『神奈川県教育』第260号、1929年11月22日。

¹⁵ 東郷吉太郎「教化総動員に就ての感想」『神奈川県教育』第260号、1929年11月22日。

¹⁶ 同上。

東郷は、キリスト教は将来国体に同化しなければならないとしながらも、信教の自由に基づいて「個々別々に神を拝すればよい」と考え、神仏への礼拝をすべての人々に行わせるべきではないと論じたのである。こうした神仏礼拝の全体的・画一的な実施に対する批判的な見解は、先に取り上げた鳥取県と岐阜県の教育会の議論には登場しないものである。

しかし、教化総動員運動を受けて実施された学校での取り組みには、上記のような批判的な見解を確認することはできない。例えば、橘樹郡住吉小学校は教化総動員および経済緊縮の趣旨の普及のために冊子を作成し、父兄に周知する方法を講じた。『神奈川県教育』に紹介されている冊子の内容によると、祖先崇拝について以下のような実践が求められている。

祖先崇拝は我が国民性の現れとして誠に美しいのです。

誰れか己れの祖先にそむいて快しとするものがありませうか、まして国家の柱石として神にまつられ、或は鎮守の神としてまつてある神社に対して吾々はどんな行ひが必要でせうか。それは心からの礼拝が第一でせう。¹⁷

上記引用には、個々人の信教の自由を顧みることなく、国民性の現れとしての祖先崇拝は神社への心からの礼拝でもって行われるという趣旨が明確に示されている。神社は宗教とは関係がないという原則を踏まえての文章であろう。

また、高座渋谷の高等小学校の担任である富澤文雄は、「教化総動員と我が学級の具体生活」と題した論説で、教化総動員運動にあたって教員は「此の機を⁽⁵⁷⁾利し社会の先頭に立って大に活動の上に活躍せねばならない」とし、「学校並学級に於ても児童相当に趣旨の普及徹底を図って、更に教育の価値を一層高めねばならない」と論じた。教化総動員運動の趣旨を学校教育に取り入れるにあたり、その具体的実行要目を以下のように挙げている。

- イ、村の実行要目中私ども直ちに出来ることは率先して実行すること
- ロ、勅語詔書は修身の授業日の朝必ず朗読又は暗誦すること。
- ハ、毎朝皇大神宮並宮城に向かつて遥拝すること。
- ニ、通学の往復には必ず奉安所に敬礼をすること。
- ホ、祝祭日には国旗の掲揚を自ら受持つこと。
- ヘ、朝夕神仏に礼拝すること尚神仏前を通過する際は敬礼すること。¹⁸

¹⁷ 橘樹郡住吉小学校「教化総動員経済緊縮主旨の徹底」『神奈川県教育』第260号、1929年11月22日。

¹⁸ 富澤文雄「教化総動員と我が学級の具体生活」『神奈川県教育』第162号、1930年1月25日。

[後略]

教化総動員神奈川県委員会が定めた実行事項と重複するものもあるが、教育勅語や詔書の朗読又は暗誦、皇大神宮及び宮城への遥拝、勅語や御真影が収められている奉安所への敬礼が付け加えられていることが分かる。富澤が挙げた実行項目においても、個々人の信教の自由に対する配慮を確認することができない。

「国民精神ノ作興」の一環として、神仏に限定して礼拝や敬礼をすべての人々に課すことについては、疑問の声を確認することができたが、おそらく多くの教育現場では教化総動員運動の趣旨を徹底することを目指し、宮城遥拝、勅語や詔書の暗誦、国旗掲揚などと並んで、神仏への敬礼が実施されたものと推測される。

この点では、生活に根差す修身教育を志向し、児童中心の修身教授を説く傾向が見られた神奈川県教育界でも教化総動員体制とその思想への対応は、他の府県と変わらなかったと見られる。

3. 神職会の学校教育に対する要望と連携への消極性

(1) 神職会の組織と学校教育に対する要望

次に神奈川県神職会の動向に目を移していこう。

『神奈川県神職会報』によると、大正末期から昭和期にかけて神奈川県神職会の会長は神奈川県学務部長が務めていた。先に触れたように、神奈川県教育会会長についても、1926年以降の官制改正による学務部の設置以降、学務部長が会長となるのが慣例となっていたのであって、学務部長—教育会会長—神職会会長を同一人物が担っていたということになる。

神奈川県神職会が行った調査によれば、茨城県神職会についても神奈川県と同様に学務部長を会長とし、副会長は社寺兵事課長と神職より一名の計二名としていた。栃木県神職会は、事務所を宇都宮二荒神社社務所に置き、会長以下役員はほとんど全部神職が占めている。埼玉県神職会は、事務所を大宮の氷川神社に置き、会長は学務部長、副会長の一人は社寺兵事課長、一人は神職の理事が互選するという方法を取っていた¹⁹。1926年の地方官制改正では、学務部の下に学校教育を管轄する教務課と神社行政を管轄する社寺兵事課に置いており、地方教育行政の長が教育会と神職会の会長を務めることは例外的なことではなかったと推測される。こうした地方教育行政組織のあり方が、学校教育政策と神道に関する政策の境界を曖昧にしていただけでなく、教育会と神職会との連絡・連携を容易にしていたものと考えられる。

神職会による学校教育に対する要望は明治末期にまで遡って確認することができる。1906年2月、

¹⁹ 杉原敏夫「視察概況」『神奈川県神職会報』第36号、1930年5月18日。

神奈川県神職会は知事宛に県内の学校に向けての訓示を求める請願書を提出した。これは、「近年諸学校ノ生徒修学旅行又ハ通学等ノ際往々沿道神社へ立寄り休憩スル者」の中に、「敬意ヲ表セサル而巴ナラズ濫リニ社殿ニ上リテ喧騒ヲ極メ或ハ境内ノ樹木ヲ裁折スル等不都合ノ挙動」があることを問題視し、「県内公私学校へ対シノ訓示」を発するよう対策を求めたものであった²⁰。

時代を下って昭和期に入った1928年には「学校児童ノ神社参拝作法統一ニ関スル件」が知事宛ての建白書として提出された。なぜ、学校児童に神社参拝作法の統一を求めるのかについて建白書では次のように説明している。

神祇ヲ崇ヒ祭祀ヲ重ニスルハ我ガ国体ノ真髓ニシテ国民性ノ根蒂ナリ方今神社ニ関スル国民思想著シク向上シ敬神崇祖ノ美風年ト共ニ普及セルハ邦家ノ為メ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ
此ノ秋ニ方リ学園ニ教養ヲ受ケツ、アル第二ノ国民ニ対シ神社参拝ノ形式ヲ一定シ神祇尊崇ノ美風ヲ作興スルハ其効果極メテ大ナルモノアルヲ信ス茲ニ於テ神社参拝作法ヲ統一シ愈々益々崇祖ニ対スル敬虔ノ念ヲ喚起セシメラレコトヲ望ム

すなわち、神社に祭られている神々に対して崇敬の念を抱き、神社の祭祀を尊重することは国体の真髓であるから、「第二国民」である児童に対して神社参拝の一定の作法を指導し、さらに神々や祖先に対する敬虔の念を喚起しようというのである。詳しい理由が以下のように記されている。

方今物質文化偏重ノ積弊ト外来思潮ノ反影ヲ受ケ動モスレハ国民ヲ軀ツテ本邦固有ノ精神ヲ没却セントス学校教育ニ於テ亦然リ智育ニ偏シ德育ノ稍々モスレハ疎ンセラレツ、アルノ感アルハ実ニ慨ハシキ極ミナリ思フニ此等ノ道德思想ヲ培フハソノ児童期ヨリ如ハナシ故ニ其第一歩トシテ神社ノ祝祭日ニハ必ス参拝ヲ励行シ平素祖霊ノ礼拝ヲ実行セシメ以テ敬神崇祖ノ美風ヲ涵養シ時弊匡救ニ資セントス²¹

上記のように、外来思潮の影響などから「本邦固有ノ精神」が没却されようとしている状況において、学校教育でも知育偏重に陥り德育が疎んじられるような傾向があると論じ、これについて「慨ハシキ極ミ」との見解を示した。児童に道德心を培う第一歩として「神社ノ祝祭日ニハ必ス参拝を励行」し、「敬神崇祖ノ美風ヲ涵養」を目指すという。このように神職会は、「本邦固有ノ精神」を外來思想の悪影響から守るために児童の神社参拝が重要であることを県に訴えたのであった。

しかしながら、後述のように小学校訓育への積極的な参画をこの後の神奈川県神職会の動向のなか

²⁰ 『神奈川県神職会報告書』1906年、神奈川県立図書館所蔵。

²¹ 「評議委員会」『神奈川県神職会会報』第32号、1928年7月5日。

に確認することはできない。

(2) 学校との連携に対する消極性

1930年の教育勅語発布40周年記念事業が、小学校訓育への神職会の参画の機会となったことは鳥取県や岐阜県の事例からすでに見た通りである。その他複数の地域でも、学校との連携を進める形で行われ、例えば、山口県の官幣中社赤間宮では、記念事業として児童神社参拝の奨励が行われており²²、栃木県の日光二荒山神社では、日光高等女学校生徒の奉戴宣誓祭を執行し、訓話を行った²³。

神奈川県は、40年記念式を1930年10月30日に実施するよう市町村長、学校長、青年訓練所主事、男女青年団長等に宛て通達した。学校については当日休業として記念式を挙行し、教育勅語の奉読と訓話を実施することとした。また、男女青年団や青年訓練所等については学校とともに記念式を挙行するなどの方法を講ずるよう求めた²⁴。これに加えて県は同年10月28日と11月5日に記念講演会を開催することとし、学校長に対して出席するよう通知している。講師には宮内省御用掛の関根正直、東京文理科大学長の大瀬甚太郎を招き、教育勅語の趣旨徹底を図ろうとした²⁵。

神奈川県教育会の40周年記念事業に関する取り組みは確認できなかったが、横浜市教育研究会修身訓育調査部会は、これを記念するために修身訓育に関する研究協議会を開催した。11月13日～15日の三日間にわたって報告や意見交換が行われた²⁶。

神奈川県神職会はどのように反応したのだろうか。『神奈川県神職会報』誌上では、記念事業への取り組みが確認できなかった。しかし、神社と学校との連携を図ることは、神職会の関心事ではあったようだ。1931年5月、神職会の事業として鎌倉郡氏子惣代会が埼玉県下の神社を視察した際、神社と学校との関係を視察項目として挙げている。埼玉県下の11神社を対象として行われた視察の報告において、神社と学校の関係に関して、「何れの神社に行ってもよく両者の連絡のとれてゐるのに驚く、神社と教育と結びつく所に日本独特な点を見出そうとする県当局の着眼にこそ優れたことゝ言はねばならぬ」と驚きを表現している。この驚きは神奈川県神職会では連絡が出来ていないという現状の裏返しであろう。

さらに、「第一によいと思ふことは師範学校と県神職会の連絡である」と埼玉県を評価した。埼玉県神職会は「年々会の予算に百円程の経費を置いて、師範生卒業期前に講師を派遣し三四週間に亘って斯道の趣旨徹底を計っている」という。これに加えて、埼玉県では以下のように小学校の行事が神社と結びついているという。

²² 「神社協会雑誌」第29年第11号、1930年11月。

²³ 「神社協会雑誌」第29年第12号、1930年12月。

²⁴ 五教第3320号『神奈川県公報』1930年10月10日。

²⁵ 五教第3619号『神奈川県公報』1930年10月21日。

²⁶ 並木常蔵「教育勅語に対する教育者の用意」『神奈川県教育』第272号、1931年1月15日。

- 一、毎月一日早朝氏子の児童は神社参拝をする、此時小学校職員は一社に両三名づゝ早旦より各神社前に出張し居り、児童の参拝用箋に一々証印を押し与へるとのことである。而して一ヶ年完全に参拝したる児童には学年末に神社より守札を授与される。
- 二、毎月一日、十五日には児童は神社境内の清掃をなす。
- 三、入学祭 神社にて行ふものあり、校内にて行ふものあり、適当なる供物、修身書等を分与すると言ふ。
- 四、卒業報告祭 何れも盛に行ふ。
- 五、神社の三大祭に参拝 職員引率の下に参拝し、児童惣代は祭詞を奉読する神社あり、児童の崇敬心は一層培養せらるゝことゝ思ふ。
- 六、四大祝日参拝 氏子部落受持担当教員あり、新年、紀元節、天長節、明治節には時刻を定め、教員指導の下に正式参拝の後行列をなして登校挙式する。
- 七、神宮大麻 各学校必ず奉安す。²⁷

埼玉県では、神社の側からの働きかけだけではなく、学校側が神社との結びつきを重視した行事を計画・実施していることについて、「永年の努力」によって「相当の良果を得てゐる」と視察団は高く評価した。しかし、こうした視察で得られた知見が活かされた実績、例えば、神奈川県神職会が県や学校に対して連携の要望をしたという事実はこの時期において管見の限り確認できない。県教育会と県神職会の連携の実態が確認できるのは1937年以降のことである。

4. 1935年以降の教育界の動向

(1) 教育会による懸賞論文「宗教的情操涵養の具体方策」の募集

神奈川県教育会の機関誌『神奈川県教育』に修身教授不振論や教育勅語の時代不適合性への指摘が見られたことはすでに確認した。宗教教育についてはどのように考えられていたのか。

1935年の文部次官通牒「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」を受け、教育会は積極的な対応を図ろうとした。この通牒は、特定の宗派によらない宗教的情操の涵養を学校に推奨するものであり、また、「学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノ」であることも明示していた。

教育会では、宗教的な情操の涵養の具体的な方法の研究が必要と考え、賞を懸けて県下の教育実践者の意見を集めることとした。「宗教的情操を涵養する具体的方策」を題目とした懸賞論文を募集したところ、30余通の応募論文があった。審査を行った審査委員には神奈川県師範学校長、同附属小学校

²⁷ 「鎌倉郡氏子総代会神社視察記」『神奈川県神職会報』第41号、1931年12月25日。

主事、神奈川県女子師範学校長、同附属小学校主事、関東学院中学部長、横浜第一高等女学校長が名を連れ、委員によって選ばれた入選候補を広島文理科大学教授金子大栄が最終決定をした²⁸。

一等を受賞したのは横浜市浦島小学校訓導の村杉武夫である。村杉の論文は、宗教的情操の涵養の方法について、1. 教育者の人格と宗教的教養の問題、2. 環境整備の問題、3. 修身訓育の中心勢力としての宗教、4. 宗教的行事施設、5. 文学芸術による涵養という五つの項目を立てて説明をしている。ここでは「3. 修身訓育の中心勢力としての宗教」について詳しく取り上げる。

村杉は、「児童生徒に対する宗教々育は、たゞ児童生徒の宗教的情操を素直に育てゝやればよい」と述べ、「教師自身が正しくして且つ熱烈なる信仰を以てさへ居れば、修身訓育を通して、その一言一行が悉く児童に対する宗教々育となるのである」という。従って、修身教科書の例話や徳目についても教師が自身の宗教的信仰と体験に訴えて見直せば、宗教心を啓培するに足る教材を列挙することができるという。そうした修身教科書を使用した授業だけでなく、実践を伴うことが重要であると村杉は考える。その方法の第一に挙げられたのは「反省記録」である。これは、「その日一日の自分を反省して、神に恥ぢざる行為が行ぜられたかどうか。昨日の吾に比べて、更に心の光明を点ずることが出来たかどうか、反省事項を日記或は修身帳に記録」するものとされる。そうすることで、「進徳の工夫を積み」、「神意に叶ふ精進を」させるという。第二に挙げられたのは「一日修養会」である。これには、「神社参拝」「寺詣」「聖堂見学」などがあり、具体的な実践の事例として大倉山での一日修養会に参加した中学二年生の感想文が紹介され、村杉は「その効果を認めたい」としている。その一部を以下に抜粋する。

朝早く起きて、神前で誓念をよみ、手を拍って拝んだり、皇居に最敬礼したり、食事の度に手を合わせて感謝するのは、「ほんとにいゝ事だ」「うちに帰ったらみんなに話して、家中で実行しよう。」と思ひました。一番感じたことは、先生方がお仕事をすっかり捨てゝ置いて、「皇国の為に」「陛下のために」と切々たる意気を以て私達を導いて下さったことです。

何だか責任が大変重くなって、「どうしても立派な臣民になるんだ。」という覚悟をきめずには居られぬやうになりました。先生を心から尊敬する気持になって、渾名などをつけて喜んでゐた今迄の自分と別なものになったやうな感じがいたします。

上記の感想文から村杉が認めた効果とは、天皇に対する崇敬の念や教師に対する尊敬の念の涵養であったと読み取ることができる。懸賞論文の審査で評価されたのは上記のような内容のものであった。

²⁸ 神奈川県教育会『宗教的情操涵養の具体方案』1936年6月18日。

(2) 小学校訓育の事例

では、小学校の訓育において神社参拝はどのように位置づけられていたのだろうか。1936年頃の神奈川県下の小学校における訓育の事例を見てみよう。神奈川県鎌倉郡瀬谷尋常高等小学校が作成した『学校経営要覧』は、学校の歴史、現在の概要、教育方針、訓練、学校管理など学校の全体像をまとめた冊子である²⁹。第五章の訓練では、その方針が以下のように記されている。

- 1、国体信念確立、日本精神の闡明、忠君愛国道の理解体験等を凡ての教育活動を通じて徹底すること
- 2、郷土の自然文化等の理解より出発し、郷土を愛好し進んで郷土の発展幸福に貢献せんとするの心情を養ひ他面郷土民並に児童の特性を調査し採長補短よき理想的郷土民たらんことを期すること
- 3、法治国民とし自治体の一員としてその法規及び真精神を養ひ進んで公民的徳を陶冶し立憲国民たるの公民的堪能力の訓練を行ふこと
- 4、協同社会の一員として陶冶創造的勤勞生産的作業に慣れしめ且これを (判断不能) □ □ の態度と精神とを涵養すること
- 5、自発活動を重んじ自主自律独往の精神を尊重し進取敢為の積極的精神力で勝ち必ず実践実行するの態度を養成すること
- 6、粗暴野卑なるを矯正し純情を伸ばし社会的訓練を重んじ体験に基く自省を求め敬虔従順正明の全人格的陶冶を図ること
- 7、児童発達の段階に応じ精選徹底主義の具体的系統案を以て薫陶に当り全職員一致協力善良なる模範的行動に依る継続的实践の徹底に努力すること
- 8、児童の個性に基き家庭と連絡を密にし生活環境を調整し多方的機会を捉へて訓練し表裏なき行為をなさしむること³⁰

以上がすべての項目となるが、神社参拝あるいは宗教に関する項目はない。関連が考えられる項目として、1や2が挙げられる。国体信念の確立や日本精神の闡明を目指すにあたり、また、郷土教育の実施に際して神社参拝が念頭に置かれている可能性が考えられる。しかし、これらの項目のなかには、公民的徳の陶冶、自主自律独往の精神の尊重などを標榜するものもあり、1930年代以降の鳥取県や岐阜県の教育界で取り上げられない教育方針が示されている。

訓練の実際はどのようなものであったのか、さらに具体的な内容も見てみよう。教育勅語捧読会を

²⁹ 神奈川県鎌倉郡瀬谷尋常高等小学校『学校経営要覧』1936年。清水登美子文書、寒川文書館所蔵。

³⁰ 同上。

毎月 30 日に各学級で実施し、「健全なる国民精神の養成」に努めるとしている。朝会では、職員と児童が整列し敬礼を行い、校長の訓話を聞いた後、行進を行う。月曜日には「国歌奉唱中に国旗掲揚」を行う。儀式については、「莊重嚴肅を旨とし、敬虔の念を養ひ国民的精神の鍛錬と、社会的、集团的の作法に習熟せしむる事」を目指す。このような様々な実践が紹介されているが、先に紹介した埼玉県のように学校行事と神社が結びついた実践を確認することはできない。

（3）1937 年以降の教育会と神職会との連携の実態

神奈川県教育会の機関誌上において、教育会と神職会の連携の実態を確認できるのは、日中戦争が勃発する 1937 年のことであった。開戦直前の 1937 年 6 月 27 日から 28 日にかけて足柄下郡小学校長会主催の神宮参拝講習会が実施された。これは足柄下郡神職会の協力のもと、校長 22 名が伊勢神宮を参拝するとともに伊勢神宮について学ぶ講習会であった。その目的は以下のようなものであった。

敬神崇祖の精神は肇以来一貫せる我国道德の基幹であり日本国民性の一大特質であって国家に於ても家庭に於ても最も尊重すべき日本精神である。而して此の精神を涵養することは小学校教育の重大なる部面である、今や内外の情勢いよいよ重大性を加へ挙国一致国難打開に邁進せねばならない時難に際し、本部小学校長会は足柄下郡神職会の斡旋により宇治山田市神宮参拝並に現地に於て思想講習会を開催し神宮の研究祭祀に対する作法並に其の精神を習得せんとす。³¹

上記引用から、「敬神崇祖」の精神と日本精神が結びつけられ、その重要性が論じられていることが分かる。すでに天皇機関説事件をきっかけとした国体明徴運動が起こり、その教育・学問における対応として教学刷新評議会が設置され、1936 年 10 月には答申が示された。その趣旨の則り、翌年 5 月には『国体の本義』が刊行されている。天皇の神格化が図られるなかで、天皇の祖先とされる天照大神が祭られる伊勢神宮は、以前にも増して重要な意味を持つようになっていた。さらに、内外の情勢としては、1936 年 1 月に日本政府は第二次ロンドン海軍軍縮条約を脱退し、海軍が軍備大拡張を図るなか、同年 11 月の広田弘毅内閣の予算閣議において、陸軍・海軍の要求をほとんど丸のみにした大軍備拡張予算案が承認された。陸軍は対ソ戦に備えた軍備拡充を、海軍は対英米戦に備えた軍備拡充を進めて行く³²。日中戦争開戦直前のこの時において、上記講習会の目的に「挙国一致」や「国難打開」といったスローガンが掲げられたのは時代の要請に沿うものであった。

この講習会は、「神宮の研究」と「祭祀に対する作法並に其の精神」を修得することを具体的な目的として足柄下郡小学校長会が自ら主催し、足柄下郡神職会の協力を要請して実施された。22 名の校長は、

³¹ 「神宮参拝講習会」『武相教育』第 88 号、1937 年 7 月 28 日、神奈川県立図書館所蔵。

³² 笠原十九司『日中戦争全史〔上〕』高文研、2017 年、172-173 頁。

本居宣長の遺蹟を訪れた後、県社である本居神社を参拝した。旅館に到着してから神職より参拝の諸礼（社前に於ける礼拝の作法、玉串奉奠の作法など）について指導を受けた。さらに夕食後も、神宮制度、神宮概略、神宮の祭祀に関して講話を聞き、伊勢神宮について学んだ後、神宮遥拝を行って就寝した。翌日、伊勢神宮参拝を行い、その後皇學館を訪れ、神職より「神宮参拝と神宮崇敬について」、「皇祖天照大神と相殿神について」、「相殿神と日本国民性について」などの講話を聞いた。さらに、皇學館教授の木村春太郎から「神宮御鎮座の由来」、「神宮と国民との交渉」について講演を聞いた後、倭姫宮を参拝した。講習会の目的を達成するのに十分な内容であったと言えるだろう。

1938年4月には、神奈川県教育会の主催で「三大節及明治節儀式作法並神社参拝作法講習会」が開催された。これは、「国家の祝祭日に当り諸学校に於て挙ぐる儀式が児童生徒の精神教育上重大なる使命を有することは今更改めて云ふまでもないが、その作法極めて区々にして遺憾の点が甚だ多い」ため、計画されたものであった。29日の天長節を直前にして、24日の神奈川県小学校長会発会式に際して実施された。講習会では、宮内省総務課係長の佐野恵作による講演「三大節及明治節儀式作法につきて」と、鎌倉八幡宮宮司の座田^{〔マツ〕}司氏による講演「神社参拝作法につきて」が行われた³³。講演の内容は不詳であるが、学校教育における国家の祝祭日の儀式の作法と並び、神社参拝作法についての講演が計画されたことは興味深い。教育会が国民精神の作興における神社参拝の重要性について認識していたことを裏付けるものである。しかし、上記の二つの事例から理解されるように教育会が神社参拝の作法について学ぶという内容に止まり、学校教育そのものに神職会が関与したとは言えないだろう。

小括

神奈川県では、新教育の影響が比較的長く見られ、昭和初期に至っても児童中心主義の考え方や自律的な道徳を目指す考え方が根強かったらしいことを確認することができた。自律的な道徳を目指す風潮があったためか、神社参拝を各自の宗教に任せるといった意見のみならず、教育勅語の趣旨徹底の方法やさらには内容の不足を指摘する意見さえ見られた。修身教授の不振という認識が宗教教育の導入に繋がって行く動向を鳥取県や岐阜県の事例に見たが、これとは異なる傾向を確認することができた。

また、鳥取県、岐阜県は、教化総動員運動を契機として、地域の神職会が学校教育との連携を積極的に図った地域であったが、この点においても神奈川県は異なっていた。おそらく神奈川県神職会は教育会との連携が容易な体制でありながら、教育会や学校教育との積極的な連携を図らなかったと見られる。それは、教育勅語発布記念の事業の実績を確認することができなかつたことに表れている。

³³ 「三大節及明治節儀式作法並神社参拝作法講習会の開催」『武相教育』第96号、1938年5月25日。

加えて、教育会と神職会の連携の実態についても、1937年に至るまで確認することができなかった。

しかし、1937年以降は学校教育における神社参拝の意義を明確にする合同の会合が実施された。日中戦争に向けての政治の変化や教学刷新評議会答申に基づく『国体の本義』に示された「国体」や「日本精神」の強調路線に則った動向であったといえる。

鳥取、岐阜、神奈川の3つの地域研究から、昭和戦前期の地域の教育会と神道会の連携、あるいは学校と神道の関係の密接度には地域差や時差が確認されたが、全体としては、教化運動を契機として、小学校訓育の一つの方法として神社参拝が位置付けられたこと、国体明徴運動を背景とする教学刷新評議会答申や『国体の本義』刊行の前後の時期において、「国体」あるいは「日本精神」といったキーワードを結節点として、地域の教育会と神職会の連携が進められたことを指摘することができる。

序章で言及した教化団体連合会の加盟団体の種類に応じた分類に基づいて検討してみると、教化団体連合会が教育会・青年団といった行政補助機関で構成されていた第Ⅱ類型（鳥取）および郡市町村教化団体連合会を加盟単位とした第Ⅲ類型（岐阜）において神職会の積極的な学校教育への参画を見ることができた。他方、加盟団体のほとんどが宗教団体や民間教化団体で占められていた第Ⅰ類型（神奈川県）では神職会の積極性はほとんど確認できなかった。行政を介さずに宗教団体や民間教化団体が直接的に教化団体連合会に加盟した第Ⅰ類型である神奈川県に比して、加盟団体が行政と密接に結びついている第Ⅱ類型の鳥取県や、すでに郡市町村レベルの行政によって連合会としてまとめられた上で加盟する第Ⅲ類型の岐阜県は、加盟団体に対する行政の関与が強かったといえるだろう。しかし、上記のような神職会の積極性の地域差について、教化団体連合会の構成のあり方や行政の関与の強弱が関係しているのか、あるいはこうしたこととは関係なく地域の多様な対応ぶりを示すものなのかについては、まだ検討の範囲が狭く、結論を出すには至らなかった。今後の検討課題としたい。

第7章 神道界の国民教化への参画と文部行政における 教育と宗教の関係の転回 —宗教性の排除から国体の宗教化へ—

はじめに

4、5、6章では、1935年前後までの地域の動向を扱ったが、次に中央政府や全国神職会の動向に目を移すこととする。本章では、1929年に開始される教化総動員運動から1936年の宗教的情操の涵養に関する文部次官通牒および教学刷新評議会の答申までを、すなわち昭和戦前期を中心とした文部省による社会教化政策と学校教育政策を扱い、特に文部省の宗教や宗教教育に対する方針の転換について考察する。

当該時期は日本内外の情勢に大きな変化があった。1931年の満州事変から「満州国」の建国へと国際的な強い非難を浴びながらも、普遍的国際秩序に背を向け、1933年には国際連盟を脱退し、国際的孤立化の道を突き進んで行く。国内的には1932年の五・一五事件により、政党内閣が終焉を迎え、軍部強権政治が開始された。さらに1936年の二・二六事件の鎮圧を経て「勝ち組」となった統制派は国内の英米協調的勢力を屈服させ、軍部強権体制を確立した¹。

上記のような政治状況を踏まえつつ、まずは、この頃の文部省による社会教化政策における宗教団体の動員の状況を確認し、神道界がこれにどのように参画したのかを明らかにしたい。次に文部省による宗教教育協議会の議論とその答申・通牒の内容から文部省の宗教教育政策の性格を分析する。最後に、ほぼ同時期でありながら宗教教育協議会から大きな転換を見せた教学刷新評議会の議論と答申を取り上げることとする。それまで学校教育における宗教性の排除という慎重な態度を取っていた文部省の方針がいかに転回したのかを考察し、さらにその転回が修身教科書の内容にどのような影響をもたらしたのかを検証する。

1. 教化総動員運動の実施と神道界の積極的参画

(1) 教化総動員運動の実施

第一次大戦後の日本社会は、所得配分の不平等の広がりを背景として労働争議などの社会運動が活性化し、1922年には日本共産党が創立されるに至った。さらに1923年の関東大震災による混乱と社会的不安の高まる中で、秩序の維持は政府にとって重要課題となっていた。社会主義思想や個人主義

¹ 笠原十九司『日中戦争全史〔上〕』高文研、2017年、128、163頁。

の風潮に対抗するため、政府の思想統制が強められて行くこととなる。臨時教育会議における国民道徳振興に関する建議の趣旨を引き継ぎつつ、関東大震災から2か月後、「国民精神作興ニ関スル詔書」（以下、「詔書」と記す）が示された²。詔書は、學術の進歩に伴う「浮華放縱ノ習」や「輕佻詭激ノ風」を戒め、「教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵」すること、「公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ」ることなどを求めるものであった。

特に注目されるのは、この詔書の趣旨の徹底を目的として教化総動員運動が策定されたことである。第3章において、臨時教育会議の答申を受けて社会教育行政組織の整備が進められたことについて言及したが、1929年には文部省に社会教育局が設置され、答申の趣旨が実現した。教化総動員運動は社会教育局が中心となり、後述の中央教化団体連合会の協力の下に実施された³。

同運動の趣旨は1929年8月の地方長官会議において周知され、全国的な展開が企図された。同会議で示された「教化運動に関する件」と題された文書では、「国民精神作興ニ関スル詔書」の発布から6年が経過したものの「浮華輕佻の習」は「近時却って都鄙に洽ねからん」という状況を問題視し、同年7月に成立した浜口内閣において「国民精神の作興と財政経済の整理と緊縮」が、「当面緊急の問題」であることが示された。同運動は、「国体觀念を明徴にし、国民精神を作興すること」、「経済生活の改善を図り、国力を培養すること」を標榜するもので、方法としては、全国組織を有する教化事業関係者や、教化団体、青年団体、女子青年団体等の社会教化機関の活動を促し、宗教団体も道府県教化団体連合会〔後述〕と連携して布教機関により運動に当たることが示された。加えてこうした諸団体が連絡を緊密に行う方法を講ずることを地方官吏に求め、具体的な実施方法として、パンフレットの編集、映画やポスターの製作、講演・講話の開催が挙げられた⁴。

この地方長官会議では文部大臣小橋一太が訓示を行い、第一に「精神教育ノ拡充」について述べ、教育の現状として「精神方面ノ訓育ガ閑却セラレテ居ル傾向」があることを指摘し、「精神ノ修養人格ノ養成」の必要があること、そのために教育者が「師表タル覚悟」を以てその職務に尽くすことが必要だと論じた。当然、文部省主導である教化総動員運動の施策についても言及し、「汎ク教化団体、青年団体、宗教団体、婦人団体等ノアラユル社会教化団体ノ活動ヲ促シテ一般国民ノ自覚ヲ喚起セムコトヲ期スル」と述べた⁵。

他方で、同会議では内務大臣安達謙蔵も訓示を行っている。安達が、訓示で第一に述べたのは、「祭祀ヲ慎ミ神社ノ施設ヲ完フスルハ国民精神ノ作興上最モ緊要」であるということであった。加えて「神社制度調査会」を設置して、「神社行政ノ改善振興」に寄与することを表明した。社会教化政策におけ

² 小野雅章『『国民精神作興ニ関スル詔書』の発布とその影響』日本教育史研究会『日本教育史研究』第12号、1993年。

³ 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、1985年、36頁。

⁴ 昭和4年地方長官会議関係書類、神奈川県立公文書館所蔵。

⁵ 同上。

る内務省の方向性は、「敬神崇祖ノ美風」を重んじ、「神祇ノ祭祀ハ建国以来一貫シテ渝ラサル国民精神ノ象徴」であるとする方針を引き続き明確にしたものであった⁶。神社局を抱え、神社行政を担う内務省において社会教化策において神社とその祭祀はまず取り上げられるべき事項であった。

改めて文相小橋の訓示内容を見てみると、「宗教団体」という言葉は登場するものの、神社や「敬神崇祖」といった言葉は一切用いられなかったところに、当時の内務省と文部省の方針の違いを見取ることができる。第3章で見たように、臨時教育会議の答申では、社会教化の施策の一つとして「宗教会」との連絡を保つことが示され、国民道徳振興に関する建議では、神社や祭祀の重要性について言及し、「敬神崇祖」の念をすべての国民が持つべきとする内容が盛り込まれていた。文部省は答申にある「宗教会」との連絡という方法を踏襲した政策展開をしつつも、建議については明示的に取り入れていたとは言えなかった。

また、教化総動員運動は一般成人に対する社会教化を主なねらいとしていたが、学生生徒に対する思想善導も視野に入れていた。同年9月、直轄学校、公私立大学、高等学校、専門学校に対して発せられた文部省訓令において、教化動員の要旨について触れた上で「高等教育ノ諸学校ニ於テモ」「学生生徒ヲシテ相率イテ質実剛健ノ風ヲ養ヒ勤儉力行ノ習ヲ興シ、以テ国民ノ儀表タラシムルニカムル」ことを求めた⁷。これは、「学生生徒ノミナラス広ク青年子弟ノ思想ヲ善導シ国体觀念ヲ鞏固ナラシムルカ為」、教育者・指導者に範を示すよう求めた1928年の「教育教化」に関する文部省訓令の趣旨を引き継ぐものであったと言える⁸。

その後、教化総動員運動は地方長官会議での指令に基づき各地域で実行されて行く。ここで言及しておかなければならないのは、教化団体連合会についてである。

教化団体連合会は、「国民精神作興ニ関スル詔書」を受け、内務省が東京にある36の教化団体に呼びかけたことをきっかけとし、1924年1月に結成されていた。その後、各道府県に教化団体連合会を組織し、全国的に「教化網」を完成させることが目指された。この方針に基づき、1928年12月には、中央教化団体連合会が発足、各地域の教化団体は各道府県の教化連合会に加盟することとなった。会長には各知事が就任し、主務機関を道府県の社会教育課に置くこととした。教化連合会創立当初は、宗教団体や青年団・処女会は除外されていたが、これを含めることとし、教化総動員運動のなかで、青年団や処女会はもちろんのこと、在郷軍人会、仏教会、神職会等が道府県の教化団体連合会に所属するようになった。1929年8月発行の『全国教化団体名簿』によれば、宗教団体については、仏教121、神道43、キリスト教14となっている⁹。同運動は、民間団体のかつてない規模での動員を達成した

⁶ 同上。

⁷ 文部省訓令第19号『官報』第811号、1929年9月10日。

⁸ 文部省訓令第5号『官報』第388号、1928年4月17日。

⁹ 山本悠二『教化団体連合会史』I、学文社、1986年、5-16頁。

とされる¹⁰。教化団体の組織化は、これまで内務省の発信によって進められてきたが、1929年7月の文部省官制中改正によって、「社会教化団体」に関する事項が社会教育局の事務となり¹¹、また教化総動員運動の実行に伴って、教化団体の組織化は主導権を文部省に移行した上で進められた。

（2）神職界の動向—教育勅語発布40周年記念事業への参画—

臨時教育会議における答申を引き継ぐ方法で教化総動員運動は実施され、文部省主導の社会教化政策に神道界は公的に参画するようになった。大正期に引き続き、この時期においても神道界の国民教育に対する関心は高かった。それは、神社や神道が国民教育に資するものであることをアピールするためでもあった。1925年には全国社司社掌会が結成され、いわゆる在地神職層の組織化が達成されていた。その後、全国社司社掌会の中心人物が全国神職界の運営中枢に食い込むに至り、こうした状況は1930年代に入っても基本的に維持されていたという¹²。神職界における在地神職層の影響力はこの時期にも維持されていたと見られる。

この時期の神道界の動向として見逃せないのが、教育勅語発布40周年記念事業への神道界の参画である。教育史研究で教育勅語発布40周年記念事業に着目し、これを「教育勅語の規範力回復のための努力」の一側面として注目したのが久木幸男である。1930年10月30日に行われた記念事業は、当時の「思想国難克服のために利用され」たものであり、「文部省がとくに強いイニシアティブをとって、全国規模で盛大な記念行事や事業が開催された」という¹³。久木によれば、各学校や府県庁などで30日に記念式典が開催され、君が代斉唱、勅語奉読、講演といった内容が多かったとされる。その他、これに絡む地域の教育会の取り組みについては後の章で取り上げることとする。実はこうした取り組みは、教育界のみでなされたのではなく、神道界もこれに加わろうとしていた。

1930年9月27日、全国神職会は地方神職会長に「教育勅語煥發四十年当日祭祝詞案」を送付し、「煥發四十年当日祭」を開催するよう奨励した¹⁴。これを受けた地域での反応はどのようなものであったのか。鳥取県と岐阜県の事例は先に紹介した通りである。他の地域でも、全国神職会からの奨励を受け、講演会を開催している。静岡県富士郡神職会では、「教育勅語御下賜四十周年記念事業」の一つとして、六つの町村で講演会を行った¹⁵。その一部分を左に紹介しよう。

〔開催地、日程、会場、演題（講師）、聴講者数〕

吉永村、10月20日、小学校、「教育勅語と神社」（鈴木宮司）・「教育勅語ニ就イテ」（内藤判事）、

¹⁰ 赤澤史朗、前掲書、38頁。

¹¹ 勅令第217号『官報』第750号、1929年7月1日。

¹² 畔上直樹『「村の鎮守」と戦前日本—「国家神道」の地域社会史—』有志舎、2009年、126-129頁。

¹³ 久木幸男「教育勅語40周年」『横浜国立大学教育紀要』第19集、1979年11月。

¹⁴ 全国神職会編『全国神職会沿革史要』1935年、119頁。

¹⁵ 『神社協会雑誌』第29年第12号、1930年12月。

約 550 人

富士町、10月21日、小学校、「教育勅語ニ就イテ」（前文部省社会教育局長下村寿一）、約 850 人
大宮町、10月21日、小学校、「教育勅語ニ就イテ」（前文部省社会教育局長下村寿一）、約 200 人
このように、静岡県神職会が催した講演会では、官司の他に、文部省宗教局長および同社会教育局長を歴任した下村寿一が講師として登壇し、850 人もの聴講者を集めた。

こうした地方神職会による取り組みのほか、神社単独での記念事業への取り組みを見る事もできる。栃木県の日光二荒山神社では、31日に祭典を実施後、講演会を開催し、官司が「懇々と勅語煥発の由来、国力の発展、現今の国状、民心の推移等を始め敬神崇祖の事」について説いた。これに続いて、日光高等女学校生徒の「教育勅語奉戴宣誓祭」を執行したという¹⁶。また、山口県の官幣中社赤間宮では、記念事業として、国旗掲揚式を祝祭日などに行う（「祝祭日ニ於ケル国旗掲揚ノ風ヲ一層盛ニシ国旗尊重ノ念ヲ更ニ徹底普及スル為メ」）ほか、児童神社参拝の奨励（「敬神ノ念ヲ盛ニシ、同時ニ朝起ノ風ヲ馴致シ、自ラ勤勉克己向上ノ精神ヲ養フ為メ」）などを行うこととしている¹⁷。

以上紹介したように、教育勅語発布 40 周年記念に際して神道界では全国的に記念事業を展開していた。こうした神道界の取り組みは、宗教団体を動員した教化総動員運動と間接的に関わりながら「国民精神作興」の施設としての神社の地位を確立することを目指すという側面を持っていた。紹介した事例は少ないが、府県社以下の神社（県社、村社、郷社）の活動を複数確認できたことから、在地神職層の積極的な関与があったと想像される。地域に密着した神社が事業に積極的に参画したことにより、国民道德の領域への神道界の参入がさらに進められたと見られる。

（3）神道界における「敬神」と「崇祖」のジレンマの検討

上述のような神道界の国民道德の領域への参入にあたって、神道界自身は国民道德論における「敬神」と「崇祖」をめぐるジレンマを自覚し、検討していたのだろうか。第3章で触れたように、1910年代の国民道德論に関する議論では、「崇祖」観念は国民道德に有効でないという指摘や、「崇祖」と「敬神」の非関連性等が指摘されていた。このジレンマについての神道界の議論を、1930年代半ばにおける全国神職会の機関誌『皇国時報』誌上の論説を中心に検討してみることとする。

「敬神」と「崇祖」とを繋ぐ方法を提案するものとして、國學院大學教授で国文学研究者であった堀江秀雄の論説を取り上げる。堀江は、「我が日本国に生れて来た者の神霊を一処に集めて鎮め祭る殿堂」としての「日本民霊総社」の建設の提案をした。堀江はその理由について以下のように説明する。

¹⁶ 同上。

¹⁷ 『神社協会雑誌』第29年第11号、1930年11月。

我が日本民族は神を信じて之を崇拝する。それ故に、我が民族の遠い祖先をも神として崇め、その肇国の偉績を景仰し、列聖累葉の功勳を拝謝し、その詔勅遺教を遵奉して、現世を経営し、将来を企画することを努める。

この信念に基づいて、祖先を追遠し来つたのみならず、現御神を崇敬し、現人神を崇信し、眼のあたりに生存して居る救世済民の人物をも神霊視し、生祠をさへ建立して拝礼の誠を致す例も少くはない。これ我が日本民族の純真な宗教的・道徳的・信念の発露であつて、我れもまた護国の神とならうと欲する意志の源泉を成すものである¹⁸。

堀江は、祖先を神として捉え、生存する「救世済民」の人物をも神霊視するという日本民族の「宗教的・道徳的・信念」を踏まえれば、靖国神社における神霊の奉斎だけではなく、ここに祭られない軍人の功績や、武勳にかぎらず忠君愛国の伝統的精神を胸に抱き、社会に活動する者に対しても「礼敬を尽す道を講ずる」のが当然であるとした。

そこで堀江は、「日本民霊総社」を建設して「日本人として生れて来た殆ど総べての神霊を残らず此の殿堂に鎮祭して礼敬する」ことを提唱した。「森厳な一大殿堂」を東京附近に設け、毎年8月15日あたりに大祭を執行し、全国民の拝礼を制定するのが望ましいとする。この「日本民霊総社」の建設は、「永く怠られて居た国体統一の機縁」となるのであつて、「我が日本民族たる者は、その如何なる宗教信者にせよ、その如何なる政党政派の人にせよ、これを嫌悪する情を起す筈はない。むしろ進んで之を賛成すべき筈である」という。堀江は、日本人として生まれたほとんどすべての「神霊」に対する「敬神」と皇祖に対する「敬神」との関係性について論じていないが、「日本民霊総社」の創設によって、祖先が分からないため「崇祖」ができない、あるいは素性の分からない氏神があるといった問題は解消され、さらに「敬神」と「崇祖」とを連結することができ、「敬神崇祖」の徹底が図られると考えたと見ることができる。

小学校の教室で、「崇祖」が抱えた課題に直面した神道学者もいた。神宮皇學館教授鶴藤幾太は、「某師範学校附属小学校」の尋常小学校6年の修身科で「祖先と家」を扱う公開授業を見学したとき、教師が児童に各自の家系を調査させる実践を目の当たりにし、「真に祖先を尊敬すること、系図を誇り、名門を鼻にかけることとは別である」と考えた。つまり、この授業のように「祖先を詮索して欠点を発見したならば、崇敬の念は消え失せる」のであつて、「祖先を余り詮索することは祖先崇拝の本義ではない」という。

さらに鶴藤は、「自然の人情に基いて、親を思ひ祖先を追慕する」ことを自然的祖先追慕と呼び、これを利己的なものと解釈した。こうした利己的祖先崇拝は、一身一家よりも国家全体を重んじる国家

¹⁸ 堀江秀雄「日本民霊総社建設の提唱」『皇国時報』第557号、1935年3月11日。

主義の道徳とは相容れないという。対して国民道徳で説くべき祖先崇拜、すなわち国家的祖先崇拜とはどのようなものかという、「国祖の崇拜」を意味するという。鶴藤は、「億兆一心の国民思想に基いて」、国民の「総祖先」を天照大神とし、これを崇拜することが国家的祖先崇拜である、と述べた¹⁹。

しかし、天照大神を国民の「総祖先」として祖先崇拜の対象とすることが論理上あるいは実践上可能なのだろうか。この点については詳細な説明がないままで論説は終わっている。「崇祖」を強引に「敬神」に吸収させようとする議論であった。

同年、鶴藤は別稿において、『敬神崇祖』の内容深化を求めている。今日の「敬神崇祖」が実績を上げることが出来ていないのは、「その意義内容において、時代の人心を支配し、魂の要求を満す力を持って居ないことを意味する」という。真に価値ある「敬神崇祖」であるためには、真に価値ある神を崇拜する必要があると論じた。鶴藤は「崇高の対象たる神にも種々の種類がある」とし、キリスト教の神や阿弥陀如来を神道の神と混同してはならない、として神道の神の優越性を示唆した上で、以下のように西行法師の歌（「何事のおはしますをば知らねどもかたじけなさに涙こぼるゝ」²⁰）を批判的に取り上げた。この歌は、西行法師が天照大神を祀る皇大神宮に詣でた際の歌とされ、例えば同時期に教育学者の入澤宗寿が述べたように「信仰がしみじみと覗はれ」、「我が民族的信仰を語るもの」として評価されていた²¹。しかし、以下の様に鶴藤はこれを批判的に解釈した。

かの西行法師が伊勢神宮に参拝して詠じたといふ『何ごとの座しますかは知らねども』の歌の如きも、凡ての宗教なるものに普遍の情操を詠じたものとしては、まことに千古の名作であるけれど、神宮の御祭神たる天照大神の意義内容を無視して居る点において、敬神の本義に反し、日本国民としての心掛を欠くとの非難を免れることが出来ない。²²

すなわち、この歌では普遍的な宗教信仰としての敬神が詠じられているのであって、そこに祀られている天照大神の意義内容を無視している、と鶴藤は批判し、神道の神の意義を理解した敬神を求めた。鶴藤にとって神社神道において真に価値ある神とは、天照大神や湊川神社の楠木正成、乃木神社の乃木希典、松陰神社の吉田松陰、その他「忠臣烈士の神霊」であり、一言でまとめるなら「国家的大人格」であるという。この「国家的大人格」の神霊にひたすら「崇仰帰一合体」することによって、国家的精神に燃え立つことができると鶴藤は論じた²³。しかし、この論説において「国家的大人格」

¹⁹ 鶴藤幾太「国家的祖先崇拜の真義に徹せよ」『皇国時報』566号、1935年6月11日。

²⁰ 久保田淳他校注『西行全歌集』（岩波書店、2013年409頁）による。同書によればこの歌は「存疑の歌」とされる。

²¹ 入澤宗寿「我が宗教々育の歴史的考察」『教育思潮研究』第10巻第2輯、1936年4月30日。

²² 鶴藤幾太「『敬神崇祖』の内容深化を要望す」『皇国時報』第584号、1935年12月11日。

²³ 同上。

として位置づけられた天照大神と楠木正成や乃木希典らとの関係性は詳述されなかった。

堀江、鶴藤の議論は、それぞれ個人的な家系に基づく「祖先崇拜」が持つ課題を乗り越えようとするものであった。堀江は日本人として生まれたほとんどすべての「神霊」を祀る「日本民霊総社」の創建を提案し、鶴藤は個人的な祖先崇拜を脱し、天照大神を国民の「総祖先」とする国家的祖先崇拜や「国家的大人格」への崇拜を求めた。

上記の議論は、神社は国家の宗祀であるから信教の自由とは無関係であるという絶対的な前提に立っているため、神道の神に対する宗教的信仰を国民に強く求めるものであった。従って、当時の教育行政が抱えていたジレンマ——即ち、国民道徳における「敬神」と「崇祖」からの宗教性の排除——が検討される余地はなかった。さらにその他の議論には、天照大神を国民の「総祖先」と位置づけ、「敬神」と「崇祖」を強引に結び付け、あるいはこれを同一視する内容が見られた。「敬神」と「崇祖」がどのような論理で結び付けられるのかについて説明はされず、その関係性について論理的な解答は与えられなかった。

2. 宗教的情操教育の推進と文部省の方針

(1) 宗教教育協議会の設置

第3章で明らかにしたように、1910年代の国民道徳論で「敬神」と「崇祖」が論じられ、また第2期国定修身教科書にも「敬神」と「崇祖」に関する課が導入された。しかしながら、教科書の記述は宗教的信仰から距離を置いたものに限定されていた。

他方で国民道徳を補強するものとして宗教を捉え、宗教に期待を寄せる世論は根強くあった。すでに鈴木美南子が明らかにしているように、大正期の民主主義的傾向の増大に対する危惧を背景に、宗教への期待が高まり、大正末期以降、文部省主催の全国高等女学校会議や、帝国教育会主催の全国中等教育協議会、全国小学校教員大会において学校における宗教的信念の啓発や助長が求められた²⁴。例えば、1926年11月の全国小学校教員大会は、「教師の宗教に対する理解を一層増進し、且教師の宗教的信念の確立によりて其教養に資すること」、「常に児童の学習生活を自発的自律的になるやう指導して、其の内面に発現する宗教的要求に留意し其の発展に努めること」、「学校生活の全般に通じて機会ある毎に児童の宗教性の啓発に努めること」を決議し、師範教育における宗教的陶冶や、学校の各教科の教材に一層多くの宗教的教材を取り入れることを求めた²⁵。

宗教界においても各宗教の枠を越えた組織が作られ、学校教育への宗教教育の導入を求める声が上がられていた。三教会同の開催と同じ年に設立された帰一協会は、成瀬仁蔵、浮田和民、姉崎正治、

²⁴ 鈴木美南子「天皇制下の国民教育と宗教—大正～昭和期を中心として—」伊藤彌彦編『日本近代教育史再考』昭和堂、1986年。

²⁵ 文部省普通学務局『宗教教育協議会議事要項』1937年、205頁。

井上哲次郎など異なる思想的立場にある者を発起人とし、例会では異なる宗教の相互理解を目指して儒教、仏教、神道、キリスト教に関する講演を行った。帰一協会での「自由に相互交換した宗教教育論議は、宗教的信念の必要を一般教育関係者や教育行政家に認知させ、宗教的情操の涵養へのルートを準備することとなった」と評価されている²⁶。

また、教派神道一派である神道本局内からの発案で、「神仏基三教徒及び宗教に対して理解を有する朝野の人士を糾合して一大団結を造り、その団結の力に依って内外を教化する」ことを目指し1924年に日本宗教懇話会が結成された。同会の理事は、神社本局長神崎一作、キリスト教の日本組合衆鴨教会牧師野口末彦のほか、正則中学校長今岡信一、芝中学校長渡邊海旭、関東中学校長和田幽玄で構成されていた。評議員には、井上哲次郎、高楠順次郎ら学者のほか、聖学院中学校校長の石川角次郎、霊南坂教会牧師の小崎弘道、内村鑑三といったキリスト者、仏教学者の加藤拙堂、宗教教育導入に積極的な政治家として知られる安藤正純、文部省宗教局長下村寿一が名を連ねた。同会は1928年6月5日より四日間にわたり日本宗教大会を開催した。その際、教育部会は1899年の文部省訓令第12号の改正を決議し、当時宗教上の教育が禁止されていた官公立学校及び学科の課程に関して、法令の規定ある学校においても、文部大臣の許可のもと宗教上の教育を施し宗教上の儀式を行うことが可能となるよう変更を求めた²⁷。

このように宗教的信念の啓発や宗教教育の導入を求める声が高まりつつあるなかで、1935年3月より宗教教育協議会の議論が文部省内で始まった。しかし、これは宗教教育に対する文部省の積極的姿勢を示すものではない。高橋陽一によって、宗教教育協議会の設置は文部省全体の政策ではなく、政友会の安藤正純を震源とし、下村寿一との「提携」のもとに進められたことが明らかにされている²⁸。そうした事情のためか、宗教教育協議会は、臨時教育会議やこの後の教学刷新評議会と異なり、官制によって組織されたものではなかった。

「学校に於て宗教的教育を如何にすべきか」をテーマとした協議会は、1935年3月以降10回にわたって開かれ、吉田熊次（東京帝国大学名誉教授）、篠原助市（文部省教育調査部長）ら教育学者のほか、宗教学者の矢吹慶輝（東京帝国大学講師）、仏教学者の高楠順次郎（東京帝国大学名誉教授）神崎一作（神道管長）、田川大吉郎（キリスト教連盟教育部長）、加藤熊一郎〔拙堂〕（中央教化団体連合会理事）、下村寿一（普通学務局長、後に東京女子高等師範学校長）に加え、文部省、宗教局からも官僚が出席者として名を連ねた²⁹。

この協議会の答申に基づき、1935年10月に出されたのが文部次官通牒「学校ニ於ケル宗教的情操

²⁶ 大森秀子「帰一協会における宗教間対話と教育—宗教情操教育再考—」『キリスト教教育論集』第22号、2014年3月。

²⁷ 日本宗教懇話会『御大典記念 日本宗教大会紀要』1928年12月。

²⁸ 高橋陽一「宗教的情操論の矛盾」『共通教化と教育勅語』東京大学出版会、2019年。

²⁹ 文部省普通学務局『宗教教育協議会議事要項』。

ノ涵養ニ関スル件」であった。通牒は、学校教育に教派や宗派に対する中立的態度を求め、「学校ニ於テ宗派的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許」さないとして宗派的教育を明確に禁止した。その上で、「人格ノ陶冶ニ資スル為学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ」として、宗教的情操の涵養を求めた。しかし、「但シ学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノ」であると但し書きを加え、あくまで教育勅語が学校教育の中心であり、これと矛盾する教育内容や方法を禁止した。

鈴木美南子は、この通牒について、「国体の宗教的絶対性を、他宗教を包含し超越することによって強化する役割を果たすものであった」と評価した。つまり、同通牒の方針は、宮城遥拝や神社参拝などの実践を促す結果となり、「昭和期には、巨大な宗教性を備えた国家神道が超越的絶対性を主張して、諸宗がその下に統合従属」させられて行ったと分析している³⁰。

他方、高橋陽一は、通牒には協議会での吉田熊次による「宗教的情操」批判の基本線が盛り込まれ、「宗教的情操」を制約するものとなったと結論付けた³¹。高橋の結論に従えば、本協議会やこれに基づく通牒は学校教育への宗教導入に関して影響力を持たないばかりか、むしろこれに反する性格を持つものであったと言えるだろう。このように先行研究の通牒に対する評価は分かれているが、本研究の視点で協議会の議論を読み解き、協議会および通牒の歴史的な意義を検討してみることにする。

まずは、本研究の主要な観点である国民道徳の振興において宗教にどのような期待が寄せられたのかに注目したい。これまでの学校教育や修身教授で不足している点は何であり、宗教はそれをどのように補うことができると考えられたのかという点に注目し、議論の経過を追うこととしたい。この観点で議論を見たとき、「拝む心」というキーワードが浮上してくる。

（2）教育勅語を補う「拝む心」—教育勅語の宗教化の提案—

第1回の協議会において普通学務局長下村寿一は、同協議会のねらいについて説明するにあたり、「師範教育と宗教との関係」について「大体の成案を得たい」とし、師範教育の中に宗教を入れるか否か、入れるとすればどのような内容にするべきか、教授法はいかにするべきかについて検討したい旨を述べた。これを受けて東京府青山師範学校長の長谷川乙彦が、「文部省が教育に宗教を取り入れるの必要を感じられたる主なる動機如何」と質問をすると、下村は、一般国民の間に信念を欠いた迷信である新興宗教が現われてきているため、国民に対し「正しき宗教に対する理解と信仰をもたす必要が生じた」ため、「師範教育と宗教との関係を定めることが先決問題と考へらるゝのである」と回答した。さらに、「我が国の教育に於ては教育勅語が根底をなすのであるが十分に徹底しない憾み」があ

³⁰ 鈴木美南子、前掲論文。

³¹ 高橋陽一、前掲論文。

り、そのために新興宗教が活性化しているとして、こうした問題を解決するために宗教的情操が必要だとも説明した。つまり、下村は師範教育だけでなく、学校教育全般における宗教的情操の導入を求めている。

さらに下村は社会改革の志向を持つ新興宗教の台頭や、学校教育を終えた後の社会人のマルキシズムへの思想的傾倒に強い危惧を抱いており、それは現在の修身教育に欠けているところがあるからであり、学校教育で宗教に関する教養を与えず、宗教的情操を育成していないためだという考えを示した³²。

学校教育に宗教を導入したいとする下村の意向に対し、吉田熊次はヨーロッパの教育史や教育事情について触れながら、「宗教教授を学校教育に取り入れることの困難なることは教育史上幾多の経験を持って居るのであるから今回もそれを十分参考にせられたい」と発言した。また篠原助市も「既成宗教を学校に取入れることは出来ない」と発言し、反対の意見が表明された。下村はさらに「宗教的情操といふことが必要であって之を求めたいのである」と自らの主張を重ねた³³。

第2回の協議会では、宗教的情操を養うためには教育勅語だけでは不十分だとする見解が一部の出席者より示された。その際、「拝む心」がキーワードの一つとして浮上した。これは、教育勅語の内容に欠如しているものを補うべく主張されたものであった。宗教学者であり、仏典の研究や仏教を通じての社会教育事業者としても知られる矢吹慶輝は宗教的情操推進派として以下のように発言した。

教育勅語を拝読すると「尊む心」が表になっている〔。〕「拝む」と云ふ事は出ていないとも見られる。然し国体の問題となると神聖観念或はそれに近い情操が養成されているやうに思はれる。そこに宗教情操に近いものが要求されている。〔中略〕

明治五年に学制が布かれる前は宗教教育が行はれて居た。而して弊害もあつたが、効果もあつた。尊ぶ心の基礎に或はそれと併行して拝む心があつた方がよいのではないか。³⁴

矢吹は国体観念の育成のためには、教育勅語に記されている「尊む心」だけでは不十分で、「神聖観念」に近い「拝む心」の育成が必要だと論じ、宗教教育の効果について言及した。さらに矢吹は、学制発布以来、宗教的なものを排して道德教育を徹底しようとしたにもかかわらず、迷信が跋扈している状況があると述べ、「これから考へても拝む心を正しく健全に養成するといふ事は必要であつて、宗教に対しても正しき認識と批判力を養う必要がある。〔中略〕然るに今日の教材には宗教的なものが少

³² 文部省普通学務局『宗教教育協議会議事要項』92-94頁。

³³ 同上、5-9頁。

³⁴ 同上、15頁。

ない従って正しき宗教の認識が得られない」として、道徳教育における宗教の必要性を述べた³⁵。

吉田はただちにこれに反発し、「修身教育の上で教へる事が困難であるとか徹底しないと言ふのは事実であるが、之は修身それ自体に関する教育の研究がたらないのでその研究方法も決まっていない」と述べ、修身科教授法の研究が足りないことや教師に問題があるのであって、「宗教を以て置き換へ導かうとするのは早計だと思ふ」と発言し、修身教授が十分に機能していないことを吉田自身も認めつつ、宗教導入に否定的な見解を示した³⁶。

矢吹と吉田による宗教導入の是非をめぐる応酬は第3回協議会でも続いた。吉田は宗教と教育の分離という原則に立ち、「拝む心が必要と云ふのは宗派でなければならぬと言ふ事となるのではないか」、「一般的な人には宗派的でなければならぬと云ふ事になりはしないか」、「宗教と云ふと一般の人々に対しては、既成宗教を考へて来なければならぬのではないか」と矢吹に問い続け、「拝む心」は既成宗教に基づくものとなるはずであるから学校教育への導入は問題である、とする態度を一貫して示した³⁷。

「拝む心」の育成が国民道徳に必要であるという考えから宗教教育ないし「宗教的情操」の導入を求める矢吹の主張を受けて、第2回協議会において篠原助市が「宗教的情操と道徳的情操とは如何に違ふか」という質問を投げかけている³⁸。これに対して矢吹は、道徳は人間だけの関係を考えるが、宗教では神仏といった「超人」との関係が重要であり、「大きなものに打たれる、何とはなしに有難い」といった態度が宗教的態度だと説明する³⁹。「超人」を絶対視し、理屈なしに「何とはなしに有難い」と感じる心情を国民道徳に求める意見であった。この宗教的態度について説明するにあたって矢吹は西行の作歌「何ごとのをはしますかは知らねども忝けなさに涙こぼるる」を引いた。この引用は、後に発行される『国体の本義』で祭祀と道徳について論じた箇所にも見ることができる。他方で、前節(4)で触れたように神道学者の鶴藤にとってこの歌は、「天照大神の意義内容を無視」しており、「敬神の本義に反し、日本国民としての心掛を欠くとの非難を免れることが出来ない」ものであった。

このように協議会での議論では、吉田による一貫した反発はありながらも、「超人」に対する理屈を超えた帰依を肯定する「宗教的情操」推進論が主張される場面が度々あった。このことについて宗教史研究の前川理子は、宗教教育協議会の議論の過程において、「絶対者への依頼心と服従心による『拝む心』や『無力の自覚』が押し出された」と分析し、神仏などの超越的神観や、宗祖への依頼心といった他力的側面が避けられる傾向にあった明治20・30年代の宗教学とその性格を異にすることを指摘

³⁵ 同上、20頁。

³⁶ 同上、20-21頁。

³⁷ 同上、42-44頁。

³⁸ 同上、15-17頁。

³⁹ 同上、17-18頁。

している⁴⁰。確かに協議会の議論のなかには、後の教学刷新評議会や『国体の本義』に繋がるような意見を見ることができる。

また第2回の協議会において、仏教学者で中央教化団体連合会理事として出席していた加藤熊一郎〔咄堂〕は以下のような発言をしている。

現在は勅語は建国当初の勅語と教育勅語のみに力を致し歴代の詔勅には余り無関心であるが、若しこれを十分に教へると言ふことになれば其の間の勅語には道徳的情操涵養のものもあり、宗教的情操に及んで居るものもあるので、之を徹底させれば国民精神と共に宗教的情操を養ふと言ふ目的は達せられると思ふ⁴¹

国民精神と宗教的情操の涵養のために歴代の諸詔勅を学校で徹底することを求めるこの意見は、国体明徴のために歴代の諸詔勅を重視した教学刷新評議会の答申を念頭に置いたとき、見逃せないものであった。

協議会において教育勅語に宗教性を見出そうとする意見が出されていたことについても言及しておきたい。第5回協議会において篠原助市は、「今日、教育に於て宗教を考へねばならぬと要求せらるゝに至った最大の動機は、学校教育に関する限りに於ては、従来の学校に於ける道徳教育があまりに無力である、之を有力なものにするには宗教又は宗教的要素を加へねばならぬといふにあると考へます」と宗教的情操に関する議論の文脈を押えた上で、教育勅語を神聖化し、そこに宗教性を見出すことを以下のように提案した。

我国の教育勅語には人生の一切の価値、一切の徳が盛られてしかも夫れが一つの根本思想に統一されています。しかも又夫れは天皇の臣民に宣らせたまふものゝ現人神としての天皇のお言葉即ち啓示（宗教上で言ふ）としての一つの經典であります。従つて教育勅語を最高の啓示と見之を神聖化することによって其処に充分の宗教性を見出すことは出来ないでせうか。⁴²

このように、学校教育に宗教教育を導入することは容認できないことから、教育勅語に宗教性を見出し、これを宗教的情操の涵養に生かすという提案がされていた。しかしながら、この提案については、「教育勅語はどこまでも教育勅語であらしめ宗教的に取扱ひ度くない」、宗教化すれば御真影が礼拝の対象となり、各宗派の祖師と並列に扱うことになってしまうという反対意見が高楠順次郎から示

⁴⁰ 前川理子『近代日本の宗教論と国家—宗教学の思想と国民教育の交錯』東京大学出版会、2015年、418-419頁。

⁴¹ 文部省普通学務局『宗教教育協議会議事要項』21-22頁。

⁴² 同上、86頁。

され⁴³、さらに文部省側からも「教育勅語は飽くまで道徳的なものとして奉体して行く事とし度い」、「宗教的なものにする事は本来の主旨でない」とする意見（社会教育局成人教育課長松尾長造）が述べられた⁴⁴。

篠原の意見に神道家としての立場から同調したのは神道管長の神崎一作であった。神崎は以下のよう

教育勅語は日本民族の昔から持っている信念であって、教育の中心はどうしてもそこに置かなければならない事は当然である。「国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と御述べになっている所に宗教的情操が存在して居る。教育勅語は惟神の道であって、宗教的情操と云ふ事を考へるときどうしても惟神道までゆかなければならないものと思ふ。⁴⁵

神崎は、学校で大麻を祀るといった宗教的な儀式を強制することは良くないと考えつつも、「古来からある民族信仰の聖いものを教育に取り入れ」ることを提案した⁴⁶。

こうした教育勅語をめぐる議論から思い起こされるのは、教育勅語作成過程において中心的な役割を担った井上毅の思想である。井上は、中村正直の勅語草案を見て、その問題点の一つとして天を敬う、神を尊ぶといった語を用いていることを挙げた。それは宗教上の争いを起こす源となる可能性があり、宗教に結びつく語は避けなければならないと考えたからであった。教育史研究の海後宗臣は、「ここで井上は宗旨上の争という点をあげて批判しているが、恐らく井上はそれと共に天や神から道徳や教育の根源になるものを導きだしている思想には賛成しなかったことによる」と考察している。すなわち、井上は、「日本の道徳は皇祖皇宗が立てたもので、国体から発している」と考え、自らの勅語草稿を作成したと海後は分析した⁴⁷。また、森川輝紀によれば、井上の国体教育論は、天祖の教えや三種の神器に道徳の始源をおき、その遵守を教育の基本とする元田的発想とは異なり、国語・国文・歴史といった教科に基づく知育により行われるべきとするものであった⁴⁸。これを前提とすれば、教育勅語は神道を含めた宗教性の排除を原則として構想されていたといえる。

このように協議会では、明治の国民教育の設計者が慎重に検討した教育勅語からの宗教性の排除という原理を揺るがず議論が行われていた。

⁴³ 同上、104頁。

⁴⁴ 同上、112頁。

⁴⁵ 同上、170頁。

⁴⁶ 同上、171頁。

⁴⁷ 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』厚徳社、1969年、202-203頁。

⁴⁸ 森川輝紀『増補版 教育勅語への道—教育の政治史』三元社、2011年、318-319頁。

(3) 神社・神道の宗教性と学校への導入をめぐる意見の対立

さらに、本研究のテーマと関わって同協議会の議論で注目すべき点は、神社や神道の扱いである。

第3回の協議会は、神社制度調査会の委員でもある神道管長神崎が、神道や神社について、またその教育的な意義について説明することから始まった。まず神崎は神道の発展について説明し、神道は一方は皇道として国家的祭祀になり、それが国体観念となって道徳的な儀礼として発展し、もう一方は仏教その他と結合して数々の宗派が形成され、個人的信仰として教義や儀式が民間信仰の対象となったという。この二方面を具えるのが神社であるから、神社は宗教的信念の淵源となる一方で、他方では国体観念の基調として道徳的〔筆者註：宗教的でない〕性格をも持つという。従って、第2回目の協議会で論じられた「拝む心」と「尊ぶ心」の両方が神社には備わっていると神崎は主張した⁴⁹。この国体観念と民間信仰の両者を含む神道概念を惟神道〔かながらのみち〕として図表で整理しつつ、神崎は次のように神社と教育の関係を整理した。

一般的宗教との関係を考へて見るに神社は国家的礼典の道場として取扱はれ其れが惟神道の全体から見て宗教的であり人々は之に参拝し場合によっては国家的立場から神社にお祈りして居る現状ではあるが、憲法二十八條の信教の自由は絶対の自由ではなく国家の安寧秩序を妨げざる限りに於ての信教自由であるが、故に神社参拝を国家から教育の為に強要されても皇道の立場から見れば少しも差し支へないと考へる⁵⁰

このように神崎は、教育のための神社参拝の強制は憲法に照らして問題がないとの見解を示した上で、国民教育に宗教的情操を取り入れるに当たっては、「国民性」と結び付けてその基準を考えなければならないと述べた。国民教育は「民族の持っている力」、「日本精神」を標準とするもので、「正しき宗教的情操に就てはこの日本精神のことを考へねばならない」とし、満州事変以後、世論のなかで主張されるようになった「日本精神」を重要概念として取り上げた⁵¹。つまり神崎は、明言はしないが、神社こそが宗教的情操を養う上で主要な施設・機関となるべきだと主張したかったと見られる。

この発言を受けて「神社は宗教であるかどうか、内務省ではその問題にはふれないのか？神社制度調査会では其の本質の決定はないのか」という質問が出た。これに対し神崎は、「神社の本質は論者は宗教であるとしている。内務省ではこれを別取扱ひしている」と回答し、神道学者らは本質は宗教だと捉えており、宗教としない内務省の見解とは異なることを示した。さらに、神社制度調査会ではこ

⁴⁹ 文部省普通学務局『宗教教育協議会議事要項』31頁。

⁵⁰ 同上、33頁。

⁵¹ 同上、33-34頁。

の本質に触れないようにし、神社の維持経営の問題を取り扱っていると回答した⁵²。

普通学務局長下村寿一は神崎の神社についての見解に同意を示し、神社には国家的祭祀としての道徳的な側面と個人的な信仰としての宗教的な側面が渾然として一体となっており、「神社が宗教であるか否かの何れにもせよ、信教自由の立場から国家は神社の道徳的方面を強調しているもので、これは今迄に行はれて来ている処故別段異論はない処と思ふ」と述べた⁵³。その上で、岐阜県で活動するキリスト教団体による神宮参拝拒否問題〔第6章参照〕について以下のように触れた。

最近に於ては岐阜県大垣の美濃ミッシヨンの信者の子が伊勢皇大神宮に参拝拒^{〔ママ〕}避をしましてとうとう小学校令の就学停止の規定を適用した。尚同ミッシヨンの幼稚園は此の土地の民衆運動が起って、関係父兄に幼稚園へ行くことを差留めたる園児が一人も行かなくなって閉鎖の止むなきに至った例がある。何故此の如き^{〔ママ〕}ツラブルが起るか云ふと政府は神社は道徳的なものだ説明するけれども事實は宗教だと云ふ考が脱けないからである。つまり無理にどっちか一方に決めてかかるからである。⁵⁴

この「ツラブル」について、下村は政府が神社は道徳的な施設であると説明してもキリスト教団側が神社は宗教であるとする認識を変えないことが原因であると述べている。その際、「無理にどっちか一方に決めてかかる」ことを疑問視する発言をした。この発言は、キリスト教団側が神社は宗教であると決めてかかることを問題視しているだけでなく、反対に神社を道徳的な施設として明確化することをも問題視するものであった。すなわち、実際のところ神社には宗教的行為が多いため、神社を道徳的な施設として断定してしまい、宗教的行為を止めさせるとなると「神社いぢめ」のようになってしまう。従って、宗教か道徳か「どっちか一方」に決めることは、現実的ではないというのである。裏を返せば、宗教か道徳か明確にしないまま、神社の宗教性を教育に活かして行くというのが下村の見解であったとみることができる。これは、「神社非宗教」の建前を否定する発言であった。

さらに問題なのは神社の中には迷信があったり、祭神不明のところもあったりすることだと下村は述べ、こうしたところを整理した上でその「道徳的方面宗教的方面を教育的に活用すべき」とし、両面を認めて活用すべきことを提案したのであった⁵⁵。

これを受けて高楠は、「神社は宗教であるとはっきりして来ると神社に詣でる事は無理な事となるであろう」と述べた上で、上智大学の学生の参拝拒否事件について言及し、「靖国神社へ上智大学の生

⁵² 同上、34頁。

⁵³ 同上、38頁。

⁵⁴ 同上、38-39頁。

⁵⁵ 同上、39頁。

徒の参拝したのは政府から宗教でないとの保証を与へられたからではないか」と発言した⁵⁶。この事件は、1932年5月に上智大学の学生数名が、学校教練のために配属されていた陸軍配属将校引率の靖国神社参拝を拒否したことを発端とした。参拝拒否は国体思想に反するものとして陸軍省の怒りを買い、文部省が間に入り問題解決を図るも、陸軍省は態度を硬化させて配属将校の引き上げを決定した。その過程で、カトリック教会指導者は日本政府の「神社非宗教」の見解を受入れ、神社参拝を認める方針を示し、さらに国体史観に教育課程の全面的再編成を図ることで、ようやく1933年12月に配属が再開されたのであった。配属将校による学校教練の実施・認定がなければ、徴兵に際しての在営年限の短縮などの特典を失い、その影響は入学志願者数の減少や在学生の退学にまで及ぶことになる。上智大学にとって存続に関わる重大「事件」であった⁵⁷。

上記の高瀬の発言は、こうした数年前の「事件」を踏まえ、「神社非宗教」の原則を揺るがすことの危険性を指摘するものであった。「事件」当時、文部省宗教局長であった下村は、学校側に「学生生徒の神社参拝は宗教的な意味ではなく、道徳的意味に於て、国家教育の手段として居るので忠誠、愛国心の養成の為で学校でやるのは宗教的な意味はないと詳細に説明し」、ローマ法王庁や東京大司教は参拝について承諾を得たと説明したが⁵⁸、高瀬の指摘への十分な回答とはならなかった。高瀬は、「然しこの宗教的な点から神社に参拝するとなると邪魔になる」と述べ、「神社非宗教」原則の変更を示唆する下村の意見に再び懸念を示した。

神社に関する話題から、吉田熊次が前出の「拝む心」の育成を求める矢吹に対して、「道徳的方面でなく宗教的方面に於てのみ拝む心が養はれるのか、拝む心と尊む心とはそんなに確然たる区別があるか」と問いかけると、矢吹は、「一般民衆には神社の問題でも拝む処までいって神社の価値がある」と答え、「一般の人々を標準として見れば尊ぶ心だけでは不足で別に拝む心が必要であると思ふ」と回答した。ここで、先述の吉田の「拝む心」は既成宗教を学校に持ち込むことになるのかという一連の問いかけがなされた。

このように、神社に宗教的な性格を一部認め、これを学校教育に生かして行きたいと考える論者と、学校教育に宗教を持ち込むべきでないとする論者との意見の対立が明確に表れていた。

第7回の協議会では、国家の祭祀を学校で実施することの可否についての話し合いに及び、緊張感のある議論が展開された。下村が学校儀式に祭祀を取り入れることによって宗教的情操の涵養ができる

⁵⁶ 同上、40頁。

⁵⁷ 久保義三『天皇制と教育』三一書房、1991年、31-47頁および久保義三『新版昭和 교육史—天皇制と教育の史的展開—』東信堂、2006年、263-280頁を参照した。駒込武は、参拝拒否が社会的「事件」として拡大した点について、「陸軍省の人事が関連」していることを指摘している。1932年当時の陸相は皇道派の荒木貞夫であり、同年の人事で要職を皇道派系で固めた。これ以降、新聞・雑誌が軍の意向に唱和して排撃熱を煽ったとしている。また、「陸軍として文部行政に介入する糸口をつかむと同時に、陸軍内部で皇道派の発言権を高めようとする意向があったものと推定できる」と分析した（『世界史のなかの台湾植民地支配—台南長老教中学校からの視座』岩波書店、2015年、427-434頁）。

⁵⁸ 文部省普通学務局『宗教教育協議会議事要項』39頁。

のではないかと発言すると、高楠が「すると小学校に神殿を造り大麻を祭る事もよいと云ふのか」と疑問を投げかけた。下村は、「皇室で祭祀を行はせられる事は宗教とは思はぬ。学校で伊勢神宮を祭り遙拝する事は現在行っている処もあるが私は宗教とは考へぬ」と回答した。すぐさまキリスト教連盟教育部長の田川大吉郎が「先祖の祭と見てはいませんか」と質問した。これは、皇室祭祀を「祖先の祭」と捉えることができるか、という指摘をする意図を持っての問い掛けと思われる。下村は、「さう見る人もある」と回答した。高楠が、「学校へは御真影以外のものは一切祭ってはいけない〔。〕小学校では殊更いけない」と下村の回答を問題視すると、矢吹も「国家の祭祀に宗教的意味を付け加へる事はいゝが、それが神殿や大麻になる事は問題になる。少なくとも小中学校では御真影以外は祭らぬがよいと思ふ」と同意した。下村は、学校の行事を宗教的にすることを希望しているが、加藤熊一郎からも「一般には神道の形式であると考へられるから宗教と見られはしないか」と懸念が示され、高楠はさらに「大麻を小学校で祭っているがあれば取締る必要がある」と反対の立場を明確に示した。学校行事に神道の儀式を取り入れることを可とする下村の意見は反対論に押し返され、引き下げざるを得ない形となった⁵⁹。

(4) 宗教教育協議会答申と通牒の歴史的意義

上記の議論を経て1935年10月2日に出された答申では、「一般ノ学校教育ハ一切ノ教派宗派教会等ニ対シテ中立不偏ノ態度ヲ保持スベキモノトス」という方針を示し、「宗派的教育ヲ施スコトハ之ヲ認ムルヲ得ザレドモ学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ヲ涵養シ人格ノ教養ニ資スルコトハ極メテ必要ナリ」とし、宗教的情操の涵養を奨励した。しかし、「学校教育ハ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノ」であるため、これと矛盾するような内容及び方法を禁止した。また留意事項として「学校ニ於テ行フ儀式ハ一層莊重嚴肅ナラシムベシ」、「修身、公民科ノ教授ニ於テハ一層宗教的方面ニ留意スベシ」、「宗教ニ関スル適當ナル参考図書ヲ備ヘ生徒ノ修養ニ資セシムルモ一方法タルベシ」、「校内又ハ校外ニ於ケル教員及生徒ノ宗教ニ関スル研究又ハ修養ノ機関ニ対シ適當ナル指導ヲ加ヘ寛容ノ態度ヲ保持セシムベシ」などを挙げた。

この答申を踏まえた文部次官通牒「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」は、答申の文章を引き継いでいるものの、全てが同じではない。前川理子が明らかにしたように、部分的な削除と加筆があった。例えば、答申で示された「学校ニ於テ行フ儀式ハ一層莊重嚴肅ナラシムベシ」という留意事項は通牒では削除された。この学校儀式に関する内容の削除について前川は、「通牒が『宗教的情操ノ涵養』を銘打っているかぎりには、そこに国体教育に関わる項目を含ませたくない、『宗教』を冠するも

⁵⁹ 同上、150-153頁。

のに修身教育を関与させたくないという意思」が働いたと分析をしている⁶⁰。通牒は、答申をほぼ踏襲した形で出されたが、学校教育における宗教の扱いについて慎重な配慮が施されていた。

こうした文部省の宗教教育に対する消極性に不満を示す研究者もいた。入澤宗寿は、「初等教育界の内部より起った宗教々育の目ざめに対して、この答申案は消極的に過ぎるの感がある」と不満を表した。入澤は、師範学校に宗教科を設けることや祖先崇拜などの非宗派的宗教教育の導入を願い、後に教学刷新評議会の委員となる東京帝国大学教授であった⁶¹。ただし彼は同時に、「教育行政上の通牒としてこれを見る時、いはゆる賢明なる方策たる点も亦大にこれを認めねばならぬ」として文部省の立場に一定の理解を示してもいる⁶²。

宗教的情操教育推進政策における文部省の真意とするところは、1936年7月のプロテスタント系のキリスト教主義学校の団体である基督教教育同盟会の学校長及び部長会における文部省督学官龍山義亮の講演内容に明確に表れている。

講演において龍山は、宗教的情操に関する通牒について、「学校教育の中に於ても、宗教に就て興味を養ひ、理解を与ふる事が必要であり、殊に国民精神を涵養する上に於て宗教の必要があり、国体觀念の養成、皇室尊崇の事に就ても宗教的背景を要する事であつて、学校に於て是等に就て如何に取扱ふべきか」をまとめたものと説明した。その上で、龍山は1899年の文部省訓令第12号について触れ、その趣旨は「特定の宗教々義を教ふる事と儀式を執行する事を、普通の学校に於て差控へたいといふ意味であつて、宗教的情操即ち敬虔の念や報恩の心を養ふ如きは極めて必要である事を否定するものではない」と述べ、「監督官庁としては一宗一派に偏する弊害の方を先づ考へて、一般的宗教によるやうになっている」と説明した。しかし、特定の宗教教義を教えることと、宗教的情操の念を養ふことの明確な違いや、一宗一派に偏しない「一般的宗教」とは何かについて具体的な説明はなかった。最後に「宗教学校はその特殊の目的を以て設立されたのであるから、その特色を發揮して欲しい、又さうある事が望ましい事である」と述べ、通牒の趣旨をなるべく生かすことをキリスト教主義学校関係者に求めた⁶³。

他方で龍山は、この講演のなかで以下のように「御真影奉戴」を要求している。

御真影の事に関しては、別段法令の上に於て奉戴すべき事が規定されてはいないけれど、当該学校から願出があれば、宮内省に手続きを致して、奉戴することになるのである。

皇室尊崇の為には成るべく各学校で奉戴せらるゝやうにせられたい、設備が不充分であれば自然

⁶⁰ 前川理子、前掲書、415頁。

⁶¹ 「入澤宗寿」『日本近代教育史事典』平凡社、1971年。

⁶² 入澤宗寿「宗教教育答申案及通牒に就いて」『教育思潮研究』第10巻第1号、1936年1月。

⁶³ 龍山義亮「文政当面の問題に就て」『宗教教育』第10巻第9号、1936年9月。

御遠慮する事が至当ではあるが、成るべく工風をして、奉戴に差支ないやうにして、奉戴せられん事を希望する。⁶⁴

これに加えて文部省秘書課長による文書である「御真影奉安・勅語奉読に関して」に従うよう求めた。この文書には、「各学校共可成速ニ御真影ヲ奉戴セラレタキコト」、「奉安所ノ位置ハ生徒児童ノ訓育ニ及ホス影響ヲ考ヘ特ニ選定ニ留意スルコト」、「御真影奉拝並ビニ勅語奉読ニ際シテノ態度ハ厳粛ナル態度ヲ以テ奉仕申上グルコト」などの事項が挙げられている⁶⁵。

以上のように、龍山の講演全体を見たとき、宗教学校は法令の範囲内においてその特色を発揮することが認められるが、御真影・教育勅語の「奉戴」を避けることはできず、望ましい形式での「奉戴」を迫られていた。結局のところ、従来の宗教学校に対する宗教教育の禁止という原則が確認されたばかりでなく、御真影・教育勅語の正しい「奉戴」が強調されたのであった。

通牒では学校儀式に関する内容を取り扱うのを避けたにも関わらず、宗教学校に対する通牒の説明では学校儀式が強調されるという矛盾を文部省の対応のなかに確認することができる。この矛盾は、宗教的情操教育推進政策が文部省全体の政策ではなく、一部の推進派によって進められたものにすぎず、文部省の従来の方針に変更がなかったことに由来すると考えられる。

これまでの内容を踏まえると、協議会の議論、答申、通牒について以下のように考察することができる。

第一に、前川理子も指摘していることであるが、協議会の議論には「超人」に対する絶対的帰依や服従心に基づく「拝む心」を求める議論が見られた。吉田熊次の反対もあって実際の答申や通牒には反映されなかったものの、「超人」に対する絶対的帰依や服従心に関する議論は、後の教学刷新評議会の議論や『国体の本義』に繋がるものである。前川は、明治20-30年代の宗教学の思想では、祖師や聖人を神人化の模範として尊ばれるべきものとされる一方、「神仏などの超越的神観や、宗祖への依頼心といった他力的側面は避けられる傾向があった」とし、こうした「教養的人道宗教を一養分として成長したのが大正期の宗教教育論」であったという⁶⁶。つまり、大正期の宗教教育論に代わって絶対者への依頼心と服従心による「拝む心」が押し出されたのが協議会の特徴であったと前川は分析している。

思想問題対策を背景として、修身教育の不振や教育勅語の不徹底が認識されるなか、これを補う方法として「拝む心」に加え、諸詔勅の学校教育への導入、教育勅語の宗教化、「神社非宗教」の原則の変更にまで議論が及んでいた点にも、これ以降の歴史的展開との関連で留意すべきである。

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 文部省秘書課長「御真影奉安・勅語奉読に関して」『宗教教育』第10巻第9号、1936年9月。

⁶⁶ 前川理子、前掲書、419頁。

第二に、一方で1930年代半ばは文部行政が従来の非宗教の路線を堅持していた時期でもあったことを指摘できる。それは、答申の内容や答申を慎重に調整して通牒を出した文部省の配慮に見て取ることができよう。高橋陽一は、吉田熊次が1911年の三教会同にあたって、宗教の動員という方策に対して「学校教育に宗教を導入しないことこそが教育勅語による国民道徳を貫徹させることだと考えている姿勢」を明瞭に示したと指摘し、こうした吉田の基本線がそのまま同協議会の答申、通牒にまで一貫していることを明らかにした⁶⁷。確かに、協議会の議論の過程では、学校教育への宗教性を伴う「拝む心」の導入や教育勅語の宗教化が提案されながら、結局のところ、通牒は教育勅語を国民道徳の基本原則とする方針や学校での宗派に基づく宗教教育を禁止するという従来の方針を変えるものではなく、教育勅語の宗教化を図るものでもなかった⁶⁸。

鈴木美南子はこの通牒について、「国体の宗教的絶対性を、他宗教を包含し超越することによって強化する役割を果たすものであった」と分析したが、そもそも通牒そのものの内容においては国体の宗教性が排除されていた点に留意する必要がある⁶⁹。

さて、最後に触れておきたいのは、宗教的情操教育論と神道界との関わりである。協議会のなかでは神社の宗教性を認め、これを学校教育に活用して行く提案が神道家である神崎から出されていた。神道界はこうした協議会の動向に注目しており、議論がスタートした2ヶ月後の1935年5月発行の『皇国時報』は「宗教的情操と神道」と題する批判的論説を掲載した。

今日我が国の教育界に要望せられて居る宗教的情操の教育といふのは、果して謂はゆる仏教とか基督教とか儒教とかの特色を發揮して居る宗教的情操に重きを置いて居るのであるか。むしろ此の要望を満たし得る情操は、我が謂はゆる神道が十分に之を包含して居る事に気づかれないで居るのではなからうか。

論者はさらに、儒教、仏教、キリスト教に対する批判を次のように述べる。

⁶⁷ 高橋陽一、前掲論文、203頁。

⁶⁸ 前川理子も「祭政一致の理念が勢いを得ていくこのすぐ後の教学刷新評議会に比べてみれば、一定程度以上の規制力が本協議会〔筆者注：宗教教育協議会のこと〕にはまだ働いていたといえる」とし、教学刷新評議会での議論と宗教教育協議会の議論を基本的に区別している（前川理子、前掲書、418頁）。

⁶⁹ さらに、鈴木は1938年の教育雑誌（『教育と宗教』）を取り上げ、東京都の小学校で、宮城遥拝や神社参拝など「敬神崇祖」の念の涵養のための取り組みが「宗教的情操」の実践として紹介されていることをもって、「戦争遂行のため、これを学校教育レベルで『国民精神総動員』にまで徹底させる方策」であったとしてその影響の大きさを論じている（鈴木、前掲論文、251-252頁）。しかし、これは通牒の影響であったのか、それともその後の教学刷新評議会答申の影響であったのか、慎重に検証される必要があるだろう。他方で、高橋陽一は、通牒は「[宗教的情操の] 推進派に一時期の幻想を与える効果しかもたなかった」と評している。しかし、通牒の「役割」や「効果」について学校教育を対象として実証的検証はされておらず、今後の課題として残されている。

由来我が国における宗教各派の運動を観察するのに、外国から伝来したのも、巧に我が国家の保護色に隠れるやうに迎合しては居るけれども、儒教を唱道する者は儒教の本質に重きを置き、仏教を宣伝する者は仏教の本尊を至貴の宝位となして居る事は免れない所である。基督教の信者たちの中にも其れらと傾向を同じうする態度が著しく現れて来たけれども、無論その信奉する者を信奉して居るのである。

然るに、今や国家当局が相異なって居る其れらの各宗教家の頭脳を借りて新しい運動を起さうとして居る時、能く之を監視善導するに堪へる者は果して誰ぞや。⁷⁰

上記引用に明らかなように、この論者は、儒教、仏教、キリスト教では、現在教育課題として求められている宗教的情操を十分に涵養することは出来ないと述べており、協議会が策定しようとする施策に否定的であった。そして宗教的情操の涵養は神道こそが担えると主張したのであった。

神崎を含め神道界には、神社は「国家の宗祀」であり、仏教やキリスト教などに対して特別な優位性を有するという前提に立ちつつ、神社の宗教性を国民教育の場で発揮したいという要望があったと見ることができる。それは国民教育における神道の確固たる位置づけを得るという宿願と繋がっていた。このとき、憲政原理である信教の自由や「神社非宗教」原則は便宜的に解釈され、教育のために神社参拝や神道の儀式を国家が強要しても「差し支へない」と考えられた。

3. 教育と宗教をめぐる政策の転回—教学刷新評議会の議論と答申—

(1) 天皇機関説に対する神道界の反応と「児童教化」への強い関心

神道界の国民教育への関与に対する意欲が更に高まる契機となったのが、1935年の天皇機関説事件であった。1935年2月、帝国議会で美濃部達吉の天皇機関説が国体に反するとして弾劾されたのをきっかけとして、陸軍は国体明徴の訓示を全陸軍に通達し、天皇機関説排撃・国体明徴運動に積極的に取り組んで行った⁷¹。さらに、国体明徴運動に際して、各地の在郷軍人会はこの運動の主力を構成し、機関説排撃キャンペーンを展開した⁷²。対応を迫られた岡田啓介内閣は、1935年8月に天皇機関説は「国体の本義を愆る」とする国体明徴声明を出すに至り、その2ヶ月後にも再度、天皇機関説は国体に反するとして国体明徴声明を公表した⁷³。

こうした事態に神職界はどのような反応を示したのか。全国神職会の機関誌『皇国時報』に掲載された論説や記事から神職界の反応を見てみることにする。

⁷⁰ 「宗教的情操と神道—国家当局の宗教教育施設誰か能く之を監視善導する」『皇国時報』第563号、1935年5月11日。

⁷¹ 須崎慎一『日本ファシズムとその時代』大月書店、1998年、264頁。

⁷² 須崎慎一、前掲書、265頁。

⁷³ 小山常実『天皇機関説と国民教育』アカデミア出版、1989年、354-355、366-367頁。

1935年当時、国学院大学教授であった神道学者河野省三は、天皇機関説事件に関して、「純真なる国民精神に還れ」と題した論説を発表した。河野は、美濃部の説は国民の権利を「私利私益」と捉えるもので、これを前提とすると「国家の最高機関と云ふのは、その私利私益の為に運転する最高の権力者といふことになる」とし、これを「何といふ忌はしい思想内容であろう」と非難した。そして、「我が国古来の国民精神、日本精神の本然の姿に帰らなければ、斯やうな学説の転回は困難」であり、「此の時に当たって、我が国体の本義を明徴にし、日本精神の正しい発展を指導する為には、須らく純真なる国民精神に還り、日本民族の伝統的情操に生きねばならぬのである」と主張した⁷⁴。天皇機関説事件を受けて、国体の本義の明徴や日本精神の発展を求めた。

1935年5月には、全国神職界は九段軍人会館において初めて神官・神職一千数百名を招致し、全国神職大会を開催した。これは「時局重大の折柄、全国一万五千の神官神職が率先して国民精神の源泉を培ひ、国を挙げて日本精神の本義を自覚せしめ、益々敬神思想を涵養することの緊要なるを痛感」し、企画されたものであった。当時会長であった水野錬太郎は内務官僚として知られ、1928年5月まで文部大臣を務めていた。水野は告辞において「肇国ノ本義ニ基キ敬神崇祖ノ信念ヲ以テ、大ニ尊皇愛国ノ実ヲ挙ゲザル可カラズ。特ニ職ヲ神社ニ奉ズルモノ、率先コレニ当ル可キハ、敢ヘテ多言ヲ要セザル所ナリ」として、時局における神職の責務について述べた。

同大会では、以下のような宣言が発表された⁷⁵。

宣言

熟々現下ノ時相ヲ察スルニ世局ノ重大ナル国ヲ挙ツテ肇国ノ本義ヲ自覚セシメ敬神尊祖ノ民風
益々隆ニ国基愈々堅キヲ致サシメンコトヲ要ス

吾人ハ此ノ機ヲ以テ更ニ一段ノ策励ヲ加ヘ惟神ノ大道ニ則リ各自ノ本分ニ省ミ実践範ヲ垂レ躬行
実ヲ挙ゲ以テ国体ノ精華ヲ発揚スルニ貢献センコトヲ期ス

昭和十年五月二十日

第一回全国神職大会

この宣言が作成された背景に天皇機関説問題があり、こうした思想問題に「肇国ノ本義ヲ自覚セシメ敬神崇祖ノ民風益々隆ニ」することで対抗していこうとする神職界の意向を読み取ることが出来る。また同会では、「神祇ニ関スル特別官衙設置ノ件」が決議されており、神社行政振興のため、神祇に関する権威ある特別な官庁の設置を求めた。これは全国神職会結成当時の宿願であった。

⁷⁴ 河野省三「純真なる国民精神に還れ—所謂機関説の根本思想の検討」『皇国時報』第559号、1935年4月1日。

⁷⁵ 『皇国時報』1935年6月1日発行。

注目すべきは、神道界が国体明徴と関連付けて小学校教育に着目している点である。同年8月21日発行の『皇国時報』では、巻頭において、岡田内閣の国体明徴声明を受け、「殊に国民常識的な見解としての国体明徴は、小学教育において肇国以来の史話を趣味深く聴かしめる結果に依らなければならぬ」として、国体明徴における記紀神話の教育を小学校で行うことを提言した。その上で「今日における国体明徴の根本方策は、まづ全国の小学教師に対して国体に関する明晰な知識を授ける手段を執るべきである」⁷⁶と論じ、小学校教育へのテコ入れを要望した。

さらに同年9月1日の同誌巻頭では神社における「児童教化事業」の推進を求めた。その理由について、以下のように説明した。

神社の児童教化事業は国民道德の論理的解明を本質とする神道の理解と、その実践的陶冶を目標とする訓練とにより、児童をして、己の生活内に神道的意識を助長発展せしめ、そこに国民的人格のよりよき完成を企画する陶冶事業である。茲に述ぶるまでもなく、神道は我が肇国の理想を尊び、皇室の尊厳と国体の精華とを擁護し、以って祖国の存立と発展とを図る民族的信仰である。この神道こそは教育勅語の御趣旨と何等牴牾するところなく、我國民教育と渾然として融和すべき国民的信仰であって、教育的価値はこれを疑ふ余地がないのである⁷⁷。

上記のように、神道を肇国の理想を尊ぶ民族的信仰であるとし、この神道は学校教育の根本原理である教育勅語と食い違ふところなく国民教育に資するものだと論じられている。さらに筆者は、「神社の教育的機能を動員」して、「恒久的組織の児童教化機関を設置」すべきだと主張した。

この頃、『皇国時報』には「神社中心児童教化事業の実際」という報告が6回にわたり掲載された。朝詣会、修養会、入学奉告祭などの実施状況が報告されている⁷⁸。この連載は、日本のすべての児童に徹底して神道を理解し信奉させ、神祇崇敬の觀念の基礎を培うことを切望し、「神社は児童に如何に働きかかすべきか」という課題意識から、全国の「著名神社に対して」行ったアンケート結果であった⁷⁹。その詳細はここでは省くが、「児童教化事業」の実態について全国的機関紙で共有が図られていたと言えよう。

天皇機関説事件を受けて、国体明徴の世論が民間の国家主義団体や在郷軍人会を中心に高まり、「日本精神」や「肇国の大精神」が叫ばれるなか⁸⁰、記紀神話に基づく「肇国の理想」を説くべきことを

⁷⁶ 「国体明徴の根本方策」『皇国時報』第573号、1935年8月21日発行。

⁷⁷ 「神社と児童教化事業」『皇国時報』第574号、1935年9月1日発行。

⁷⁸ 「神社中心児童教化事業の実際」『皇国時報』、(1) 561号、1935年4月21日。(2) 562号、1935年5月1日。(3) 563号、1935年5月11日。(4) 567号、1935年6月21日。(5) 570号、1935年7月21日。(6) 571号、1935年8月1日。

⁷⁹ 「神社中心児童教化事業の実際」『皇国時報』、(1) 561号、1935年4月21日。

⁸⁰ 「出版警察上より観たる『天皇機関説』概況に関する件」(警視庁検閲課、1935年3月)掛川トミ子編『現代史資

強く求める神道界の主張は時宜にかなっており、受け入れられやすい社会的情勢となっていたと言える。こうした神職界の主張は、国民道徳への参画、さらにはその中心に自らを位置付けようとするねらいに基づいていた。

ここで触れておきたいのが、神職界が継続してきた修身教科書に関する要望である。

すでに1899年に組織されていた全国神職会は、教科書の内容に神道に関する内容を盛り込むよう要望を行ってきた。1905年の全国神職大会では、国定教科書に「敬神」の内容を盛り込むことを求める意見が複数の出席議員から提出され、これを文部大臣に建議することが決議された⁸¹。翌年の大会においても「小学教科書に敬神の目を加ふることを其筋に建議すること」が決議された⁸²。実際に、1909年には岡田良平文部次官に建議を行い、岡田は「明年四月出版せらるべき教科書には充分意を注ぎたり」との意向を示したという⁸³。

このような教科書の内容に対する要望は第2期国定修身教科書に対しても行われた。1917年の全国神職会通常会では、福岡県神職会から「文部省編纂尋常小学校修身書第二ノ八ソセンヲタツトベ(イナフハルノ仏壇ニ果物ヲ供ヘルノ挿絵)ノ條ヲ改訂セラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件」が提出され、同会では決議されなかったが、「宿題トシテ猶考究」することとなった⁸⁴。福岡県神職会の要望は、仏教式に基づく祖先崇拜の記述を神道式に変更するよう求めるものであった。後に触れるように、国体明徴運動の高まりを背景とした第4期国定修身教科書(1934年度以降順次発行)でこの要望は達成されることとなる。

(2) 教学刷新評議会の設置と趣旨

天皇機関説事件に対して、文部省は当初は消極的な対応であったが、国体明徴運動が大潮流となると積極的な対応に転換し、国体明徴に照らして小学校の国語・修身教科書を修正することを表明し、さらには大学における天皇機関説の立場を取る講義を排除する施策を打ち出した⁸⁵。そして、国体明徴調査機関の設置を求める軍部からの強い圧力のもとに、教学刷新評議会が設置された⁸⁶。

教学刷新評議会は、1935年11月に「教学ノ刷新振興ニ関スル重要ナル事項」を調査および審議する文部大臣の諮問機関として設置された。

同評議会が1936年10月に出した答申は、従来の文部省の教育政策の方針から見て飛躍的に展開した内容となった。宗教教育協議会の答申とほぼ同時期に審議・策定されたにもかかわらず、である。

料42『思想統制』みすず書房、266-310頁。

⁸¹ 『全国神職会大会議事録』1905年10月。

⁸² 「神職大会決議事項」『全国神職会会報』第83号、1906年5月。

⁸³ 『全国神職会会報』第130号、1909年8月。

⁸⁴ 『全国神職会会報』第224号、1917年6月。

⁸⁵ 荻野富士夫『戦前文部省の治安機能』校倉書房、2007年、166-169頁。

⁸⁶ 荻野富士夫、前掲書、174-175頁。

またその答申は、後の『国体の本義』の発行、教育審議会を経た総力戦体制下における教育・学問の総合的政策の基本的構成をなすものとなった。そこに示された国体論は「万世一系ノ天皇天祖ノ神勅」を奉ずることを基礎とし、教学刷新の方針として、「祭祀ト政治ト教学トハ、ソノ根本ニ於テ一体不可分」であることを明示し、大学における学生の教育においても、それ以外の学校教育においても「敬神崇祖」の精神の涵養を重視するものであった⁸⁷。

教学刷新評議会が示した上記のような国体論について前川理子は、教育政策において国体観念の強化を図るという方向性それ自体は、臨時教育会議以来一貫したものであり、「教刷評においても変わるところはない」としながらも、国体の形而上的規定を明文化・公然化した点において「一步だけとはいえない隔たりがある」と論じている⁸⁸。

また、寺崎昌男によつて的確に整理されているように、「この評議会の改革標的の重要部分が大学、高等教育のレベルにあった」訳だが、また同時に、「学校一般に対して錬成につらなる諸提案が含みこまれていた」ことも指摘できる⁸⁹。本研究は初等教育を中心的対象として論じるものであるが、本答申で目指された教育と学問の刷新の根本にある国体思想に神道の要素がいかに関わってくるのかを確認するため、大学教育に関する議論も視野に入れつつ、この答申に到達するまでの過程、とりわけ神道の導入という観点に注目して、評議会の発足と議論の展開を見て行く。

評議会は、1935年11月16日、勅令第307号によって官制が定められた。第一条では、「教学刷新評議会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教学ノ刷新振興ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議ス」とその目的を定めた⁹⁰。これより先、文部大臣が勅令案を付して内閣総理大臣宛てに官制制定の裁可を求める際にはその設置の理由を、「国体観念、日本精神ヲ根本トシテ現下我ガ国ノ学問、教育刷新ノ方途ヲ議シ文政上必要ナル方針ト主ナル事項トヲ決定シ以テ其ノ振興ヲ図ランガ為」とした⁹¹。「国体観念」及び「日本精神」を軸として教育・研究の刷新を図ることが同評議会のねらいであった。

すでに荻野富士夫が明らかにしていることであるが、同評議会は準備段階では、官制に基づくものではなく、文相の訓令に基づいて組織されることが想定され、準備が進められていた⁹²。荻野は、「文部省はかつての学生思想問題調査委員会のような省内の委員会とし、自らのコントロールをしやすい意図をもっていたのかもしれない」と推測するとともに、「それを官制にもとづく評議会に格上げするのは、軍部からの圧力や岡田首相の意向があったとも考えられる」としている。その訓令案とともに保存されている資料の中には、「教学刷新評議会設置ノ趣旨」、「教学刷新評議会ノ議題予定（未定

⁸⁷ 日本文化協会編『教育刷新評議会答申及び建議』1937年。

⁸⁸ 前川理子『近代日本の宗教論と国家—宗教学の思想と国民教育の交錯』東京大学出版会、2015年、431頁。

⁸⁹ 寺崎昌男他編『総力戦体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践—』東京大学出版会、1987年、171頁。

⁹⁰ 勅令第307号『官報』第2664号、1935年11月18日。

⁹¹ 『公文類聚』第59編・昭和10年・第6巻・官職4・官制4（文部省）、国立公文書館所蔵。

⁹² 荻野富士夫、前掲書、175頁。

稿)」がある。

まず後者から内容を見てみると、以下のような事項が挙げられている⁹³。

学問ニ関スル事項

- 一、我国体、日本精神ノ本義ノ闡明及之ト西洋国家、西洋思想ノ本質トノ差異ノ確認
- 一、我国学問ノ根本原理トシテノ国体觀念及日本精神
- 一、現下我国学問ノ精神及内容
- 一、学問刷新ニ関スル方針及具体的事項

教育ニ関スル事項

- 一、教育勅語ノ本義ノ真ノ徹底
- 一、知識偏重及誤レル自由ノ教育ト真ノ日本人鍊成ノ教育
- 一、教育ノ功利化ノ是正ト教育ニ於ケル価値ノ確立
- 一、教育刷新ニ関スル方針及具体的事項

上記から理解されるように、とりわけ「学問」に関しては、西洋思想と異なる日本の独自性に基づく「国体」や「日本精神」なるものの本義について明らかにして行くことが挙げられ、「教育」に関しては、「教育勅語ノ本義」の徹底や「日本人鍊成ノ教育」が挙げられている。

他の資料である「教学刷新評議会設置ノ趣旨」は、学問と教育の現状について、「明治以来輸入セラレタル西洋ノ思想文化ニシテ未ダ十分咀嚼セラレザルモノヲ含ミ、之ガタメニ国体觀念、日本精神ノ透徹全カラザルモノアリ」とする説明から始まり、西洋思想・文化の輸入が国体觀念や日本精神の徹底に弊害をもたらしていることが指摘されている。続いて、以下の引用のように、儒教や仏教は国体や日本精神のもとに醇化され、「純然タル日本的教學」となったこと、そして「日本人ヲ鍊成スベキ独自ノ学問、教育ノ發展」のために、西洋思想・文化の「弊トスル所ヲ芟除」するとともに「長トスル所ヲ摂取」すべきことが説かれた。

今之ヲ我が国文化ノ歴史ニ見ルニ、儒仏ニ教ノ如キモ我が国体、日本精神ノ下ニ醇化セラレ、純然タル日本的教學トナリテ我が国精神文化ノ發展ニ貢献シタル所極メテ大ナルモノアリ。今ヤ時勢ニ鑑ミ、真ニ国礎ヲ培養シ日本人ヲ鍊成スベキ独自ノ学問、教育ノ發展ヲ図ランガ為ニ、多年輸入セラレタル西洋ノ思想、文化ノ弊トスル所ヲ芟除スルト共ニ其ノ長トスル所ヲ摂取シ以テ日

⁹³ 「国体明徴に関する各庁の施設」1935年、国立公文書館所蔵。

本文化ノ創造発展ニ努ムルハ、正ニ喫緊ノ要務ト謂ハザルベカラズ⁹⁴

文部省の当初の評議会設置の趣旨や議題予定は以上のようなものであり、教学刷新にあたっての宗教利用や神道に関する内容は含まれていない。しかし、教学刷新評議会の議論が実際に始まり、西洋思想・文化とは異なる日本独自の国体や日本精神を明らかにして行く過程で、神勅や神棚といった神道に関わる事項が登場することとなった。これは当初の文部省の予想を超える事態であったとも考えられる。後に見るように、答申決議に至る過程で、「皇祖皇宗」や「神勅」を国体の基礎に据えようとする学者、政治家の強いリードを確認することができるからである。

教学刷新評議会第1回総会は、1935年12月5日に開かれた。高野邦夫は、その人的構成の特徴として、軍人の多いこと（1935年11月18日の時点において57名中6名）、学識者・有識者の中に「日本精神派」の者が選ばれていることなどを挙げている。こうした特徴は、同評議会が「天皇機関説問題」の「教育的解決・処理」を目指すものであったことに由来することが指摘されている⁹⁵。

会議では、まず同評議会の会長である文部大臣松田源治より趣旨説明があった後、思想課長田中義男によって諮問の内容が以下のように示された。

諮問

我ガ国教学ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ図ルノ方策如何

説明

我ガ国ノ教学ハ、教育ニ関スル 勅語ヲ奉体シ、国体観念、日本精神ヲ体现スルヲ以テ、其ノ本旨トナス、然ルニ久シキニ亘リテ輸入セラレタル外来思想ノ浸潤スル所、此ノ本旨ノ徹底ニ於テ未ダ十分ナラザルモノアリ、茲ニ更メテ我ガ国教学ノ現状ヲ検討シ、克ク本末ヲ正シ、醇化摂取ノ実ヲ挙げ、以テ大イニ其ノ刷新ト発展トヲ図ルハ、刻下緊切ノ要務ナリトス、即本諮問ヲ提出シテ、審議ヲ求ムル所以ナリ⁹⁶

続いて、審議内容の見込みが以下のように示された。

一、教学刷新ノ指導精神ノ確立

イ、我ガ国体、日本精神ノ本義ノ闡明

ロ、西洋国家、西洋思想ノ本質ノ批判

⁹⁴ 同上。

⁹⁵ 高野邦夫『新版 天皇制国家の教育論—教学刷新評議会の研究』芙蓉書房出版、2006年、216-219頁。

⁹⁶ 『教学刷新評議会資料』上巻、芙蓉書房出版、2006年、22頁。

- ハ、東洋教学ノ本質ノ批判
- ニ、現下我ガ国教学ノ精神及内容ノ批判
- 二、教学刷新ノ方針ノ樹立
 - イ、人文ニ関スル諸学研究ノ本旨
 - ロ、自然ニ関スル諸学研究ノ本旨
 - ハ、我ガ国教育ノ本義（徳育、智育及体育ノ本義）
- 三、教学刷新ノ要綱ノ議定
 - イ、学問研究ニ関スル事項
 - ロ、学校教育ニ関スル事項
 - ハ、社会教育ニ関スル事項
 - ニ、家庭教育ニ関スル事項⁹⁷

上記の審議内容の見込みについて、幹事である思想局長の伊東延吉より説明があった。伊東は東京帝国大学法科大学卒業後、内務官僚を経て1919年に文部省に移り、1929年に文部省学生部長に就任して以降、省内で「思想問題のエキスパート」と評される地位を築いた官僚であった。同審議会では幹事長のポストは置かれなかったものの、伊東は「実質的には幹事長の役割を果たしていた」とされる⁹⁸。

前掲の伊東の説明の後で、委員の阪谷芳郎より意見が提出された。阪谷は臨時教育会議で教育における宗教利用を積極的に主張していた人物であった。阪谷は、歴史的に見れば仏教や儒教は国体に反することがあったのであり、「単ニ西洋ノ学説ガ国体ニ触ルカヲト云フコトノミヲ論ズルト云フコトハ甚ダ偏頗ナルコトデアリ、ヤハリ仏道、儒学マデ遡ッテ国体ニ反スルモノハ之ヲ除クト云フコトデナケレバ学問トシテハ徹底致シマセヌ」と述べ、臨時教育会議での姿勢とは異なり、宗教全般について遡って調査・審議すべきことを論じた⁹⁹。

これを受けて松田文相は、「宗教ノコトデスガ、宗教ノコトヲ此処デ論ズルト大分困ルコトモ出来ルシスルノデアリマスガ、東洋ノ学問ニ付テハ之ヲ研究致シ儒教等ニ付テモ無論研究シテモ宜カラウト思フ」と答弁した。すなわち、東洋の学問や儒教については評議会で研究するが、宗教のことを論じると「大分困ルコト」も生じるため、宗教については議論をしないことを示唆した。さらに、「私ノ今唱ヘル所ノ日本精神ハ決シテ固陋頑固ノモノデハナイ、申シ換ヘレバ他ノ文明ヲ排除スルノ意思ハ毛

⁹⁷ 同上、25頁。

⁹⁸ 前田一男『『教学刷新』の設計者・伊東延吉の役割』寺崎昌男他編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規出版株式会社、1993年、371、375頁。

⁹⁹ 『教学刷新評議会資料』上巻、27頁。

頭ナイノデアリマス」として、想定している日本精神は他の文明を排除するものではないとしながらも、「唯撰ルベキモノハ撰リ日本ノ国体トカ民族性ニ合ハナイモノハ断ジテ撰ラヌト云フ操守ト確信ガナケレバナラヌ」¹⁰⁰と述べ、日本の「国体トカ民族性」に合致しないものは「断ジテ撰ラヌ」という見解を示した。

その後、大正期に文部次官を務め、臨時教育会議でも委員を務めた田所美治¹⁰¹から臨時教育会議の成果がどのように具体化されたのか、その上でなおどのような点で不足があるのか、文部省からの説明が必要である、との提案があった。田所は臨時教育会議の「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」について取り上げ、以下のように発言した。

臨時教育会議ノ最後ニ教学刷新ニ関スル建議ノヤウナモノガ出テ居リマス、〔中略〕或ハ敬神崇祖ノ思想ヲ一層發揚シナケレバナラヌ、或ハ生活ノ改善ヲヤラナケレバナラヌ、色々ナコトガアル、国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ヲ中外ニ顕彰スルト云フコトモ一項加ヘテ居リマス¹⁰²

建議案に記された「国体ノ本義ノ明徴」や「敬神崇祖ノ美風」の普及といった提案を文部省はいかに受け止め、実行しているのかを問う発言であった。

これに対して文部次官三邊長治は、臨時教育会議の決議に基づいて「文部当局ガ非常ニ努力ヲ致シテ参ッタ」のだが、なお教学刷新評議会を開く必要がある状況だと回答した¹⁰³。

その後、複数の委員の発言があった後で、東京帝国大学教授であった教育学者の入澤宗寿が宗教の必要性について発言した¹⁰⁴。入澤は、「先程大臣カラ宗教ニ関係シタ方面ハ困ルト云フヤウナ御話モアリマシタガ」、と前置きをした上で、「仏教精神或ハ広ク靈的ナ精神、『スピリチュアル』ナ精神」の徹底が日本精神の闡明に「非常ニ必要」であると思うと述べた。入澤は、師範学校に宗教科を設けて、宗教史を中心として宗教が如何なるものか理解させ、精神的教養に資する師範教育を行わなければ、学校での宗教的情操は徹底できないとの考えを表明した¹⁰⁵。

(3) 天皇・天祖を神とする国体論のリード

入澤の発言は、既存の宗教を学校教育に導入しようとするこれまでの入澤の主張の延長線上にあったとすることができる。同様の主張は、1935年12月19日に開かれた第2回総会において仏教学者

¹⁰⁰ 同上、28頁。

¹⁰¹ 秦郁彦『日本官僚制総合事典1868-2000』東京大学出版会、2001年、118頁。

¹⁰² 『教学刷新評議会資料』上巻、32頁。

¹⁰³ 同上、33頁。

¹⁰⁴ 「入澤宗寿」『日本近代教育史事典』。

¹⁰⁵ 『教学刷新評議会資料』上巻、46頁。

の高楠順次郎によって引き継がれた¹⁰⁶。高楠は「非常ニ国体ニモ国ノ方ニモ関係ガアル宗教デアリマスカラ、之ヲ国体明徴ノ議論等ニ全ク疎外セラレルト云フコトハ、非常ニ不徹底極マルコトニナリハシナイカト窃ニ惧レテ居リマス」と述べ、第1回総会での松田文相の発言を批判した。その上で「宗教ノ点モ十分ニ此評議会デ議セラレルヤウニ御願致シタイノデアリマス」と発言し、宗教について議論するよう強く要望した¹⁰⁷。

入澤や高楠のように特定の宗教を標榜せず、宗教一般について検討を求める主張が見られる一方で、議論の全体を通して一つの流れを作っていくのは、天皇や天祖を神とする国体観を主張する委員たちであった。高楠の発言に続いて、社会教育者として知られる貴族院議員の二荒芳徳¹⁰⁸は天皇を神とする国体観に基づきつつ、以下のように教学刷新の方向性を示した。

日本ト云フ国ハーツノ大キナ我ト云フ存在デアル、我ノ存在ニ達シテコソ君民一体、神ト人ガニツデナイト云フコトニナッテ来ルノデアリマシテ、之ヲ明ニシナケレバ国体ノ明徴ハ期スルコトガ出来ナイト私ハ考ヘルノデアリマス、ソコデ此教学刷新ノ要ハ、天皇ヲ仰ギ奉ッテ、臣子ノ分ヲ竭スノニアル、臣民ノ分ヲ竭スト云フコトハ、陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ル所以デアル、陛下ノ大御心ハ即チ天照大神ノ御示シニナッタトコロノ大和民族ノ理想信仰ニ淵源シテ居ル、即チ吾々ノ理想信仰ヲ体得シ、サウシテ之ヲ行ヒ行クト云フ所以外ニ国体ノ明徴ト云フモノハナイ¹⁰⁹

上記のように二荒は、「天照大神ノ御示シニナッタトコロノ大和民族ノ理想信仰」を国民が体得することを求めた。その具体的な方法として、「勅語、勅諭、詔書ニ現ハレマシタ所ノ聖旨ヲ日常ノ生活ニ反映体験シ踏ンデ行ク」こと、また文部省が各学校、教化団体、青少年団体、宗教団体に対して、まずその内部において「聖旨ニ副ヒ奉ルヤウナ行動」を行わせていくことを挙げた。意外にも提案された実行策そのものに明確な宗教性は見られない。

他方で、全国の学校に「天照大神又天皇陛下ヲ本尊トシ奉ル宗教」を徹底すべきと明確に主張したのは国史学者の平泉澄であった。平泉は、皇国史観の指導者として知られ、1938年から東京帝国大学で日本思想史講座を担当することになる¹¹⁰。平泉は、「前回文部大臣ハ宗教ノ問題ニハ深ク触レタクナイト言ハレマシタ、洵ニ賢明ナル御態度デアルト思ヒマス」と文部大臣に同調する姿勢を示した後、宗教的情操の涵養に関する通牒について批判的な見解を述べた。平泉は、「一宗一派ニ偏セザル宗教」は実際にはあり得ないのであり、様々な宗教を学校に取り入れようとするなら、「私ハ恐ラクハ我国思

¹⁰⁶ 「高楠順次郎」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹⁰⁷ 『教学刷新評議会資料』上巻、62-64頁。

¹⁰⁸ 「二荒芳徳」『日本人名大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹⁰⁹ 『教学刷新評議会資料』上巻、66-67頁。

¹¹⁰ 「平泉澄」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2022年8月16日アクセス。

想界ノ混乱ハ是ヨリ一層甚ダシキヲ加ヘルコトデアラウ」とし、同通牒を「甚ダ遺憾トスル所」と批判した。その上で以下のように天照大神と天皇を本尊とする宗教の必要性を強く主張した。

私共ノ確信致シマス所ハ我国ニ於テ文部省ガ全国ノ学校ニ徹底セシムベキ宗教教育ハ、天照大神又天皇陛下ヲ本尊トシ奉ル宗教ノ外ニハ断ジテナイ

さらに平泉は、学問としての神道の位置づけについて不満を表明し、「儒教ガ支那哲学ノ名ノ下ニ仏教ガ印度哲学ノ名ノ下ニ大抵ノ大学ニ於テ堂々学科トシテ立ツ教授アリ助教授アルニ拘ラズ、我国ノ神道ハ学科トシテ認メラレテ居ラナイ」と述べ、外国の学問を排斥する必要はないが、一切の学問の前提・基礎としてまず日本の学問を起さなければならないと主張した。そして「一国ノ政治ニ参与シ参画スル者ガ一国ノ歴史ヲ知ラズ其国ノ伝統ヲ正シク受ケテ居ナイ、是ハ実ニ驚クベキコト」と述べ、「高等文官試験ニ日本ノ学問ヲ入レル」ことを求めた¹¹¹。

1936年1月15日の第3回総会では、神道学者で内務省官吏であった宮地直一¹¹²が、以下の引用のように「神祇祭祀」の重要性について発言した。

今日ハ明治維新ノ洪謨ニ鑑ミ我国ノ大改革ヲ為スベキ時デアル、明治維新ノ洪謨ニ立返ルト云フコトハ、是ハ申ス迄モナク神武天皇肇国ノ古ニ復帰スルコトデナケレバナラス、神武天皇ノ肇国ノ古、即チ我国国体ノ本義ニ還ルト云フコトハ、私ノ信ジマス所デハ神祇祭祀ノ道ヲ外ニシテハ是ハ成立シナイモノト確信スルノデアリマス

上記のように宮地は、「神武天皇ノ肇国ノ古」は、即ち「国体ノ本義」であると捉え、これに還るということは「神祇祭祀」の道の他にないと発言した。また、学問的研究とは区別される一般の人々を対象とした通俗的教化の手法として、日本の歴史教育や国民礼法の徹底に加え、「神祇祭祀ノ道ト云フヤウナモノヲ適当ニ織込マレテ通俗的教化ノ道具」にすることを提案した¹¹³。

これに続いて二荒芳徳は、「ナチス」のドイツと言い、「ファッショ」のイタリアと言い、他の諸国は従前の指導精神を根底から改良して新しい国家の指導精神を注入しているが、日本は封建時代における大名に対する臣下の忠愛をそのまま天皇と臣民との関係に置き換えたに過ぎないのではないか、と発言した。従って、「日本ノ『スメラミクニ』ノ精神ト云フモノヲ研究スルコトガ必要ダ、本気ニ他ノ外国ノ有ッテ居ル指導精神ト如何ニ関係ガアルカ、如何ニ違フカ、如何ニ同ジコトガアルカト云フ

¹¹¹ 『教学刷新評議会資料』上巻、77-79頁。

¹¹² 「宮地直一」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2022年8月16日アクセス。

¹¹³ 『教学刷新評議会資料』上巻、147-148頁。

コトヲ知ラナケレバナラヌ」と述べ、特別委員会において徹底した指導精神を立てることに注力するよう希望した¹¹⁴。

第3回総会では、阪谷芳郎より総会の数も段々重なってきたことから、「此ノ辺デ委員ニ付託」してはどうかと提案があり¹¹⁵、京都帝国大学教授で法制史学を専門とする牧健二¹¹⁶からも国体に関する問題を扱うため「秘密会」が必要だとする意見が出た¹¹⁷。これを受けて答申案の作成は特別委員会に付託されることとなった。第1回特別委員会は1936年1月28日に開かれ、その際、陸軍次官の古荘幹郎委員より、まず施設機関に関して審議を進めてはどうかとの提案があり、そのように進められることとなった¹¹⁸。

翌月13日の第2回特別委員会には、笈克彦が「教学刷新施設に関する私案稿第一」を提出した。笈は、穂積八束の家制度を基本とする国家論に影響を受けた法学者で、古神道の研究を専門とした¹¹⁹。笈の「私案稿第一」では、第一に教学刷新の施設として「神祇府ノ新設」が提案された。これは「斎神教学ノ最高府」であり、任命された皇族が「斎王」として、神祇に奉斎する「斎王府」と、枢密院議長又は内閣総理大臣が「神祇官総裁」となり神祇官を統理し、招集する「神祇会議」によって構成される。これは「皇国に於ては祭祀と教学とは、一体不可分」であるという理念に基づいた笈の構想であった。笈がこの構想の第二に挙げたのが、以下に引用する「最高学府ニ神棚ノ新設」であった。

天照大神を拝せんと志す職員学生生徒等の為に、公然、邸内遥拝所又は神棚の何れにても便宜施設せしめ精神修養の心意を暢達せしむるに尽力すること。邸内社又は神棚は其の大小等の如何を問はざるべく、遥拝所は鳥居を設け又は神籬として植樹するのみにても可なるべし。皇国体明徴の種子はこゝに存す。¹²⁰

この神棚設置の提案について笈は、学校において神様に拝みたいと思っても拝むことが出来ない、「サウ云フ事ヲスルト何カ違反ノヤウナ風ニナツテシマフ、実ニオカシナ話ダト思フ」と説明をした上で、「殊ニ最高ノ学府、特ニ国家ガ模範トシテ自ラ設ケテ居リマスモノニ於キマシテハ、何ト云ツテモ此施設ヲシナケレバイカヌト思フ」と述べた。しかしながら、「俺ハ厭ヤダト言ツタラ厭ヤデ放ッテ置イタラ宜イト思ヒマス、仮令一人デモ二人デモ堂々トオ辞儀ヲシタイ者ガアルノニ、国家ガ之ヲ抑

¹¹⁴ 同上、151-152頁。

¹¹⁵ 『教学刷新評議会資料』上巻、132頁。

¹¹⁶ 「牧健二」『国史大辞典』『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹¹⁷ 『教学刷新評議会資料』上巻、146頁。

¹¹⁸ 同上、207頁。

¹¹⁹ 「笈克彦」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2022年8月16日アクセス。

¹²⁰ 『教学刷新評議会資料』上巻、300-310頁。

「庄シテ居ルト云フノハ此上モナイ誤リデアルト思ヒマス」¹²¹とも述べ、すべての学生に強制するものではないことを明確に示した。ただし、上記の提案の最後には、「高等試験必要科目中ニ皇学ヲ加フルコト」を挙げた¹²²。

これまで見てきたように、特別委員会では、神道学者らが天皇や天祖を神とし、神道を宗教として学校教育に持ち込む提案をし、一つの流れを作っていた。他方、これと対照的であったのが第3回特別委員会で示された吉田熊次の意見である。1936年2月24日に開かれた委員会に際して、東京帝大を退官後、国民精神文化研究所研究部長を務めていた吉田は、「教学刷新に関する私見」を提出した¹²³。吉田はこの文書において「教学の基本としての国体観念を明確に規定すること」などを提案したが、他の委員の提案のなかに見られた「祭祀」という用語はもちろん、「日本精神」という用語を一切用いなかった¹²⁴。吉田は席上での説明において、「教学刷新ノ根本トシテノ国体観念ト云フモノ」に言及し、「憲法発布ノ勅語、教育ニ関スル勅語等々ノ詔勅ノ上ニ明ラカニ現ハレテ居ル国体観念ト云フモノヲ基本トシテ教学刷新ノ方策ヲ講ズル」ことが適当であると繰り返し述べた¹²⁵。あくまでも従来の教育政策のラインに則った方針を貫く姿勢を明確に示す意見であった。しかし、後に見るように吉田の意見は答申案の検討の過程で後退して行く。

同委員会の終わりには、これまで寄せられた意見を参考にして幹事が議題を整理する旨が説明された¹²⁶。

(4) 答申案の検討—大学における「敬神崇祖」精神の涵養—

第4回特別委員会は1936年9月7日に開かれ、幹事である伊藤延吉によって作成された答申案について議論が交わされた。この答申案は、第一「教学刷新ノ中心機関ノ設置」、第二「教学刷新ノ実施上必要ナル方針」、第三「教学刷新上必要ナル実施事項」の3つの大項目で構成され、小項目も含め最終的に決議された答申と同じ構成となっている。すでに答申案には、「国体・日本精神ノ真義」の闡明は、「天祖ノ神勅、歴代ノ詔勅並ニ教育ニ関スル勅語ヲ初メトシ明治以後屢々下シ給ヘル聖詔ヲ以テソノ根本」とすることが示された。また、最終的な答申では削除となるが、「日本祭祀学」、「国体学」などの「我が国ノ学問ヲ興スコト」の必要性が述べられるとともに、大学の刷新にあたっては、適宜「日本国体学・精神学（神道学・儒学・儒教学等）を新設することが提案されていた。こうした内容から、「天祖」、「神勅」を国体の根本と考える学者や政治家の議論が反映されたといえることができる。

¹²¹ 同上、260-262頁。

¹²² 同上、310頁。

¹²³ 「吉田熊次」『日本近代教育史事典』。

¹²⁴ 『教学刷新評議会資料』上巻、355-356

¹²⁵ 同上、322頁。

¹²⁶ 同上、352頁。

また、学生に対する「敬神崇祖ノ精神」の涵養および各学校に於いて「我が国古来ノ敬神崇祖ノ美風ヲ盛ナラシメ、コノ精神ノ徹底ヲ図ル」ことも記述されている。後に見るように特別委員会で特に大学での「敬神崇祖ノ精神」の涵養の記述をめぐって議論が交わされることとなるが、結論を先取りすればこれは最終答申にそのまま生かされることとなった。社会教育に関しては、「社会教化機関・教化団体・宗教団体等」の連絡発達を図り、「時局ヲ認識シテ積極活動ヲ促ス」との記述があり、こちらについては特に議論もなく、最終答案にそのまま採用された¹²⁷。これまでの社会教育政策の流れからすれば新しい内容はなく、議論を要さなかったと見られる。

この答申案を受けて、議論の中心となったのは、教学刷新の中心機関を文部大臣の管理下に置くべきか、あるいは総理大臣の管理下に置くべきかという問題であった。答申案では文部大臣の管理下に置くという提案がなされており、これに対して反発した委員が複数いた。寛は「最モ重要ナコトガ違ッテ居ル」、「少クトモ自分ガ申述ベマシタコト、ハ全ク違ッタモノニナッテ居ルト思フノデアリマス」と発言し、「ドウシテモ文部大臣カラ超越シテ置カナケレバナラナイト思ヒマス」¹²⁸と強く主張した。祭祀と教学の一体化を目指して神祇府の設置を提案した寛からすれば、自身の提案が全否定されたと思われ。法学者で当時明治大学総長の職にあった鶴澤総明¹²⁹も「教学刷新中心機関設置問題トイフノハ、寛委員ノ御質問ノヤウニ、単純ナル文政ノ諸方針或ハ文部行政ノ範囲内ニ止ッテ居ルモノデナイトイフヤウニ私ナドモ考ヘテ居ッテノデアリマス」と寛に同意した¹³⁰。京都帝国大学教授で経済学を専門とする作田壮一も寛が提案した「神祇府」のような祭祀を司る機関の必要性について主張し、「日本精神ヲ振興スルニ当ッテハ祭祀ニ付テ現在不振ニ陥ッテ居ル所ヲ十分ニ振興シナケレバナラヌトイフコトヲ本会ノ案トシテ載セタイ」と主張した¹³¹。

次に宗教に関する議論について見てみると、牧健二が「教学刷新ノ実施上必要ナル方針」の中にある「教学ト密接ナル関係ヲ有スル政治・経済・社会・家庭等ニ関シテ十分ニ考慮スルノ必要アリ」との文章に、「宗教」を加えてはどうかとの提案をしている。また、牧は、「日本祭祀学」、「国体学」というような学問名称は一般的に用いられていないことを指摘し、「人為的、技巧的ニ陥ッテ、却テコレニ対スル疑惑ヲ生ジテ」しまうのではないかと意見を述べた。さらに「敬神崇祖」の精神の涵養についても「ヤハリ故意ニ人工的ニヤルヤウナ嫌ヒガアルトイフト、コレ亦却テソノ弊ヲ生ジヤシナイカ」と懸念を示した¹³²。

これを受けて幹事の伊東延吉は、「敬神崇祖ノ思想ノ養成トイフコトデアリマスガ、コレハ大学教育

¹²⁷ 『教学刷新評議会資料』下巻、芙蓉書房、2006年、59-92頁。

¹²⁸ 同上、30-31頁。

¹²⁹ 「鶴澤総明」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹³⁰ 『教学刷新評議会資料』下巻、37頁。

¹³¹ 同上、47頁。

¹³² 同上、33-34頁。

ニ於テモ敬神崇祖ノ思想ヲ養成スルコトハ必要デアルト思ヒマス」と述べた上で、「日本祭祀学、国体学、政治学ノ中ニハ神道トイフコトモ入ッテ居リマスガ、サウイフヤウナモノヲ通ジテ敬神崇祖ノ思想ヲ養フコトハ必要デアルト思ヒマス」と回答した¹³³。

第5回特別委員会は一週間後の9月14日に開かれた。この席で寛による「教学刷新に関する答申案修正意見」が提出された。この意見書は、「教学刷新の根本問題としては、先づ国体、神社、神典ヲ闡明し、敬神、尊皇、愛国を旨とする精神修養に努めしめざるべからず」ことを趣旨とするもので、これまでの答申案で「日本精神」という言葉で表現されていた概念を、「神社、神典」「敬神、尊皇、愛国」という言葉を用いて表現しようとした。寛の説明によれば、「日本精神」の語では「漠然」として不十分であり、「神社、神典ト云フモノガ国体ト離ルベカラザル基礎トナルモノデアル」ことを明確に示すための用語選択であった¹³⁴。意見書では、上記のような教学刷新の根本精神を具体化するため、引き続き神祇府の設置が提案されている。また、教育界および学界においては、「教学と密接なる関係を有する神社宗教政治法律芸術経済に関し、且広く学校の内外に亙りて十分に考慮する必要あり」との記述があり、教育・学問における「神社」および「宗教」の重要性が指摘されている¹³⁵。

さらに大学に関しては、総合大学に「皇学部」を新設することが提案されるとともに、「大学には神宮遥拝所又は校内神社又は神棚を設けしむ。其の他此の精神を徹底する為の設備をなすを得むべし」との要望が示された。この事項には以下のような注が付されている。

学生の教育には特に信仰を重しとすべし。之を分析して其の一端をいへば、各自が自ら進みて敬神崇祖にいそしみ、皇を仰ぎ、皇に捧ぐるの熱情を養ひ、国を愛し国として追進するの精神を發揚せしむるを要し、毫も之を抑圧することなく、正々堂々と其の發達に便宜を与ふべし¹³⁶。

寛は、先の総会において「最高学府」に神棚を設置することをすでに提案していたが、今回の意見書でも教育における信仰の重要性を説いており、より踏み込んだ提案となっている。意見書についての口頭説明では、強制するものではないが、「オ辞儀」をしたい学生がそのようにできる施設を大学に設けるべきだと改めて主張した。例えば大学に榊を植える、鳥居を建てるといったことを大学で「実現スベキ事ヂャナイカト思フ」と述べた。そして学生の「信仰」については、「信仰ト云フ事ヲ閑却シテ置イテ教学ナドト云フコトハ出来ルモノデハナイ」とし、「教学」には「信仰」が必須であることを主張した。その「信仰」の対象は「皇室」であり、すなわちそれは「惟神ノ信仰」を指しているとい

¹³³ 同上、36頁。

¹³⁴ 同上、100頁。

¹³⁵ 同上、157-162頁。

¹³⁶ 同上、162頁。

う。寛は、この信仰は外来の宗教を排斥するものでないと説明したが、一方で、「一体宗教行政ナドニ神社ト云フモノヲ鼓吹セズシテ出来ルト云フコトガ是ガ余程変ナ事」と述べ、「教学刷新ニ於テハサウ云フ事ヲ遠慮スルコトハ間違デアル」とした。すなわち、神社を排除する従来の宗教行政を批判し、信教の自由に「遠慮」することなく、「教学刷新」において神社の宗教性を発揮すべきことを主張した¹³⁷。

第5回特別委員会では、前回に引き続き答申案で示された「中心機関」についての議論が行われつつも、他方で大学における学問のあり方に議論が集中した。京都帝国大学総長の松井元興¹³⁸は、答申案において「我が国ノ大学ハ国家ノ重要ナル機関トシテ、学問・教育ヲ以テ国体ノ本義ヲ闡明シ、教養アル指導的国民ヲ養成スルヲ以テ本質トス」と記されていたことに対し、大学は「宇宙間ニ於ケル真理ノ闡明ヲ大ナル使命トスル」のであると主張し、訂正を求めた。また、学生に対する「敬神崇祖」の精神の涵養についても、「是ハ必ズシモ大学ノ学生ニ限ッタコトデハアリマセヌ」とし、答申で謳う必要があるのか疑問を呈した¹³⁹。

これに同意したのが東京帝国大学総長の長与又郎であった¹⁴⁰。長与は、大学の一番大事なものは教師でもあり研究者でもある教授であるとし、この大学教授の資格としては、「真理攻究ノ烈々タル熱情ト、健全ナル常識ト、寛容ナル態度ト高潔ナル人格トヲ必要トシマス」と述べた。その上で、「国体本義ノ闡明」は答申案のどこかに入れてもらいたいと思うが、この文章は訂正を要すると意見を表明した。さらに話は大学令第1条の内容にまで及び、長与は、「人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スル」ということが本条にすでに盛り込まれており、これに基づいて「国体ノ明徴」ということについても機会ある毎に学生に話している、と説明した¹⁴¹。これに対して、鶴澤総明は、その大学令の下において「色々国家ニ対シマシテ考フベキ問題等」が起こっているのだから、大学令第1条の拠って立つ「精神」を「究明」し、これを達成できなかつた弊害はどこにあるのかを明確にしなければならないと反論した¹⁴²。こうした大学令に関する議論は、「敬神崇祖」の念の涵養の話題とともに次回に持ち越されることとなった。

第6回特別委員会は1936年9月15日に開かれた。かつて東京帝国大学で近代的な国史学の発展に尽力し、『明治天皇御記』の編修を主裁した歴史学者の三上参次は、前回寛が提案した校内神社や神棚の設置について賛同した¹⁴³。三上は寛の提案よりもさらに一歩進め、「敬神崇祖」の精神を涵養するというだけでなく「進ンデ之ヲ宗教的信仰的ニマデ、或ル程度マデ持ッテ行ッテ宜シイノデハナカ

¹³⁷ 同上、107-108頁。

¹³⁸ 「松井元興」『日本人名大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹³⁹ 『教学刷新評議会資料』下巻、128-130頁。

¹⁴⁰ 「長与又郎」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹⁴¹ 『教学刷新評議会資料』下巻、147頁。

¹⁴² 同上、151頁。

¹⁴³ 「三上参次」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

ラウカ、或ハサウシナケレバ此精神ガ徹底シナイ」だろうと思うと述べた。三上は、「神社ト云フモノヲ尊敬シ、又仮令自分ガ仏教徒デアラウトモ、耶蘇教徒デアラウトモ、学校生徒若クハ学生全体トシテ其神社ニ参拝スル時ニハ、是ハ一人トシテ除外スルコトヲ許サヌ」とし、「神社ノ前ニ行ッテ之ニ敬礼スルト云フマデハ一致シナケレバナラヌ」と厳しい態度を示した。しかし、一方で、「心ノ中ニ於テ宗教的ノ信仰ヲ以テ敬礼ヲスルカ、或ハ唯国家儀式トシテノ敬礼ニ止メルカト云フコトハ問フコトガ出来ナイ、自由ニシテ置カナケレバナラヌト思フ」とも述べた。このように三上は、どのような信仰を持とうとも形式上の儀礼にすべての学生が従うことを求めた。

他方で、三上は、神社を学校に設けるといったことは「必要ナル事」ではあるが、「是ハ極メテ『デリケート』ナ問題」であるため、「文面ニ現ハス時ニハ余リ露骨ニ其意味ヲ表ハスノハドウカト思フ」とした。こうした考えから、笈の意見書に対して「露骨ナヤウナ、何トナク感ジガスル」と感想述べており、教育の現場に神社の宗教性を持ち込むことについては、慎重な態度を示した。

しかし三上は、上記のように宗教的信仰を教育に用いること自体は必要であると考えていた。教育勅語の中には宗教的信仰に関する内容は含まれていないが、「所謂時勢ノ進歩ニ伴ヒ、社会ノ変化ニ応ジテ、或ル施設ヲスルト云フコトハ少シモ妨ゲナイコトデアリマス」とし、反感を惹起することを避けつつ、宗教的信仰のための政策を打って行くことが必要だと感じている、と述べた¹⁴⁴。

吉田熊次は、教学刷新の問題の所在は、その根本方針を今更考えることではなく、「其根本方針ガ勅語御渙発以来既ニ五十年ニ垂ントシテ居ルニモ拘ラズ、尚ホソレガ徹底セズト云フノハ何故ナリヤ、如何ニシタナラバ之ヲ徹底スベキカト云フコトノ研究調査」にこそある、と述べ、これまでの議論を根本から否定するような発言をした。従って、教学刷新の「中心機関」について、文部大臣所管の施設以外に教学刷新の根本方針を決定するような機関を設ける必要はない、という。なぜなら「ソレハ教育勅語ニ於テ御定メニナッテ居ル所デアル」からと説明し、既存の機構を拡充して行くことが有効であると主張した。また、大学教育に関しては、大学令を改正するというような議論も出ているが、もっと協議を重ねなければならない事柄として反対の意見を表明した¹⁴⁵。

明治後期から衆議院議員を勤め、昭和初期の田中義一内閣で農林政務次官を勤めた東武も、笈の提案に賛成し、三上よりもさらに踏み込んだ主張を行った¹⁴⁶。東は、中等学校以下の学校では教育勅語奉読式や祝祭日には儀式を実施しているにも関わらず、大学ではこれらの事が行われていない所があり、「是ハ一般市民ニ与ヘル影響ト云フモノハ重大ナモノガアル」と問題視した。校内神社や神棚を設置するという笈の提案には「至極同感」と述べた。さらに「敬神崇祖」ということは「私ハ礼儀ダト

¹⁴⁴ 『教学刷新評議会資料』下巻、169-171頁。

¹⁴⁵ 同上、177-179頁。

¹⁴⁶ 「東武」『日本人名大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。秦郁彦『日本官僚制総合事典1868-2000』東京大学出版会、2001年、116頁。

思フ」とし、「此敬神崇祖ハ悉ク礼カラ始マルノdeal、伊勢ノ大廟ニ行ッテ礼ヲスル、或ハ神社仏閣ニ行ッテ礼ヲスル、朝起キレバ神棚ニ向ッテ礼ヲスル、祖先ノ霊ニ対シテ礼ヲスル、是ガ礼ノ始マリdeal」と論じた。今日の学校で起こっている諸問題は、礼讓が退廃していることが原因だとも述べた。また、「中心機関」については、文部省の一部局にすることに反対の意を表明し、やはり総理大臣直属の機関とすべきだと主張した¹⁴⁷。

最後に特別委員外委員として傍聴していた枢密顧問官の上山満之進¹⁴⁸が、発言を許された後、「開卷第一ニ相当ノ文句ヲ以テ国体ノ尊嚴ナルコト、何故国体ガ尊嚴dealカト云フコトヲ、直截簡明ニ闡明スルト云フコトハ何故悪イカ、出来ナイノカト云フコトヲ伺ヒタイ」と質問をし、答申の書き出しの部分で「我ガ国体ハ斯ノ如キモノdeal、国体ノ尊嚴ナル所以ハ斯ノ如キモノdeal」ということを簡潔に示すことを求めた¹⁴⁹。

この議論を踏まえ、再度幹事が答申案を作成することとなった。

(5) 第二の答申案の検討と決議—神勅を「真先」に／国体の宗教化へ—

第7回および第8回の特別委員会では、新たに作成された答申案について審議が行われた。この答申案の大きな変化は、上山の要望を受けて、書き出しに国体についての説明を加えたことであった。

大日本帝国ハ万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我ガ国体不易ノ中枢タリ。而シテコノ大義ニ基キ一家族国家トシテ億兆一心聖旨ヲ奉体シ克ク忠孝ノ美德ヲ發揮ス。コレ我ガ国体ノ精華トスルトコロニシテ又ソノ尊嚴ナル所以ナリ¹⁵⁰。

この内容は、中国哲学研究を専門とし、東京帝国大学教授を務めた宇野哲人¹⁵¹の修正意見を受けて一部若干の変更があったものの、概ねそのまま最終答申で採用された。

さらにこの答申案では、「教学刷新ノ実施上必要ナル方針」の中に、以前はなかった「我ガ国ニ於テハ祭祀ト政治ト教学トハ、ソノ根本ニ於テ一体不可分ニシテ三者相離レザルヲ以テ本旨トス」との文言が加えられた。1936年10月12日の第7回委員会では、このことについて宇野が、その趣旨については同意を示しつつも、具体的方策としては「色々心配スベキ事件ガ起ル惧レガアルト思ヒマス」と懸念を示した。具体的には、寛が提案した神棚等の設置に言及しつつ以下のような問題を指摘した。

¹⁴⁷ 『教学刷新評議会資料』下巻、193-194、198-201頁。

¹⁴⁸ 「上山満之進」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹⁴⁹ 『教学刷新評議会資料』下巻、219-233頁。

¹⁵⁰ 同上、273頁。

¹⁵¹ 「宇野哲人」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

神棚ヲ設ケルトカ、鳥居ヲ建テルトカ云フヤウナコトヲ大学等ニ致スト云フコトニナリマス、一寸面倒ナコトガ起リハシナイカ、若シソレヲヤル以上ハ徹底サセル必要ガアリマスガ、徹底サセヨウトスルト、ソレハ不心得ノ者ガ居ルノハ悪イノデスケレドモ、不心得ノ者ガアッテ、偶像崇拜ニ紛ラハシイト言フヤウナ者ガ出テ来ル場合ニハ非常ナ取扱上困難ヲ生ズル¹⁵²

これに対して伊東延吉は、ここでは具体的方策を述べているのではない、「方針トシテ之ヲ御考ヘ下サルコトヲ御願ヒシタイ」と述べた。また、伊東は、各学校や大学における「敬神崇祖」の精神の養成については、これとは別の箇所に書いてあると説明し、後で改めて議論することとした¹⁵³。

また、この答申案では第4回特別委員会での議論を踏まえ、「教学刷新ノ実施上必要ナル方針」の中にある、教育界と学界が、教学と密接なる関係を持つ「政治・経済・社会・家庭等」に関して十分に考慮する必要があるとした項目に「宗教」を追加し、「政治・経済・社会・家庭・宗教等」に変更した。10月13日の第8回の特別委員会では、このことについて寛が、宗教を挿入する順番について、「家庭ノ下ニ宗教ガアルノハドウカ」と意見をし、「政治・経済・宗教・社会・家庭等」の順番への変更が決まった¹⁵⁴。

大学教育に関しては、「日本祭祀学」は削除されたものの、引き続き「日本国体学」「精神学（神道学・儒学・仏教学等）」は残されていた。これについて長与又郎が、「日本国体学」というものは「今迄人ノ通常言ッテ居ナイ言葉」と指摘し、具体的に学問の名称を掲げないことを提案した。さらに「精神学ト云フモノハ何ダカ分ラナイ、括弧シテ神道学・儒学・仏教学等ト書イテアリマスガ、答申案トシテ括弧シテアルコトハ体裁上オカシイ」と反対し、削除されることとなった¹⁵⁵。

続いて大学の学生に「敬神崇祖」の精神を涵養することを記した項目について審議が進められた。寛はこの項目に「適当ナル施設ヲ為スベシ」あるいは「為スヲ要ス」との文言を付け加えるべきと主張し、「敬神崇祖ノ精神ヲ涵養シ、日本人トシテノ自覚的修練ヲ重ンジ、国家観・人生観ノ確立ヲ図ルタメニ適当ナル施設ヲ為ス」ことを明確に大学に求めるような変更を要求した。寛の発言の後、直ちに長与が発言し、これは「一般ノ全国ノ学生或ハ国民ニ言ハナケレバナラヌコトデアリマス、コレガ大学ノ所ダケニ入ッテ居ルト云フコトハオカシイト思ヒマス」と、項目そのものを否定する意見を述べた。加えて、「大学ニ来ルマデノ教育ニ色々ノ欠陥ガアッテ、ソレガ現ハレタノヲ全部大学ガ責任ヲ負フ、責任ヲ回避スル訳デアリマセヌガ、サウ見ラレルト云フコトハ大学ニ関係シテ居ルモノトシテ頗ル遺憾ニ思ッテ居リマス」と述べ、学生は高等学校から色々な思想を持って大学に来るのだから、

¹⁵² 『教学刷新評議会資料』下巻、258頁。

¹⁵³ 同上、259頁。

¹⁵⁴ 同上、319-320頁。

¹⁵⁵ 同上、323-325頁。

高等学校について触れないことは欠陥ではないか、と指摘した¹⁵⁶。松井元興もこれに同調し、「大学ダケニ強ク謳ハレルト云フコトハ、全般カラ見テオカシイト思ヒマス」と発言した。

その後、筧が重ねて「具体的ノ施設ヲスルヤウニシタイ」と主張すると、吉田熊次が「ココダケ特別ニ入レルト云フコトハ何ダカ釣合ガ取レヌ」と反対し、伊東も「コレハ必ズシモ適当ナル施設ヲ特ニヤラウト云フ意味デナイ」として挿入に反対した。長与はこの項目はこのままでよいが、大学の項目から全体の方針を示した「教学刷新ノ実施上必要ナル方針」に移動してはどうかと提案した。鶴澤もこれに賛同した。しかし、伊東はそうした移動は各学校の項目にも関係してくるので、このままでどうか、と主張した。その後、筧の提案は自身によって取り下げられることとなり、宇野が懸念した神棚設置等の具体的施設に関する記述は追加されなかったが、結果として、「敬神崇祖」に関する内容は大学教育の項目中に残された¹⁵⁷。

最後の特別委員会となる第9回は10月19日に開催され、残りの項目について協議が進められた。これまで議論されてきた「教学刷新ノ中心機関」については、答申ではなく建議として提出することとし、内閣総理大臣の統轄のもとに置かれる諮詢機関の設置を求める建議案としてまとめられた¹⁵⁸。

そして最後に確認されたのは、大学の刷新についての項目にあった「日本国体学」や「精神学」の削除であった。長与は、具体的な学科名を挙げる代わりに、「此学科名ヲ総テ包含シ総テ抽象的ニ説明スル項ヲ入レタラ宜クハナイカ」と考え、「道徳的宗教的哲学的史的」という文言を提案した。これに宇野哲人も「非常ニ簡明ニナツテ宜シイ」と賛同し、この内容で答申案を決定した¹⁵⁹。

答申案の最終的な決議は、1936年10月29日の第4回総会で行われた。大学教育に関する項目で、具体的な科目名を挙げなかったことについて反対意見が出た。広島文理科大学教授であった倫理学者の西晋一郎¹⁶⁰は祭祀と政治と教学とが一体不可分であるということなら、「学問ノ淵源デアリマス大学ニ於テドウ云フ学科目、ドウ云フ学問ガ必要デアルト云フコトヲ出来ルダケ其学科ノ名ヲ挙ゲテ、斯ウ云フ学部ナリ講座ヲ設ケルト云フ風ニ具体的ニ現シタ方ガ将来之ヲ実施ナサル場合ニハッキリシヤシナイカ」と発言した。これに対して伊東延吉は、これについては特別委員会でも議論があったとした上で、「今日ノ状態ニ於テハス様ナ風ニ一般的ニ抽象的ニ書イテ置イテ」、「将来精神諸学ヲ発展セシメテ行ク」というようにしたと弁明した¹⁶¹。

宗教の導入に積極的であった入澤宗寿は特別委員会のメンバーから外れており、答申の作成過程に関わることができず、その内容に不満があった。「教学刷新ノ中心機関ノ設置」の項目中、「精神諸学

¹⁵⁶ 同上、331-332頁。

¹⁵⁷ 同上、337-339頁。

¹⁵⁸ 同上、366頁。

¹⁵⁹ 同上、366-369頁。

¹⁶⁰ 「西晋一郎」『国史大辞典』Japan Knowledge Lib, 2023年9月24日アクセス。

¹⁶¹ 『教学刷新評議会資料』下巻、406頁。

ノ基礎的研究」を行う研究機関の整備に関する記述において、宗教研究についての言及がなく、「私ハ宗教ノ方面ノ研究ト云フコトガ『ネグレクト』サレテオルヤウニ思ヒマス」と意見を述べ、宗教について「特別委員諸君」は考えたのか、「当局ニ伺ヒタイ」と詰め寄った。これに対して伊東は、大学刷新の箇所でも用いている「精神諸学」という言葉の中に宗教も含まれるのであり、宗教についても「無論重視シテ考ヘテ行ク」と答弁をした¹⁶²。

「教学刷新ノ実施上必要ナル方針」の記述における教育勅語の位置について発言したのは田所美治であった。答申案文中の「国体・日本精神ノ真義ノ闡明ハ、天祖ノ神勅、歴代ノ詔勅並ニ教育ニ関スル勅語ヲ初メトシ明治以後屢々下シ給ヘル聖詔ヲ本トシ」という文章を取り上げ、教育勅語の順番が三番目でよいのか、これを「先へ出シタラドウカ」という提案をした。「第一ニ謳フ可キモノハ教育ニ関スル勅語ガ本ダラウ」というのがその理由であった。これに対して伊東は、「コヽニ述ベマシタ趣意ハ一般的ニ国体、日本精神ヲ闡明スルト云フ極メテ広イ意味デアリマス、ソコデ我国建国ノ初メノ、我国ノ根本ノ定マリマシタ天祖ノ神勅ト云フモノヲ真先ニ出シ」たと説明をした。これを援護する形で鶴澤総明は、「国体ニ於テ前文ニ掲ゲラレテ居リマスヤウナ此大方針ヲ決定スルノニハドウシテモ天祖ノ御神勅ト云フコトニ重キヲ置カナケレバナラナイ」と発言し、河野省三も「順番ハ此儘デ宜カラウ」と述べ、このまま決議に至った¹⁶³。

総会の後半で議論されたのが、学校教育における「敬神崇祖」観念の涵養のための具体的施策についてであった。まず、田所が、「『適當ナル施設ヲ考慮シ』ト考慮トナッテ居リマスガ、是ハ考慮シテ無ケレバヤラヌト斯ウ云フモノデハ殆ド此意味ガ徹底シマセヌ」、「当局ハ此決議ガ決マリマシタラドウ云フ施設ヲ御考慮ニナリマスカ」と質問した。伊東は、工業学校等において実習場や工場等において神棚を設けている例を紹介しつつも、「今後色々ナル施設ヲ考ヘテ行ク」と明確な回答を避けた。これを受けて田所は、具体的な施策について「出来ルダケ考慮調査ヲ願ヒ、出来ナイコトナラバ止メテ貫ハナケレバナラス」と迫り、例えば武道の道場では「武神」や「天照大神」をお祀りしているところも多いよだから、「武道ノ道場ニハ必ず神様ヲオ祀リセヨ」とすることはできないか、と詰め寄り、具体的な施策に向けた調査を求めた。伊東は、武道の道場の大多数は「武神」等を祀っているだろうと思うが、中には無いところもあるかもしれない、「無論サウ云フ所ハ十分ニ施設ヲスル、尚ホ其他色々ナル施設ガアルト思ヒマス」などと答弁し、引き続き明確な回答を避けた¹⁶⁴。結果として、具体的な施策について盛り込まれることはなく決議に至った。

改めて第1回総会における諮問理由を見てみると、「我が国ノ教学ハ、教育ニ関スル勅語ヲ奉体シ、国体観念、日本精神ヲ体现スルヲ以テ、其ノ本旨トナス」という文章となっており、教育勅語が

¹⁶² 同上、407頁。

¹⁶³ 同上、409-412頁。

¹⁶⁴ 同上、426-434頁。

第一番目に挙げられていた。これが、最終的な答申では「神勅」、すなわちいわゆる「天壤無窮ノ神勅」および、「歴代ノ詔勅」の次に教育勅語が位置づけられるに至った。このことは、これまでの教育勅語を中心とする道徳教育政策の大きな転換を象徴している。国体の中心に神勅があり、これは神である皇祖(天照大神)から賜ったものであるということを明確に示したのが教学刷新評議会答申であった。前川理子による、「文教政策上の立憲的配慮は払拭され、禁欲的な教育勅語主義は破られ、教学は祭祀に直属するものとして内容表現ともに堂々その宗教化が進められていった」という指摘は正鵠を射ている¹⁶⁵。吉田熊次や京都帝国大学総長の松井元興、東京帝国大学総長の長与又郎らはこの方向性に抵抗を示したが、最終的には国体の宗教化を目指す方向に決着した。

4. 第4期国定修身教科書に見られる神道優先の転換

前節で見た1930年代半ば以降の教育政策の方針は、国定修身教科書の内容にいかなる影響を与えたのか。第4期国定修身教科書の内容について検証する。

先に本論文第3章では、第2期および第3期の国定修身教科書に見られる崇祖・敬神の内容を分析した。そこでは、第2期国定修身教科書には崇祖および敬神に関する内容が増加したことを明らかにし、第3期は概ね第2期の内容を引き継ぎつつも祖先を祀る祭祀の方法に関する記述が詳細になり、また皇大神宮への参拝を「しなければならない」との記述を加えるなど、崇敬の念の育成から実際の宗教的な行為を求める内容へと踏み込んだことを述べた。以下に第3章で示した表を再掲しておこう。

表1：国定修身教科書に設定された「敬神」・「崇祖」に関連する課

各期の 使用年度 課の題目	第1期 1904年～	第2期 1910～	第3期 1918年～	第4期 1934年～	第5期 1941年～
皇大神宮		巻2、巻6	巻3、巻6	巻3、巻6	初等科修身3
祖先	巻3				
祖先を尊べ		巻2	巻2	巻2	
祖先と家		巻6	巻6	巻6	(「私たちの家」に名称変更) 初等科修身4
靖国神社		巻4	巻4	巻4	初等科修身2
氏神様				巻2	ヨイコトモ下

註1：国立教育研究所附属教育図書館編『国定教科書内容索引』（尋常科修身・国語・唱歌篇、広池学園出版部、1966年）をもとに作表した。尋常小学校用のみで高等小学校用は含めていない。

註2：本表では、「敬神」に関する課として「皇大神宮」を取り上げ、「崇祖」に関わる課として「祖先」、「祖

¹⁶⁵ 前川理子、前掲書、446頁。

先を尊べ」、「祖先と家」と取り上げた。加えて「敬神」および「崇祖」に関連する課として「靖国神社」、「氏神様」を取り上げた。

註3：第1期国定修身教科書以降、天照大神の建国に関する内容は盛り込まれており、神道に関わる内容は見られるものの、これを崇拜せよとする直接的な内容は含まれていないため、表には含めなかった。

註4：第5期国定教科書は、ヨイコドモ上下及び巻1～4の合計6冊の構成となっている。

註5：第1学年用（巻1あるいはヨイコドモ上）は、第2期から第5期で刊行されているが、該当する課がないため表に記入されていない。

上記の表から、第4期に「氏神様」の課が登場したことが分かる。結論から言えば、神道優先の方針が明確となったのがこの期の特徴であった。以下、(1)「ソセンヲタットベ」、(2)「ウヂガミサマ」、(3)「皇大神宮」、「皇室」、(4)「靖国神社」の課の具体的内容を扱い、最後に(5)この期に登場する「神国」の記述について複数の課を横断的に分析してみよう。

なお、使用開始年度は使用学年が上がるに従って後ろにずれており、一覧化すると以下のような。すなわち、第4期は巻2を除いて、その編集過程の背景には国体明徴運動があり、教育刷新評議会の答申や『国体の本義』の刊行の影響があったと見ることができる。

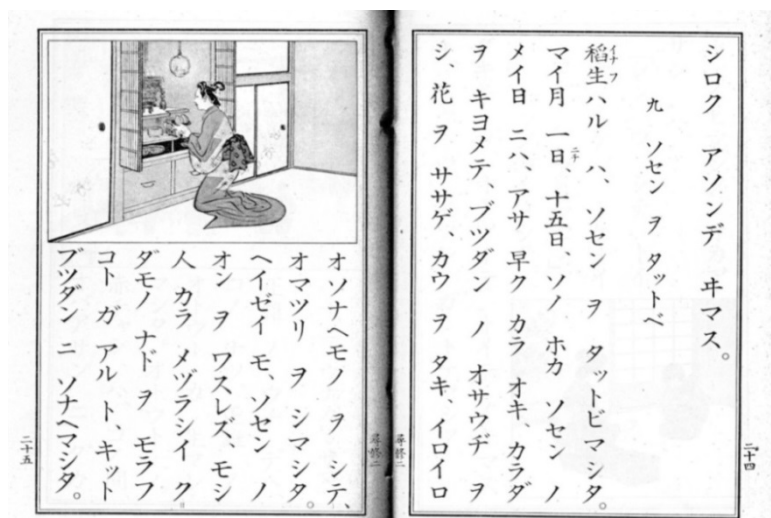
表2：第4期国定修身教科書使用年度

巻1：1934年度
巻2：1935年度
巻3：1936年度
巻4：1937年度
巻5：1938年度
巻6：1939年度

(1) 「ソセンヲタットベ」

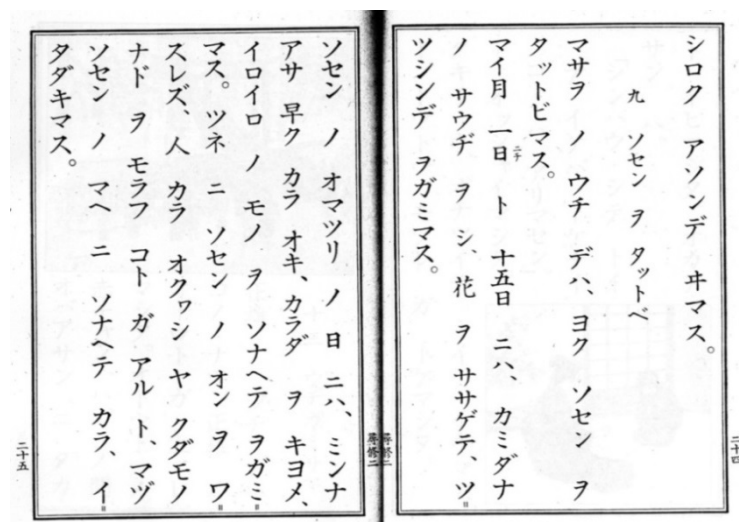
第2期の「祖先ヲ尊べ」の徳目では、稲生ハルの説話を教材としている。これは第3期（1917年～）、第4期（1934年～）にも引き継がれる。1935年10月18日修正発行・同年12月27日翻刻発行の『尋常小学修身書 巻二』（児童用）では、稲生ハルは、毎月一日、十五日、その他祖先の命日には、朝早くおき、体を清めて仏壇の掃除をし、花を捧げる、という内容になっている（図1）。

図1：1935年10月18日修正発行・同年12月27日翻刻発行の『尋常小学修身書 巻二』（児童用）



上記の内容が1936年以降に変化することとなる。1936年10月13日修正発行・同年12月9日翻刻発行『尋常小学修身書 卷二』（児童用）では、マサヲが毎月一日と十五日には神棚の掃除をし、花を捧げて謹んで拜む、という内容となる（図2）。仏壇が消え、神棚が登場するのである。なお、1940年1月19日修正発行の『尋常小学修身書 卷二』（教師用）を見てみると、神棚のことについて触れた後、「正雄のおぢいさんは、仏壇におまつりしてあります」とある。注意事項として、「祭祀の指導に就いては、児童の家庭の事情に適切ならしめること」とされ、備考として稻生ハルの説話が掲載されており、各家庭の宗教への配慮がなされている。

図2：1939年8月22日修正発行・同年9月11日翻刻発行の『尋常小学修身書 卷二』（児童用）



上記のように、教科書における神道優先への変更が第4期の間に行われた。その経緯は不詳であるが、宗教教育協議会での議論が終わり、宗教的情操の涵養に関する答申が示された後、教学刷新評議会で議論が行われていた時期に、こうした方向性への転換が行われたと確認することができる。考えられる主な要因は、天皇機関説事件を受けて高まりを見せた国体明徴運動により、「日本精神」に基づ

く国体のあり方が鋭く問われるなか、天壤無窮の神勅を重んずる神道が仏教に比して社会的な優位性を得て行ったということである。すでに言及したが、この徳目に関しては全国神職会から仏教から神道に変更せよという要望が出されていた。この要望は直ちに叶うことはなかったが、上記のような時代背景の変化に伴って神道界の宿願が達成されることとなった。

(2) 「ウヂガミサマ」

先行研究においては、第4期の教科書の特徴として、「国家に対する道徳のうちで、特に増加した内容として注目されるものは祝祭に関する道徳教材である」ことが指摘され、「このことは第四期の性格をよくあらわす方針であって、『国体明徴』の思想が、従来かなり散発的であった国家主義的あるいは家族主義的な道徳を統一し、臣民の道として体系化する方向を打出したことのあらわれ」との分析がある¹⁶⁶。第4期国定修身教科書巻2より登場する「ウヂガミサマ」もこの指摘に当てはまる。内容は以下の通りである。

ウヂガミサマ

正雄ノウチデハ、コノナツ、正雄ノオトウトガ生まレマシタ。オトウトノ赤チャンハ、コノ間、オバアサンニダカレテ、ウヂガミサマニオマイリシマシタ。正雄モ、生まレタ時、オマイリシタノダサウデス。

ケフハ、ウヂガミサマノオマツリデス。オ宮ノ森ニノボリガ立チ、朝カラタイコガドン、ドン、トナッテイマス。オヒルカラ、ヲヂサンノ家ノ子ドモガ来マシタノデ、正雄ハ、イトコトーショニ、ウヂガミサマニオマイリシマシタ。二人ハ、手ヲキヨメ、ハイデンノ前ニスヽンデヲガミマシタ。スマフモ見マシタ。オミコシノオ出マシニナルコロハ、大ソウナ人出トナリマシタ。正雄タチハ、人ノアマリコマナイ所デ、オミコシヲヲガンデカヘリマシタ。

上記引用に明らかなように、生活や年中行事と密接に関わる地域の氏神への素朴な信仰が描かれている。氏神のお祭りに際して正雄の家にいとこがやってきて一緒にお祭りに行くという場面が描かれているように、親族の和合の機会として氏神のお祭りが位置づけられている点にも留意したい。

「氏神様」の課を新たに追加したことについて、文部省図書監修官藤本萬治は、「敬神の念を養はせる材料を増加したいといふ世の希望に副はんがため、児童の日常の生活に関係の深い「氏神様」を以て題目とした」と説明している¹⁶⁷。

¹⁶⁶ 「修身教科書総解説」海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身(3)、講談社、1962年、642頁。

¹⁶⁷ 藤本萬治「尋常小学修身書巻二の編纂趣意—並に其の取扱方ニ就て—」『近代日本教科書教授法資料集成』第12巻、編纂趣意書2、東京書籍、1983年、591～592頁。

(3) 「皇大神宮」・「皇室」

第2期以降に登場した「皇大神宮」の課は、すでに第3章で詳述したように第3期に至って国民は「一生に一度は必ず参拝しなければならないことにしています」と説明されるようになっていたが、どのような主体がどのような根拠で国民をして必ず参拝しなければならないことにしているのかについて説明はなかった。

やはり第4期巻6においても、皇祖である天照大神を祀る皇大神宮を「一生に一度は必ず参拝しなければならないことにしています」と記述しつつも根拠は示されず、記述は第3期を引き継いでいる。

しかし、第3期と第4期を大きく隔てるのは、「皇大神宮」の課の後に置かれている「皇室」の課である。これは第3期には見られない。第4期巻6では、第1課目に「皇大神宮」が置かれ、その次に「皇室」が続く。この「皇室」のなかで、間接的ではあるが、なぜ「皇大神宮」を必ず参拝しなければならないのかが示されている。それは皇室が我国の「宗家」だからである。

なお、第3期巻5（「我が国」）では、「我が国は皇室を中心として、全国が一つの大きな家族のやうになって栄えて来ました」との記述は見られるが、皇室は「宗家」であるとする文言は第4期の修身教科書以降に登場する。なお、この文言は『国体の本義』でも用いられている。

第4期巻6の「皇室」の記述は以下のような内容である。

我等国民が神と仰ぎ奉る天皇は、天照大神の御裔であらせられ、常に天照大神の御心を御心として国をお治めになります。さうして御代々の天皇が民をいつくしみ導かせ給ふことは、あたかも親が子をはぐくみ、太陽があまねく万物を照らすやうであらせられ、御仁愛の深厚にましますことは、まことにおそれ多い極みであります。

天皇を神と仰ぎ奉ると共に、皇室を宗家といたゞき奉るのが、我が国の成立ちの世界に比類のないところであります。さうして、天皇は我等の宗家にまします皇室の御家長であらせられ、皇族は其のご家族であらせられます。

上記のようにこの課は、「我等国民が神と仰ぎ奉る天皇」という文章から始まる。天照大神の末裔である天皇は神であることが明言された。また、皇室は国民にとって「宗家」であり、このことは、他国に比類のないこととされ、日本の国体の優越性が表現されている。先の「皇大神宮」参拝との関連で見れば、国民の「宗家」である皇室の家長である天皇を国民が仰ぐことは当然のことであり、その天皇の祖先である天照大神を祀り、天皇が厚く崇める皇大神宮を国民が参拝することもまた当然である、というロジックが理解されよう。

(4) 「靖国神社」

次に、天皇や皇室に関わる神を敬う「敬神」とは性格を異にするが、戦没者を祀る靖国神社について触れておきたい。

「靖国神社」の課は、第2期から第5期まで継続的に記載された。各期にわたって共通するのは、国のために亡くなった人を祀っていること、臨時大祭には天皇・皇后の参拝があること、このように丁寧にお祭りするのは天皇の「おぼしめし」によること、さらに、ここに祀られている人々にならって君国のために尽くすべきであるといった内容である。

その上で、どのような変化が見られるのかといえ、第4期では、国のために亡くなった人を「忠義な人々」と表現するようになり、臨時大祭は「忠義な人々をあらたに合はせまつる時」に行われるものだとの説明が加わる。さらに、「お祭りの日には、陸海軍人はもとより、一般の人々も、こゝにおまつりした人々の忠義の心をしたって参拝する者が引きもきらず、さしにも広いけいだいも、すき間のないまでになります」(第4期巻4)といった文章が加えられ、多くの人の崇敬を集めている様子が描かれるようになった。

(5) 神話を用いた天皇の神格化と「神国」の登場

すでにみたように第4期の教科書巻6「皇室」の課では天皇が神であることが明示されたが、神話を用いて天皇を神格化する方針については、紀元節に関する記述の変化によく見て取ることができる。第3期の教科書では、巻3と巻4で祝日の一つとして紀元節が取り上げられた。巻3の「祝日」の課では「紀元節は神武天皇がごそくいの礼をおこなはせられた日を祝ふのでございます」と記述されているのみに止まり、巻4の「祝日・大祭日」では日付が示されているだけである。

第4期になると、金色の鳶が神武天皇の弓の先に止まり、「ワルモノドモ」を成敗し、「ミクライ」についたという神話が用いられるようになる。第4期巻2の巻頭口絵で弓を持つ神武天皇の姿が描かれ、「キゲンセツ」という課で上記のような神武天皇の神話が説明がされる。

最後に言及したいのが「神国」という言葉である。第4期の巻4教師用では、「祝日・大祭日」の課について、「我が国の祝祭は、我が国体に淵源していて、政事も、徳教も、皆祝祭と一致して離れない関係にあります。これ、我が国が神国たる所以であります」と教授要領を示している¹⁶⁸。

なお、教師用ではなく児童用の教科書に「神ノ国」という言葉が初めて登場するのは第5期の『ヨイコドモ下』(1941年度より使用)においてであった。全20課中の第19課、いわば総まとめのような重要な位置に置かれた「日本ノ国」の課において、「日本ヨイ国、キヨイ国、世界ニーツノ神ノ国」という文章に「神ノ国」を確認することができる。

¹⁶⁸ 「修身教科書総解説」642頁。

小括

1935-36年は、公教育と宗教の関係に重大な転回があった時期であった。それは、宗教教育協議会の答申および宗教的情操の涵養に関する通牒から、教学刷新評議会答申への飛躍に明確に表れていた。

宗教教育協議会の議論の過程では、宗教的な「拝む心」や教育勅語の宗教化を求める声が上がったが、最終的な答申と発布された通牒からは宗教性は慎重に排除されていた。この時点までは文部省の従来の路線が維持されていたということができよう。

ところが、1936年に確立した政治における軍部強権体制のもと、国体明徴運動の高まりのなかで軍部の要望を受けて設置された教学刷新評議会では、「天祖ノ神勅」を根本とした国体観が示され、国体そのものを宗教化する方針が明確となった。これは、従来文部省が慎重に避けてきた方針であった。教育史研究者の久保義三は、教学刷新評議会を「教育に対する軍部支配の一連の系列」のなかに位置づけている¹⁶⁹。軍部の教育に対する要求が、文部省の転回に大きな影響を与えたということができよう。

しかし、この転回は、「教育に対する軍部支配」を主要な契機としながらも、従来文部省の方針であった教育と宗教の分離原則が拠って立つ信教の自由の原理および「神社非宗教」原則がそもそも脆弱であったことに根本的な要因があったと考えられる。教学刷新評議会の議論の過程では、信教の自由の原理を軽視し、かつ「神社非宗教」原則を否定し、天皇・天祖への信仰や、神棚の設置を執拗に求める議論が見られた。天皇機関説事件を背景として、こうした天皇や天祖を神とする国体論が声高に叫ばれ、議論の主導権を握って行った。最終的には答申に、神棚の設置や天祖への信仰を求める記述は盛り込まれなかったため、信教の自由の原理と「神社非宗教」原則はかろうじて維持されようとしたと見てよい。しかし、そもそも神道や神社は宗教的な儀式を持ち、多くの人々がその宗教性を認識していたのであるから、建前として維持されたものの、「神社非宗教」原則は最初から脆弱なものであった。「神社非宗教」原則の建前のもと、宗教性をあらわにした神道儀礼が国民に強制されるなら、信教の自由の原理も崩壊する。

上記のような教育政策の転回は、修身教科書の内容に変化を与えた。第4期修身教科書は神道優先の内容へと転換するとともに、神話を用いて天皇を神格化する内容が登場した。教学刷新評議会でも示された国体の宗教化という方針を具現化したものとなった。

他方、地域社会における社会教化運動のなかで、神社の宗教性が強調されるようになったことは、すでに明らかにした通りである。宗教団体を動員した教化運動は、内務省主導のもと行われてきた経緯があるが、当該時期における教化総動員運動は、文部省社会教育局主導で実施された。その実施時

¹⁶⁹ 久保義三『新版 昭和教育史—天皇制と教育の史的展開—』東信堂、2006年、294頁。

期は、教育勅語発布 40 周年記念事業と重なり、地域の神職会が学校教育に参画を果たす機会となったことが明らかとなった。

また、天皇機関説事件は神職界にインパクトを与え、児童教化という課題の自覚を促したと見ることができる。宗教的情操の涵養に関する施策に対する神道界の反応からも、神職者たちは神道こそが国民教化に資するものとして自らの宗教性を主張し、他の宗教に対する優位性を獲得したいという期待を明確に示していた。文部省がかろうじて維持しようとした「神社非宗教」の原則は、地域の神職の国民教化への積極的な参画によって打ち崩されつつあったといえよう。

結章—要約と考察—

1. 研究成果の要約

本研究は、公教育に対する神道の接近とその受容を、教育勅語を基盤とした国民道徳とこれに関する議論や政策の展開という文脈だけでなく、社会教化政策における宗教の動員というもう一つの文脈と併せて検証してきた。その成果の概要をまとめると以下ようになる。

(1) 国民道徳の基盤として示された教育勅語は、すでに明治後期にはその不徹底や時代不適合性が指摘されるようになった。帝国主義教育論を背景として、「自主独立の人格」の養成が求められ、国民道徳においてどのような個人の育成が目指されるべきかという問いが浮上していたが、他方では、国民道徳の振興における宗教の有効性を認め、学校教育以外の場における宗教の活用を肯定する見解を1900年前後に見ることができた。

(2) 1899年の文部省訓令第12号によって、学校教育での宗教教育が禁止されていたため、宗教を国民道徳振興に用いることへの期待は、学校教育以外の場、すなわち社会教化政策のなかで実現されて行った。主にそれは内務省主導の地方改良運動に際して実行され、これに地域の神職会は参画した。神道界の社会教化政策への参画が、地域レベルにおける神職会と学校教育との接近を促すこととなった。ただし、この時点において文部省による社会教育分野での施策は、宗教と無関係に実施されていた。社会教育分野はもちろんのこと、学校教育に「敬神」や「崇祖」を求める要望があっても、文部省はこれを退ける態度を取っていた。

(3) こうした文部省の態度に重要な変化が見られるのが、1910年代である。第一の大きな変化は修身教科書に「敬神」と「崇祖」が導入されたことであった。これと関連する当時の国民道徳論も「敬神」と「崇祖」を中核とするものであった。しかし、文部省は神社や「敬神崇祖」の念の涵養は非宗教との立場を取り、宗教の導入ではないとする態度を表明していた。国民道徳への「敬神」と「崇祖」の導入は、宗教的なものが道徳教育に有効性を持つといった期待を孕みつつも、学校教育と宗教の分離原則や「神社非宗教」の原則を保持しようとする態度との間で矛盾を胚胎していた。

(4) 他方で、1918年末の臨時教育会議の答申は、社会教化分野における宗教団体の動員を認める内容であった。その趣旨を反映して、1929年の文部省社会教育局主導の教化総動員運動は、宗教団体を動員し、地域の神道会も積極的にこれに参画した。すでに内務省主導の地方改良運動において地域の神職会が教化政策に参画するという実績があったため、文部省主導の教化総動員運動への神職会の参画はスムーズに進行したと想像される。そして、1910年代以降の地域神職の活性化のなかで国民教育への関心を高めつつあった神道界は、1930年代半ばにおける国体明徴運動の盛り上がりのなかで、国民教育への関与を社会的使命としてさらに強く自覚するようになった。また「日本精神」を重視する

神道界の主張は、これ以降の教育政策や思想政策の方向性に沿うものとなって行った。

(5) 1930年代半ばにおいて注目されるのは、宗教教育協議会の存在である。確かに1935年の答申や、その後出された通牒の内容は、教育勅語中心、かつ教育と宗教の分離を原則とした内容で、従来の文部省の方針を踏襲したものであった。ところが、それ以前の協議会の議論のなかには、「超人」に対する絶対的帰依や服従心に基づく「拝む心」を求める議論が見られた。国民道徳における宗教の有効性への期待が政策決定の過程で明確に表れてきた。

(6) 宗教教育協議会とほぼ同時期でありながら、異なる方向性を示したのが、1936年の教学刷新評議会の答申であった。答申は、天皇を神としてとらえ、さらに記紀神話に基づく歴史を絶対的な真理として中心に据えた、いわば宗教化された国体像を描き出した。ここには、宗教教育協議会で議論されながら、答申では否定された宗教的な絶対的帰依が示された。戦時体制における国民道徳と宗教のあり方を示した答申は、1910年代の国民道徳論が直面したジレンマに解答を与えようとしたものといえる。しかし、それは記紀神話に基づく歴史観を絶対的な前提とし、国体そのものを宗教化することで、これに対する絶対的帰依を国民に強制するものであったから、国体に関わる神社の宗教性や信仰は宗教にあたらぬという論理に基づいていた。従って、矛盾は解決されてはいない。むしろ非合理性のなかにこの問題が閉じ込められてしまったというべきだろう。ここにおいて、「神社非宗教」原則はもちろん、文部省が堅持してきた教育と宗教の分離原則でさえも、実態を伴わない表面上の建前に過ぎなくなった。

また、答申で示された国体の宗教化という方針は、当時の国定修身教科書の内容に反映され、神道優先の内容と神話を用いて天皇を神格化する内容となって表れた。

(7) 中央政府の政策の推移分析と併せて、本研究では鳥取・岐阜・神奈川の3地域を対象として検証を行った。そこから、地域によって対応の温度差や時差はあるものの、社会教化政策を通じて地域の教育会と神道会の連携が進められたこと、また教育会の議論のなかに神社の宗教性に期待する意見が見られたことを確認することができた。1930年代前半においては、文部省は継続的に教育と宗教の分離原則を保持しようとしていたが、そうした文部省の意図に反して、国体観念の涵養のために神社の宗教性を用いようとしていた地域があった。後の文部省の方針の素地を形成したとみることができる。

やや特異な事例ながら、岐阜県では、地方のジャーナリズム、在郷軍人会などの諸団体地域住民が重要なアクターとなって神社参拝を拒否した児童を排除する運動さえ推進され、結果的に大垣市は当該児童を公教育から排除する処分を下した。当時は、満州事変以降の関東軍の行動を支持する熱狂的な国内世論が、国際連盟脱退の機運を盛り上げていた時期でもある。こうした政治状況を敏感に感じ取り、国粹主義的な運動が高まっていたと考えられる。鳥取県や神奈川県教育会や神職会においても、1930年代半ばまでの国際的孤立、政党内閣の終焉、軍備拡充といった国内外の情勢を反映した動

向を見ることができた。

岐阜県における神社参拝拒否をめぐるのは、校長による、神社参拝は国体の尊厳を知らしめる訓育上の行事だとする見解や、神社参拝拒否に対して「我国体を危ふくする」という意見がこの問題に対する批判の基本的な論調であった。しかし、中には「我民族の崇敬の的である神を無視し、国民道徳の根幹を覆すもの」、「我国民が優秀なる民族で国家の組織の完全と団結力の鞏固なることは実にこの伝統的、敬神思想に根源を有する」¹といった中学校教師の批判や意見を見ることができる。国体を民族的な宗教として捉えようとするこうした意見に、教学刷新評議会を経て『国体の本義』に結実するロジックを見ることができよう。

2. 国民道徳をめぐるジレンマ―「敬神」「崇祖」「神社非宗教」そして「国体」―

(1) 1910年代の国民道徳論において「敬神」と「崇祖」が導入されるにあたって、複数のジレンマが指摘されていた。「敬神」については、天照大神は天皇の祖先であって国民の祖先ではないとすると、伊勢神宮に対して礼拝はすれども祭ることはできないという指摘があった。この指摘の根底には、天皇や皇祖と国民の関係性についての疑問、すなわち、なぜ国民は天皇や皇祖を崇敬しなければならないのかという問いがあった。

(2) 次に「崇祖」については、どのような祖先がいるのか分からない人々も多く、もし祖先に犯罪者がいたら「崇祖」は成り立たないという指摘や、崇祖はあくまで個人的なものであって、国民道徳に資するものにならないという指摘等があった。人々の生活空間における「崇祖」と、国民道徳論が期待する「崇祖」とのギャップである。さらに、氏神が地域の共同祖先を祀っていない例があるばかりか、氏神の祭典は必ずしも親和のもとにならず紛議の種になることがあるという指摘もあった。

(3) 上記のような「敬神」と「崇祖」のジレンマに教学刷新評議会以後の教育政策は、回答を与えようとしたとすることができる。すなわち、明治憲法における立憲主義的理念から天皇を位置付けることを否定し、天皇を神ととらえ、さらに記紀神話に基づく歴史を絶対的な真理として中心に据えた、いわば宗教化された国体を描き出したものであった。従って、その解答は合理的な説明を与えてはくれない。天皇や皇祖と国民の関係を、記紀神話に描かれた歴史を根拠として、代々受け継がれてきた「忠」の道で説明しようとする試みもあった。また、「崇祖」というシンボルについても、どのような先祖がいたかという事実から目を逸らし、自身の先祖や子孫に対して恥ずかしくない正しい行いをするための教訓として用いられた。

(4) 最後に触れなければならないジレンマは、「神社非宗教」原則である。

教学刷新評議会での議論においても、神社や神道儀式の宗教性を自覚し、これを活用したいという

¹ 『神社参拝拒否事件記録 復刻版』美濃ミッション、1992年、24頁。

要望を明確に主張する委員がいたが、他方では神社は宗教でないとする原則を堅持しなければならないという理解は共有されていた。従って、1935-6年頃においてもこうしたジレンマは解消されていなかった。

(5) 本研究では教学刷新評議会以降の教育政策の展開を扱うことは出来なかったが、今後の研究の展望として、戦時体制における公教育と宗教の関係の到達点を素描しておきたい。

教学刷新評議会答申で示された方針は、1937年5月に発行された『国体の本義』(文部省編纂)によって明確化されて行った。周知のように同書は、天皇を現人神として扱い、記紀神話や天壤無窮の神勅を中軸とする国体観を描くもので、皇祖皇宗や天皇に対する絶対的忠誠を合理的な根拠がないまま国民に求めるものであった。

同書では、天皇と国民の関係を支配服従や権利義務の思想から理解することは誤りとされ、ひたすら天皇に奉仕する「絶対的随順」である「忠」の行いによって国民は天皇と結ばれているとされた。しかし「天皇と臣民」を結ぶ「忠」や「父子」の関係について合理的な根拠は説明されない。

また、別の箇所では、「敬神崇祖」を軸として、先祖代々受け継がれてきた天皇への忠誠心を国民に強く要請する内容が見られる。国民が天皇に忠孝を捧げる根拠としては、祖先代々仕えてきたという歴史の実績と、皇室は国民の「宗家」であるということが挙げられた。しかし、「宗家」という語が用いられても、あるいは「敬神崇祖」の歴史性が説明されても、なぜ天皇と国民が「絶対的随順」によって結ばれているのかその関係性の根拠についてはやはり具体的な説明はされない。

(6) 一方で、祭祀についての記述は以下のように宗教性が漲るものとなっている。「祭には穢れを祓って神に奉仕し、まことを致して神威を崇め、神恩を感謝し、祈願をこめるのである」とした上で、「まこと」の心とは、人の精神の最も純粋なもので、「まことには我があつてはならない。一切の私を捨てて言ひ、又行ふところにこそ、まことがあり、まことが輝く」²という。国民は「私」を捨て神恩に感謝し、神に奉仕するという精神を持つことを求められたのであった。

(7) 同書に示された国体観は、まさしく宗教化された国体に他ならなかったが、これを宗教と銘打つことはせず、神社やそこに祀られている神を崇敬することはあくまでも「国民的信仰」と位置付けられた。国体への信仰を宗教的信仰とは異なる「国民的信仰」と位置付けることによって、建前としての「神社非宗教」の原則や、信教の自由という憲政原理に抵触しない形を取ろうとしたと考えられるが、その具体的内容において近代的合理性はもはや失われていた。

従って、「国民的信仰」という位置付けにより、ジレンマが解消された訳ではない。「神社非宗教」原則はかろうじて維持されようとしながらも、神社の宗教性を学校教育で用いることが正当化された。ジレンマはそのままに、学校における神社参拝や神棚の設置といった実質上の宗教的行為や儀式は、

² 文部省『国体の本義』1937年、59-62頁。

「国民的信仰」という宗教的信仰と異なるものとされた。このロジックは、「国民的信仰」の強制を許し、これを拒否する者を排除する根拠となった。

(8) こうした宗教化された国体観は、第5期国定修身教科書の内容に明確に表れている。1941年度以降に使用された戦時版教科書といえる第5期国定修身教科書は、第4期に比して明らかに神話を重視した内容となり、天皇の神性を強調しつつ、命をも捧げる「忠」の関係が歴史的なものであることを示した。教師用ではなく児童用の教科書に「神ノ国」という言葉が登場するのも、やはり第5期の『ヨイコドモ下』が初めてであった。このように宗教化された国体は、教科書を介して児童に指導されたのであった。

さらにこうした国体観は、教育勅語の解釈の修正にまで影響を及ぼした。1939年に設置された「聖訓ノ述義ニ関スル協議会」によって、教育勅語にある「皇祖皇宗」は、「天照大神を始め皇室の御先祖の方々を指し奉るもの」と解釈することが明確となり、神武天皇以降の天皇を指すという解釈は排除されるに至った³。

(9) こうしたその後の展開に、公教育と宗教との関係の一つの到達点を見ることができよう。すなわち、教学刷新評議会以降、国民道徳におけるジレンマに対する合理的な答えはないままに、記紀神話に基づく天皇や皇祖皇宗の神性が強調される方向に政策は進められ、国体に対する実質上の宗教的信仰を絶対化するところまで到達した。

3. 今後の研究課題と展望

以上の成果を踏まえ、本研究で残された課題を以下に整理する。

第一に、本研究では教学刷新評議会以後の教育政策における国民道徳と神道の関係について本格的に取り扱うことができず、素描するに留まった。『国体の本義』の内容分析、教育審議会での議論の分析、そして国民学校令下の教育政策の検証を視野に入れて研究を進める必要がある。

第二に、学校教育における神道の導入をより広い視野から捉えることである。小学校教育における神道の要素の導入は、修身科教授のみを通して行われたのではない。国語、国史といった教科においてどのような変遷があったのか検討する必要があるだろう。

第三に、天皇の神格化の「装置」として用いられた教育勅語と御真影奉体の儀式についても視野に入れる必要があると考える。教育勅語と御真影を「奉安」した奉安殿は、1930年代以降に神社様式の造りが一般化したとされ、ここにも神道の影響を見ることができる⁴。本研究は国民道徳や修身に焦点を絞って検証を進めてきたが、これにより、初等教育における神道の要素の導入の全体像を明らかにすることができるだろう。

³ 佐藤秀夫編『続・現代史資料9 教育 御真影と教育勅語2』みすず書房、2004年。

⁴ 小野雅章『教育勅語と御真影—近代天皇制と教育』講談社、2023年、132-133頁。

第四に、地域研究の充実である。本研究では3つの地域を取り上げ、鳥取県と岐阜県を中央の教育政策を先取りする事例として位置付けたが、これが多くの府県で見られる動向であるのか、あるいは特殊な事例であるのかを明らかにすることはできなかった。その解明のためには、さらに対象地域を増やし、全国的な動向を実証的に捉えて行く作業が必須である。こうした作業は、戦前期における地域の行政と教育会および神職会の関係を解明することにも繋がるものとなるだろう。

第五に、個別の学校を対象とした実証的検証が必要である。当該時期の小学校の実態はいかなるものであったのか、歴史的にいかなる展開があったのかについて複数の個別事例に基づいて検証することが求められる。

第六に、上記と関わって学校現場での児童の受け止めがいかなるものであったかについての解明が必要であると考え。訓育としての神社参拝や、教科書内容における神道優先への変化、学校教育における神勅の重視といった施策が教室で実行されたとき、受け手である児童はいかにこれを受け止めたのかということは、本研究のテーマと関わって解明されるべき実態である。しかしながら、修身科においてさえも教授内容を暗記することが重視され、教育勅語の内容を暗誦することは求められても、その内容を問うことは否定された当時の教育状況において、児童の率直な受け止めに明らかにする資料を得ることは困難である。教育雑誌における授業実践報告など資料探索に努めたい。